

千葉商大紀要

第58巻 第3号

2021年3月

論 説

- 不変のなかの緊張
—2006年と2020年の東京都23区民「生活意識」調査の比較から—
..... 荒川敏彦(1)
- 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討
—実習中に求められる「親性」について—..... 相良麻里(15)
相良陽一郎
- 市川市「じゅん菜池」の水環境
—再生・保全に向けた基礎調査報告—..... 杉田文(35)
- 「ニューノーマル」時代の外国語教育
—授業・学習の「サイクル」をめぐって—..... 山内真理(51)
- 法人税法と収益認識会計基準(2)
—法人税法22条の2第4項の「価額」・「通常得べき対価の額」—
..... 泉絢也(87)
- 源氏物語と古事記神話(五)..... 杉浦一雄(144)
- 研究ノート**
- 千葉県における強雨発現特性と経年変化傾向..... 山本和輝(119)
杉田文
- その他**
- 2020年学外研究活動報告.....(131)

千葉商科大学国府台学会

(通巻190号)

執筆者紹介

荒川敏彦	社会学	商経学部	教授
相良陽一郎	心理学	商経学部	教授
杉浦一雄	日本文学, 日本文化	商経学部	教授
杉田文	環境水文学	商経学部	教授
山内真理	英語教育, 言語学	商経学部	教授
泉絢也	租税法	商経学部	准教授
山本和輝	環境学	GARYUU 株式会社	商経学部 卒業生
相良麻里	教育学	東京家政大学	助教

〔論 説〕

不変のなかの緊張

—2006年と2020年の東京都23区民「生活意識」調査の比較から—

荒川敏彦

1 「コロナ禍」直前の生活意識

2020年以後、世界は新型コロナウイルス感染症 (covid-19) の拡大によって生活様式を変容せざるを得なくなった。命と健康への不安が募るにもかかわらず、治療に有効な手立てがない。困難に直面したときに人知を超えた領域に期待を寄せることは、いつの時代にも見られるし、それがいかなる形をとるかは文化的に多様である。今回も、日本では疫病に関する妖怪「あまびえ」がSNSを介して注目を集め、イラストを描いたり、グッズ販売までされたりするなど一種流行とすら言える様相を呈した。

しかし考えてみれば、巨大な危機でなくとも、身近な悩みや些細な心配事や不安につき動かされて、人びとは日頃から人知を超えたものに関わってきた。おみくじを引いたり、交通安全や合格祈願のお守りをもったり、テレビや雑誌の占いに一喜一憂したりといった光景は、日常生活に溶け込んでいる。

では、それら福を招き災いを避けようとする意識や行為は、21世紀日本社会に生きる人びとの身近な生活のなかで、どのように遂行・形成され、また変容しているのだろうか。

こうした関心から、筆者も参加する研究プロジェクトでは、新型コロナウイルス感染拡大の直前、2020年1月から2月に、東京都23区民を対象に調査を行った⁽¹⁾(以下、20年調査と略記)。この調査は、本研究プロジェクトが2006年に実施した同様の調査(以下、06年調査と略記)の継続調査という性格ももつ⁽²⁾。標本数や回収方法などが異なるため完全な比較はできないが、調査対象(東京23区在住の20歳から79歳までの男女)や調査票の質問文を同一にし、調査時期を1月中旬以降に揃えるなど、両調査の比較が意味を

(1) 本稿は筆者も参加する生活意識研究会(宇都宮京子(代表)、北條英勝、新津尚子、下村育世、高橋典史)による科学研究費補助金(基盤研究(B)18H00929研究代表者:荒川敏彦)による研究成果の一部である。

(2) この二つの調査の概要は、以下のとおりである。

〈06年調査〉調査対象集団:東京都23区在住の20歳から79歳までの住民男女

標本抽出:二段無作為抽出法

標本数:1,200サンプル(有効回収票724票、回収率60.3%)

実査方法:調査員による訪問留め置き法

調査期間:2006年(平成18年)1月13日から同年1月22日までの10日間

〈20年調査〉調査対象集団:東京都23区在住の20歳から79歳までの住民男女

標本抽出:層化二段無作為抽出法

標本数:5,100サンプル(有効回収票1,701票、回収率33.4%)

実査方法:郵送配布・郵送回収

調査期間:2020年(令和2年)1月17日から同年1月31日までの15日間

もつようできる限り配慮した。本稿ではこの調査結果をもとに、とくに06年調査と20年調査の結果を比較してみたい⁽³⁾。2011年の東日本大震災と原発事故等をはさんだこの14年間は、人びとの意識と行動に変化をもたらしたであろうか。

2. 初詣とお墓参り

はじめに、いくつか基本的なデータを見てみよう。結論から言えば、14年の隔たりがある06年調査と20年調査だが、多くの質問項目において近似した値のデータが得られた。

一例として、その年(2006年および2020年)に初詣に行ったかどうかの結果を見てみよう。これは、二つの調査の調査票で冒頭に置かれた質問である。

表1 今年の初詣

	行った	行かなかった	無回答
06年調査	61.9% (448人)	37.7% (273人)	0.4% (3人)
20年調査	65.7% (1117人)	32.2% (547人)	2.2% (37人)

初詣という「国民的」とも言える大きな行事であるからか、両調査間で初詣に出向く人の比率に大きな差は見られない。

ところで初詣については近年、若者のイベントと化しているイメージがあるかもしれない。しかし06年調査を分析した北條英勝によれば、初詣に行った人について年代による大きな差はなく、むしろ家族関係と密接な関係をもっていた⁽⁴⁾。それから14年後の20年調査について、年代別との関連を示したのが図1である ($p < .01$, $V = 0.113$)。

図1(20年調査)を見ると、20代の参拝者率が他の年代より高いようにも見える。だが、

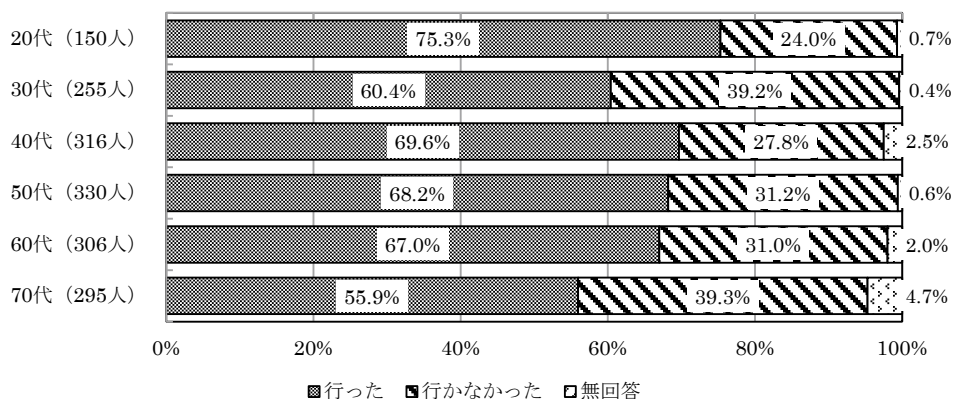


図1 年代別初詣 (20年調査)

(3) 20年調査の結果に関する全体的な概略および分析と比較は、別途発表する予定である。

(4) 北條英勝「第4章 行事・慣行の現代的意味」竹内郁郎・宇都宮京子編『呪術意識と現代社会——東京都23区民調査の社会学的分析』青弓社、77-80頁。06年調査の全体像の提示と個々の問題に関する分析は本書でなされている。

40代から60代まで軒並み7割近くが参拝しており、それほど大きな差があるわけではない。さらに詳細な分析は別稿に譲るとして、さしあたり20年調査からも、初詣を取り立てて「若者」のイベントとは言いがたいという06年調査と同一の傾向を指摘できる。

もう一例見よう。20年調査で82.7%の人が、この3年以内に墓参りをしたと回答している⁽⁵⁾。本研究は、墓参りに行ったかどうかという点だけでなく、むしろそれ以上に、墓前で「自分や家族に良いことがあるようお願いをしたことがある」かどうかという、現象の操作に関心があるかどうか注目した研究プロジェクトである。そのデータをまとめた表2のように、ここでも14年間で大きな差は生じていない。

表2 墓前で自分や家族のための祈願

	ある	ない	無回答
06年調査	67.3% (699人)	32.3% (226人)	0.4% (3人)
20年調査	70.4% (991人)	29.4% (414人)	0.1% (2人)



図2 「ののちゃん」⁽⁶⁾

この質問はもちろん、故人の冥福を祈ることを排除するものではない。亡くなった方の冥福を祈ると共に、生きている自分や家族のための「願い事」をするかどうか、もう少し下世話に言えば、「現世利益」に関わる祈願を墓前でするかどうかを尋ねたものである。そこには「どうぞ私たちを見守っててください」「私が迷ったときには正しい道を示してください」といった広義の「願い」も含まれるだろうし、より直接に、仕事で成功できるよう願ったり、競技で勝利へと導いてほしいと願ったりすることもあるだろう。それらは、故人の霊などに自分に有利になるよう現象に働きかけてもらおうとする「願い事」であると言える。

墓前でそのような振る舞いを不謹慎だとする見方もあるかもしれないが、06年調査でも20年調査でも、約7割の人がそうした願い事を行ってきている様子うかがうことができる。死後は家の守護を司る神的存在となると考える祖霊崇拝的心性を考えれば、それは不謹慎なのではなく、古くからある伝統的な態度であって、7割の人がそれをごく自然に行っていると思われる。

図2は、『朝日新聞』の4コマ漫画「ののちゃん」である。冒頭でののちゃんが「ご先祖様におねがいしていいの?」と、「お願い事」に付着する現世利益的行為の後ろめたさからか、その行為の是非を確認し、おばあさんが「この際ええやろ」と答えるやりとりが、むしろ印象的ですからある。後ろめたさが取り除かれた

(5) 06年調査では「あなたは、お墓参りをしたことがありますか、ありませんか」という、期間に関わらないこれまでの経験を問うたため、96.5%の人が「ある」と回答した。「この3年間」と期間を区切った20年調査との比較はできない。

(6) いしいひさいち「ののちゃん」no. 4645 (2010年8月14日『朝日新聞』朝刊)

とたん、一転してきわめて露骨な願いをしたののちゃんだが、クリスマスのことを忘れていたため、さらにもう一転することになる。これが8月14日付の、つまりお盆の漫画であることから、「お盆」に「墓参り」に行く慣行と、そこでの「願い事」の慣行とを前提としたものであることが分かる。ののちゃんをお願いしているのは、具体的な祖先（おじいちゃん、ひいおじいちゃん、ひいおばあちゃん等）ではなく「ご先祖様」と言われており、願いを聞き届けてもらおうとする対象はそれなりに抽象的である。もちろんケースバイケースであるが、ここでは生前を知っている故人の霊へのお願いというより、願いを叶えてくれる夢のような（クリスマスのサンタクロースのような？）祖先への願い事が観念されているようでもある。

墓前で「祈願」行為が一般的に普及しているからこそこの漫画が理解できるのであって、多くの人が墓参りをするお盆の時期に掲載されたのだろう。7割という墓前で祈願する人の割合は、当面継続していくと思われる。

3. 態度の比較

つぎに、日常生活において行為され意識されている、より身近で日常的な事柄に目を向けてみよう。そのなかでもとくに、現実何らかの影響を及ぼそうとする意識に関わる事柄について、06年調査と20年調査とを比較して見たい。すなわち、(1) おみくじを引くなどの行為を実際にどの程度行っているか、(2) おみくじや厄年などをどの程度気にするか、(3) 絵馬の奉納やお経を唱えるといったことの効果をどの程度信じているか、(4) 超人知的存在の可能性の4点について、06年調査と20年調査のデータを比較してみよう。以下の各グラフでは、各項目の上段に06年調査(n=724)を、下段に20年調査のデータ(n=1701)を示した。

3.1 日常での振るまい

はじめに、「A. 神社やお寺に行ったときにおみくじをひく」「B. 家相・風水の知恵を生活の中に活かす」「C. お寺や神社の前を通る時におじぎをしたり、手を合わせたりする」「D. 新聞、雑誌などの『今月の運勢』といった欄を読む」「E. テレビ番組の占いコーナーを見る」「F. インターネットの占いサイトを見る」「G. 葬式後に塩でお清めをする」の7項目について06年調査と20年調査の結果を比較する（項目Fは06年調査では尋ねていないためここでは省略）。両者を並べて比較したグラフが図3である。

図3を見ると、(A) おみくじを引くことや(C) 寺院や神社の前のおじぎについては、行為する傾向が若干増しているように見える。おみくじを引くのは神社が多いだろう。後述するように、2000年代以降には仏像ブームや神社ブームとも呼ばれる現象があり、テレビをはじめ多様なメディアに寺院や神社が登場する機会が増えた。このデータから確定的なことは言えないが、おみくじを引く等の増加はこうした動向とも関連するかもしれない。

おみくじを引くなどの行為が増加傾向を見せる一方で、運勢を知ろうとする傾向(D・E)については、メディアの違いによって若干の違いが見られた⁽⁷⁾。新聞・雑誌の運勢欄の閲読については06年と20年とではほぼ同じ比率となったが、テレビの運勢コーナーの視聴については若干減少傾向が見られたのである。葬儀後に塩で清める所作についても、若干減

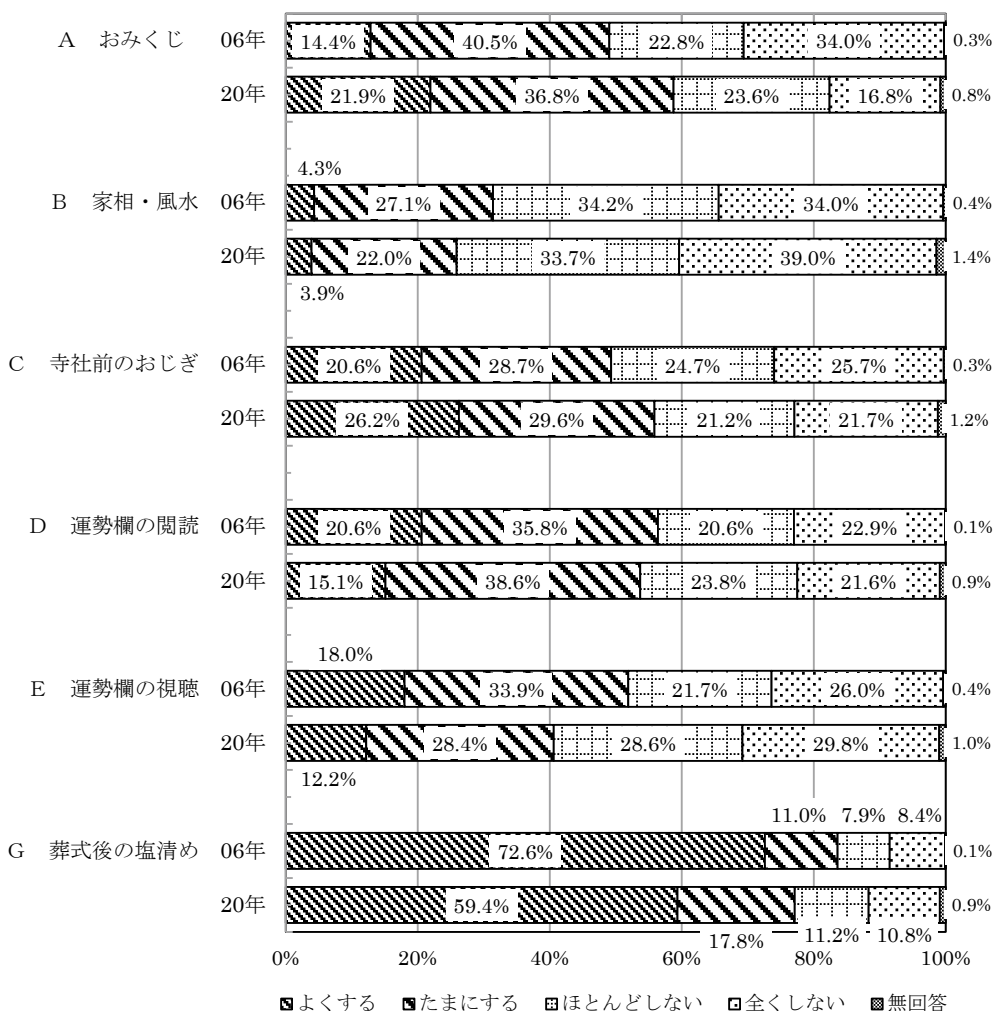


図3 行為の比較

少傾向が見られる。継続調査とは言え二点間の比較には慎重を要するが、葬儀形式や埋葬方式の多様化、現代日本社会における孤独死の問題の深刻化など、死をめぐる場面の変容は、今後いっそうその度合いを強めるだろう。自宅で葬儀を執り行うケースは、とりわけ本調査が対象とする東京23区においては稀になっているだろうと予想される。それは、個人の葬儀経験の減少となる。「穢れ」の意識に伴ってなされる「清め」の儀式的減少傾

(7) ちなみに、新聞・雑誌の運勢欄閲読とテレビの運勢コーナー視聴のデータ（20年調査）について、無回答を除いたクロス集計表は1%水準で有意であり（ $p < .01$, $V = 0.515$ ）、どちらも運勢について関心を寄せた行為であるから当然とも言えるが、両者の強い連関が見られた。すなわち運勢欄についての新聞雑誌とテレビとの関係では、一方のメディアの閲読・視聴を「よくする」人は他方のメディアの視聴・閲読も「よくする」傾向があり、逆に一方を「全くしない」人は他方も「全くしない」傾向がある。

向は、死をめぐる文化的変容の先駆けであるように思われる。

3.2 気にするかどうか

つぎに、吉凶に関わる事柄についてどの程度「気にする」かを尋ねた項目について、06年調査と20年調査の結果を比較してみよう。対象は「A. 神社やお寺のおみくじの結果」「B. 姓名判断の結果(姓名の字画数など)」「C. 家相(風水)」「D. 北枕」「E. 厄年」「F. 忌み言葉」「新聞や雑誌などの『今月の運勢欄』といった欄の結果」の7項目である。

図4を見ると、「北枕」を気にする人の割合が減少しているが、その他の項目について

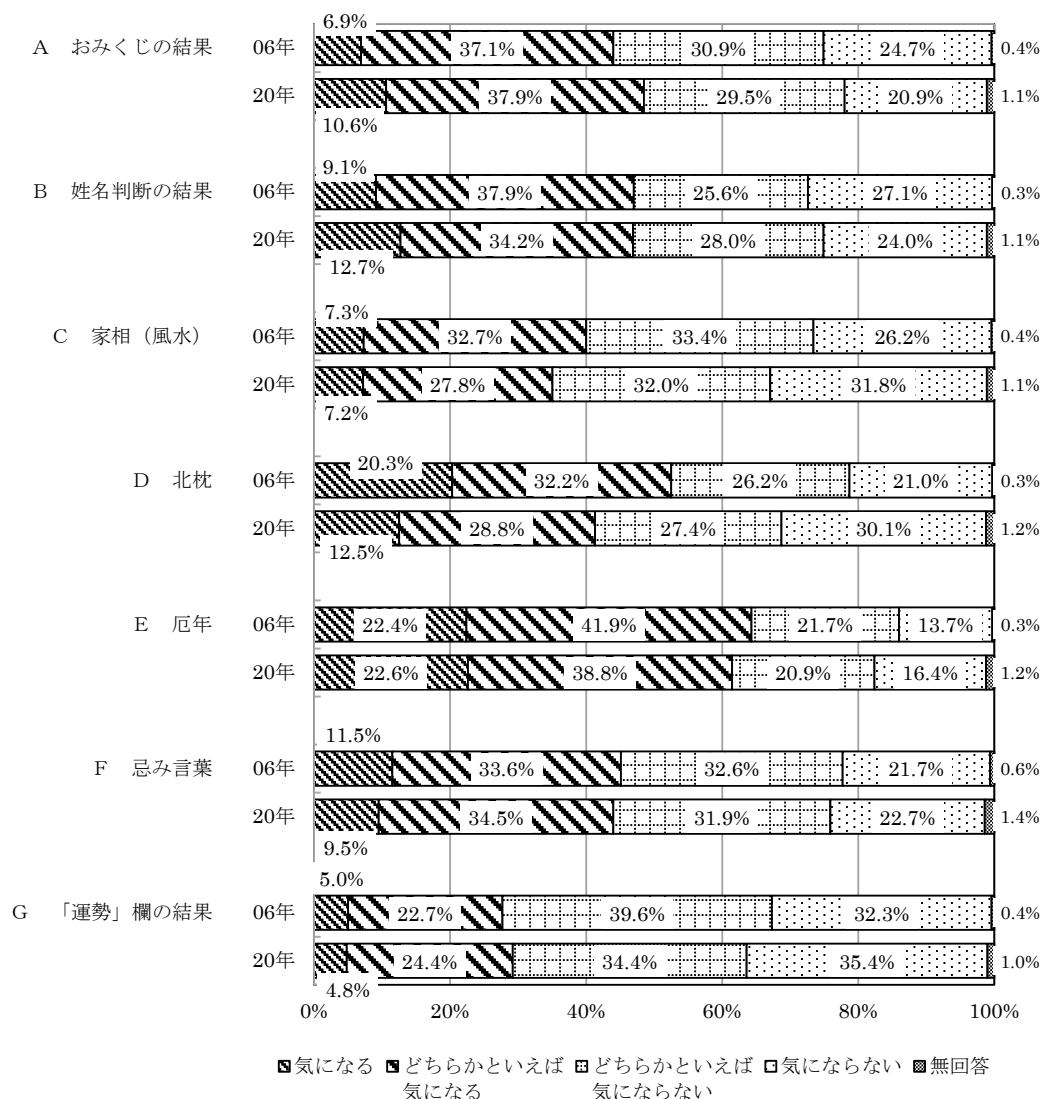


図4 気になる事象

は06年調査と20年調査とでほとんど差が見られない。おみくじの結果を気にする傾向がわずかに増えているようにも見えるが、大差はない。

北枕について補足しておくなら、何かが「気になる」、それをしないと「気持ち悪い」という意識は、普段から関連する事柄に接していたり、口にしていたりすることによって形成されるのだとすれば、自宅での葬儀が減少した現代において「北枕」を気にする機会が減ってきたことが背景にあると考えられる。

3.3 効果についての意識

つぎに、現象を操作するすべについてどの程度までその効果を信じているのかを聞いた項目である「A. 願いが叶うまでの禁欲（酒断ち・茶断ちなど）」「C. 絵馬を奉納する」「E. お経をとなえたり、お祈りをしたりすること⁽⁸⁾」「F. 悪いことが起きたとき、お祓いをしてもらうこと」「G. 呪いをかけること、あるいはかけられること」の5つの現象操作法について、06年から20年の変化を見ていこう。「B. パワースポットに行くこと」と「D. お守りを持つこと」は、06年調査になかった新たな項目であるため比較ができず、ここでは省略する（パワースポットの関連については後述）。

図5を見ると、効果意識についても06年調査と20年調査とに差は見られなかった。「お

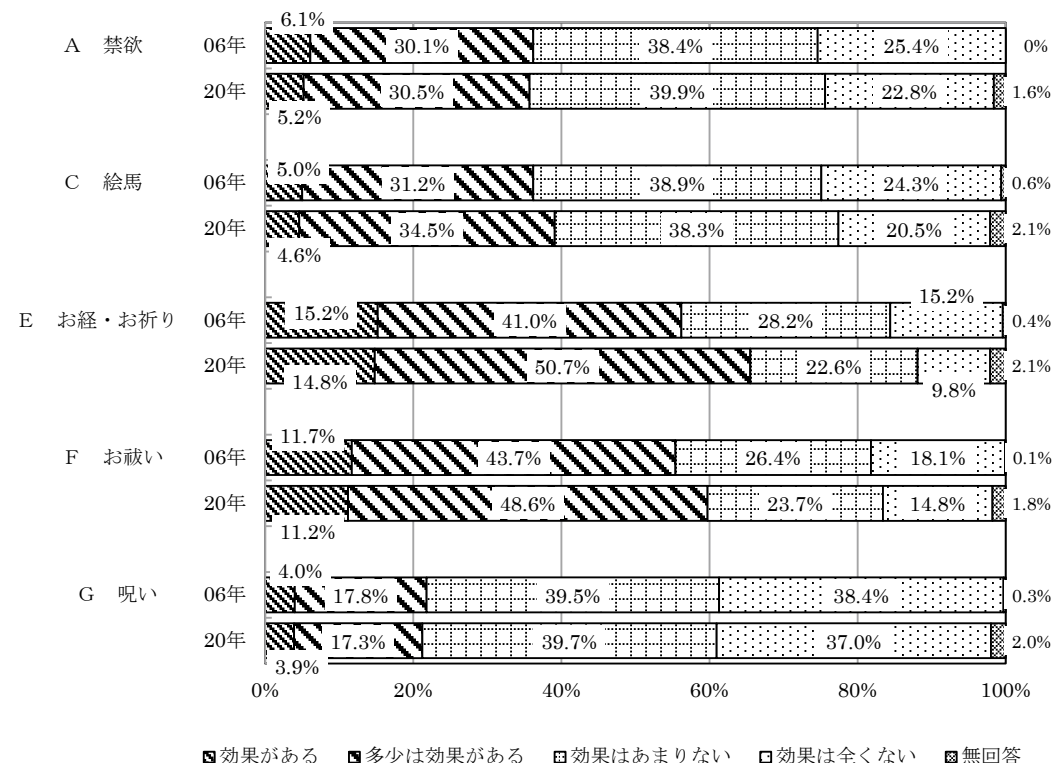


図5 効果意識

(8) これは06年調査では「念仏・お経をとなえる」という項目であった。

経・お祈り」の効果についての肯定感が若干増加しているようにも思えるが、これも大差ではない。ただすでに見たように、おみくじを引く人の割合の微増、神社やお寺の前でおみくじをする割合の微増、おみくじを引くことを気にする人の微増と並べると、「お経・お祈り」の効果について「多少は効果がある」と回答した人についても微増傾向を読み取れるのだとすると、寺院や神社に関連する意識や行為の微増傾向が浮かび上がってくる。これについては、今後の詳細な検討に委ねたい。

ここで、20年調査で新たに加えた質問項目の一つである「パワースポットに行くこと」に効果や影響力があると思うかの質問について瞥見しておこう。各項目の個別分析は本稿の課題ではないが、効果意識との関わりでパワースポットに対する効果の年代別意識 (n=1624) を検証しておく、クロス集計表は1%水準で有意であり (p<.01, V=0.167), 年代によって効果意識が異なっていると言える (図6)。「効果がある」と「多少は効果がある」を合計した効果の「肯定傾向」からは、たしかに60代と70代の高齢層は肯定傾向が低い。しかし、では、それがとくに「若者に特徴的」なのかと言え、20代から50代まで大きな差はなく、パワースポットに対する効果意識が特別に若者に特徴的なものとは言えない。またその肯定傾向は、最も効果肯定率の高い40代でも59.0%であり、たとえば6割を超える「お経・お祈り」の効果への肯定傾向(65.5%)には及ばない(図5参照)⁽⁹⁾。

その背景の一つに、表現のあり方が関わってはいないだろうか。すなわち、「パワースポット」というカタカナ語で表現される事象への効果意識よりも、「お経」「お祈り」という漢字で表現される事象への効果意識の方が高まっているとも考えられるのである。それは、一時ブームとなった「ヒーリング」よりも、現代では「癒やし」の方が頻繁に使われているように感じられるのと軌を一にしているように思われる。

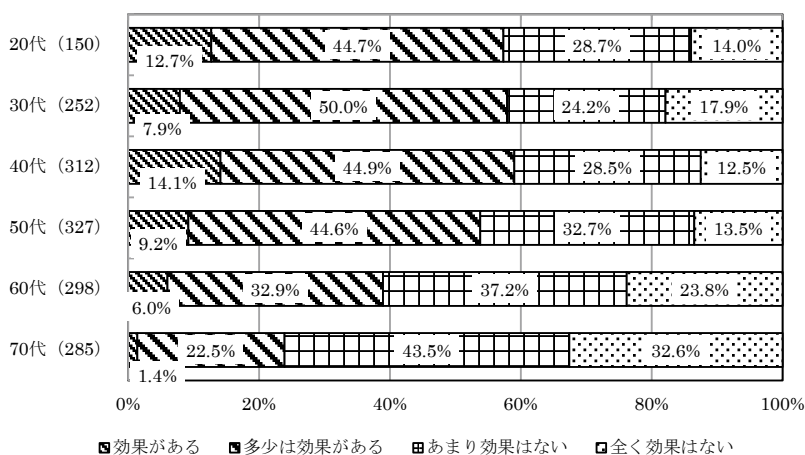


図6 パワースポットに行くことの効果意識×年代差 (20年調査)

(9) 年代別集計で確認しておく、40代の「お経・お祈り」の「肯定傾向」は73.9% (16.8%+57.1%)であり、1%水準で有意 (p<.01, V=0.085)。

3.4 超人知的事柄の可能性についての意識

最後に、ここまで見てきた日常での行為、気にする度合い、効果への意識と密接に関連すると考えられる、超人知的事象や存在の可能性に関する意識を見よう。06年調査と20年調査では、「A. 運がいい・わるい」「B. ご縁がある・ない」「C. 縁起がいい・わるい」「D. 生まれ変わり」「F. 虫の知らせ」「G. 直感・インスピレーション」「H. 山川草木などに自然の霊が宿る」「I. 守護霊」「J. 神や仏」について、それらが「実際にありうることだと思いますか」と尋ねた（図7）⁽¹⁰⁾。

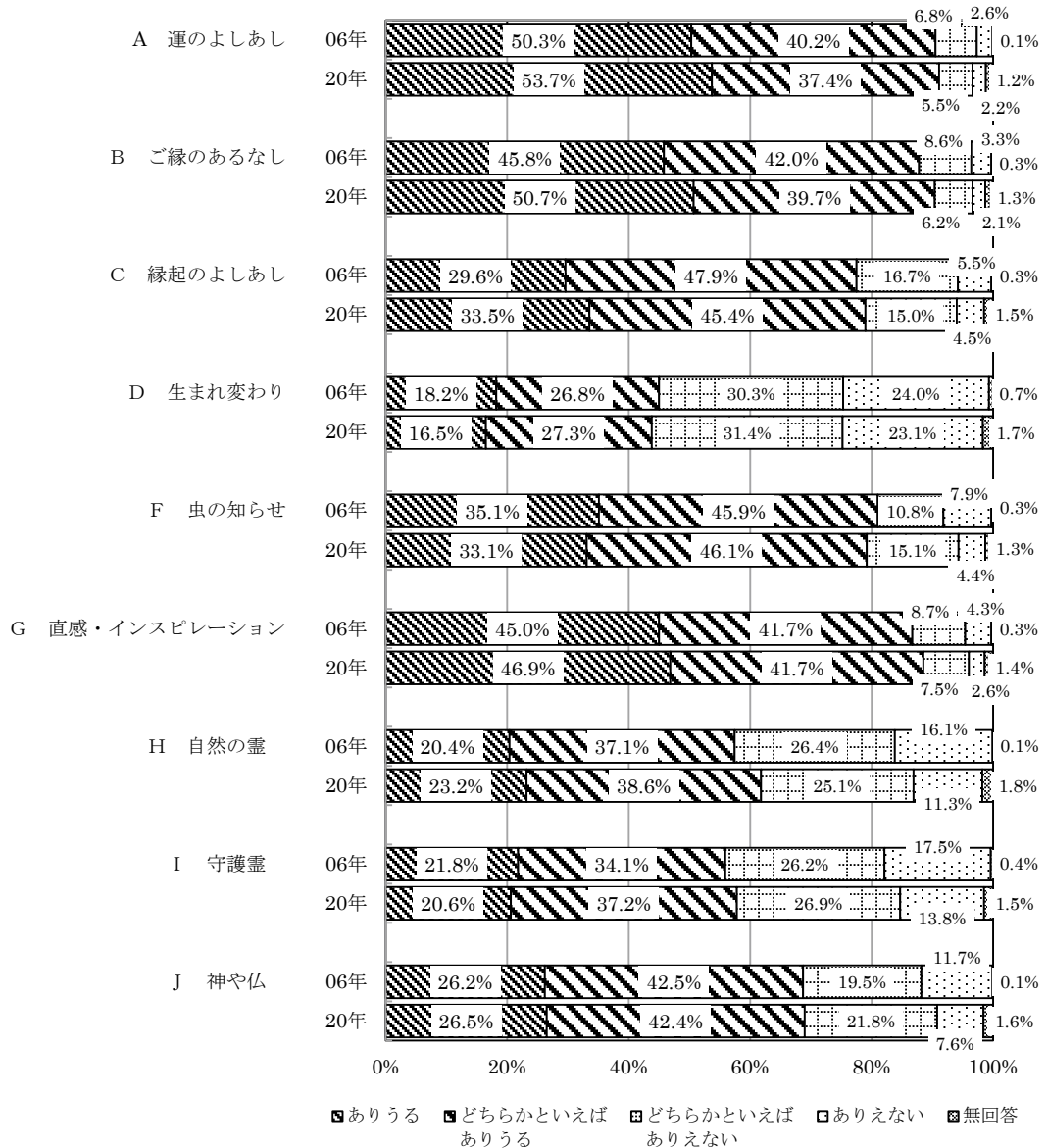


図7 超人知的存在の可能性

見て分かる通り、どの項目の値も驚くほど変化がなく、ほぼ同じ値を示した。二時点の比較にすぎないが、ここまでデータが一致することを踏まえれば、2006年から2020年にかけての14年間では、超人知的事象がありうるかどうかについての意識にはほとんど変化が生じなかったとみてよいだろう。それは、ここで尋ねた事柄の存在可能性についての意識が、肯定であろうと否定であろうと（少なくとも東京23区に在住する）人びとの間に強く根を張っていると思わせるものである⁽¹¹⁾。なかでも、「運」や「直感・インスピレーション」が多くの人に信じられている状態が、人びとの「社会」や「政治」への意識にどのような関連をもつかは重要な問題であろう⁽¹²⁾。

4. 「変わらない」ことの構造的把握と社会的背景に向けて

すべてにおいてではないが、2006年1月から2020年1月のデータを比較して見たとき、14年を経ても大きな変化が見られないことを見てきた。この14年という時を埋めるデータが手許にないのが残念であるが、この間に、たとえば2011年3月11日の東日本大震災および原発事故による、(本調査が対象とした)東京23区も含めた甚大な災害がもたらされ、天皇の代替わり、安倍晋三長期政権(歴代最長)など歴史的な出来事も多々あった。近年頻発する自然災害も、人びとに「運命」や人間の無力感、科学技術の限界を思い至らせる契機となりうる。しかし多くの項目、とりわけ「3.4」(図7)に見た超人知的事象の可能性についての意識は、肯定が増えたわけでも、否定が増えたわけでもなく、ほぼ一定であった。

私たちはむしろ、この「変わらないさ」を把握しておく必要があるのではないか。現在、新型コロナウイルスの感染問題によって生活様式は一新されようとしており、それだけでなくデジタル化、AI化の波は、今後の生活様式を大きく転換させようとしている時代である。生活や労働の場だけでなく、ドローン兵器など自律型兵器の技術が急速に拡大し「戦争」観が大きく変われば、多方面に影響が及ぶだろう。VR技術も、人びとの「現実」認識を変えようとしている。

時代の回転はますます速くなるばかりであるが、少なくとも現在、生活の中に息づく(どちらかと言えば伝統的な)儀礼や超感性的な事柄についての意識や振る舞いは、一定の割合で確認できる。これほどの急激な社会的変化のなかでも変化しない意識や行動があるな

(10) 20年調査では新たに「E. 因果応報」を加えたが、06年調査との比較ができないのでここでは省く。

(11) もちろんデータについては詳細に検証する必要がある。さしあたり二点指摘しておく。06年調査と20年調査とでは男女比に差がある。06年調査では男:女=48.3%:51.7%だったが、20年調査では男:女:その他・答えたくない=43.0%:56.1%:1.0%であり、やや女性の割合が多くなっていることは重要である。また、日本社会の高齢化の反映ではあるのだが、平均年齢も高くなっている。06年調査では回答者の平均年齢は46.3歳だったが、20年調査では52.1歳となっている。06年調査の分析から、性別と年齢(年代)はきわめて重要な要因となることが知られており、今後、この結果を踏まえた検証が必要である。下村育世、2010、「第8章 若年層の『呪術』とその特徴——高齢層との比較のなかで」竹内郁郎・宇都宮京子編『呪術意識と現代社会』青弓社。

(12) 20年調査では具体的に収入状況や支持政党なども尋ねている(06年調査では諸般の理由から断念した項目であった)。それらの関連を踏まえた分析は、今後の課題である。

ら、その背後には、強固な意識構造・社会構造があると仮定することは、今後の社会理論的考察を進めるうえで重要な点となるだろう。

ただし、それらの「不変」と見える行為や意識が、本当に「変わらず」あるのかどうかは検討を要する。変化なく続いているように見える背後では、類似するものや異質なものとの「せめぎ合い」が絶えずなされ、その緊張関係ないし闘争のなかで一定の状態が保たれている、あるいは更新され続けていると考えることができるからである。

そう見たとき、06年調査から20年調査については、先に触れた「強固な意識構造・社会構造」を要因とする以外にも、少なくともさらに二つの視点がありうる。一つは、調査の項目となった行為や意識は、短期的には変化しない「心性」に関わっているという可能性である。もう一つは、2006年と2020年の各調査時点でそれぞれ「特殊要因」があり、データが一致したのはただ偶然が重なっただけであるという可能性である。このいずれであるとしても、必要なことは調査をめぐる時代の社会的背景の検討であろう。

本稿でその詳細を見ることはできないが、本研究プロジェクトに関連する要素をいくつかあげておきたい⁽¹³⁾。たとえばメディアの影響力を踏まえれば、06年調査の時期は、「江原啓之スペシャル 天国からの手紙」(2004年～2007年、フジテレビ)や「オーラの泉」(国分太一・美輪明宏・江原啓之のオーラの泉)(2005年～2009年、テレビ朝日)などの番組が好評を博していた時代であったことが、調査項目の少なからぬ部分に影響を与えた可能性を否定はできない。

けれどもそれらの番組が終了して10年以上経った20年調査においても、調査結果に大きな変化は見られなかった。2012年には新語・流行語(『現代用語の基礎知識』選)のトップテン内に「終活」が入ったことにも見られるように、「死」をいかに迎えるかの問題意識が、従来とは異なるかたちで緩やかに広がっていった。その背後には、2007年に日本社会が「超高齢社会」(65歳以上人口が全人口の21%以上)になったこともあるし、「孤独死」の増加もある。06年調査、20年調査とも東京都23区民を対象にした調査だが、内閣府の『高齢社会白書』によれば、(23区以外も含む)東京都内で「孤立死と考えられる事例が多数発生」しており、東京都監察医務院のデータによると「東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数は、平成28(2016)年に3,179人となっている」と述べられている⁽¹⁴⁾。人びとの死生観が本研究の調査項目のそれぞれと関連していることは十分に考えられる。20年調査では死生観についての項目はないが、広く人生観や科学観についての項目があり、それらと関連させた分析が重要となる。

その数はあまりに膨大だが、もう少しマスメディア状況を追っておくと、2014年から2017年にかけて「お坊さんバラエティー ぶっちゃけ寺」(テレビ朝日)が放送され、2019年の大晦日に生放送スペシャルが放送されるなど、その後も時おりスペシャル番組

(13) 日本の近年の宗教事情については、堀江正宗編、2018、『現代日本の宗教事情 国内編 I』岩波書店が大変参考になる。

(14) 内閣府「平成30年版高齢社会白書(全体版)」(https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2018/html/zenbun/sl_2_4.html, 2020年1月17日閲覧)。また「孤独死」については、以下の拙著も参照(荒川敏彦、2020、『働く喜び』の喪失——ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を読み直す』現代書館)。

が放送されている。またNHKは2018年から2020年に「NHKテレビ 趣味どきっ! 福を呼ぶ! ニッポン神社めぐり」を放送している。同じくNHKの食事番組「サラめし」では、僧侶の食事やカトリック神父の食事生活風景が放送されるなど、大小取り混ぜて「宗教」に関わるさまざまな番組が放送されている。もちろん「世界遺産」関連をはじめ、歴史的な寺院や神社を取りあげた旅行番組は数知れない。

また、この二つの調査の間には、たとえば2009年には東京国立博物館をはじめとした「国宝 阿修羅展」で総来場者数が190万人を超えて入場者の最高を記録し、ネット上でもさまざまに話題となった。また2013年は神宮(伊勢神宮)の式年遷宮(遷御)にあたり、内宮と外宮をあわせ年間1420万人を超える参拝者が伊勢神宮に足を運んだ⁽¹⁵⁾。それと前後して「御朱印ブーム」も広がっている。政府肝いりの(とくに訪日外国人の)旅行客をターゲットにした経済振興策も、これらの動きに結びついていただろう。

すでに見てきたように、06年と20年の二つの調査の間には、寺院や神社に関連する事柄への肯定的な傾向の「微増」が見られる。詳細な分析はこれからだが、20年調査データの背後にある、次々と新たに立ち上げられる寺院や仏閣、僧職や神職、聖職者を扱ったテレビやSNSの情報が及ぼす影響を無視することはできない。それは、結果として生活意識の現状を次々と更新しながら維持し、少しずつ変容させてきている可能性がある。

本稿では、新型コロナウイルス感染拡大のまさに直前となる2020年1月に行った生活意識調査のデータについて、同一テーマで2006年1月に実施した調査データとの経年比較を行った。多くの項目に「変化のなさ」が見出されたことが、そこに潜む強固な構造的要因あるいは緊張関係についての問題を提起しているように思える。今後の検討の中でこれらの問題に取り組んでいきたい。

[参考文献]

- 荒川敏彦, 2020, 『「働く喜び」の喪失——ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を読み直す』現代書館。
- 堀江正宗(責任編集), 2018, 『いま宗教に向きあう1 現代日本の宗教事情 国内編I』岩波書店。
- 北條英勝, 2010, 「行事・慣行の現代的意味」竹内郁郎・宇都宮京子『呪術意識と現代社会——東京都23区民調査の社会的分析』青弓社。
- いしいひさいち「ののちゃん」no. 4645 (2010年8月14日『朝日新聞』朝刊)
- 奥野修司, 2017, 『魂でもいいから、そばにいて——3・11後の霊体験を聞く』新潮社。
- 下村育世, 2010, 「第8章 若年層の『呪術』とその特徴——高齢層との比較のなかで」竹内郁郎・宇都宮京子編『呪術意識と現代社会』青弓社。

(15) 「伊勢神宮参拝者数、7年連続800万人超え 初詣客でにぎわう」『伊勢志摩経済新聞』(2019年1月1日付)
(<https://iseshima.keizai.biz/headline/3127/>, 2021年1月17日閲覧)

〔インターネット参照〕

「伊勢神宮参拝者数、7年連続800万人超え 初詣客でにぎわう」『伊勢志摩経済新聞』(2019年1月1日付) (<https://iseshima.keizai.biz/headline/3127/>, 2021年1月17日閲覧)
内閣府「平成30年版高齢社会白書(全体版)」(https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2018/html/zenbun/s1_2_4.html, 2020年1月17日閲覧)

本論文は、JSPS 科研費(基盤研究(B)) 18H00929 の助成を受けた研究成果の一部です。

(2021.1.21 受稿, 2021.3.17 受理)

〔抄 録〕

本稿では、東京都23区在住の20歳～79歳までの男女を対象として2006年と2020年に実施した生活意識調査のデータ、すなわち、(1)初詣に行ったかどうか、(2)お墓参りに行ったかどうか、(3)墓参に際して自分のために願い事をするかどうか、さらに、(4)神社でおみじくを引くかどうかなどの「行為」の頻度、(5)おみくじの結果や姓名判断などを「気にする」かどうか、(6)絵馬やお祓いなどの「効果」についての意識(パワースポットに行くことの効果意識も含む)、(7)運のよしあしや守護霊など「超人知的事柄の存在可能性」についての意識、を比較した。2006年調査と2020年調査の結果は、多くの項目において近似した値を示し、この間の生活意識の「不変」である状況を示した。しかし、その変化のなさの中に、まさに変化をさせない構造的要因、および変化のなさの背後で次々と展開されている社会的文化的要因が考えられ、その析出が今後の社会理論における重要な課題として浮上した。

〔論 説〕

教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討

—実習中に求められる「親性」について—

相 良 麻 里
相 良 陽 一 郎

大学における教員養成課程において、教育実習生は事前教育を受けているにもかかわらず、実際の実習場面では予想外の困難に出会い、戸惑ったという報告が多い(相良, 2007; 2009)。その原因として、従来の事前・事後教育ではあまり重視されてこなかったコミュニケーション・スキルの不足があるのではないかと考えられたが(相良, 2010; 2011; 相良・相良, 2012)、実際の教育実習における成績評価(他者評価)と実習生自身の自己評価をもとに、ENDCOREs(藤本・大坊, 2007; 主にコミュニケーション・スキルを測定する尺度)、KiSS-18(菊池, 2014; 主にソーシャル・スキルを測定する尺度)、そしてソーシャルスキル自己評定尺度(相川・藤田, 2005; コミュニケーション・スキルとソーシャル・スキルの両面を測定する尺度)を用いて教育実習生のスキルを測定し、検討した結果(相良・相良, 2013~2015)、不足しているのはコミュニケーション・スキルではなく、主にソーシャル・スキルなのではないかという可能性が高まっている。一般的にコミュニケーション・スキルとはコミュニケーションを円滑に行うために必要となる能力のことである(藤本ら, 2007)。またソーシャル・スキルとは、対人場面において適切かつ効果的に反応するために用いられる言語的・非言語的な対人行動と、そのような対人行動の発現を可能にする認知過程との両方を包含する概念であり、基本的にはコミュニケーション・スキルを包含する概念である(相川ら, 2005)。

さらに相良・相良(2016)は、ここで問題となっているソーシャルスキルとはどのようなものなのか、より広い観点から検討する必要があると考え、実習生の日常生活スキルと教育実習結果の関係について検討した。日常生活スキルとは、ライフスキルとも呼ばれるもので、「効果的に日常生活を過ごすために必要な学習された行動」(Brooks, 1984)、あるいは「人々が現在の生活を自ら管理・統制し、将来のライフイベント(人生における重要な出来事)をうまく乗り切るために必要な能力」(Danish, Petitpas & Hale, 1995)などと定義されている。また世界保健機関(WHO, 1997)はライフスキルを対人場面で展開されるソーシャル・スキルを内包した心理社会的能力と位置づけ、「日常生活で生じる様々な問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力」と定義している。従って日常生活スキル(ライフスキル)とは、コミュニケーション・スキルやソーシャル・スキルを含む、より広義な概念であるといえる(島本・石井, 2006)。この日常生活スキルと教育実習結果を分析した結果、新たにリーダーシップや感受性のほか、自己肯定感(self-affirmation)のスキルが重要であることが示された(相良ら, 2016)。

自己肯定感とは、「自己に対して前向きで、好ましく思うような態度や感情」であり、いわゆる自尊感情(self-esteem; Rosenberg, 1965)に含まれるものである(田中・滝沢, 2010)。そして近年、この自己肯定感は学校教育場面の問題と結びつけて論じられること

が多くなっている(吉森, 2015)。子どもの自己肯定感の低下が様々な問題事象の原因であるという指摘である。また、行政府や地方自治体においても児童・生徒の自己肯定感についての検討が多数なされている。例えば平成27年に公表された教育再生実行会議の第七次提言においても、これからの時代を生きる人たちに必要とされる資質・能力(求められる人材像)として、自己肯定感を醸成していくことの重要性が指摘されており(教育再生実行会議, 2015)、平成28年の専門調査会においても繰り返し自己肯定感についての検討がなされている(教育再生実行会議, 2016)。

ところで、自己肯定感に類似した概念として「自己受容性(self-acceptance)」がある。自己受容とは、もともとRogers(1951)が来談者中心療法の中で提案した自己意識のあり方で、簡単に言えば「ありのままの自己を受け入れること」であるが、臨床心理学的実践の中で非常に重要な概念のひとつである。実際Rogers(1961)は、来談者中心療法に関する多くの研究から得られた帰結として、自己の受容こそが心理療法の向かう方向のひとつであると強調している。一般的に成功した臨床実践においてクライアントは自己に対する否定的な態度が減少し、肯定的な態度が増加する。これはつまり、クライアントがやむを得ず渋々と躊躇いながら受容するだけでなく、本当に自分自身を好きになるということである。これは決して誇張的・自己主張的な自己愛ではなく、自分自身になることに静かな喜びを持つことと言える(ロジャーズ, 2005b: 83)。

また臨床実践以外においても自己受容性は重視されており、成熟したパーソナリティや心理的健康の一指標と考えられる(Rogers, 1951; 板津, 1994; 鈴木, 2010; 春日, 2015)だけでなく、自己受容が良好な対人関係を築くことにつながるという(川岸, 1972; 板津, 1994; 2006; ロジャーズ, 2005a; 2005b)。つまりあらゆる人にとって、心理的な健康状態を維持する上でも、自己実現を目指す上でも、適切な社会関係を築く上でも、自己受容した状態で臨むことは、たいへん重要なのである。

ただし、自己肯定感と自己受容の相違については、研究者により見解が大きく異なるため、簡単に定義することが難しい(田中ら, 2010)。自己受容したとしても必ずしも自己を肯定的に捉えるとは限らないし、自己肯定感を持っていても必ずしも自己受容した結果とは言えない場合もあり得る。しかしロジャーズの言うように、本当の自己受容をするならば、その結果として自己肯定感を持つことになるであろうし、それは内発的・自然発生的に適応的な態度や行動の発現に結びつくはずである。また、自己受容することが結果的に他者受容につながり、それが円滑な社会相互作用に結びつくこともすでに述べた通りである。

上記の指摘を受け、相良・相良(2017~2019)では、自己肯定感と自己受容性の両面から教育実習の成否を捉えるべく、自己肯定意識尺度(平石, 1990)・自己受容性測定スケール(宮沢, 1987)・自己受容尺度(板津, 1994)といった複数の尺度を用いて検討を行った結果、単なる(消極的な)自己受容や自己肯定ではなく、本当の意味での自己受容性(後述の⑦)が重要であることが示唆された。また、それに付随して、日々の生活が非常に楽しく充実感を感じる傾向(後述の⑧)も重要であることも示された。

さらに相良・相良(2020)においては、自己受容性を含む自尊感情(Rosenberg, 1965)という側面から同様の検討を行った結果、本当の意味での自己受容性(⑦)が他者受容を経て良好な対人相互作用につながりやすいこと、そしてそれが高い客観的評価に結

びつきやすいことが改めて示されたほか、自己有能感（後述の⑨）に代表される自尊感情の認知的・評価的な側面が、教育実習の成否に関わる重要な要因と認められた。実際の成功経験や目標の達成経験などによって得られる自己有能感（Tafarodi & Swann, 1995）は、単に主観的な自己評価では終わらず、他者からの客観的評価につながるのである。また事前指導として、十分に準備をさせ、教育実習の計画やイメージ作りを入念に行わせると、実習生の不安を取り除き、心に余裕が生まれることがあり、それが結果的に本人の自己有能感となって、教育実習の成功につながる可能性についても示唆された（相良ら, 2020）。

これまでの一連の研究（相良, 2007；2009～2011；相良ら, 2012～2020）の結果をまとめると以下ようになる。様々なスキルのうち、①関係開始（既存のグループに気軽に入っていく、すぐに仲よくなれる能力・人と話すのが得意である能力・誰にでも気軽に挨拶できる能力）、②表現力（自分の気持ちを表情でうまく表現できる能力・相手にしてほしいことを的確に指示できる能力・自分の感情や気持ちを素直に表現できる能力・自分の衝動や欲求を無理に抑えない能力）、③問題対処（トラブルに対処できる能力・相手からの非難に対処できる能力・相手と上手に和解できる能力）、④関係維持（周りの期待に応じたふるまいができる能力・人間関係を第一に考える能力・友好的な態度で相手に接する能力）、⑤自律性（道徳的な判断に基づいて正しい行動をする能力・集団の先頭に立って皆を引っ張っていきける能力・周りとは関係なく自分の意見や立場を明らかにできる能力）、⑥感受性（困っている人を見ると援助したくなる傾向・他人の幸せを自分のことのように感じられる傾向）、⑦自己受容性（欠点も含めたありのままの自分を認め、好きになり、他者との関わりの中で絶えず努力し、自己の成長と発展を図ることができる能力）、⑧充実感（生活が非常に楽しいと感じる傾向・充実感を感じる傾向）、⑨自己有能感（自分には多彩な能力があり、多くのことをうまくこなす才能があると考えられる傾向）の各スキル（括弧内は具体的な能力：効果が大きいと思われる順に列記）については、教育実習中に実習校側で重視される可能性が高い。

ところで相良ら（2020）においては、これまでの研究で一貫して使用されてきた客観的な評価基準について、再検討の必要性があることが指摘されていた。従来、客観的評価の基準とされてきた実習校による成績評価軸の中には、評価基準が曖昧なものがあり、その評価自体が恣意的な面を含んでいる可能性があるという指摘である。そこで本研究では、これまで使用してきた評価基準を改善し、教員としての資質を端的に評価できる客観的な基準を新たに採用することとした（詳しくは後述の【方法】を参照のこと）。

従って、従来の成績評価に基づいて得られた成果（特に上記の①～⑨のスキル）が、本当に妥当な結果と言えるのか、改めて確かめてみる必要があるだろう。これらが教育実習の成否につながるスキルとして本当に正しいものであれば、今回新たに採用した客観的基準でも同様に高い評価が得られるはずである。

そこでまず今回検討する対象としたのは「⑤自律性」についてである。これは従来のいくつかの検討結果を組み合わせて構成されたスキルであり、異なる被験者群の結果がまとめられているため、改めてここで再検討しておくのが適当だと考えられる。

「⑤自律性」を構成する項目について詳しくみると、以下の通りである。

「道徳的な判断に基づいて正しい行動をする能力」は、相良ら (2013) において示された結果であり、具体的には藤本ら (2007) による「コミュニケーション・スキル測定のための質問項目 (ENDCOREs)」における「自己統制のメインスキル」内の「道徳観念のサブスキル」と、客観的評価軸 (Ⅰ：教授・学習の指導, Ⅱ：生徒の指導, Ⅲ：教師としての適性) の間に有意な正の相関が得られた [$r=.259$, $r=.254$, $r=.189$] ことに基づいている。つまり、善悪の判断に基づいて正しい行動を選択するほど、高い評価が得られたことになる。言い換えれば、教員として求められる資質のひとつに、人間として善いこと・悪いことの判断基準をしっかりと持ち、父性的に厳しく律する役割を演じられることがあげられる。特に授業中や生徒指導の際、何が正しいのか信念を持って語れることは非常に重要であろう。道徳観念のサブスキルが高く、行動であらわすことができる実習生は、当然評価が高くなったものと考えられる。

次に「周りとは関係なく自分の意見や立場を明らかにできる能力」も、相良ら (2013) において示された結果であり、具体的には「コミュニケーション・スキル測定のための質問項目 (ENDCOREs)」における「自己主張のメインスキル」内の「独立性のサブスキル」と、客観的評価軸 (Ⅰ：教授・学習の指導) の間に有意な相関が得られた [$r=.216$] ことに基づいている。つまり、周りとは関係なく自分の意見や立場を明らかにできるほど、教授・学習の指導といった基本的な面で評価されたことになる。この軸には授業中の態度の評価も含まれており、しっかりとした自分を打ち出せる態度が評価されたものと思われる。実習生といえども、授業を担当する以上、周りや生徒の態度に流されず、教員としての自己を打ちだしていけることが重要である。そうした意味で、自己主張の独立性も評価されるのであろう。ただしこの項目は評価軸 (Ⅰ) のみとの相関であり、教師としての適性 (Ⅲ) とは相関がない点は注意しておく必要がある。

最後に「集団の先頭に立って皆を引っ張っていきける能力」は、相良ら (2016) において示された結果であり、具体的には島本ら (2006) による「日常生活スキル尺度 (大学生版)」における「対人スキル」に含まれる「リーダーシップ」得点 (項目2) と、客観的評価軸 (Ⅰ：教授・学習の指導, Ⅱ：生徒の指導, Ⅲ：教師としての適性) の間に有意な正の相関が得られた [$r=.259$, $r=.254$, $r=.189$] ことに基づいている。つまり、リーダーシップ能力の中でも特に集団の先頭に立って皆を引っ張っていきけることができる実習生が高く評価されている。教育場面で教師として皆の先頭に立ち授業を進めていく態度は重要となるのであろう。

以上でも述べているように、この「⑤自律性」としてあげられている要素は、いわゆる「父性」として知られているものに相当すると思われる。一般的に教員には父性的な役割が求められることはしばしば指摘されることではあるが、ここで改めて実習生のもつ「父性」が、教育実習の成否に影響するのか否かを客観的に検討することは重要であろう。これにより、以前の評価基準で得られた結果が正しいものであったか再確認することができると同時に、「自律性」と見なししていたスキルを「父性」という側面から改めて捉え直すことが可能となり、より広い視点から検討することができるものと思われる。

なお「父性」とそれに対応する「母性」という概念は、もともとフロイトやユングなどの心理学者や、フレーベルを代表とする教育学者によって提起されたものが有名である。

ユング心理学に基づいて考察している河合（1976）によれば、母性の原理は「包含する」機能によって示されるという。それはすべてのものを良きにつけ悪きにつけ包みこんでしまい、そこではすべてのものが絶対的な平等性をもつのである。従って、母性原理はその肯定的な面においては、生み育てるものであるが、否定的な面においては、呑みこみ、しがみつき、死に至らしめる面をもっている。一方、父性原理は「切断する」機能にその特性を示すという。それはすべてのものを切断し分割する。主体と客体、善と悪、上と下などに分類し、（母性がすべての子供を平等に扱うのに対して、父性原理は）子供をその能力や個性に応じて類別する。従って父性原理は、主に切断・分類の機能によって強いものを作り上げてゆく建設的な側面と、逆に切断の力が強すぎて破壊に至る側面の、両面をそなえているのである。つまり母性原理に基づく倫理観は、母の膝という場の中に存在する子供たちの絶対的平等に価値をおくものであり、これを言い換えれば、与えられた「場」の平衡状態の維持に最も高い倫理性を与えるもの（＝場の倫理）であるが、父性原理に基づく倫理観においては、個人の欲求の充足や個人の成長に高い価値を与えるもの（＝個の倫理）と言える（河合，1976；豊泉，2013）。

窪（2014）によれば、河合（1977）の言う父性原理と母性原理の違いは表1の通りである。父性原理では、社会的に良しとされるもの、あるいは強いと見なされるものだけを認めることで、子どもの個を確立させ、鍛えることを目標にしている。それに対して、母性原理では、どのような子どもであろうと見捨てたりはせず、すべてを包み込んでひとつと捉え、その場の調和を図り、すべてのものが大切であると考え、母性は子どもをありのままに受け入れ、父性は子どもにあるべき姿を求めることになる。

表1 母性原理と父性原理の相違点（窪，2014）

母性原理	父性原理
包容原理（原初的母子一体の世界） 「わが子はすべて良い子」	切断原理（自他の違いを解らせる） 「良い子だけがわが子」
自然的存在（内的空間）	文化的社会的存在（外的空間）
エロス 集団内の緊張を処理し、調和・統合	ロゴス（意志的） 目標に向かって強力な権威で集団を支配・統率
臨機応変主義 感じ、つなぎ、結ぶ	原理原則主義 筋を通す
共同体原理 個人の自我の弱さ・情緒的な契約・母性的親切・ 平等に進級・終身雇用制・年功序列	個人主義 個人の自我の強さ
日本の宗教的伝統と社会	キリスト教とその社会 イスラエルの宗教、イスラム教
何もかも呑み込んでしまう恐母 山姥、鬼子母神、魔女	破壊し、伸びる芽を摘み取る 努力しない者、能力のない者、弱い者を切り捨てる

なおフロイトの精神分析学の流れをくむ自我心理学においては、父親の役割として、母と子の間に割り込むこと、同一化の対象となること、適切な幻滅を与えること等があると、そうした父親の存在によって、幼少期の子どもは、現実吟味能力という自我の重要な

機能を促進させることができ、青年期の子どもは、自己を過大評価も過小評価もせず、あるがままに直視し客観化できる強さを得ることにつながるという。(前田, 1988; 松田, 1993)。つまり、自我の成熟にとって最も重要な現実吟味能力の育成を促し、社会化につながるためには、養育者の父性が重要と考えられているのである(神谷, 2003)。

ここから分かるのは、適切で効果的な教育活動を行うために教師は父性的な役割を持たなくてはならないということである。⑤自律性として示したように、周りに影響されることなく、正しいもの・道徳的なものを求める原理原則主義、ロゴスに従った現実主義、理想・目標に向かおうとするリーダーシップなど、いわゆる「父性」というものは、教育活動において重要な資質となろう。そしてこれらの父性性がもたらす現実吟味能力や自己があるがままに客体化し受け入れることができる能力といったものは、先に述べた⑦自己受容性ともつながるものである。本当の意味での自己受容性は、ロジャーズ(2005b)が指摘するように、決して誇張的・自己主張的な自己愛ではなく、ありのままの自己を受け入れることに静かな喜びを持つことであり、ここで言う父性と間接的につながっているように思われる。

ちなみに教育相談場面など、教師がカウンセラーとして児童・生徒の相談にのるような場合は、父性的な役割だけではなく、母性的な役割も必要となろう。相談場面においては、無条件の受容や平等・対等な態度が求められるからである。そして臨床実践場面においては、この無条件の受容(母性的なふるまい)とありのままの態度(父性的なふるまい)が矛盾し、破綻を生じるところにクライアント支援の糸口が見いだせるという来談者中心療法の指摘(ロジャーズ, 2005b)が非常に示唆的であるように思われる。

ところで父子関係の理論については、フロイトのエディプス・コンプレックスが有名であるが、小此木(2001)によれば、従来の日本社会においては母性原理が強く、エディプス・コンプレックスはそのままでは日本人には当てはまらないという(窪, 2014)。つまり日本の思想・文化は、アマテラスの時代から母性原理が優位であったため、日本には母性原理に包まれた父親が多く、父性原理を体现する父親は少ないのである。日本の母子関係の原型は「阿闍世コンプレックス」と呼ばれるもので、そこには理想化された「母なるもの」との一体感と、その一体感を求める「甘え」とが存在する。この「甘え」については土居(1971)も「甘えの構造」として日本人特有の精神構造を指摘している。つまり日本社会においては一般的な人間関係においても、母子関係と同様に、相手に依存し親密さを求めるのである。相手との間に何らかの共通点が見つかると、甘えられる対象であると認識し、母親がそうであるように、口に出さなくても自分の思いに添えてくれるはずだと期待してしまうことになるが、これも母性原理の表出とみることができる。これが日本企業における年功序列・終身雇用が好まれる原因と考えられ、海外企業の実績主義傾向と対をなすものと言える(窪, 2014; 相良, 2008)

母性・父性という相対立する二つの原理は、世界における現実の宗教、道徳、法律などの根本において、ある程度の融合を示しながらも、どちらか一方が優勢であり片方が抑圧される状態で存在しており(河合, 1976)、時代や社会の影響を受けてあり方が変わるものである。特に「父性」は極めて社会的な概念であり、その出現は、男女の性的な結びつきが制度化され、当該文化の婚姻慣習として固定化したときに初めて確認されるものと言

える（綾部，1995）。日本においても，その歴史の中で様々な社会的な転換があり，それに伴い父性の捉え方も大きく変化してきた。現代日本も，先述の河合（1977）が指摘するとおり，欧米との比較においては母性社会であるが，アジア・アフリカ諸国なども考慮に入れると，母性と父性の中間状態にあると言えるかもしれない（河合，1982；樫津，2004）。

ただし重要な点として，父性（男性性）・母性（女性性）とは，実際の性別に対応するものではないことを指摘しておく必要がある。男性であれ女性であれ，どのような人にも父性と母性の両方があり，両者はそれぞれ独立したパーソナリティの側面として存在しているのである。Bem（1974）によれば，あらゆる人間は男性性と女性性をともに持ち，男女両性型のパーソナリティ（アンドロジニー）を示すのが本来の姿であり，最終的には両価値が高度に統合されることが男女を問わぬあらゆる人間発達の目標であるという（アンドロジニー説／心理的両性具有説）。両価値が統合されることが最終的な発達目標であるか否かは議論の分かれるところであるが，少なくとも現代における父性・母性は一次元の対立した概念ではない。生物学的性差に関わりなく，ひとりの人間の内部に父性と母性の両者が共存すると考えられるようになっているのである（松岡・花沢，1999）。旧来の「父性は男性のみが，母性は女性のみが持つ性質である」といった捉え方は誤りであることを強調しておかなくてはならない。

ただし近年は，父性・母性といった用語は性別役割分業観に基づく捉え方であると問題視されることが多く，「親性」といった用語に置きかえられるようになっている（大橋・浅野，2009）。もちろん本研究も，性別役割分業観にとらわれたものではなく，上記のアンドロジニー説（心理的両性具有説）のように，ひとりの人間のパーソナリティを構成する側面としての父性・母性を検討するのが目的である。ただ，表面的な誤解を避けるために論文表題等では「親性」という表現を用いている。

さて本研究では，教育実習の成否と自律性・父性の関係について，より広い観点から検討するため，実習生の心理学的父性および母性について測定することとした。使用した尺度は，吉田（1995）の作成した「母性－父性尺度」である。これはもともと山口（1985）が心理学的男性性・女性性を測定するために作成した「性度検査」を吉田（1995）が改変したもので，母性・父性・女性性・男性性それぞれの肯定的側面と否定的側面について測定することができる尺度である。ただしこうした「性度検査」における女性性および男性性尺度は，当時の時代性が強く反映された表現が多く，現在用いる調査項目としては不適當であると判断し，本研究では母性および父性尺度のみを使用することとした。具体的には，母性の肯定的側面（MOP，MOther Positive），母性の否定的側面（MON，MOther Negative），父性の肯定的側面（FAP，FAThер Positive），父性の否定的側面（FAN，FAThер Negative）のそれぞれ9項目，計36項目からなる「母性－父性尺度」である。具体的な質問項目については後述のアンケート調査項目および表3において示すが，これらのうち，父性の肯定的側面（FAP）は前述の⑤自律性のスキルに相当するものと考えられる。もし相良ら（2020）までの結果に妥当性があり，⑤自律性が教育実習中に実習校側で重視されるスキルであるなら，今回も同様に，FAPの側面が有利にはたらくであろう。

また母性の肯定的側面 (MOP) は、完全に一致するわけではないが、前述の④関係維持や⑥感受性のスキルと重なる部分が多い。しかし母性・父性の否定的側面 (MON・FAN) については、①～⑨いずれのスキルとも一致していない。これらの各側面がどのような特性を示すのか、以下で検討したいと思う。

最終的には、これまで実施した結果 (相良ら, 2013～2020) もあわせて検討することにより、教育実習場面で必要となるスキルとはどのようなものなのかを明らかにした上で、今後の大学の教員養成課程においてどのような事前・事後指導を行うべきなのかを考えることが本研究の目的である。

【方法】

調査対象者

東京都内の女子大学および女子短期大学において、「教育実習の研究」科目を履修する学生 145 名。

アンケート調査項目

アンケートは 2 種類の質問項目から構成されている。

1 つは教育実習生が自己評価を行うための 6 項目である (表 2)。調査対象者に自らの実習についての自己評価を客観的な観点から 100 点満点で求めるのと同時に、その理由も述べさせている。本研究では、6 つの自己評価項目に対する回答値 (最大値は 100) を検討対象とした。この回答値が高いほど、調査対象者が自らの実習に関し成功感を抱いていることを示している。この項目は先行研究 (相良ら, 2020 など) と同一である。

表 2 アンケート調査における自己評価項目

あなたの教育実習は、客観的に見て成功でしたか、失敗でしたか。
以下に挙げた側面それぞれについて、100 点満点で採点してみましょう。
また、そのような点数になった理由もあわせて答えてください。

- | | | |
|----------------------------|--------|-----------------------|
| (1) 生徒がよく理解できる授業を行うことができた。 | _____点 | (100 点：大成功 … 0 点：大失敗) |
| (2) 学習指導案通りに授業展開ができた。 | _____点 | (100 点：大成功 … 0 点：大失敗) |
| (3) 教材研究を十分に行って生徒に提示できた。 | _____点 | (100 点：大成功 … 0 点：大失敗) |
| (4) 生徒とのコミュニケーションがうまくとれた。 | _____点 | (100 点：大成功 … 0 点：大失敗) |
| (5) 先生方とのコミュニケーションがうまくとれた。 | _____点 | (100 点：大成功 … 0 点：大失敗) |
| (6) 教育実習全ての面において | _____点 | (100 点：大成功 … 0 点：大失敗) |

2 つめは、調査対象者の心理学的父性および母性を測定するための 36 項目である。今回は吉田 (1995) による母性－父性尺度を使用した (表 3)。表中では、全質問項目を下位尺度ごとにまとめて示したが、実際のアンケートでは項目番号順に連続して提示されている。調査対象者には、各項目の表現が自分自身のイメージにどれだけ当てはまるか、5 件法 (当てはまる (5 点), どちらかと言えば当てはまる (4 点), どちらとも言えない (3 点), どちらかと言えば当てはまらない (2 点), 当てはまらない (1 点)) で回答を求めた。

表3 母性－父性尺度（吉田，1995）

下位尺度	質問紙での 項目番号	質問項目	下位尺度	質問紙での 項目番号	質問項目
MOP： 母性の 肯定的側面	1	保護的な	FAP： 父性の 肯定的側面	19	頼りがいのある
	2	包み込むような		20	ゆるぎない
	3	あたたかい		21	物事に動じない
	4	育てはぐくむ		22	威厳のある
	5	慈悲深い		23	指導的な
	6	ぬくもりのある		24	権威のある
	7	豊かな		25	一家を支える
	8	家庭的な		26	厳しさのある
	9	自己犠牲的な		27	岩のようにどっしりとした
MON： 母性の 否定的側面	10	過保護な	FAN： 父性の 否定的側面	28	支配的な
	11	盲目的な		29	頑固な
	12	口うるさい		30	威圧的な
	13	おせっかいな		31	厳格すぎる
	14	呑み込むような		32	ワンマンの
	15	溺愛する		33	独裁的な
	16	甘やかす		34	えらそうにする
	17	過干渉の		35	横暴な
	18	束縛する		36	上から押さえつける

母性－父性尺度は、4つの下位尺度（MOP・MON・FAP・FAN）が設定されており、それぞれ9項目から構成されている。

母性の肯定的側面（MOP）：「育てはぐくむ」「ぬくもりのある」などの項目に代表される通り、生物学的性差に関わりなく、誰でも有している心理学的母性（親性）のうち、建設的なパーソナリティ特性の強さを測定する尺度である。

母性の否定的側面（MON）：「過保護な」「甘やかす」などの項目に代表される通り、生物学的性差に関わりなく、誰でも有している心理学的母性（親性）のうち、非建設的（破壊的）なパーソナリティ特性の強さを測定する尺度である。

父性の肯定的側面（FAP）：「威厳のある」「厳しさのある」などの項目に代表される通り、生物学的性差に関わりなく、誰でも有している心理学的父性（親性）のうち、建設的なパーソナリティ特性の強さを測定する尺度である。

父性の否定的側面（FAN）：「頑固な」「独裁的な」などの項目に代表される通り、生物学的性差に関わりなく、誰でも有している心理学的父性（親性）のうち、非建設的（破壊的）なパーソナリティ特性の強さを測定する尺度である。

本研究では、調査対象者による各質問項目への回答値（1～5の値をとる）に関し、下位尺度ごとに合計したものをそれぞれMOP得点・MON得点・FAP得点・FAN得点として分析の対象とした。なお合計得点の範囲はいずれも9～45であり、得点が高いほど当該の尺度があらわす側面が強いことを示している。

教育実習の成績評価

各実習校から得られた教育実習成績評価表に基づいて分析を行う。ただし本研究の成績評価表は、従来の相良ら(2020)等で使用していたものとは評価基準が異なり、以下に示す6個の下位評価軸(必要な能力：Ⅰ～Ⅵ)および総合評価に関する5段階評定(S～D)により構成されている。もちろん評価主体は実習校の実習担当教員であり、評価対象は実習生であることは変わらない。

なお評価基準における下位評価軸(必要な能力)としては、以下の6項目が設定されている：(Ⅰ)学校教育についての理解(教職の意義や教員の役割、教務内容、子どもに対する責務を理解している)、(Ⅱ)教科・教育課程に関する知識・技能(教科の内容・学習指導要領の内容を理解している)、(Ⅲ)教育実践(教材を分析することができる；教材研究を生かした授業を構想し、子どもの反応を想定した指導案としてまとめることができる；教科書にある題材や単元等に応じた教材・資料を作成することができる；子どもの反応を生かし、授業を展開することができる；板書や発問、的確な話し方など授業を行う上での基本的技術を身につけている)、(Ⅳ)コミュニケーション(子どもたちの発達段階を考慮して、適切に接することができる；挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的事項が身につけている；気軽に子どもと顔を合わせたり、相談にのったりするなど、親しみをもった態度で接することができる；子どもの声を真摯に受け止め、公平で受容的な態度で接することができる)、(Ⅴ)他者との協力(他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができる；保護者や地域との連携・協力の重要性を理解している；集団において他者と協力して課題に取り組むことができる；集団において率先して自らの役割を見つけたり、与えられた役割をきちんとこなしたりすることができる)、(Ⅵ)課題研究(自己の課題を認識し、その解決に向けて、学び続ける姿勢をもっている；いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に対応しようとしている)。

成績評価表においては、以上の6個の下位評価軸(Ⅰ～Ⅵ)および総合評価に関し、次の5段階で評価を求めている：S(非常に優れた資質・能力を有している)、A(優れた資質・能力を有している)、B(資質・能力を有している)、C(資質・能力が不足している)、D(教員としての資質・能力がない)。そこで本研究では、この5段階評価を実習校における客観的評価の指標として分析の対象とした。またそれとは別に本研究では、5段階評価のSを5点、Aを4点、Bを3点、Cを2点、Dを1点と数値化し、6個の下位評価軸(Ⅰ～Ⅵ)の合計点を成績評価得点として分析対象とした。成績評価得点の範囲は6～30で、この得点が高いほど、実習校における客観的評価が高かったと解釈できる。

手続き

「教育実習の研究」授業におけるレポート課題として、上記に述べたようなアンケートに回答することが求められた。回答に際しては、アンケートの回答結果が今後の授業運営や学生指導に活かされること、また研究活動における基礎資料とされることが告げられた。

具体的には、2020年7月の「教育実習の研究」授業時に履修者に対し調査の説明がなされ、実習が前期中に終了する場合は2020年8月末までに、実習が後期になる場合は実習終了後2週間以内に、アンケートに回答して提出するように求めた。最終的に145名が

期限内に提出したが、9名には未回答部分があったため除外し、残る136名を調査対象とした。

【結果】

今回得られた結果のうち、客観的評価である総合評価（5段階）と母性－父性尺度によるMOP得点・MON得点・FAP得点・FAN得点の関係を表4に示した。調査対象とした136名を総合評価で分類すると、S評価が30名、A評価が74名、B評価が32名であり、総合評価がCおよびDの者は調査対象者の中にはいなかった。表4では総合評価別に各得点の平均および標準偏差が示されている。

各得点ごとに、評価段階（S、A、B）を独立変数（級間要因）とする一元配置分散分析を行ったところ、FAP得点における主効果が有意 [$F(2,133)=3.29, p<.05$] となり、下位検定の結果、S評価（27.57）のみがA評価（24.65）およびB評価（23.78）よりも有意に高かった [$p<.05$]。それ以外の得点に関する主効果はいずれも有意とはならなかった [すべて $F(2,133)<1, n.s.$]。

表4 総合評価の評価段階ごとの母性－父性尺度得点

	総合評価		
	S評価 [n=30]	A評価 [n=74]	B評価 [n=32]
MOP：母性の肯定的側面	35.60 (3.71)	34.72 (4.80)	34.78 (5.07)
MON：母性の否定的側面	23.57 (5.89)	24.05 (6.34)	24.13 (5.97)
FAP：父性の肯定的側面	27.57 (6.91)	24.65 (5.37)	23.78 (7.27)
FAN：父性の否定的側面	15.77 (4.78)	15.84 (5.27)	15.72 (5.13)

セル内の数値は各尺度得点の平均。括弧内は標準偏差。

また成績評価表の下位評価軸（Ⅰ～Ⅵ：5段階評価）と母性－父性尺度の各得点（MOP・MON・FAP・FAN）の関係を調べるため、各下位評価軸および各得点ごとの分析を行った。ただし今回のデータにおいては、D評価の者はおらず、C評価は（Ⅰ）・（Ⅵ）では0名、（Ⅱ）に2名、（Ⅲ）に5名、（Ⅳ）・（Ⅴ）に1名と非常に少なかったため、それらをB評価とプールし、「B+C評価」としてまとめて分析を行った。具体的には、各下位評価軸および各得点ごとに、評価段階（S、A、B+C）を独立変数（級間要因）とする一元配置分散分析を行ったところ、評価軸Ⅴ（他者との協力）のMOP得点における主効果が有意 [$F(2,133)=4.70, p<.05$] となり、下位検定の結果、B+C評価（32.91）のみがS評価（35.53）およびA評価（35.67）よりも有意に低かった [$p<.05$]。それ以外の下位評価軸および得点に関する主効果はいずれも有意とはならなかった [$F(2,133)=1.89；<1；2.57；<1；1.47；<1；2.83；<1；<1；<1；2.03；<1；2.57；<1；2.55；<1；<1；2.03；<1；<1；<1；2.17；<1$ 、すべて $n.s.$]。紙面の都合上すべての結果を表示することはできないが、上記の分析で有意差がみられた下位評価軸Ⅴ（他者との協力）における評価段階ごとの母性－父性尺度得点の平均および標準偏差を表5に示した。

次に表6で、成績評価得点（Ⅰ～Ⅵの合計点）および自己評価項目（1～6）と母性－父

表5 下位評価軸V（他者との協力）の評価段階ごとの母性－父性尺度得点

	下位評価軸Vに関する成績評価		
	S評価 [n=34]	A評価 [n=67]	B+C評価 [n=35]
MOP：母性の肯定的側面	35.53 (3.89)	35.67 (4.17)	32.91 (5.58)
MON：母性の否定的側面	23.97 (5.85)	24.40 (6.21)	23.11 (6.26)
FAP：父性の肯定的側面	26.79 (6.94)	24.90 (5.76)	23.80 (6.50)
FAN：父性の否定的側面	15.59 (4.57)	15.78 (5.32)	16.03 (5.28)

セル内の数値は各尺度得点の平均。括弧内は標準偏差。
ただしB+C評価は、B評価のもの [n=34] とC評価のもの [n=1] をあわせた数値である。

表6 成績評価得点および自己評価と母性－父性尺度得点の相関係数

成績評価 得点	自己評価項目					
	(1) 生徒 がよく理解 できる授業 を行うこと ができた。	(2) 学習 指導案通り に授業展開 ができた。	(3) 教材 研究を十分 に行って生 徒に提示で きた。	(4) 生徒 とのコミュ ニケーション がうまく とれた。	(5) 先生方 とのコミュ ニケーション がうまく とれた。	(6) 教育 実習全ての 面において
MOP：母性の肯定的側面	.144	.348**	.237**	.213*	.316**	.189*
MON：母性の否定的側面	.002	.096	-.027	-.047	.082	.027
FAP：父性の肯定的側面	.186*	.285**	.237**	.331**	.112	.079
FAN：父性の否定的側面	-.022	-.041	-.138	.026	-.173*	-.069

* $p < .05$, ** $p < .01$

性尺度得点の関係を検討するため、相関係数の一覧を示した。表中では、無相関検定に基づく有意な相関には*印が付してある。

なお総合評価（S, A, B）と成績の下位評価軸（I～VI）の関係を確認するため、成績評価得点（I～VIの合計点）に関し、総合評価を独立変数（級間要因）とする一元配置分散分析を行ったところ、主効果が有意となり [$F(2,133)=322.61, p < .001$]、多重比較による下位検定の結果、全ての組み合わせにおいて0.1%水準の有意差（ $S > A > B$ ）が得られた。つまり、高い総合評価を得た実習生ほど、下位評価軸（成績評価得点）においても高い評価を得ていることがわかる。これは総合評価と下位評価軸の結果に矛盾がない（実習校の指導教員が適切な評価をなさっている）ことが確認できたことになる。

【考察】

親性（父性）と成績評価の関係について

総合評価に関する結果（表4）では、FAP得点においてのみ、総合評価（S, A, B）の主効果が見られたが、これはS評価のFAP得点が高いために引き起こされたものであった。このことからS評価（非常に優れた資質・能力を有している）を受けるような実習生は、父性の肯定的側面が高かったことが分かる。実習を経験することにより父性が高まることは考えにくいから、これはもともと父性が高かった実習生が高い総合評

価を受けたと考えて良い。つまり冒頭で予想したとおり、父性に代表されるような特性が教師として優れた資質・能力を有しているという客観的評価につながったと考えられる。

また成績評価得点（Ⅰ～Ⅵの合計点）に関する結果（表6左）でも、FAP得点のみが有意な相関 [$r=.186$] を示し、総合評価における結果と一致している。つまり成績の下位評価軸（Ⅰ～Ⅵ）においても、教員の資質・能力の一部を構成する要素として、父性の肯定的側面（FAP）が重視されていることが明らかとなった。

以上の結果は、父性的な特性と近いと思われる⑤自律性が高い評価を受けた従来の研究結果とも一致しており、改めて従来の結果を別の側面から支持したものと言える。

一方、父性の否定的側面（FAN）については、総合評価の面では全く有意差がみられず（表4最下行）、評価の対象とはなっていないことが示唆された。「支配的」で「威圧的」で「頑固」で「横暴」な教師は評価されないことは当然であるが、平均尺度得点が15程度であったことから分かるように、今回の実習生にそのような要素がほとんど見られなかったことも影響しているのかもしれない。

親性（母性）と成績評価の関係について

まず総合評価（表4）においてはMOP得点・MON得点のどちらも有意な結果が得られなかったため、母性的な側面が総合評価と関連があるとは言えないことが分かった。ただし有意ではなかったが、表中の平均値においては、S評価のMOP得点がやや高い値となっており、FAP得点と同様の傾向を示した。また、成績評価得点に関する結果（表6左）でも同様で、有意ではないが、非常に弱い正の相関 [$r=.144, n.s.$] を示しており、やはりFAP得点と同様の傾向を見て取ることができる。母性の肯定的側面（MOP）は、前述の通り、部分的には④関係維持や⑥感受性のスキルと重なるものの、異なる要素も多いため、このような結果になったのであろう。つまり母性の肯定的側面だけでは、必ずしも教師としての適性・能力が高いとは判断されないことが分かる。

ただし下位評価軸のV（他者との協力）という面（表5）では、MOP得点が主効果を示し、これはB+C評価のMOP得点有意に低いため引き起こされたものであった。つまり、総合評価にはつながらなかったものの、母性の肯定的側面は主に他者とのコミュニケーションや協働に関する評価軸（V）の評価にはつながったことが分かる。教員は様々な他者（児童・生徒・保護者・教員・スタッフなど）と協働していくことが必要であり、その点では評価されるのであろう。

また、父性と同様、母性の否定的側面（MON）については、総合評価の面では全く有意差がみられず（表4）、評価の対象とはなっていないことが示唆された。「過保護」で「甘やかす」ことが教育的でないのは当然であろう。

親性（父性）と自己評価項目の関係について

調査対象者が自らの実習についての自己評価を客観的な観点から行った自己評価項目（1～6）と父性得点（FAP・FAN）の関係に注目すると（表6右側下段）、自己評価項目の（1）（2）（3）（6）がFAP得点と有意な相関 [$r=.285, r=.237, r=.331, r=.241$] を示した。つまり父性の肯定的側面（FAP）が強いほど、教材研究を十分に行って、指導案通りに授業展開ができ、分かりやすい授業ができて、実習すべての面でうまくできたと感じる傾

向にあることが分かる。しかもこれは実習生自身が感じたというだけではなく、実習校における客観的評価も一致している [$r=.186$]。これは、父性の肯定的側面が示すように、正しいもの・道徳的なものを追い求め、周りの動きに煩わされることなく、リーダーシップを発揮すると同時に、現実吟味能力も高いという特性が、実習校で評価された結果であろう。そうした態度が、実習生自身のメタ認知(三宮, 2008)を正確にすると同時に、実習における客観的評価にも結びつくのである。

ただし自己評価項目のうち、(4)と(5)については有意な相関は得られていない [$r=.112$; $r=.079$, *n.s.*]。さらに付け加えれば、父性の否定的側面であるFAN得点が(4)と有意な負の相関 [$r=-.173$]を示している(表6最下段)。つまり、父性の肯定的側面は他者とのコミュニケーションにつながらないだけでなく、父性の否定的側面は生徒とのコミュニケーションの邪魔にさえなっていると実習生自身が感じている様子が見て取れる。これはやはり父性の「切断」し「類別」する機能が影響しているのであろう。従って実習生の父性性が客観的には評価されるのは良いが、コミュニケーションという点では必ずしもプラスに働いていない可能性がある。しかしこれは実習生の自己評価項目での結果であり、客観的評価のコミュニケーション面に相当すると思われる評価軸V(表5)に関しては、FAPとFANのいずれも有意差には至っていないため、他者の視点からすると父性の強さがそれほどコミュニケーションに影響しているとは映らないようである。

以上の結果から、父性の強さは、客観的にはプラス評価されることはあっても、マイナス評価にはつながらず、実習生自身も客観的評価とはほぼ一致したメタ認知を持つことができるものの、他者とのコミュニケーション面においては若干の障害と感じられる要素にもなっていることが分かる。

親性(母性)と自己評価項目の関係について

上と同様に、自己評価項目(1~6)と母性得点(MOP・MON)の関係に注目すると(表6右側上段)、自己評価項目すべてがMOP得点と有意な相関 [$r=.348$, $r=.237$, $r=.213$, $r=.316$, $r=.189$, $r=.246$]を示した。これは母性の特性である包容原理・共同体原理・臨機応変主義といったものが反映しているのであろう。しかし注目すべきは、これだけ自己評価が高いのに、実習校における客観的評価が伴っていない点 [$r=.144$, *n.s.*]である。父性と対照的に、どうしても主観的・感覚的にならざるを得ない母性傾向は、自らの満足感・達成感を高めることにはつながるが、客観的な外部評価には必ずしもつながらないことが分かる。

教育実習に関する効果的な事前・事後指導とは

現在大学の教員養成課程において、教育実習に関わる事前・事後教育は様々な場面で行われているが、本研究の結果から、今後それらの指導をより効果的に行うための手がかりは得られるのか、考えてみたい。

第一に、これまでとは異なる尺度を用いても、やはり先行研究で示されたとおり、「⑤自律性」は実習時に重視されるスキルであることが明らかとなった。また、実習校にお願いする教育実習成績評価における評価軸を変更して調査を行っても、従来とほぼ同様の結果を得られることが示唆された。ただしこの新たな評価軸については、単純に従来のもの

と比較できないため、今後も引き続き慎重に検証していくことが必要であろう。

第二に、今回扱った「母性－父性尺度」では、父性の肯定的側面（FAP）が実習の評価に大きく関わる特性であり、それ以外（FAN・MOP・MON）はあまり評価と関わりがないことが示された。特にFAPが強い実習生は、高い客観的評価が得られると同時に、自らも実習に手応えを感じており、高いメタ認知能力を示していた。一般的に父性が高い場合、正しいもの・道徳的なものを追い求め、周りの動きに煩わされることなく、リーダーシップを発揮すると同時に、現実吟味能力も高い傾向があり、こうした特性が今回のような結果につながったものと考えられる。

父性・母性といった心理学的親性は、男女問わず誰でも備えているパーソナリティ特性であり、今後は実習生のFAPを育むような指導が必要かもしれない。具体的な方法としては、例えば交流分析やエゴグラムなどで提案されている方法が手掛かりになるであろう。父性はエゴグラムにおける「父親的で批判的な親の自我状態：CP（Critical Parent）」に相当すると考えられ、CPを高めためには、1) 批判の練習をする、2) 人を叱る、3) 目標を立てて最後まで努力する、4) 現状に満足して良いか自分に問いかける、5) 自分の尊敬する人物が見ていたなら何と言うか考える、6) 時間・金銭を厳密に管理する、7) 最後まで譲らないものを持つ、といった方法のほか、8) 「～すべきです」「～すべきではない」「～しなくてはならない」「（はっきりと）私の意見は～です」「決めたことは最後までやろう」「これで本当に満足して良いだろうか」といった言葉を意識的に発するようになることが提案されている（芦原，1995）。教育実習に関する事前指導においては、こうした方法を取り入れることも有効かもしれない。

第三に、母性の肯定的側面（MOP）が強い実習生は、実習に関するあらゆる面で高い自己評価を示し、達成感・満足感を持つものの、必ずしもそれが実習校における客観的評価にはつながらないことが明らかとなった。父性と対照的に、どうしても主観的・感覚的にならざるを得ない母性傾向が影響しているものと思われる。ただし客観的評価のうち、主に他者とのコミュニケーションや協力面での評価軸（V）においては、MOPの効果が認められ、これは母性が持つ包容原理・共同体原理・臨機応変主義といった傾向が反映しているものと考えられる。

さらに第三の点と関わることとして、第四に、父性の肯定的側面（FAP）が強い実習生は、本人の主観的な印象においては、他者とのコミュニケーション面で不全感を持っていることが示されたこと、しかしそれは客観的評価には表われていないことを挙げておきたい。これは父性の持つ「切断」し「類別」する機能がコミュニケーション面での障害となっている可能性を示している。従って事前・事後指導においては、コミュニケーション面での問題をあまり気に病む必要はないと伝えることも重要であろう。ただし、客観的評価にすべての問題が反映されるとは限らないため、やはり実習生本人が感じているとおり、何らかのコミュニケーション上の問題は存在する可能性も考慮に入れておくべきである。

上記の第三点・第四点から言えることとして、FAPの高さは、実習校における客観的評価につながる一方、他者とのコミュニケーション面で苦手意識を持ちやすいこと、MOPの高さは、必ずしも客観的評価につながるとは限らないが、コミュニケーション面では客観的にも主観的にも有利であることは注目しておきたい。従って、繰り返しになるが、父性・母性といった心理学的親性は、男女問わず誰でも備えているパーソナリティ特

性であり、どちらかを選ぶものではない。Bem (1974) のアンドロジニー説が説くように、両価値が高度に統合されることが理想型であるとすれば、教育実習に関する事前・事後指導においても、父性・母性の両面を育むような指導が重要となる可能性が高い。

特にコミュニケーション面ではMOPが役立つことを考えると、今後は実習生のMOPについても育むような指導も必要かもしれない。具体的な方法としては、やはり交流分析やエゴグラムなどで提案されている方法が手がることになる。母性はエゴグラムにおける「母親的で養護的な親の自我状態：NP (Nurturing Parent)」に相当すると考えられ、NPを高めるためには、1) 家族や友人に些細なものでもプレゼントする、2) 相手の気持ちになって考えてみる、3) 人の長所を見つけ、ほめる、4) ボランティア活動に参加してみる、5) 相手のネガティブな言葉や行動に対して反応しないようにする、といった方法のほか、6) 「あなたの気持ちはよく分かります」「大変でしたね、内心は辛かったですよ」「そこがあなたの良い点ですね」「よくできましたね」「～さんがあなたのことをほめていましたよ」「良いご趣味ですね」「あなたはうちの会社にとって大切な人なんですよ」というような言葉を意識的に発するようになることが提案されている(芦原, 1995)。こうした方法を採り入れることについても検討する余地がある。

今後は本研究で得られたデータや、新たに見出された知見も参考としながら、学生が充実した教育実習を体験し、教育実習を通して本人のより良い成長につなげるためにはどのような事前・事後指導を行ったらいかが引き続き取り組んでいくことが重要である。

【参考文献】

- 相川 充・藤田正美 2005 成人用ソーシャルスキル自己評定尺度の構成. 東京学芸大学紀要 (第1部門, 教育科学), 56, 87-93.
- 芦原 陸 1995 自分がわかる心理テスト Part 2. ブルーボックス B-1063. 講談社.
- 綾部恒雄 1995 現代の父親：その文化人類学的考察. 精神療法, 21(5), 33-38⁽¹⁾.
- Bem, S.L. (1974). The measurement of psychological androgyny. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 42(2), 155-162⁽²⁾.
- Brooks, D.K., Jr. 1984 *A life-skills taxonomy: Defining elements of effective functioning through the use of the Delphi technique*. Doctoral dissertation, University of Georgia, Athens, USA⁽³⁾.
- Danish, S.J., Petitpas, A.J., and Hale, B.D. 1995 Psychological interventions: A life development model. In S.M. Murphy (Eds.), *Sport Psychology interventions*. Champaign, IL: Human Kinetics. Pp. 19-38⁽³⁾.
- 土居健郎 1971 「甘え」の構造. 弘文堂.
- 藤本 学・大坊郁夫 2007 コミュニケーション・スキルに関する諸因子の階層構造への

(1) 櫻津 (2004) による引用

(2) 松岡・花沢 (1999) による引用

(3) 島本・石井 (2006) による引用

- 統合の試み. パーソナリティ研究, 15, 347-361.
- 平石賢二 1990 青年期における自己意識の発達に関する研究 (I) : 自己肯定性次元と自己安定性次元の検討. 名古屋大学教育学部紀要 教育心理学科, 37, 217-234.
- 板津裕己 1994 自己受容性と対人態度との関わりについて. 教育心理学研究, 42, 86-94.
- 板津裕己 2006 自己受容性と共感性との関わりについて. 高崎健康福祉大学紀要, 5, 33-45.
- 神谷 功 2003 自己受容における「あきらめ」と父性性との関連. 兵庫教育大学大学院学校教育研究科障害児教育専攻 2003 年度修士論文.
- 樫津祥貴 2004 現代の父性に関する基礎研究. 佛教大学教育学部学会紀要, 3, 135-149.
- 春日由美 2015 自己受容とその測定に関する一研究. 南九州大学人間発達研究, 5, 19-25.
- 川岸弘枝 1972 自己受容と他者受容に関する研究 : 受容測度の検討を中心として. 教育心理学研究, 20, 170-178.
- 河合隼雄 1976 母性社会日本の病理. 中央公論新社.
- 河合隼雄 1977 母なるもの. 二玄社.
- 河合隼雄 1982 中空構造日本の深層. 中央公論社.
- 菊池章夫 2014 さらに／思いやりを科学する : 向社会的行動と社会的スキル. 川島書店.
- 窪 龍子 2014 日本社会における「父性原理」再考. 実践女子大学人間社会学部紀要, 10, 1-20.
- 教育再生実行会議 2015 これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について (第七次提言). (平成 27 年 5 月 14 日)
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai7_1.pdf
- 教育再生実行会議 2016 日本の子供たちの自己肯定感が低い現状について (文部科学省提出資料). (平成 28 年 11 月 14 日)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/chousakai/dail/siryou.html>
- 前田重治 1988 不適應の精神分析. 慶應通信.
- 松田 惺 1993 父親の子どもの発達への影響. 柏木恵子 (編) 父親の発達心理学. 川島書店. Pp. 267-307⁽⁴⁾.
- 松岡治子・花沢成一 1999 褥婦とその夫の母性度・父性度とマタニティ・ブルーズ得点との関連について. 日本女性心身医学会雑誌, 4(1), 22-28.
- 宮沢秀次 1987 青年期の自己受容性の研究. 青年心理学研究, 1, 2-16.
- 大橋幸美・浅野みどり 2009 親性とそれに類似した用語に関する国内文献の検討 : 親性の概念明確化に向けて. 家族看護学研究, 14(3), 57-65.
- 小此木啓吾 2001 阿闍世コンプレックス論の展開. 小此木啓吾・北山 修 (編) 阿闍世コンプレックス. 創元社. Pp. 4-58.

(4) 神谷 (2003) による引用

- Rogers, C. R. 1951 *Client-centered therapy: Its current practice, implications, and theory*. Boston: Houghton Mifflin. (ロジャーズ, C.R. (著) 保坂 亨・諸富祥彦・末武康弘 (訳) 2005a クライアント中心療法 (ロジャーズ主要著作集 2). 岩崎学術出版社.)
- Rogers, C.R. 1961 *On Becoming a Person: A Therapist's View of Psychotherapy*. Boston: Houghton Mifflin. (ロジャーズ, C.R. (著) 諸富祥彦・末武康弘・保坂 亨 (訳) 2005b ロジャーズが語る自己実現の道 (ロジャーズ主要著作集 3). 岩崎学術出版社.)
- Rosenberg, M. 1965 *Society and the adolescent self-image*. Princeton, NJ: Princeton University Press⁽⁵⁾.
- 相良麻里 2007 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：短期大学に関して．子保研年報, 19, 12-19.
- 相良麻里 2009 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実践的指導力の基礎 (1). 東京家政大学研究紀要, 49, 21-26.
- 相良麻里 2010 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実践的指導力の基礎 (2). 東京家政大学博物館紀要, 15, 1-10.
- 相良麻里 2011 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：コミュニケーションの問題に関連して．東京家政大学博物館紀要, 16, 1-7.
- 相良麻里・相良陽一郎 2012 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：教育実習生の自己評価に関して．千葉商大紀要, 49(2), 135-147.
- 相良麻里・相良陽一郎 2013 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められるコミュニケーション能力について．千葉商大紀要, 50(2), 83-102.
- 相良麻里・相良陽一郎 2014 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められるソーシャル・スキルについて．千葉商大紀要, 51(2), 233-250.
- 相良麻里・相良陽一郎 2015 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められるソーシャル・スキルについて (2). 千葉商大紀要, 52(2), 35-49.
- 相良麻里・相良陽一郎 2016 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められる日常生活スキルについて．千葉商大紀要, 53(2), 9-26.
- 相良麻里・相良陽一郎 2017 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められる自己肯定感について．千葉商大紀要, 54(2), 1-18.
- 相良麻里・相良陽一郎 2018 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められる自己受容性について (1). 千葉商大紀要, 55(2), 71-86.
- 相良麻里・相良陽一郎 2019 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められる自己受容性について (2). 千葉商大紀要, 56(3), 29-47.
- 相良麻里・相良陽一郎 2020 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められる自尊感情について．千葉商大紀要, 57(3), 21-39.
- 相良陽一郎 2008 「土居健郎」. 國分康孝 (監修) カウンセリング心理学事典. 誠信書房. P. 302.
- 三宮真智子 2008 メタ認知：学習力を支える高次認知機能．北大路書房.

(5) 吉森 (2015) による引用

- 島本好平・石井源信 2006 大学生における日常生活スキル尺度の開発. 教育心理学研究, 54, 211-221.
- 鈴木潤也 2010 自己受容概念の再考：「ありのまま」の自己受容についての検討. 青山心理学研究, 10, 49-61.
- Tafarodi, R.W., and Swann, W.B., Jr. 1995 Self-liking and self-competence as dimensions of global self-esteem: initial validation of a measure. *Journal of Personality Assessment*, 65(2), 322-342.
- 田中道弘・滝沢真智子 2010 過去に対する自己肯定感尺度作成の試み. 埼玉学園大学紀要 人間学部篇, 10, 341-346.
- 豊泉清浩 2013 フレーベル教育学研究における父性と母性の観点について. 群馬大学教育学部紀要 (人文・社会科学編), 62, 115-123.
- WHO (編) 川畑徹朗他 (訳) 1997 WHO ライフスキル教育プログラム. 大修館書店. Pp. 11-30⁽³⁾.
- 山口素子 1985 男性性・女性性の2側面についての検討. 心理学研究, 56, 215-221.
- 吉田圭吾 1995 治療者における母性と父性：治療者の個性と技法選択を巡って. 心理臨床学研究, 12(4), 308-321.
- 吉森丹衣子 2015 大学生版自己肯定感尺度の作成：カウンセリングの立場を重視して. 国際経営・文化研究, 19, 105-115.

(2021.1.12 受稿, 2021.2.19 受理)

【抄 録】

これまでの一連の研究から、教育実習において重視される様々なスキルが明らかとなってきたが、そのうちの「自律性」に関し、実習生が持つ「親性（父性）」という面から改めて検討を行った。具体的には、今年度新たに教育実習を終了した実習生145名を対象とし、母性－父性尺度（吉田，1995）と、実習に関する自己評価および他者評価（実習校から得られた成績評価）の関係について検討を行った。その結果、父性の肯定的側面は客観的評価につながるが、コミュニケーションにおける苦手意識を持ちやすいこと、母性の肯定的側面は必ずしも客観的評価にはつながらないが、コミュニケーションという面では有利になりやすいことが示された。これを受け、今後の大学の教員養成課程においてどのような事前・事後指導を行うべきなのか検討を行った。

〔論 説〕

市川市「じゅん菜池」の水環境 —再生・保全に向けた基礎調査報告—

杉 田 文

1. はじめに

千葉県市川市北西端の谷津に位置する「じゅん菜池」は住宅地に囲まれる典型的な都市公園池である(図1)。池面積は約 $2 \times 10^4 \text{m}^2$ と規模は小さいものの、環境省による日本の重要湿地500選の1つに選定されており、絶滅危惧Ⅰ類に分類されるイノカシラフラスコモをはじめ、数多くの絶滅危惧種(オオミクリ, ミズキンバイ)・最重要保護種(ジュンサイ)など希少な水生植物, 昆虫の生息域となっている。また, 地域住民にとっては都市環境において貴重な自然とふれあいの場, 憩いの場となっており, 住民と自然の間のネクサスとしても重要な役割を果たしている。

しかし, 近年, 夏季には高い栄養塩濃度が原因と考えられるアオコなど藻類の過剰繁茂による水面景観の悪化, 不快な臭い, ジュンサイ, イノカシラフラスコモをはじめとする在来生物の減少・消滅などが問題となっている。特にジュンサイは貧栄養環境を好むため, その再生には池の富栄養環境を改善する必要がある。千葉商科大学水環境ゼミナールは, 2017年度より市川市, 市民団体と地域の教育機関が協働し, 池の水質改善を目的として活動するプロジェクト(ジュンサイプロジェクト)に参画し, 活動している。

プロジェクトでは「じゅん菜池」の水環境の現状に関する基礎調査および池再生に向けた対策の準備および試行を行ってきた。本報告では2018~2019年におこなった「じゅん菜池」水環境の基礎調査結果についてまとめる。

2. 調査方法

湖水面積・流域面積・周辺地形・土地利用は航空写真(国土地理院^{*1})と現地踏査により調査した。気象は, 気象庁HP^{*2}より, 市川市に隣接する「船橋」の過去51年間



図1 調査地域空中写真

(A)実験ゾーン, ①公共ゾーン上流池, ②公共ゾーン下流池) 国土地理院 2013年撮影

(1968-2018) のデータを用いた。また、2017年9月～2020年3月までは毎月1回の頻度で水質分析のための採水および生物観察をおこなった。2019年秋季豪雨時には週に2回の頻度で水質および水位のみの観測をおこなった。水質はpH (pHメータ HI98107N Hanna Inst.), EC (ECメータ HI98303N Hanna Inst.), DO (デジタル溶存酸素計 DO-5501, マザーツール) は現地地で測定した。NO₃⁻ (デジタルパックテスト, 共立理化学研究所) PO₄³⁻ (デジタルパックテスト, 共立理化学研究所) は試水を実験室に持ち帰り, 24時間以内に分析をおこなった。野鳥は飛来が確認される冬季 (10月から5月) においては, 一週間に1~3回の頻度で種別および全数カウントをおこなった。

3. じゅん菜池概要

人口が集中する千葉県市川市の谷津に位置する「じゅん菜池」は湧水により形成された8つの連続する小池からなる沼沢群である (図2)。池全体ではおよそ幅50m, 長さ500mの細長い形状となっており, 総面積 $2.0 \times 10^4 \text{m}^2$ (現在は一部が陸化している), 流域面積 $3.9 \times 10^5 \text{m}^2$ を有する。谷津底である池とその周囲は都市公園 (じゅん菜池緑地 (市川市)) となっており, 周回路等が整備されている。公園は周辺台地へ続く急峻な斜面林に囲まれ, 台地上には住宅地が広がる。

上流に位置する4つの小池 (実験ゾーン) は, 市川市から委託を受けた市民団体の管理となっており, 希少種の育成を含む自然環境保全活動がおこなわれている。公共ゾーンは市川市の直接管理により憩いの場として常時一般に供されている。実験ゾーンを流下した池水は実験ゾーン最下流池から公共ゾーンの最上流池に暗渠を通して流出する。公共ゾーン最上流池と最下流池は2本の短い開水路でつながっている。公共ゾーンの最下流は堰の形状となっていて池水はオーバーフローする形で暗渠へ流出するため, 年間を通じて池の水位に大きな変動は生じない。

谷津への湧水量の減少により, 現在, 池は複数の深度から人工的に揚水された地下水と自然流入する降水により維持されている。本プロジェクトでは, 実験, 公共両ゾーンで水質測定, 水鳥カウントをおこない, 水質改善対策は実験ゾーンで試行した。



図2 調査地域図 (国土地理院地図)

4. 流入水の水源と水量

4.1 じゅん菜池流域の年間浸透量

国土地理院が公開している1946年以降の航空写真を用いて調査地を含む流域の土地利用を判定し、流域内の浸透可能面積率を算出した。流域境界の位置は国土地理院地形図および現地踏査により判断した。第2次世界大戦直後の1946年に95.6%であった流域内降水浸透可能面積の割合は都市化の進展とともに低下し、2008年に30.5%、2013年には28.7%と減少した(図3)。

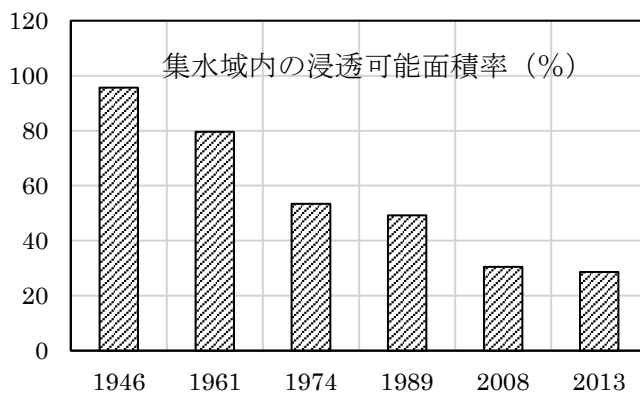


図3 流域内の浸透可能面積率の変化

浸透可能面外に降った降水は地下浸透せず下水に流入して系外に出るため、地域の水循環には寄与しないと見做し、流域内浸透量を推定した。流域の降水量は気象庁 AMeDAS の船橋の降水量データをもちいて、月平均気温からソーンスウェイトによる可能蒸発散量^{*3}を算出し、その値の80%を実蒸発散量と仮定した。流域に河川は存在しないため河川流入、流出量はゼロである。

降水量から実蒸発散量を減じた値に流域面積を乗じたものを流域の浸透可能量とした。流域の浸透可能量に浸透可能面積率を乗じて流域内浸透量(実浸透量)を算出した。流域内浸透量は年毎の降水量と蒸発散量の値によって、増減し、浸透可能面積率の減少とは異なる経年変化を示す(図4)。年毎の気象条件による浸透量の変動は浸透可能面積率の減少の影響より大きく、特に1989年は多雨の影響により流域内浸透量が大きくなっている。

2019年の浸透可能面積を空中写真より判読し、浸透可能面積率の経年変化を内挿して

過去50年間の浸透可能量および推定実浸透量を算出した(図5)。浸透可能量は信頼度水準90%で統計的に有意に、わずかな増加傾向を示した。調査地に最も近い AMeDAS 測定地点である船橋の年平均気温は1988年以降上昇傾向(+4.7℃/100年、信頼度水準99%で統計的に有意)を呈する一方、年降水量の経年変化には統計的に有意な変

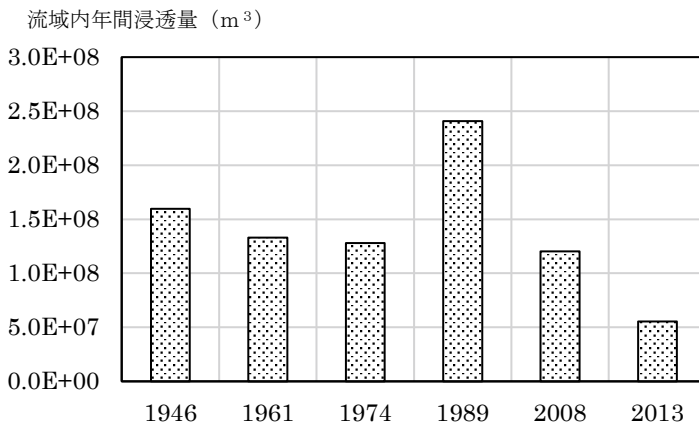


図4 流域の推定実浸透量の経年変化

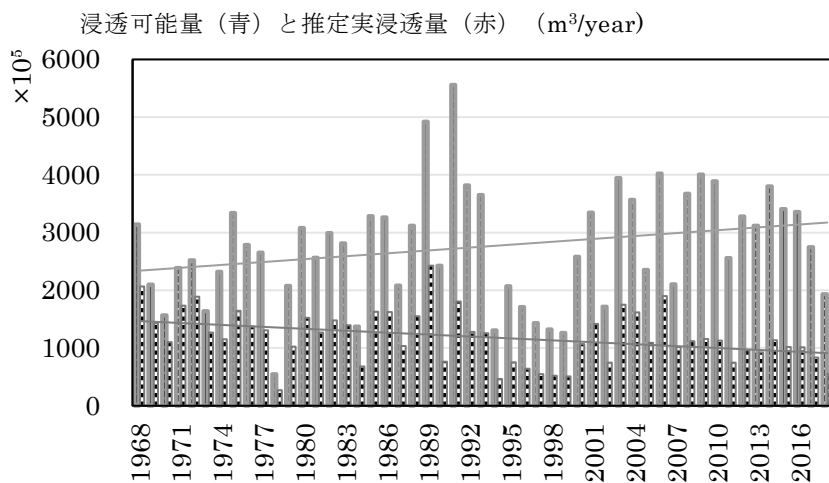


図5 流域の浸透可能量と推定実浸透量の経年変化

化傾向はみられなかった^{*4}。浸透量の増加傾向は降水量が多い年の蒸発散量が少なく、降水量が少ない年の蒸発散量が多かったことによる複合的な影響の結果である。降水量の多い年は少ない年よりも蒸発散量が少ない傾向にあり、降水量と蒸発散量の残差である浸透量は増加傾向が降水量のそれより顕著にみとめられた。以上の結果は、わずかではあるが、気候変動の水循環への影響は降水量への直接的影響より大きくなることを示唆している。

一方、実浸透量は信頼度水準 99% で統計的に有意に減少傾向を示した。すなわち、浸透可能量は増加傾向であるにもかかわらず浸透可能面積の減少により、流域内浸透量は減少していることになる。

4.2 平常時における池への流入水量

本調査地域の空中写真 (国土地理院)^{*1}によると、1947年には池水面が確認できるが、1961年には池は水田と化している。1970年に政府の減反政策をうけ、水田は休耕田となった^{*5}とされる。1974年の空中写真では休耕田とみられる土地が広がり、水面は確認できないことから、この時点で湧水はほぼ枯渇していたと推定される。市川市が住民からの要請を受けて人工揚水により池を再生させたのが1979年^{*5}であるため、1989年の空中写真では2020年の池と同じ形状をした池水面が確認できる。すなわち、湧水が水田や池を維持できないほどに減少したのは1970年以降と推定される。

じゅん菜池には流入河川は無い。したがって1979年に池が人工的に再生されて以降の池の水源は地下水、水面に直接降る降水、池内湧水および周辺から強雨時に流入する降水である。

池脇には水供給のための深度約 10m の浅井戸と深度約 30m の深井戸 (図 2) が複数存在し、実験ゾーン、公共ゾーン (上流池) に直接流入する。実験ゾーンに流入した地下水は池に直接入った降水と共に公共ゾーンの上流池に流出する。公共ゾーン上流池では公共ゾーンに直接供給された地下水および池に直接入った降水が実験ゾーンからの流入水と合流して公共ゾーン下流池へと流れる。公共ゾーン下流池の最下流端には池への水供給が目

的ではない深井戸があり、この井戸から揚水された地下水は公共ゾーン下流池の南端から池に流入している。この流入水の流入地点は池最下流端にある流出口の近傍に位置するためにその影響は実験ゾーンおよび公共ゾーン上流池にはおよばない。公共ゾーン最下流にはオーバーフローする形で暗渠につながる流出口があり、池の水位は年間を通じて大きく変動しないように保たれている。

じゅん菜池は地形的に地下水の流出域にあたる谷津の谷頭に位置するが、池底には有機質の粘土層が堆積しており、池底からの地下水の湧出は生じにくいと考えられる。池脇に掘削した観測井内の地下水位は平常時には池水面より数十 cm 低いが、降水時には地下水位が池水面より高くなる。よって、平均的には池は周辺地下水とほぼ平衡状態にあり、池内における水の出入りは年間ではゼロとした。また、公共ゾーンの池への流入水量推定において、池の水面は部分的に池岸の樹木からの落ち葉に覆われたり、水面が確認できないほどに抽水植物が密生しているため、池からの蒸発散により失われる水の量は可能蒸発散量の 80% と仮定した。

2018～2019 年における実験ゾーン、公共ゾーン上流池および公共ゾーン下流池の流入水の水量と水源の割合を図 6 (1(a), 1(b), 2(a), 2(b), 3(a), 3(b)) に示す。2019 年 6 月に実験ゾーンおよび公共ゾーン上流池に水を供給していた深井戸 (30 m) が故障により給水を停止したため、2019 年 6 月より前 (給水停止前) および 2019 年 6 月以降 (給水停止後) 別に示した。

実験ゾーンでは 2019 年 6 月より前は深井戸からの地下水に供給水の 64% を依存していたため、給水停止後には水供給総量が大きく減少するとともに、池水面に直接降る降水による供給の割合が 27% と増加した。公共ゾーン上流池でも 2019 年 6 月まで深井戸からの供給水に 57% と大きく依存していたため、給水停止以降は降水の寄与率が増加するとともに供給水総量が大きく減少した。供給水の減少に伴い。実験ゾーンでは平均 16.1 日であった池水の平均滞留時間が 2019 年 6 月以降、50.3 日と 3 倍以上に長期化し、公共ゾーン上流池においても流入量の減少にともない、2019 年 6 月以前は 30.0 日であった平均滞留時間は 78.1 日になり 2 か月以上の長期にわたって滞留するようになったことがわかった。

一方、公共ゾーン下流池においては最下流地点に流入する深井戸からの地下水量が大きいため、上流深井戸水の供給停止による影響は大きくない。また、公共ゾーン下流池では最下流より供給される深井戸水は供給口の約 10m 西に位置する流出口へほぼ直接流出する形となっており、この池の平均滞留時間を推定することは困難である。

池水の滞留は微生物等の増殖を有利にするため、水質悪化につながる恐れがある。池水面の一部は池岸の樹木からの落ち葉に覆われたり、抽水植物が密生している。池から地下水への浸透が無視できるとすると下流への流出以外に池からは蒸発散のみにより水が失われることになる。落ち葉と植生のため実蒸発散量をソーンスウェイトの可能蒸発散量の 80% とした場合、池から蒸発散により失われる水の量は流入水量に比し、実験ゾーンでは 2019 年 6 月より前は 4.4%、以降は 12.3% と増加し、公共ゾーン上流池では 3.8% から 13.5% と深井戸供給停止により大きく増加した。一方、公共ゾーン下流池では 1.7% から 2.1% と大きな変化はなかった。深井戸からの供給水の停止は実験ゾーンおよび公共ゾーン上流池の水収支に大きな影響を与えた。

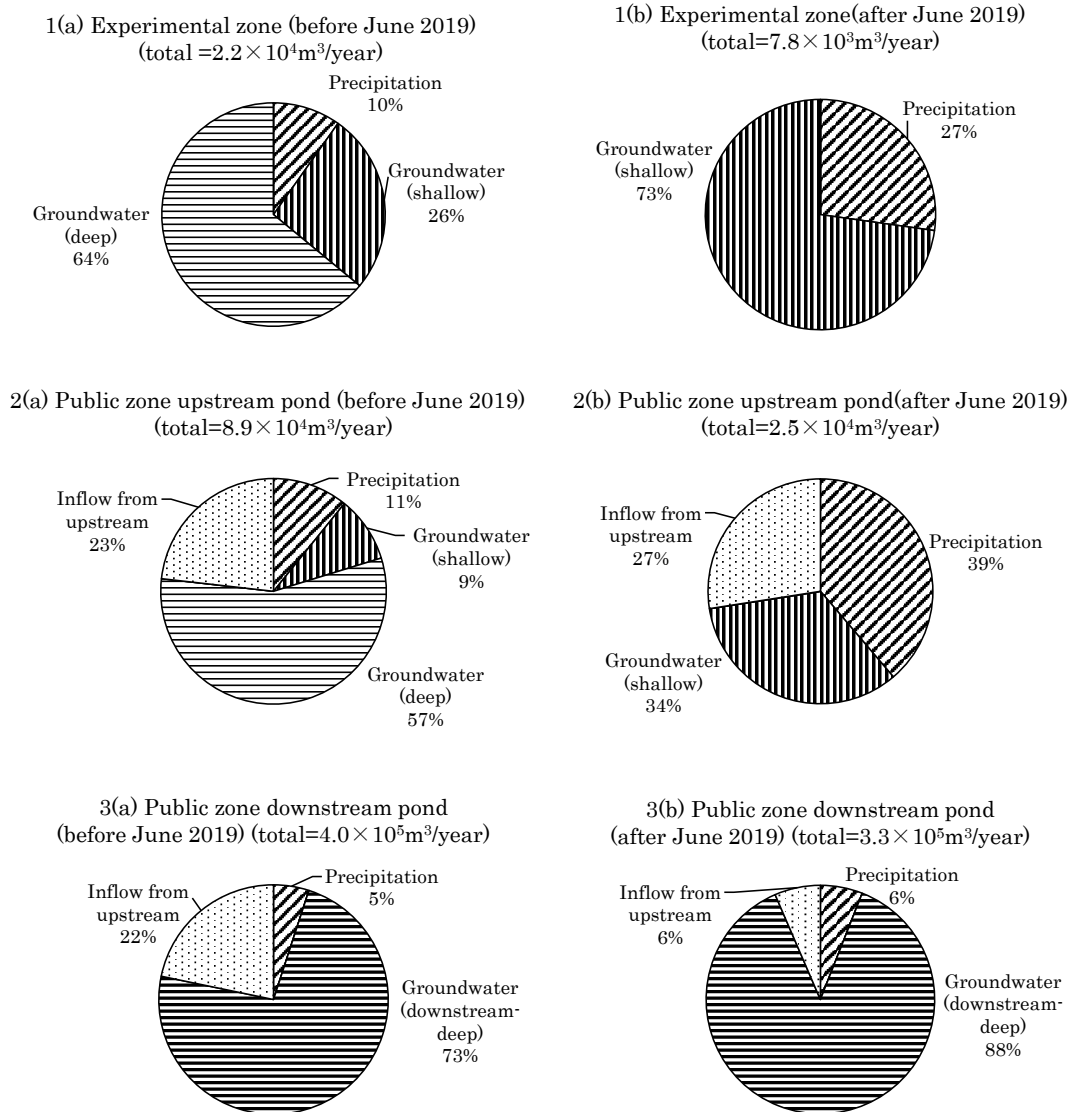


図6 供給水の水源と水量

1(a)実験ゾーン (2019年6月以前), 1(b)実験ゾーン (2019年6月以降) 2(a)公共ゾーン上流池 (2019年6月以前), 2(b)公共ゾーン上流池 (2019年6月以降) 3(a)公共ゾーン下流池 (2019年6月以前) 3(b)公共ゾーン下流池 (2019年6月以降)

5. 栄養塩の供給源と収支

5.1 栄養塩流入負荷量の推定

池の供給水である降水, 浅井戸および深井戸からの地下水の年平均栄養塩濃度を表1に示す。降水に含まれる栄養塩は低濃度であるが, 浅井戸水は硝酸態窒素濃度が高く, 深井戸水はリン酸態リン濃度が比較的高いという特徴を持つ。深井戸水の供給停止は池へのリン供給量を減少させたことになる。

各池への栄養塩供給量の推定において、最上流にあたる実験ゾーンの池については池水面に直接降る降水、浅井戸地下水および深井戸地下水の供給量に各々の濃度を乗じた値を池への供給量とした。実験ゾーンからは蒸発散により失われた量を減じた水量が公共

表 1 流入水の栄養塩濃度平均値

(mg/l)	NO ₃ ⁻	PO ₄ ³⁻
降水	1.0	0.06
地下水（浅井戸）	25.7	0.08
地下水（深井戸）	0.4	0.34

ゾーンの上流池に流入する。実験ゾーンにおいて降水、浅井戸水、深井戸水が十分に混合し、水は蒸発散のみにより失われるものとし、実験ゾーンの最下流池における濃度値に流出量乗じた値を公共ゾーン上流池への流下流入量とした。したがって公共ゾーンの上流池の栄養塩の総流入量は池水面に直接降る降水および直接池へ供給される各深度の地下水の供給量に濃度を乗じた値に実験ゾーンからの流下流入量を加えた値となる。

公共ゾーン上流池の池水は直接下流池へ流出している。公共ゾーン下流池への栄養塩流入量は池に直接降る降水、上流池の蒸発散を考慮した上流池からの流入量に栄養塩濃度を乗じた値と下流端から流入する深井戸水による負荷を合算した値とした。深井戸水は公共ゾーン下流池の最下流端から流入しており、池内で十分な混合が行われているとは考えにくい。

池への栄養塩の供給は供給水以外に冬季に池に数多く飛来する水鳥の糞による供給量も無視できない可能性がある。池に棲む魚類等その一生を池の中で過ごす生物の場合には長期的視野にたち、栄養塩の吸収と排泄がほぼつり合うとした。一方、水鳥は池内の有機物を採餌し排泄する場合もあるが、本池の場合、休息や睡眠をとることを目的に池に飛来することも多い。その場合には水鳥は池の系外で採餌し、池内で排泄をすることになり、栄養塩の負荷源となる。

公共ゾーンにおける 2017 年秋季から 2019 年 12 月末日までの水鳥の種別カウントによる飛来数を図 7 に示す。水鳥のカウントは主に田中（ジュンサイを残そう市民の会、2019）^{*6} により、千葉商科大学水環境ゼミナール生によるカウント結果を追記した。後者においては種が同定できなかった場合が多く、unknown と分類した。

2017 年から 2019 年の間において水鳥は 9 月の末から 10 月にかけて飛来が確認され、冬季における最大カウントは 350 羽を越す。3 月頃からその数は減少し、5 月の初旬にはわずかなカルガモ以外は飛び去る。主な種は年や日により異なるが、ヒドリガモ、カルガモ、オナガガモ、キンクロハジロの羽数が多く、池でよくみられる種となっている。またハシビロガモも数は多くはないが頻繁に確認された。

Fleming と Heather (2001)^{*7} によると渡り鳥が水系の主要な栄養塩負荷源になるか否かは主に水鳥の種、水鳥の密度、採餌行動、水体の希釈容量、季節に依存する。じゅん菜池の場合、池サイズが小さく、水深も 1m 程度と浅いため希釈容量が小さい、さらに、9 月から 5 月初旬までの 7 か月以上の滞在が確認されており、水鳥が栄養塩負荷源となっている可能性が高い。そこで、2018 年の水鳥の糞尿による栄養塩の負荷量の推定を試みた。

黄と磯部 (2007)^{*8} によると水鳥の糞尿による栄養塩負荷は以下の式により推定可能である。

$$BL=C_r \times N \times D_w \times NC$$

waterfowl number

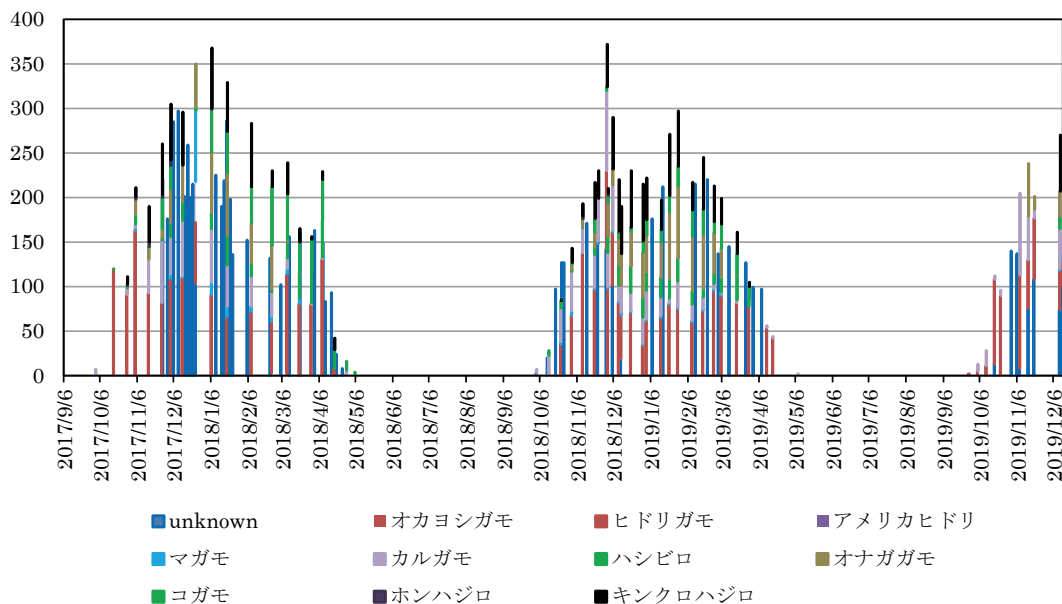


図7 カウントによる水鳥数 (田中直義, 2019 私信^{*6} をもとに作図)

ただし, BL : 水鳥の糞による負荷, C_r : 帰着率, N : 水鳥数, D_w : 水鳥の1日の糞の乾重, NC : 水鳥の排泄物中の N (NC_N) または P (NC_P) の含有率である。

カウントを行わなかった日の池に滞在する水鳥数は, 前後で最も近いカウントを行った日の結果から内挿した。また, 水鳥の体重は表2に示す通りと仮定した^{*8,*9,*10}。表2に種名が示されない少数のカモおよび種が同定できなかった鳥はその他および不明とした。また, 水鳥の一日の糞の乾重は $D_w = \text{体重} \times 0.0225$ ^{*9} とし, 水鳥の糞中の N の割合は $NC_N = 1.46\%$, P の割合は $NC_P = 0.33\%$ ^{*10}, 帰着率 (1日の内, 池に滞在する時間の割合) は3分の1とした。

各池への窒素の推定流入量と負荷源を図8に, リンの推定流入量と負荷源を図9に示す。水鳥カウントは池ごとにはおこなっていないため, 水面面積に比例した数で水鳥が各池に滞在したと仮定した。上流の深井戸水供給の停止に伴い流入量に変化したため, 給水停止前後に分けて示した。

表2 計算に使用した水鳥の体重値

マガモ	カルガモ	コガモ	ヒドリガモ	オナガガモ	キンクロハジロ	ハシビロカモ	その他および不明
1095g	1050g	325g	680g	700g	700g	610g	770g

5.2 窒素の流入負荷源と硝酸態窒素の収支

池には地下水や降水によりもたらされる硝酸態窒素のほか、プランクトンなど生物の遺がいや落ち葉により有機態の窒素が供給される。有機態窒素は分解されるとアンモニア態窒素となり、その一部は植物性プランクトン等に吸収されるが残りは池水中に溶存する。本池は比較的深度が浅く（各池の最大深度0.45～1.4m）、池水の溶存酸素濃度（DO）が夏季のアオコ発生による高濃度時期をのぞいても年間をとおして5.6～8.6mg/lと高い酸化的環境である。したがって、アンモニア態窒素はバクテリアにより酸化され、硝酸態窒素なると推定される。池底近辺など部分的あるいはスポット的に嫌気的な環境が池内には存在するが、本研究では硝酸態窒素が主な窒素の存在形態とし硝酸態窒素のみを測定項目とした。浅井戸地下水の年平均硝酸態窒素濃度が5.8mg/lと比較的高濃度であるのに対し、深井戸地下水の硝酸態窒素濃度は0.1mg/lと低い。また、深井戸地下水のアンモニア態窒素は検出限界（0.2mg/l）以下である。したがって実験ゾーンへの窒素の主な供給源は浅井戸となっており、その全供給量に占める割合は深井戸の給水停止前では90%、停止後では95%である。深井戸水は窒素濃度が低いため、給水停止による実験ゾーンの窒素供給量への影響は小さい。また、実験ゾーンは水面面積が公共ゾーンに比べ小さいため、水鳥による負荷は4%程度と小さい。年総量として約35kgの窒素が系外から実験ゾーンに供給されていると推定された。

公共ゾーンの上流池にはおもに浅井戸から直接流入する水、および実験ゾーンからの流出水により窒素が供給される。深井戸水供給の停止前（図8-2(a)）と停止後（図8-2(d)）を比較すると水鳥による供給割合は停止前9%、停止後11.0%と大きな変化はないが、停止後には上流に位置する実験ゾーンからの窒素供給量の割合が減少し、浅井戸による供給量割合が57%から74%へ増加している。浅井戸による供給絶対量にはほぼ変化がない。したがって、上流にあたる実験ゾーンからの流入水量およびその硝酸態窒素濃度の減少によって負荷割合が変化したことになる。

2019年6月上旬に発生した深井戸からの給水停止は地下水から池への窒素の供給量に大きな変化はもたらさなかったが、停止後、実験ゾーンにおいては谷頭から38.5m下流の採水地点では硝酸態窒素濃度の顕著な低下が認められた。流下に伴う顕著な硝酸性窒素の濃度の低下は少なくとも2019年9月の台風による降雨イベントまで継続した。

深井戸水の給水停止に伴い池の流量が減少し、実験ゾーンにおいては滞留時間が16.1日から50.3日に増加した。滞留時間の増加は植物による窒素吸収の水質への影響を大きくしたほか、植物プランクトンも増殖しやすい環境となり、実験ゾーンにおいて植物による吸収が一因となり、流下とともに顕著な窒素濃度の低下が観察されたと考えられる。また滞留時間の増加は池底における脱窒作用の影響を大きくした可能性もあり、今後、これら各要因の影響の大きさを定量的に明らかにする必要がある。

夏季の水温上昇期には日照時間・日射量も増加し、滞留時間の増加によってアオコの発生条件が複数整ったが、実験ゾーンにおいて2018年には顕著なアオコの発生はみられなかった。一方イチョウウキゴケなどの浮遊植物やハスなどの抽水植物が新たに発現し、窒素の吸収の一旦を担ったと推定された。

公共ゾーン上流池では深井戸給水停止前は年間85.2kg、停止後は71.1kgの窒素が流入したと推定された。公共ゾーンの下流池には下流端より深井戸の水が流入しており、上流

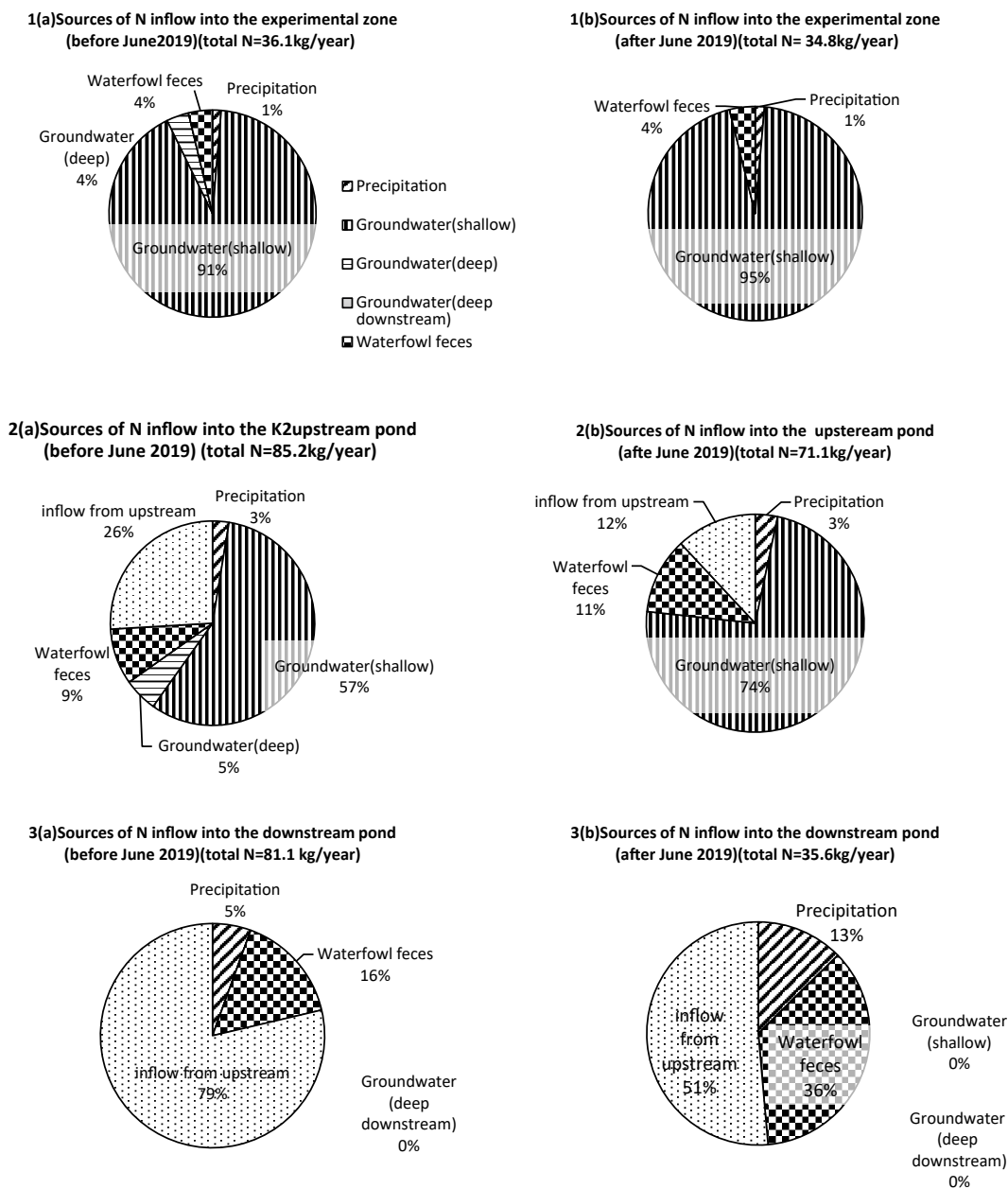


図8 推定された窒素供給源割合

1(a)実験ゾーン (2019年6月以前), 1(b)実験ゾーン (2019年6月以降), 2(a)公共ゾーン上流池 (2019年6月以前), 2(b)公共ゾーン上流池 (2019年6月以降), 3(a)公共ゾーン下流池 (2019年6月以前), 3(b)公共ゾーン下流池 (2019年6月以降)

池からの池水と十分な混合が生じることなく、溢流により流出口を経て暗渠へ流出している。深井戸水の硝酸態窒素およびアンモニア態窒素はともに検出限界以下であるため、窒素源としての深井戸の寄与率は0%である。下流池に直接流入する浅井戸水は存在せず、

下流池への主な窒素源は上流池からの流入水と水鳥である。深井戸の給水停止は上流池からの流入水量およびその窒素濃度を低減させ、結果として下流池では水鳥による寄与率が増加した。窒素の流入総量は深井戸の停止により生じた上流池からの流入量の低下にともない、深井戸の停止前におよそ 81.1kg/年流入していた硝酸態窒素は 35.6kg/年に減少したと推定された。すなわち、深井戸停止後に公共ゾーン上流池から下流池へ流入する窒素量が大きく減少したことになる。

実験ゾーンではおよそ年間 35kg の窒素が流入し、深井戸停止前は 22kg、停止後は 8kg が流出したと推定された。したがって、実験ゾーンの流下過程において深井戸停止前は 13kg、停止後は 27kg の窒素が失われていることになる。

また、公共ゾーン上流池では深井戸停止前には約 85kg の窒素が流入し 64kg が流出、深井戸停止後は 71kg の窒素が流入し、18kg が流出したと推定された。深井戸停止前は公共ゾーン上流池において年間約 21kg、停止後は 53kg の窒素が吸収または脱窒により除去されたことになる。滞留時間の増加は流出量の減少にともなう窒素の系外への流出量を減少させる一方、窒素の吸収・脱窒を助長し、池内における吸収量の増加を引き起こしたことがあきらかとなった。

5.3 リン流入負荷源と収支

池水中のリンの起源は、池に流入する井戸水と降水による無機態リンの直接的な供給のほか、底泥からの溶出や動植物の死骸や排せつ物中の有機態リンである。池に供給される浅井戸水の年平均リン酸態イオン濃度 (0.026mg/l) は比較的低いが高井戸水は高い濃度 (0.11mg/l) を有する。したがって、池への主なリンの供給源は深井戸水および水鳥の糞と推定された。池水中においてはその pH が夏季の藻類が繁茂する時期を除き、年間を通して 7 付近であることから、水中のリンはオルトリン酸態の形態で存在すると考えられ、オルトリン酸態リン濃度を測定した。

深井戸水の供給停止前は実験ゾーンへのリンの流入源はおもに深井戸であったため、停止後、その流入量は 4 分の 1 に減少した。同様に、公共ゾーン上流池も深井戸水の直接流入による寄与率が大きかったため、深井戸給水停止後は流入総量がおよそ 3 分の 1 に減少した。公共ゾーン下流池には下流端から流入する深井戸からの地下水が主なリンの流入源となっている。下流端深井戸からの流入水は公共ゾーン上流池からの流入水と十分に混合しないため、下流池における物質収支は池の環境を代表しない。

深井戸の停止前は実験ゾーンにおいては年間約 2kg のリンが流入し、1.2kg が流出、停止後は 0.49kg のリンが流入、0.43kg が流出したと推定された。一方公共ゾーン上流池では深井戸停止以前には 7.2kg のリンが流入、10.6kg が流出、停止後は 2.5kg が流入、3.0kg が流出したと推定される。すなわち、流下過程において実験ゾーンではリンの量が井戸停止前には -0.8kg、停止後は -0.06kg とわずかに減少した。一方、池面積の大きい公共ゾーン上流池では流出リン量が停止前には +3.5kg、停止後には +0.5kg と流入リン用より多い。公共ゾーンの上流池においては池内部で流下中にリンが底泥から溶出しているかまたは生産されていることが示された。

6. まとめ

千葉県市川市北西部の谷津底に位置するじゅん菜池は人工的に揚水された地下水により維持される典型的な都市公園池である。近年、夏季には高い栄養塩濃度が原因と考えられるアオコなど藻類の過剰繁茂による水面景観の悪化、不快な臭い、在来生物の減少・消滅などが問題となっている。市民団体、市川市および教育機関が協働して池の再生と保全を目的とする「ジュンサイプロジェクト」により2018～2019年に本学がおこなったじゅん菜池の水環境に関する基礎調査により以下の結果を得た。

- ① じゅん菜池流域が得る年間浸透可能水量は年毎の降水量と蒸発量により変動するが、1979年以降微増傾向（信頼度水準90%で統計的に有意）にある。一方、実浸透量は流域内の浸透可能面積の減少にともない、減少傾向（信頼度水準99%で統計的に有意）にある。本流域では降水量の多い年の蒸発量は少なく、降水量の少ない年の蒸発量は多い傾向にあるため、流域が年間に得る水量へ気候変動の影響が顕著に認められる。
- ② 流入河川を持たないじゅん菜池に水を供給する浅井戸水は比較的高い窒素濃度を有し、深井戸水は高いリン濃度を有する。一方、降水、強雨時にもみ見られる湧水の栄養塩濃度は低い。
- ③ 池水の滞留時間の増加にともない、流下に伴う硝酸態窒素濃度の低下がみられた。滞留時間の増加は池内における植物による窒素吸収および脱窒の影響を増大させ、顕著な濃度低下と池内における植生の繁茂が生じたと推定された。一方、リン濃度に滞留時間の増加の明らかな影響は認められなかった。
- ④ 水鳥の糞による池水への栄養塩負荷の寄与率は、各池の面積および流量に依存し、池面積の大きな公共ゾーンでは窒素は16～36%、リンは7～67%と推定された。水鳥の糞は本池における主要な栄養塩負荷源の一つであることが明らかとなった。

本池周辺の地下水位は池水面に近傍を上下変動しており、強雨時には池内に栄養塩濃度の低い湧水が認められる。よって、流域が受ける浸透可能水量の増加により地下水面が上昇すれば、池における恒常的な湧水の回復につながる可能性がある。一方、滞留時間の増加は栄養塩の形態変化および系外へ排出量減少をおこし、生物を含む池の水環境への影響が大きい。本池は人工的に揚水された地下水で維持されていることから、ある程度、滞留時間の制御が可能である。今後、種々の生物活動が強く関与する池内における栄養塩濃度変化とその要因について、季節ごとに調査し、池の栄養塩濃度の制御の可能性を明らかにしたい。

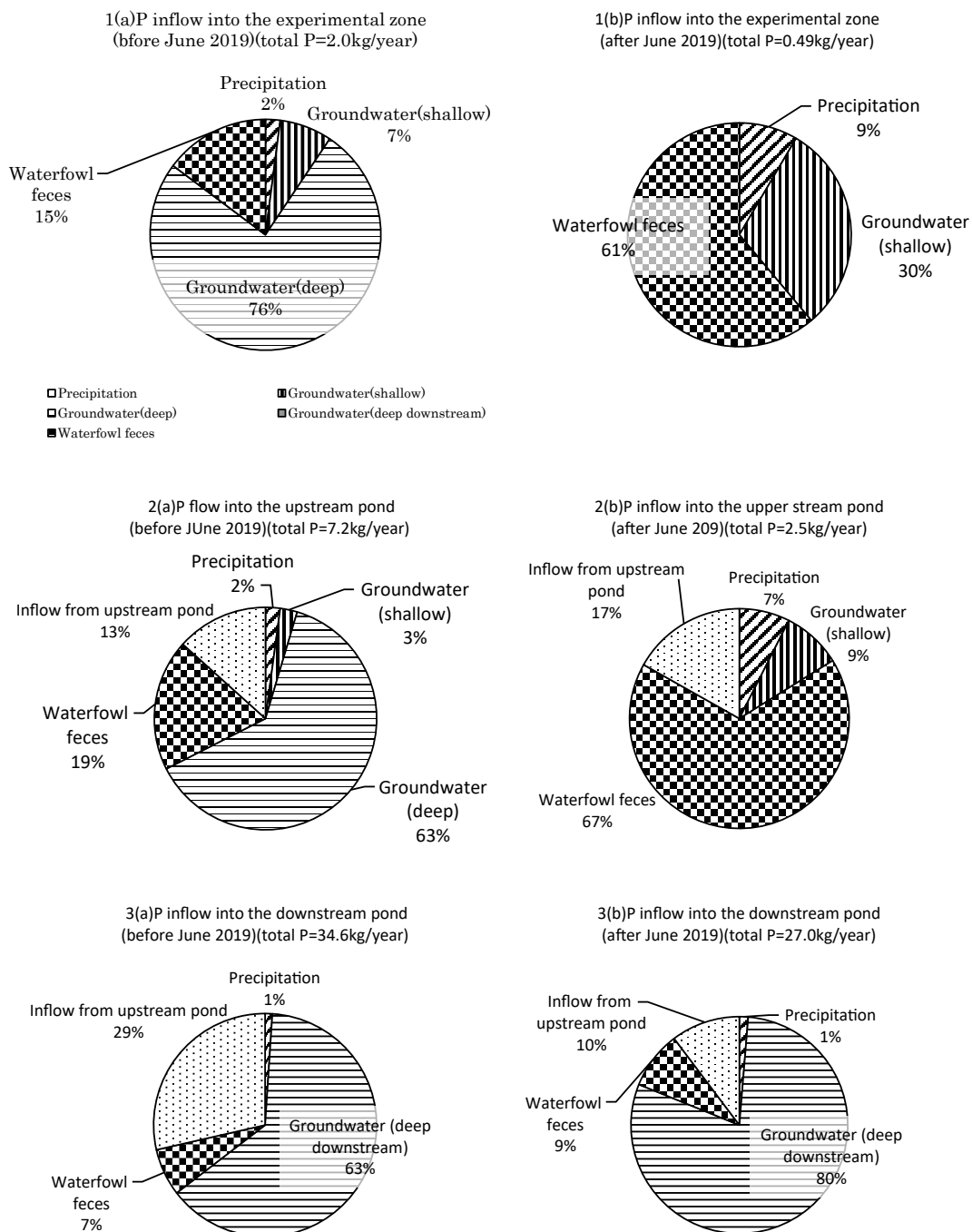


図9 推定されたリンの供給源割合

1(a)実験ゾーン (2019年6月以前), 1(b)実験ゾーン (2019年6月以降), 2(a)公共ゾーン上流池 (2019年6月以前), 2(b)公共ゾーン上流池 (2019年6月以降), 3(a)公共ゾーン下流池 (2019年6月以前), 3(b)公共ゾーン下流池 (2019年6月以降)

謝辞

本研究の一部は千葉商科大学地域志向研究助成金および千葉商科大学学術研究助成金の補助を受けておこなった。現地調査ではジュンサイを残そう市民の会の禿雅子会長をはじめ会員の諸氏にお世話になった。野鳥調査データはジュンサイを残そう市民の会の田中直義氏に提供していただいた。2019年度千葉商科大学水環境ゼミナールの学生諸氏には観測井の設置および採水等に協力していただいた。ここに記して感謝します。

〔参考文献〕

- * 1 国土地理院 <https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>
- * 2 気象庁 <http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>
- * 3 Thornthwaite C.W. (1948) *Geographical Review*, 38, 55-90.
- * 4 山本和輝・杉田文 (2021) 千葉県における強雨発現特性と経年変化傾向, 千葉商科大学紀要 (印刷中)
- * 5 市川市 <https://www.city.ichikawa.lg.jp/gre04/1521000002.html> (2020年9月)
- * 6 田中直義 (2020) じゅん菜池：カモの個体数 (2017年～2019,03,28), 私信
- * 7 Fleming, R. Fraser, H. (2001) The impact of water fowl on water quality- Literature Review, Ridgetown College University of Guelph, 1-14
- * 8 黄光偉・磯部雅彦 (2007) 渡り鳥集団飛来による閉鎖性水域の栄養塩負荷推定に関する研究, 土木学会論文集 B, vol. 63, No 3, 249-254 (CD-ROM)
- * 9 Manny, B.A., Johnson W.C. & Wetzel R.G. (1994). Nutrient additions by waterfowl to lakes and reservoirs: predicting their effects on productivity and quality. *Hydrobiologia* 279/280: 121-132. DOI: 10.1007/BF00027847
- * 10 中村雅子 (2002)：ガンカモ類が水質に及ぼす影響—冬期湛水水田の施肥効果の可能性—, 第2回冬期湛水水田シンポジウム講演要旨集, pp. 26-29.

(2020.11.11 受稿, 2021.3.5 受理)

〔抄 録〕

千葉県市川市北西部に位置する都市公園池、「じゅん菜池」において池の再生と保全を目的とした水環境基礎調査をおこなった。本池流域が得る年間浸透可能水量は1968年以降微増傾向（信頼度水準90%で統計的に有意）にある一方、実浸透量は浸透可能面積の減少により、減少傾向（信頼度水準99%で統計的に有意）にある。気候変動の浸透量への影響は、降水量よりも顕著にあらわれる。池の主な水供給源である浅井戸水は高い窒素濃度、深井戸水は高いリン濃度を有する。一方、降水および強雨時に観察される湧水の栄養塩濃度は低い。池の地下水への依存度を減少させることにより、栄養塩濃度低下が見込まれる。池水の滞留時間は調査期間中に発生した井戸故障により、実験ゾーン池では16.1日から50.3日、公共ゾーン池では30.0日から78.1日と増加した。滞留時間の増加は池内における植物による窒素吸収および脱窒の影響を増大させ、窒素濃度の低下と植生繁茂をひきおこした。水鳥の糞による池水への栄養塩負荷の寄与率は、窒素で16～36%、リンは7～67%と推定され、水鳥の糞は本池における主要な栄養塩負荷源の一つであることが明らかとなった。

〔論 説〕

「ニューノーマル」時代の外国語教育

—授業・学習の「サイクル」をめぐって—

山内 真理

1. はじめに

本稿執筆中、2021年1月7日に再び緊急事態宣言が出され、新型コロナウイルス感染症がどうなるのか、先が読めない状況が続いている。100%「対面」の授業が可能になったとしても、授業のやり方が以前の「常態」に戻ることはないだろう。突然遠隔授業に対応することが求められた2020年度の春学期を経て、これからはばらくの間は、授業方式の切り替えに対応することが必要になっている。

本稿では、100%「遠隔」環境を想定した授業設計が、他の授業方式にも適用できるかどうかとも検討しながら(3節)、2020年度秋学期開講の「基礎英語2」の実践を振り返る。まず、指導・学習の目標と、それを達成するために設計したメインの学習活動および教員の介入(指導・支援)を連動させる「学習サイクル」を概観する(2節)。この授業・学習サイクルを構成する個々のオンラインでの学習活動について詳述し(4節)、そのサイクルで重要な役割をはたす「振り返り」について、学習者・教員双方の観点から論じる。最後にプラットフォームとしてのTeams利用(6節)も概観する。

2. 学習のサイクルと学習モード

本稿で考察対象とするのは、2020年度秋学期開講の「基礎英語2」である⁽¹⁾。この授業については、2020年度春学期の経験を踏まえ、授業中の学習と授業外の自習が「学習のサイクル」を作るよう、時間配分や学習モード(双方向性・同期性・個人か一斉かなど)も考えて、全体設計を行なった。

2.1 到達目標・指導目標と学習活動

この授業では、「英語の音声処理・コミュニケーションのスキルと態度・外国語の学び方」の3つの側面で到達目標を設定している(表1)。

このような到達目標・指導目標を設定したのは、筆者がこれまで見てきた学生は、この3点が共通して弱いからである。耳と口を使って行う初歩的な練習を経験しておらず、英語音声の基本的な特徴に習熟していない。英語でのインタラクションの経験も乏しい。そもそも、単語や例文を音声を確認せずに覚えてきた者も多い。当然「文字を見たら分かる」

(1) 2019年度に新設された全学部対象の英語科目の一つである。同科目の2019年度秋学期および2020年度春学期の実践報告は、それぞれ山内(2020a)、山内(2020b)を参照されたい。

表1 「基礎英語2」の到達目標・指導目標

到達目標 (学生向け)	指導目標 (教員向け)
1. 言語は音声抜きでは学べないことを自覚し、音声面を強化する。	音声英語の知覚／産出の基礎訓練を通して、Connected Speechの基本を理解し、音声知覚を向上させる。
2. 特に初対面の人と、英語でコミュニケーションができるスキルと態度を身につける。	インタラクションにおける英語使用に慣れ、英語でのコミュニケーション力を向上させる。
3. 外国語の学び方を身につける。	授業期間終了後も自立的に学習を継続できる力を身につける。

フレーズでも聞いたら理解できず、口からも出てこない状態であり、英会話に対する不安も高い(山内, 2020a; 2019; 2017)。また、この科目では習熟度別クラス編成が行われないため、受講生は、語彙・文法の知識面では差があることが予想される。そこで、共通のニーズを想定できる上記3点を授業の到達目標とした。この目標に向けた主な学習活動は以下の通りである。

- A. VOA Let's Learn English Level 1 (会話主体の動画教材): 自動採点フィードバック付きクイズで予習・自習 (目標1 + 目標3)
- B. 洋楽; ワークシート (リズム・音声変化の学習) で一斉リスニング (目標1)
- C. 会話練習・パターン練習: ペア/グループワーク (目標2)
- D. Duolingo (語彙文法の基礎固め; 音声付き・発音練習付き): 自動採点フィードバック付き学習プログラムで自習 (目標3 + 目標1)
- E. 振り返り: 学習の振り返りをフォームで提出 (目標3)

これら授業内外の学習が「学習のサイクル」を作るよう全体設計を行ったのだが、その設計を検討する前に、2020年度秋学期の実際の受講生にとって、メイン教材であるVOAのLevel 1の動画の難易度が適切であったかを見ておく。「VOAクイズ1」は、Let's Learn English, Level 1のイントロダクション, Lesson 1, Lesson 2の3つの動画を利用した。一般的な会話が160wpm程度だとすると⁽²⁾、「イントロダクション」とLesson 2はかなりゆっくり目、Lesson 1はややゆっくり目と言える。

VOA Let's Learn EnglishのLevel 1のレッスンは、表2のスクリプトからも分かるように、非常に基礎的なところから始まる。またスピードがゆっくりであることと、動画に字幕がついていることから「簡単すぎる」と思う人がいるかもしれないと考えた。この点を確認するため、初回のクイズの最後に「今回の動画はどうでしたか? 簡単すぎましたか? 初めて会った人に簡単な自己紹介はできそうですか」という質問を加えた(4.1も参

(2) 実用英語技能検定2級のリスニング問題は140wpm前後、センター試験のリスニングの場合、全セクションの平均は160wpm前後である(小森, 2010; 大木, 2012)。2010~2013年のCNNニュースクリップ6本(任意)における米国のアナウンサーの発話量は平均156wpmであった(Ishikawa, 2015; 石川, 2016)。早口の人には200wpm程度の速度にもなるが、Tauroza and Allison(1990)によれば、対話ではなくモノログ形式での最も速い速度である。

表2 「VOA クイズ1」で利用したVOA 動画

イントロダクション	Lesson 1	Lesson 3
<p>Hello, my name is Anna Matteo. I am from a small town. It is nice but there's no good job for me. Good-bye small town and ... Hello Washington DC. I want to learn about Washington. You want to learn English. Let's learn together. Let's learn English.</p>	<p>Pete: Hi! Are you Anna? Anna: Yes! Hi there! Are you Pete? Pete: I am Pete. Anna: Nice to meet you. Anna: Let's try that again. I'm Anna. Nice to meet you. Pete: I'm Pete. "Anna" Is that A-N-A? Anna: No. A-N-N-A Pete: Well, Anna with two "n's" ... Welcome to ... 1400 Irving Street! Anna: My new apartment! Yes!</p>	<p>Jonathan: Hey, Pete! Who's your friend? Pete: She is Anna. She is new to D.C. Jonathan: Where are you from? Anna: I am from a small town. Jonathan: Well, welcome to D.C. Anna: Thank you. Jonathan: I am Jonathan. I am in apartment B4. Anna: I am in apartment C 2. Marsha is my roommate. Jonathan: I know Marsha. She is nice. Pete: And I am in Apartment D7. I have to go now. Anna: Oh! Pete: Remember to call Marsha at work. Tell her you're here. Anna: Right, thanks, Pete. Nice to meet you! Jonathan: You too, Bye. Anna: Apartment C2, here I come!</p>
46 語 / 30 秒 / 92wpm	49 語 / 20 秒 / 147wpm ※動画全体はオープニング・Speaking Practice を含めて5分	91 語 / 48 秒 / 114wpm ※動画全体はオープニング・Speaking Practice を含めて5分

照)。結果として「簡単すぎた」という声はなく、逆に「少し難しかった。動画を止めながらなんとかできる程度でした」「久しぶりに英語に触れたので少し難しかったです」と、動画自体を「少し難しい」と感じた学生も2名いた。「普通」「復習になった」「面白かった」という漠然とした発言を除くと、「動画はちょうどよく、自己紹介も簡単なものならできそう」という反応（9件：(1)～(9)）か「動画は理解できたが、会話や今後が心配」という反応（5件：(10)～(14)）に大別でき、授業計画に大きな調整は必要ないことが確認できた。

- (1) 簡単でした。軽く自己紹介ならできそうです！
- (2) 会話がゆっくりで、なおかつ内容が簡単なので非常に聞き取りやすくリスニングの練習になった。
- (3) 分かりやすく実践できそうでした。
- (4) 英語は物凄く得意ではないが大学に入って初めて英語を学びとてもたのしかったです！これからの授業が楽しみです！！
- (5) ちょうどよいぐらいのレベルだと感じた。自己紹介は簡潔な簡単なものならできる。
- (6) 高校卒業して久しぶりに英語に触れたので難易度は良かったです。簡単な自己紹介しかできそうにないですが頑張りたいと思います。
- (7) 比較的聞き取りやすかったです。実際に話すときでもこのような英文がすぐに出てくるように英語に慣れていきたいです。
- (8) 私自身とても英語が苦手なことでチャレンジで科目選択をしました。これくらいであ

れば頑張っていけそうです。自己紹介は突然でなければ出来ると思います。

- (9) 何回か聞きながらおしながら回答しました。難しくはなかったです。簡単な自己紹介ならできそうです！
- (10) 内容的には簡単だったが、今まで英語を読んだりすることは多くても、英語で発言し会話する機会は非常に少なかったので、講義をしっかりと受けられるかが心配です。
- (11) スムーズに自己紹介をできるか心配ですが、内容はしっかり理解できたので練習していきたいと思います。
- (12) 簡単すぎでは無かったです。これが1回目って考えると最後の授業はもっと難しいのかなと焦ってます。(略) 不安しかないのですが秋学期よろしくお願ひします。
- (13) 動画はわかりやすかったです。
- (14) 自己紹介は難しそう。

2.2 学習のサイクル

上記のような習熟度の学生を対象として想定し(妥当な想定であった)、上記A~Eの授業内外の学習が「学習のサイクル」を作るよう、授業内外の時間配分と学習モード(双方向性・同期性・個人か一斉かなど)を考えて、全体設計を行なった。全ての判断を意識的に行なったわけではないが、それも含めて言語化してみる。

まず、対話相手とのインタラクション(目標2;活動C)はリアルタイムの双方向性が必要であり、授業時の枠内で行うのがベストである。

日本人にとっての英語音声のポイント(目標1;活動B)は、教員による明示的な指導・解説が必要である。対面時なら「聞く・解答(学生)→解説・発音デモ(教員)→リピート(学生)」の3ステップを一斉に行う。遠隔時は学生の一斉リピートはできず、それ以外では双方向性は必須ではない。個人ごとに行うオンデマンド教材の形も可能だが、今回は、リアルタイムでこの3ステップをカバーし、教員による解説・発音デモは録画しオンデマンド教材としても残すことにした。

各自のペースで、各自必要なだけやってほしいのが、耳慣らし・口慣らしと語彙文法の基礎がためであり(目標1, 目標3)、これは対面でも遠隔でも変わらない。特に語彙・文法については中高での既習であり、どれだけ身につけているのか、知識面での個人差が大きいため、対面授業時でも、各自のレベルで行えるオンデマンド教材での自習(活動D)が向いている。

耳慣らし・口慣らしについては、学生全体に共通する強化ポイントでもあることから(目標1)、共通のオンデマンド教材での自習(活動A)を予習として課し、そこで「言えるように練習」したフレーズを授業時のインタラクションの中で使ってみる(目標2;活動C)、という流れにした。対面授業時は市販のテキスト⁽³⁾をメイン教材として同様の流れで行っていたが、共通のオンデマンド教材が用意できているなら、学習サイクルに自習を

(3) 当該授業のために選んだテキストは付属の音声ダウンロードでき、Audiobookというアプリを経由して反復学習に使えるものである。オンライン教材化はしていない。

組み込むには、採点とフィードバックが即行われる教材の方が効果的である。

目標3に関しては、英語学習や英語使用について、教員からの明示的なアドバイスが必要である。従来から、学習方法については（単語学習や例文は必ず声に出す、VOA 動画や海外ドラマなどは「なりきり」発音しながら観るといい、Duolingo などの練習問題は、簡単すぎると思ったらスキップテストで次に進む方がいい、など）理由も含めた説明を提供しており、語彙文法については、学生の質問に応じたり、身につけていない学生が多いことが観察されれば授業メニューに取り入れられたりしてきた。あるいはペア／グループワークの観察に基づいて、1つ手前のステップを取り入れるなどの活動調整を行ったり「聞き取れなかったら“Excuse me?” でもいいし、“え?” という表情でもいい⁽⁴⁾といった具体的なアドバイスをするなどの介入も行なってきた。これらは自分が気づいた段階で「随時」行うことが多いが⁽⁵⁾、2020年度の春学期は、遠隔授業にもっとも適さないのが「授業時の観察」であると体感できた。秋学期はこれを補う意味も含めて、フォームで提出させる学生個人の学習の振り返り（目標3；活動E）を組み込むことにした。

メインの学習活動A～Eと、それをつなぐ教員の介入（指導・支援）を含めた授業・学習のサイクルをできるだけシンプルに図示したのが図1である。枠内は活動の同時双方向性を表しているが、同時双方向性の中身はさまざまである。例えば、Cでは学生同士のやりとりが同時双方向的であるが、Aは、教員が用意した自動採点フィードバック付きクイズを利用するもので、終了後フィードバックと採点が即座に与えられるという意味での同時双方向性である。教員が介入するものについては、Kahootクイズは、自分の反応とクラスメートの反応、それを受けた教員のフィードバック、というやりとりがリアルタイムで進んでいくため、同時双方向性が高い。一方、Bは歌の聞き取りを個人でやった後、教員から解説と発音デモが与えられる形であり、「同時双方向」的とはしているが、教員は学生一人一人のできを見てフィードバックしているわけではなく、双方向性は弱い。

枠と枠をつなぐ太線矢印は、学生が始点の経験を終点の活動に直接使う（と想定される）ものである（例：Aで学習・準備したフレーズなどをCで使う、Cについて事前・直前に教員から与えられる目標・指示（デモ）・アドバイスをCに活かす、学習方法についてオンデマンドで与えられるアドバイスをA、Cに活かす、など）。全ての活動がEの対象になりえるが、提出物として明示的に求めているのが「今回のVOA」と「今日の授業」についてのリアクションであるため、矢印でマークしてはいない。

細い線の矢印は、教員が、学生の活動（始点）を受けて提供する活動（終点）を示している。例えば、Eの振り返りとAの結果（採点結果や試行回数）をもとにVOAクイズを使った学習についてフィードバックする、Eの振り返りとCの録画をもとに会話練習やフレーズ学習についてアドバイスや目標を与える、A～Dの振り返りをもとに語彙文法練習を授業時メニュー（Kahootなど）に組み込む、語彙文法の質問に答えて解説の時間をとる、といった介入がこれに当たる（図2）。

点線矢印は、間接的に影響を及ぼす（及ぼしあう）ことが期待される活動同士を結んでい

(4) 遠隔授業でのグループ会議の場合は、カメラオフを選ぶ学生が多く、その環境特有のアドバイスが必要になる。

(5) 経験上「一般的」と思われることについては、ガイダンス時にまとめて配布（遠隔授業では解説動画として配信）するが、新しい選択科目でもあり、実際の受講生の様子を見て随時与えることにしている。

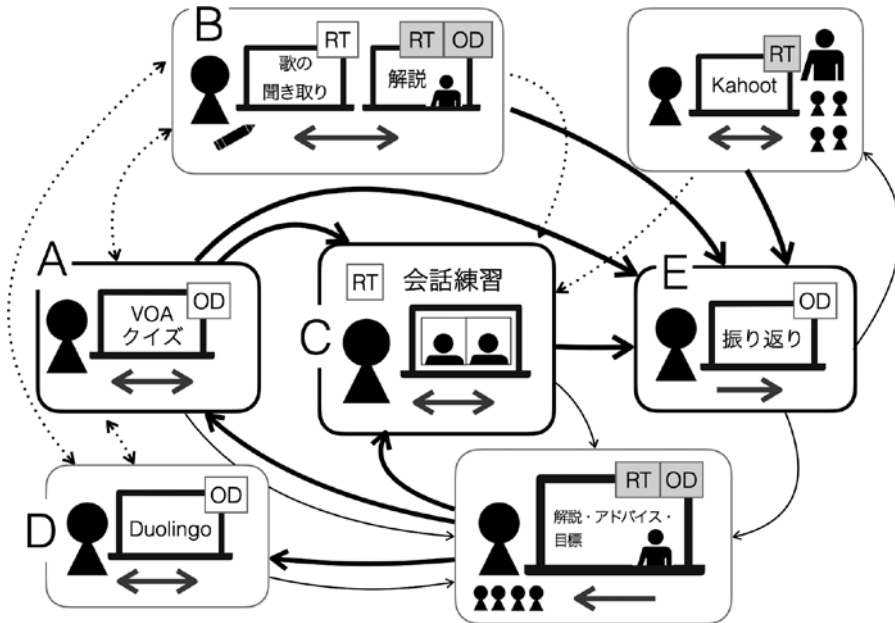


図1 授業・学習サイクル (RT:リアルタイム/OD:オンデマンド)

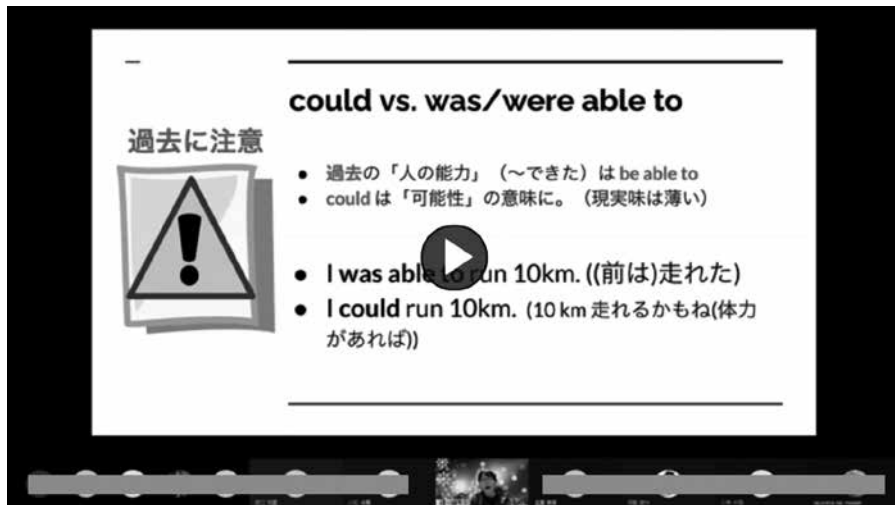


図2 文法解説部分の録画 (Teams 会議)

る。例えば、Duolingo で音と意味がしっかり結びついたフレーズや構文の例が蓄積されていけば、A や B の学習の理解度も向上すると考えられる。A の会話で出てくるフレーズに D や B でも出会えば記憶の定着が進むだろう。B の音声処理の基礎練習を重ねることで、他の素材の聴解にも役立つと期待できる。ただし、自習時の取り組みは個人差も大きく、直接的な影響は想定しにくい。

2.3 受講生の意識調査（事後）

この授業設計の詳細な評価は、学期末の授業評価アンケート（1月19日実施）精査後に改めて行なう予定であるが、10月から12月までの実践の手応えとしては、フルオンライン環境ではそれぞれが噛み合っており、うまくサイクルになっていたように思う。なお、執筆時点では、この授業評価アンケートには受講生24名中19名が回答しており、授業全般の満足度については、大部分の学生（16/19名）が、5段階（5：とても満足～1：とても不満）で4ないし5と答えている（それぞれ7名、9名）。

また、CEFR(共通参照レベル)の自己評価表の記述文を用いて、「聞く」「話す：口頭でのやりとり」「話す：表現する」の3つのスキル領域について、A1～B1の3段階で評価してもらった。「聞く」力についてはA1、A2、B1と自己評価した者がそれぞれ8名、10名、1名、「話す：口頭でのやりとり」の力についてはA1、A2、B1がそれぞれ8名、11名、0名、「話す：表現する」力についてはA1、A2、B1がそれぞれ9名、8名、2名であった。

表3 英語力の自己評価（事後）

スキル	レベル	自己評価表の記述文	回答
聞く	A1	はっきりとゆっくりと話してもらえれば、自分や家族、その場にある具体的なものについて、聞き慣れた語やごく基本的な表現を聞き取れる。	8名 (42.1%)
	A2	直接自分に関わる事柄（ごく基本的な個人や家族の情報、買い物、近所など）なら、よく使われる語句は聞き取れる。短い、はっきりとした簡単なメッセージやアナウンスなら、要点は聞き取れる。	10名 (52.6%)
	B1	学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、明瞭で標準的な話し方の会話なら要点を理解できる。ラジオやテレビ番組でも、話し方が比較的ゆっくり、はっきりしているなら、時事問題や個人的な話題について、要点は理解できる。	1名 (5.3%)
話す： 口頭での やりとり	A1	相手がゆっくり話し、繰り返したり、言いかえたりしてくれて、また自分が言いたいことを表現する手助けもしてくれるなら、簡単なやり取りをすることができる。その場で必要なことや、ごく身近な話題についての簡単な質問なら、聞いたり答えたりできる。	8名 (42.1%)
	A2	単純な日常的な作業をしている時、情報を直接やりとりするなら、身近な話題や活動について話し合いができる。短い挨拶程度のやりとりはできるが、たいていは、会話を普通に続けて行くのは難しい。	11名 (57.9%)
	B1	英語圏の旅行中に起こりそうな状況にはだいたい対処できる。家族や趣味、旅行、最近の出来事など、日常生活に直接関係のあることや個人的な関心事について、準備なしで会話を始められる。	0名
話す： 表現する	A1	どこに住んでいるか、また、知っている人たちについてなど、簡単な語句や文を使って表現できる。	9名 (47.4%)
	A2	家族、周囲の人々、住んでいるところ、学歴などを簡単な言葉で、語句をつなげたり、文を使って説明できる。	8名 (42.1%)
	B1	簡単な方法で語句をつないで、自分の経験や出来事、夢や希望、野心などを語る事ができる。意見や計画について、理由や説明を簡潔に話すことができる。ストーリーや、本や映画のあらすじを話したり、またそれについての感想や考えを表現できる。	2名 (10.5%)

それぞれのスキルについて以前と比べて変化があったと思うかを自由記述式で補足してもらったところ、「聞く」力については14名が、「話す：口頭でのやりとり」の力と「話す：表現する」力については13名が、多少なりとも（「少し」「だいぶ」「前よりは」）伸びを実感していることを報告している。具体的な記述を紹介しておく。

(1) 「聞く」力について：

- はい、以前よりも聞きながら単語や文をスムーズに理解できるようになりました。
- 完璧な聞き取りではなくても、ある程度何を聞いているのかを理解できるようになった。
- 歌などでも勉強したのでリスニング力は上がったと思う。
- ゆっくりだが聞き取れるようになってきた。
- 前よりは聞き取れるようになりました。
- 英語への苦手意識がとても大きかったのですが課題や単語演習をしていくうちに、嫌ではなくなりました。

(2) 「話す：口頭でのやりとり」の力について：

- 今までは単語でしか話せなかったが、短い文で話せるようになった。
- 前よりも英文が出ないということは少なくなったような気がする。
- 授業中にいろんな人とグループワークしたことによってどのようにしたら相手に伝わるかを考えさせられました。
- はい、話すことへの意欲が高くなりました。もっと話したかったと思える位楽しめていると感じています。
- 文法的に間違ってしまう部分もまだあるが、適切な単語を用いて会話できるようになってきた。
- 身近の質問には答えられるようになりました。

(3) 「話す：表現する」力について：

- はい、表現の単語についての興味や関心が高まり、他の言い方で話すとうろたえようかと考えるようになりました。
- 情報の詳細を説明できるようになってきた。
- リアクションをしたりできるようになった。少しだが語句をつなげて言えるようになった気がする。
- Duolingo などを通して単語を覚えることが出来た。

同じ自己評価を事前調査で行なっていないのだが、授業準備段階で想定した通り、受講生は、知識面での違いには関わらず、全般的に音声処理する力は弱く、VOA 動画の初期のものでも「簡単すぎる」と感じた者はいなかった(2.1)。話すスキルについては、最初のグループワークでかなり工夫しても、英語以外の要因（緊張する、間違いを恐れるなど）とアウトプットの経験不足からくる症状（知っている表現でも口からすぐに出てこないなど）から沈黙する人、日本語になってしまう人が観察された⁽⁶⁾。そうした初期状態を踏まえて事後調査の結果を見ると、到達目標・指導目標（1と2）に沿った学習活動が

提供でき、音声面の強化ややりとりする力の強化という目標が、学習者それぞれの習熟度に応じて達成できたのではないかと思う。なお、実際の「伸び」を観察するために、グループ活動の動画記録や最終回の授業での「スピーキングチェック」（教員との対話）の分析を行う予定である。

「話す：口頭でのやりとり」については、グループ（ペア）での会話練習に対する意識が変わったかどうか、変わった場合はどのように変わったかを、自由記述式で聞いた。変化なし、未回答それぞれ1名を除く17件中、「面白くなった」などの漠然とした記述以外のものを紹介する。恥ずかしさや間違いを恐れる気持ち（外国語不安）が減少した（(1)～(6)）、グループでの会話への取り組み方に自覚的になった（(7)～(11)）、というようにそれぞれのやり方で有効活用できていた者が多かったと言える。ただし、(12)のようなネガティブなケースを拾えなかった点が、次の実践に向けて改善すべき事項である。

- (1) やっていくうちに間違えた時の恥ずかしさがなくなってきて分からなくても黙るのではなく失敗しても伝えようと思えた。
- (2) 最初は、会話することに緊張してましたが回を追うごとに慣れてきて自分から話せるようになりました。
- (3) 質問だけでなく、相手の解答に対して更に質問できるようになった。恥ずかしいと考えることが受講前は強かったが、現在はあまり感じなくなっている。
- (4) 最初の頃は受け身だったり間違えるのが怖くて少し無言になりつつあってけれど、だんだんたくさん話せるようになりました。
- (5) 一番最初のグループワークは間違えたら恥ずかしいなどの気持ちが強くあまり積極的に話せなかったが、何回も行っていくうちに、英語で会話することに少しずつ慣れていき、積極的に英語で話したいと思うようになった。
- (6) とりあえず間違ってもいいから何か言うように意識が変わりました。
- (7) 授業で学んだことをすぐにグループで実践してみることができるので記憶に残りますし難しかったなど感じる部分も分かりやすくなって、だれかと英語で話すことは英語を学ぶ上でとても重要であることに気づきました。
- (8) 相手に伝わりやすいように意識して取り組みました。最初はグループワークなんて…と聞いていましたが最終的にはコミュニケーションを取ることがとても楽しくなりました。英語を上達させるために自分から話を振るようになった。
- (9) 相手が話したことに対して反応するようにした。
- (10) 元々は、たどたどしくても話せる自信があったのですが、いくら文法や単語を覚えても、咄嗟に出てこないことが多々あり、それからはすぐに別の言い方に切り替えることも意識に入れるようになりました。
- (11) できるだけ日本語を使わないように意識した。
- (12) 最初は楽しみに思っていたが、話しかけても返答が無かったりということがあるとだんだん億劫になっていった。オンラインならではの難しさを感じた。

(6) 「沈黙」状態になるのは、カメラオフで話すという環境による部分も大きい。それを避ける工夫については、山内（2020b）も参照されたい。

最後に、到達目標・指導目標の3番目にあげた「外国語の学び方」についての事後調査を見ておく。これについても事前調査はしていないが「音声面が弱い」ということから、単語は発音を気にせず覚える、構文練習を口に出して行なったりしない、といった学習方法が想定できる。また、頻繁に出会わない情報は使える知識にはならないことから学習中の言語には頻繁に触れ、使うことを習慣化する必要がある。意味と形（音・文字）を結びつけてインプットする、口から出せるように訓練する、知識を使うことを習慣化する、という外国語学習の基本中の基本を、上述の学習サイクルの中で、教員からのアドバイス（「英語の音で覚えていなければ聞いて分かるわけがない」「口に出したことがないフレーズがとっさに出てくるわけがない」「口を使うと耳もついてくる」など）も随時受けながら、体得し自覚してもらうことを意図した。

事後調査では、基本中の基本の具体例として、「洋楽は歌詞を見ながら聞いて、真似して歌う」「英語の文章は、英語の語順で理解しようとする」「単語を書いて覚える時は、発音も確認し、口に出しながら書く」「単語や語句は、口からすぐ出てくるまで練習する」について、自分の学習法にどの程度当てはまるかを5段階（5：完全に当てはまる～1：全く当てはまらない）で聞いた。図3に示すように、5ないし4と答えた者は半数から7割弱であり、「学び方」を体得・自覚してもらうという面では、実践方法に改善の余地がある。

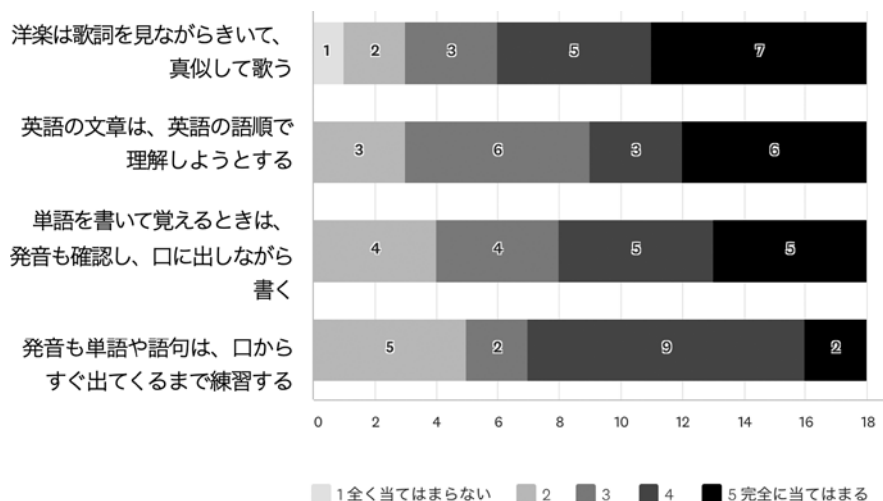


図3 英語の学習方法（事後調査より）

学習方法の変化については、自由記述式で別途答えてもらっている。具体的な記述だったものを見ると、音と意味を一致させる、耳と口を使う、習慣化する、使える知識にする、といったポイントが自覚されていることがうかがえる。

- VOA でただ問題を解くのではなく、動画を見ながら声に出したり言い方を真似するように工夫をするようになってから、もっと英語を口に出したいと意欲が湧いた。
- 声に出しながら問題を解くようになりました。

- 英文を聞いたり耳を鳴らす（ママ）ことが重要だと分かった。
- 単語の勉強をする際に声に出しながら勉強するようになった。受講する以前より洋楽を聞くようになり、分からない単語は調べている。
- 洋楽を発音や歌詞に注目して聞くようになった。
- 洋楽を聞くようになった。海外の映画を吹き替えではなく字幕で見るようになった。
- ほぼ毎日一日一回は何かしらの VOA の動画を見て英語のリスニングの練習をしている。
- 今までは気が向いたらやる、といった感じだったのですが英単語や VOA などの課題によって学習が習慣化されたように感じます。
- Duolingo のおかげで、毎日英語を学習する習慣が身に着（ママ）きました。
- 今まで Duolingo というものがあることすら知らなかったのですが課題の中でこれを続けてきたことでかなりの自信につながっているような気がするので続けたいと考えています。
- アプリを使った英語学習は初めてだったのですが、空き時間にもできるので便利だと思いました。これからも使っていきたいと思います。
- 毎週、Duolingo をする習慣がだんだんつきました。
- わからない単語をメモしたりグループの人に教えてもらったのをその場で使えるように努力した。
- 積極的に英語を使うようになった。

以上、授業期間中の観察と事後アンケートに基づいて、この実践について中間的な評価を行った。他の記録と合わせて詳細な分析をする必要はあるが、指導目標を達成するために設計した授業・学習のサイクルは、概ね、意図通りに機能したと考えている。

以下ではこの授業・学習のサイクルを構成するオンラインでの学習活動について説明を加える（4 節）が、その前に、授業実施方針が変更された場合について検討しておく。

3. 異なる授業方式への適用可能性

ここでは、2020 年度秋学期に、フルオンラインの環境向けに設計した授業・学習サイクル（図 1）が、それ以外の授業方式でも通用するかどうかを検討する。

まず、完全対面が可能になったと仮定すると（しばらく難しいように思うが）、B については、ほぼこのままのやり方で同時双方向性を上げることができ、より効果的に進められる。特に、今回の実践で、以前はベストだと思っていた紙版ワークシートの利用が、必ずしも必要だったわけではないことに気づいた。書く効率は下がるかもしれないが、画面でワークシートを見ながら、ノート（ルーズリーフでなく）に自分でポイントをまとめさせる方がむしろ望ましいかもしれない。C の会話練習も、教室内の移動も含めてビデオ会議では実施できない様々な活動が行える⁽⁷⁾。また、ワーク中の様子を俯瞰できるのも対面

(7) 特に、Nation の“4-3-2”をアレンジした「45秒トーク」のような Fluency Training は、アイスブレイクとしても使いやすく、対面時は非常に重宝する活動であるが、現時点での遠隔授業環境では実施できない。

環境の利点である。ただし、俯瞰はできるが、同時に個々のグループを細かく見ることは対面時でも無理である。遠隔環境で採用したグループワークやペアワークの録画は、対面時でも何らかの形で取り入れたい。フォームを利用したA(VOAクイズ)とE(リアクションペーパー)、学習アプリ(Duolingo)を利用した各自のペースでの基礎がためは、このまま取り入れられる。もちろん、対面時はフィードバックがより柔軟に行えるというメリットがある⁽⁸⁾。以上のように、全面対面授業であれば、この授業設計のまま対応できそうである。一時的に全面オンラインに切り替える必要があっても問題はないだろう。

対面での受講生と遠隔の受講生が混在する、いわゆる「ハイフレックス」タイプの場合、1週間ごとの学習サイクルが可能ではある。学生が行うA~Eの活動については、Cの会話練習以外はほぼ問題なく行えるだろう。Cについては、対面と遠隔で受講生を分けてグループを作れば、対面組はリアルで、遠隔組はビデオ会議でグループワークはできる⁽⁹⁾。ただし、A~Eは全て遠隔で十分にできる活動である。対面組に、対面授業に来た甲斐があると感じさせるには、対面ならではのメリットを示す必要が出てくるだろう。制限のある対面での会話練習については対面ならではのメリットが出せるかどうかは心許ないが、対面組のワークには教員がその場でフィードバックを与えることができるので、そこをメリットとして強調することはできるだろう。その様子の録画もうまく使えば新たなフィードバックの形も可能かもしれない⁽¹⁰⁾。また、Bについては遠隔環境では一斉の発音練習ができないが(「リピート」の時間はとるが、学生のマイクはオフのままで、テレビの語学番組のような進め方になる)、ハイフレックス環境なら、対面の学生だけに声を出させるのも一案だろう。A~E以外、つまり教員主導の活動のうち、Kahootについては、遠隔でも楽しめるが、対面の方がさらに楽しく授業参加促進の効果が高い(山内, 2017)。Kahootの位置付けを変えて全体設計を調整する方がいいかもしれない。最後に、ハイフレックス環境で懸念される問題は、遠隔組・対面組のいずれかが「置いてきぼり」感を味わうことだろう。1人の教員が複数の対象に平等に注意を向け続けるのは難しい⁽¹¹⁾。ただし、この授業設計では、教員が全体に向けてリアルタイムで指示・解説などを与える時間は合計で30-40分程度である(6節)。現在の遠隔環境では一方向にしているが、通常の対面環境では質問やコメントも奨励し双方向的である。どちら寄りにするのか

-
- (8) ただし「課題」提出は、オンライン環境の方がしっかりこなす学生が多いように思われる。対面が再開したら、遠隔経験者についてこの点を改めて調査したい。
- (9) 対面の受講生がかなり少なければ(30名程度の教室で3名など)、対面の学生1人を含めたグループがあっても、遠隔・対面の双方にとって、会話にはあまり問題はでなかった。ノイズの問題は端末やヘッドセットに依存すると思われる。
- (10) 例えば、教員がスマホなど別端末でも会議に入っておき、その端末を持って、教室の会話に介入しながら、その様子を「一般」チャンネルの会議で共有・録画するのも一つの手だろう。その間、遠隔組はそれぞれグループ会議をしているが「一般」を見にきてもいいとするのはどうだろうか。
- (11) ビデオ会議でウェブカメラを見ながら「語りかける」のには慣れてはきたが、教室に学生がいるなら彼らとのインタラクションに注意が行くだろう。対面授業で皆に視線を移していきながら見回すことは、教員は自然にやっているだろうが、その中にウェブカメラも入れられるようになるには、相当の慣れが必要だと思う。ハイフレックスに慣れていないホストによる、とあるイベントに遠隔参加した経験がある。ホスト側の立場は理解できたので「これは大変だ」と共感する気持ちが強かったが、一参加者として体感した「置いてきぼり感」はかなりのものだったのも事実である。

は設備や授業の実施方針次第ではあるが、ハイフレックス環境の対面活動は通常の対面時とは別物と割り切り、全体の同時双方向性を減らし、音声・画面などの切り替えをシンプルにすることで、対応しやすくなるだろう⁽¹²⁾。

オンデマンドとリアルタイムでの学習を交互に行う「隔週」タイプの場合は、2つのグループに対して2週間ごとの学習サイクルを考えることになるため、同様の活動を組み合わせるにしても、組み立ては大幅に変更せざるをえない。会話練習は1～2メートル離れてマスク着用、移動なしで行うとすると、その環境に即した活動を考える必要があるだろう。ただし、インタラク션을重視する現在の設計からすると、会話練習の機会が2週間に1度というのは頻度が少なすぎるため、元々の設計から変えるべきかもしれない。

以上をまとめておく。ここで論じてきたオンライン教材を活用する授業・学習のサイクル(図1)は、完全対面環境では、対面ならではのメリットも加わってより良い形で実施できる。教室にいる受講生と遠隔受講の学生が混在するハイフレックス環境では、留意事項はあるが対応は可能である。学生主体の学習活動はフルオンライン環境と同様に行える。

Kahootクイズは、フルオンラインよりもハイフレックスの方が効果が高い可能性がある(通常の対面授業時がベスト)。教員が全体に向けてリアルタイムで指示・解説などを与える時間については、ハイフレックス環境での「対面」は通常の対面授業とは別物を割り切って、双方向性を下げ、提示をシンプルにすれば対応しやすくなるだろう。オンデマンドとリアルタイムでの学習を交互に行う「隔週」タイプの環境では、2週間で1サイクルになるため大幅な変更を検討する必要がある。

4. オンラインでの学習活動

前節では、ここで論じている授業・学習サイクルが、異なる授業環境にも柔軟に対応しうる設計になっていることを確認した。ここでは、そのサイクルを構成するオンラインでの学習活動を考察する。なお、振り返り(E)については5節で取り上げる。

4.1 VOAクイズ(活動A)

ここで言う「VOAクイズ」とは、会話主体のメイン教材として選んだVOA Let's Learn EnglishのLevel 1を使った自動採点フィードバック付きのクイズである⁽¹³⁾。学期開始前に、授業用に毎回の会話練習のテーマと結びつけたVOAクイズを10回分、そして中間・期末の復習用クイズを用意した⁽¹⁴⁾。

図3は第7回目のVOAクイズである。テーマを“Plans & Suggestions”とし⁽¹⁵⁾、

(12) 例えば、通常の対面授業なら手軽に板書も使うが、設備面で板書を映すカメラがあったとしても、板書映像とパソコン画面の切り替えがややこしければ、ハイフレックスではその切り替えはやらない方向で考えた方がいいように思う。通常の対面授業なら自然に行える教室全体でのインタラクシオンも、ハイフレックスで再現しようとするれば相当の設備や切り替え作業が必要になる。

(13) 春学期は、メイン教材として市販の会話練習本を選んだが、オンライン教材に利用するのが難しいため、秋学期からVOAをメインとすることにした。

(14) VOAクイズは、Level 1については、52レッスン中45レッスンほど作成しており、Level 2は30レッスンの全てについてクイズができています。既存のFormsを下敷きとして、この授業用にアレンジしたクイズを作成した。

Lesson 17とLesson 21を利用した。Google Formsを利用し、VOAのレッスン動画、動画内容に関する問題、語彙文法問題、そして語法・文法の解説を入れてある。図4はクイズの一部を抜粋したものである⁽¹⁶⁾。また「振り返り」を促し、次の授業の会話練習で使うことを意識させるための質問を最後に置いている(図5)⁽¹⁷⁾。

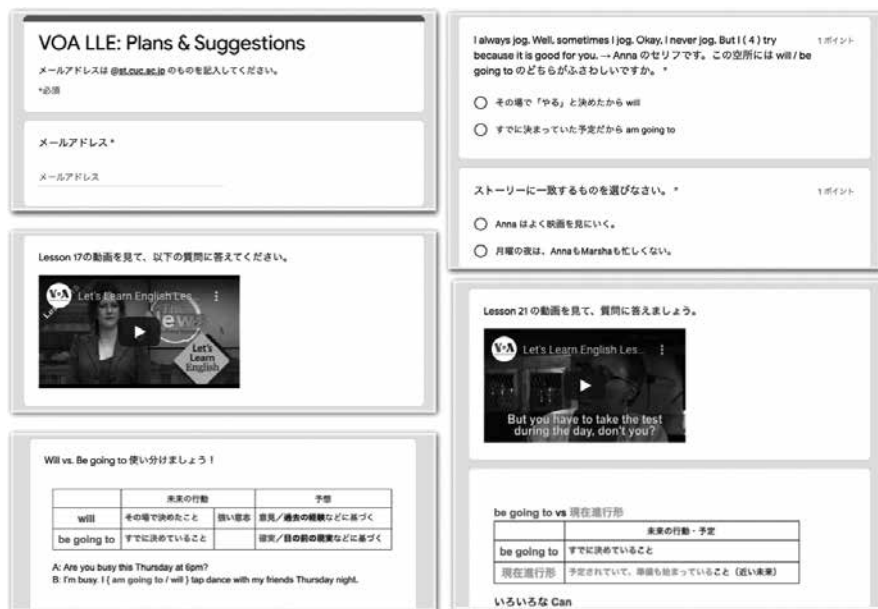


図4 自動採点式 VOA クイズ #7 (L17 と L21 を利用)

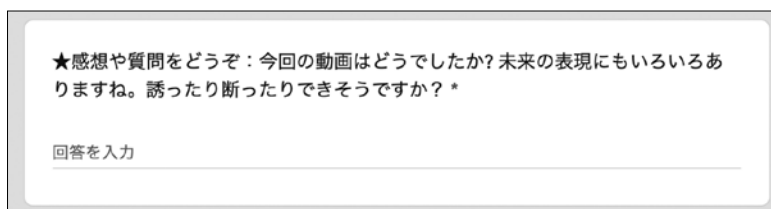


図5 クイズ末尾の振り返りを促す質問

なお、Google Formsのクイズ⁽¹⁸⁾では、提出(送信)後に表示される「フィードバック」を入力しておける(図6)。学生は、動画を見て、文法説明も確認しながら、設問に答える。提出後すぐ自分の解答と、採点結果、フィードバックが確認できる。「テスト」ではなく、基礎「練習」、そして次の授業での会話の「準備」という位置付けなので、動画は何度見

(15) このテーマに沿って、ここで出てきた表現も使って授業時の会話練習が行われる。

(16) Microsoft Formsも試用したが、フォルダで整理できない、問題タイプも少ないことから、Google Formsを選んだ。

(17) 「振り返り」については後述(5節)。

(18) 「テスト」モードを選ぶことで自動採点式のクイズが作れる。

☑ 正しい解答を選択してください:

I always jog. Well, sometimes I jog. Okay, I never jog. But I (4) try because it is good for you. → Anna のセリフです。この空所には will / be going to のどちらがふさわしいですか。 点数

その場で「やる」と決めたから will ✓

すでに決まっていた予定だから am going to

正解に対するフィードバック ✎ 🗑

訳：「ジョギングはいつもしてるわ。ええと、たまにはするわ。オーケー、ジョギングは全然してないわ。でもやってみる。身体にいいからね」

不正解に対するフィードバック ✎ 🗑

訳：「ジョギングはいつもしてるわ。ええと、たまにはするわ。オーケー、ジョギングは全然してないわ。でもやってみる。身体にいいからね」

図 6 Google Forms クイズ編集画面

でも良く、再提出も可能である。

VOA クイズは授業前日を締切としており、教員は、全体の結果と個々の質問の正答率や間違い方⁽¹⁹⁾と合わせて個人ごとの「振り返り」を確認することができる。それに基づいて次の授業時に行うフィードバックを用意し、会話練習の調整を行う。

例えばこの第7回のクイズで言うと、語法文法に触れたものの中では、以下のように will と be going to に触れた学生が多く (8/17 件)、若干名が不安を表明している ((5), (6), (7))⁽²⁰⁾。フォームの回答分析で will と be going to に関する設問 (複数) をざっくり確認すると、確かに誤答率が高め (15~16%) だったため、will と be going to と含む復習クイズ (同じく Google Forms 利用) を行うことにした (4.4)⁽²¹⁾。また、事前に計画していた「誘ったり断ったり」する会話はやめて、予定を聞き合うシンプルな会話とした。なお、それ以外の質問には、Teams の全体向けの投稿で対応している (6 節)。


- (1) 未来の事を表すときに going が事前に決まっていたことで、will がその場で決定したことという決まりを、もう一度復習することができ、良かった。
- (2) 未来についての動詞の使い分けが振り返れたので、次回からできそうです。もう予定が決まっていて準備をしているときは Be ing 形を使うのがそういえばそうだったなあという印象に強く残りました。
- (3) 今まで Will と Be going to は一緒だと思っていたが、Will が今決めたことで

(19) 結果はスプレッドシートに出力される。また元のフォームを開ければ、個々の回答の分析結果をグラフで確認できる。

(20) ストーリーについてのコメント 5 件は除外している。

(21) 新しく作る場合もあるが、この時は既存のものが使えそうだったのでそれを複製・編集した。

be going to が既に決めていたこと、だと知れてよかった。

- (4) will と be going to の違いがあまりよくわかってなかったのがためになった。
- (5) 意味を理解した上でテストに答えることは出来ましたが、実際に英語を話す時に will と be going to, can と have to の使い分けが曖昧になってしまうので、どちらを使うべきかをしっかり理解したい。
- (6) will と be going to の使い分けが曖昧だと感じた。
- (7) 今回は少し難しいと思いました。will と be going to の使い分けもまだ不安です。
- (8) 本当に些細な疑問なのですが、going to を略すとなぜ gonna になるのかなと思いました。
- (9) 個人的に難しく感じたのでこの表現が自分は苦手なんだなという事に気づくことができました。
- (10) 一気に難易度があがってついていけなかったです…
- (11) I do? これは文法としてあっているのでしょうか？
- (12) 動画はやはり、何回か止めながら見ないと理解できないので、もっと英語に触れて英語に慣れていこうと思います。
- (13) Can にはいろいろな使い方があるのだと知った。
- (14) jog という表現は、jogging という形が普通だと思っていました。ing をつけると動名詞になるので、動詞として使う時はingを外すって感じですか？
- (15) May と Can の違いも気になりました！
- (16) 使いわけをゆっくり、繰り返し聞けばわかりそう。
- (17) 意外と忘れていた部分だったので思い出せてよかった

以上のように、この授業用 VOA クイズは、動画を繰り返し見て内容理解、クイズ内の説明も見ながら解答、自動採点と自動フィードバックで確認、クイズの振り返り、クイズで学習／準備したことを会話練習で使用、という流れの中で、会話の中で使える語彙文法を音とともにインプットを助ける自習教材になっており、クイズの結果や振り返りを踏まえた教員からのフィードバック（説明や追加の練習問題）を通じて、さらに理解を深められるようになっている。

4.2 洋楽リスニング（活動 B）

洋楽を使うリスニング指導は20年以上行っており、基本はずっと変わらない。日本人学習者が苦手とする音声変化（山内, 2002; Greer & Yamauchi, 2008）を含む箇所を空所にしたワークシートを使い、歌を流しながら穴埋め（書き取り）、解答と解説、発音練習の順で進める。ワークシートは Google Docs の形でストックしてあり、対面授業では印刷・配布して使っていたが、遠隔授業では共有したワークシートを見ながら、空所に入る語句をノートに書き取る形にした。各自で聞いて穴埋め作業をしてもらい、1曲分程度の時間が経ったら⁽²²⁾、教員が図7のように板書代りの手書きメモを画面共有しながら解説し⁽²³⁾、「リピート」時間を取りながら発音デモを与える。

通常の対面時と比べるとどうしても劣化版のように思ってしまうが、「今日の song は（中略）耳コピで歌っていたので、『あ～、ここはこういう単語が入ってたのか！』と知



図7 洋楽リスニングの「板書」メモ

ることが出来て良かったです！！！！」授業で行っている歌の穴埋めで、単語を繋げて読むなどのコツがつかめてきた。そのため少しずつ聞き取れるようになってきた」といったポジティブな反応も来ており、事後アンケートを見ても (4.5), 目標の音声指導を提供できたのではないかと思う。

4.3 Duolingo で基礎がため (活動 D)

Duolingo はパソコンでもモバイル端末のアプリでも使える語学自習ソフトである。学習継続を助ける様々なゲーム要素 (ログインボーナス, デイリーゴール, 目に見える進捗, ステージクリアの報酬としての次のステージ開放, ランキング⁽²⁴⁾など) が組み込まれており, 間隔反復や想起練習効果 (テスト効果), 帰納的 (発見) 学習を促すように言語素材が提示されるレッスンを, ゲーム感覚で日々こなしていく。短文ベースのクイズに加え, 新しく「ストーリー」も登場し, リーディング (+リスニング) 練習が増えた。

Duolingo の英語コースのカリキュラムは, 本稿で対象としている受講生のような CEFR の A1~A2 レベルの学習者が自分のペースで基礎がためをしていくのに最適な難易度である。ただし, ゼロから始められるカリキュラムになっているので, 最初の方のレッスンは簡単すぎるはずである。最初のプレイメントテスト, 1つのスキル (単元) ごと

- (22) 前期は空所のところで止めながら一斉に聞かせていたが, それは対面時のやり方の名残りでしかないことに気づき, 各自でのリスニングに変えた。対面時は一旦止めて書いてもらう時, 学生の反応を見て, 難しそうならその部分だけ何度か繰り返すという風に, 彼らの聞き取りをサポートする意味合いがあった。カメラオフでは反応が確認できないので, 止めて繰り返すにしても「適当」にするしかない。
- (23) 手書きメモには iPad の GoodNotes と Apple Pencil を使っている。たまに画面共有がうまくいかないこともあるが, その場合は Google Docs の方に答えと解説メモをタイプしてのぐ。
- (24) 週ごとに XP 獲得量を競い合い, 同じ「リーグ」内でランダムなチームが作られ, そこで上位になったら次の「リーグ」に進む仕組みである。この秋学期は「リーグ」を気にする学生が数名登場した。彼らの質問を受け, リーグが上がったら「エクストラポイント」を加算することに決めた。個人チャットでの報告によれば, 少なくとも 2 人がトップの「ダイヤモンド」リーグに到達しており, 「パール」リーグ (上から 3 番目) 到達の報告も受けた。次は「リーグ」昇格も「目標」として取り入れてもいいかもしれない。

のスキップテスト、いくつかのスキルをまとめたチェックポイントテストを活用して、学習が必要なスキル（スキップできなくなったスキル）からレッスンに取り組むのがポイントである。リスニング問題、スピーキング（発音）問題もあり、問題文や「ストーリー」の全てに音声がついているだけでなく、単語ごとに音声と意味を確認することもできるため、知識のわりにリスニングが極端に弱いなど、音声面の基礎訓練が必要な学習者にも適している。

Duolingo for Schools を利用することで、簡単に Duolingo 課題を配信できる。Duolingo 課題は、特定のスキル（単元）のレッスンを指定してもよいし、一定の学習量（XP）を指定することもできる。本稿で論じてきた「基礎英語」の受講生は知識面のばらつきが想定され（2節参照）、基礎がためは、各々で自分にちょうど良い学習をやってもらう必要がある。彼らのための Duolingo 課題は XP ベースがふさわしく、「基礎英語」では「毎週 100XP」を課題とした⁽²⁵⁾。13 週の授業期間で、極端な値を除いた 21 名の平均が 1800XP（約 220XP が 1 名、約 8400XP が 1 名）であり、事後アンケート（4.5）もふまえると、Duolingo も概ねうまく機能したと考えられる。

4.4 補足教材：Kahoot! など

ここまでは主なオンライン学習活動（A, B, D）について見てきた。以下では、補足的に利用するオンライン教材を紹介しておく。図 1 では Kahoot クイズで代表させているが、これは、VOA クイズで誤答が多かったり（4.1）、「振り返り」で質問があった語法・文法について、教員からのフィードバックの一環⁽²⁶⁾として与えるクイズ形式の練習問題である。同じ位置付けで Google Forms のクイズも使っている。

Google Forms の文法復習クイズは、2020 年度前期に若干ストックが増えたため、複製・編集して特定の授業用のものを用意するのはそれほど時間はかからない⁽²⁷⁾。図 8 に示すように、ポイント解説付きの練習問題（自動採点）にしてある。

Kahoot クイズも、複製・編集して授業に合わせて用意することができれば楽なのだが、現時点ではまだストックが少ない。Public Kahoots の中で、複製・編集して使えるものを探すこともできるが、今のところ、授業用に作った方がしっくりくることが多い（図 9）⁽²⁸⁾。

教員の解説では Quizlet も使う。図 10 はパターン練習用に用意した Quizlet セットのフラッシュカード画面である。音声も確認できる⁽²⁹⁾。「課題」にはしていないがもちろん自

(25) 1 レッスン終了するのに大体 5-10 分かかる。1 レッスンで 10XP たまるので、100XP は大体 50-100 分の計算になり、1 週間分としては無理のない学習量だと判断した。スキップテストやハードプラクティスなら 1 回で 20XP たまるが、1 回分の所要時間も増えがちなので、学習時間としては地道にレッスンをこなすのと変わらないかもしれない。

(26) 2 節で述べたように、語彙文法についての全ての質問に、復習クイズの形で対応するわけではない。説明スライドにまとめたり（図 2）、文字での説明を投稿するだけのこともある。

(27) 複製・編集が容易なので、Google Forms を使った VOA クイズは実際に非常勤の先生とも共有し、複製・編集してお使いいただいている。文法説明つき復習クイズもストックをためていきたい。

(28) とはいえ、世界中の教員と教材を共有できる仕組みであることは間違いない。筆者の作った Kahoots もニッチすぎるものが多いが、全て Public Kahoots にしてある。

(29) 自動音声であるが英語はほぼ自然に近い。ただし日本語は不自然。

習でも使える⁽³⁰⁾。Quizletは一問一答式なので、新規セットの作成が非常に容易である⁽³¹⁾。特定の構文をパターン練習させたいと思った時など「その場で」補足教材を用意できる。もちろん、複製・編集して使えるので、あらかじめ使いそうなセットがストックされていれば、より円滑に授業が進められるだろう⁽³²⁾。

過去-進行形, 現在-進行形, 現在完了-進行形

was waiting, is waiting, has been waiting

He started to waiting at 4 PM.

He was waiting at 6 PM.

He is still waiting now.

Now it's 8 PM. He has been waiting for 4 hours since 4 PM.

4 PM 8 PM NOW

I ___ him for ten years. 彼とは10年前から知り合いです。 1ポイント

have known

have been knowing

They ___ basketball since two o'clock. 彼らは2時からずっとバスケットをしています。 1ポイント

have played

図8 文法復習クイズ (Google Forms)

- (30) フラッシュカード以外に「学習」モード、「筆記」モード、「音声チャレンジ」モード、「テスト」モードで学習でき、2種類の「ゲーム」モードもある。学習セットを用意しておけば、これらを毎回の自習課題にもできる。
- (31) 一問一答のリストがあれば、それを Quizlet 作成画面にコピーペーストして「学習セット」に変換するだけである。
- (32) さらに、Quizlet Live というチーム戦で行うゲームモードもあり、遠隔環境でうまく実施できれば、Kahoot とはまた別の同時双方向活動が可能になる。チーム内でやりとりすることなくチーム戦を行うことも可能であるが、ブレイクアウトルームなどでやりとりをしながら対戦する方が望ましい。これらについては今後検証していきたい (Quizlet の仕様も変更されるかもしれない)。

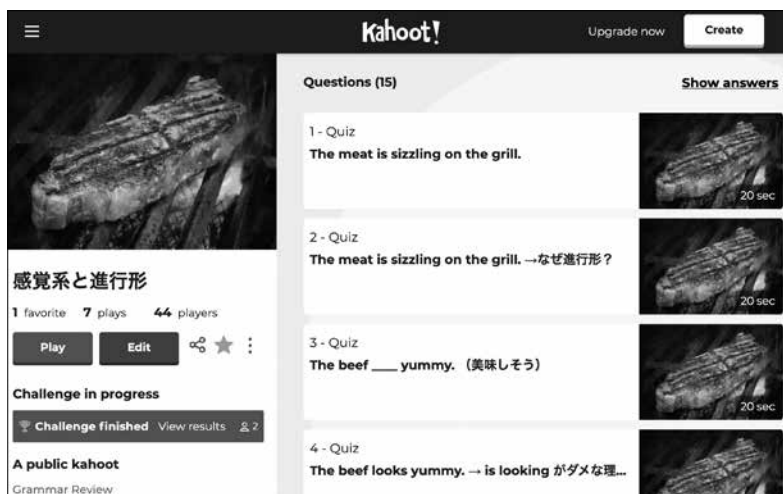


図9 感覚動詞で進行形の用法を整理するための Kahoot



図10 Quizlet フラッシュカード画面 (パターン練習)

4.5 活動・教材の評価

4節では、オンライン教材を活用する授業・学習サイクル(2節; 図1)を構成するオンラインでの学習活動を考察し、VOA クイズでの予習(4.1)、授業時のリスニング(4.2)、Duolingo アプリでの自習(4.3)のそれぞれについて、学習活動の目的と実施法を概観した。また、メインの学習活動に加えて、随時、補足的に用いる教材として、Kahoot! クイズ、Google Forms のクイズ、Quizlet の学習セットを紹介した(4.4)。

2節で触れた授業評価アンケート(1月19日実施; 19名回答)では、これらの活動が「自分の英語力向上に役立ったと思うか」を5段階(1:全然役に立たなかった~5:とても役に立った)で答えてもらっている。いずれの活動についても4や5の回答が多く、概ね、意図通りに機能したと言える。全体的な評価が高い順に並べると、Duolingo、歌の聞き取り、VOA クイズ、文法復習クイズ、Kahoot クイズの順になる(図11)。

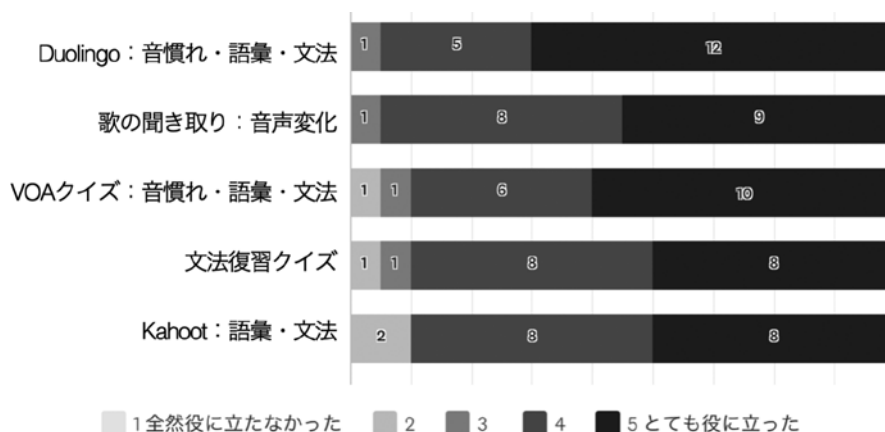


図 11 各オンライン活動の有用度（授業評価アンケートより）

最後に、ここで見てきた双方向教材作成ツール（Google Forms, Kahoot!, Quizlet）はいずれも複製・編集・共有（公開）が容易であり、個人用の教材準備だけでなく、教員間での共同教材開発の面でも期待できる。

5. 振り返り

フルオンライン環境を想定した授業・学習のサイクル（2 節；図 1）において「振り返り」（E）の役割は、各学習活動をつなぐ意味で、また学生・教員間のインタラクションの質を保つためにも、極めて重要である。以下では、学習者にとっての「振り返り」と、教員にとっての「学習者の振り返り」を分けて見ていく。

5.1 「反省」回避

「基礎英語」での振り返り活動には、授業を振り返る「リアクションペーパー」（2 節）と VOA クイズを振り返る最後の質問（4.1）が含まれる。リアクションペーパーも VOA クイズも毎回の提出「課題」である。Kolb (2015; 1983) の言うように、経験（具体的経験：CE）を「学び」に変えるのに、学習者とその経験を振り返るステップ（内省的観察：RO）が不可欠である（図 12 を参照）。「課題」（の一部）として毎回取り組んでもらうことで、Kolb の言う「内省的観察」を習慣づけることも狙った。

振り返りでは「自分の良くなかった点」だけに注目してしまうのは望ましくない。『デジタル大辞泉』（監修、松村；goo 辞書版）によれば「反省」には以下 2 つの意味があるが、2 番目の「よくなかった点を認めて、改めよう」という意味が強いように思う。

1. 自分のしてきた言動をかえりみて、その可否を改めて考えること。「常に反省を怠らない」「一日の行動を反省してみる」
2. 自分のよくなかった点を認めて、改めようとする。考えること。「反省の色が見られない」「誤ちを素直に反省する」

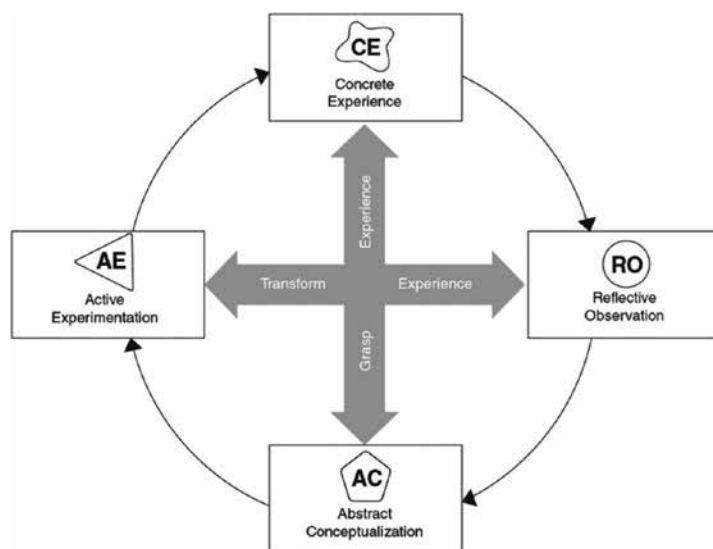


図12 経験学習のサイクル (Kolb, 2015; Kolb, 1983) ⁽³³⁾

言語学習は「できないこと」を「できること」に少しずつ変えていくプロセスであり、「できなかった」ことにだけ注目させるのは、無意味だけでなく動機付けの点で害にもなる。1番目の意味だとしても「よかったか悪かったか」「できたかできなかったか」を考えるだけでは言語学習は進まない。言語学習で「少しずつ」できることを増やしていくには「次にできるようになりたいこと」を考えて行動に移す必要があるからである。

「反省」寄りになることを避けるために、リアクションペーパーでは、例えば「10/6の授業ガイダンスやグループワークのお試しを踏まえて、分かったことや印象、コメントや質問、希望や抱負など、思いつくことを書いてください」のように「理解できたこと」や「できるようになりたいこと」などプラス要素にも意識が向くように指示文を作った。図13に示すように、毎回ほぼ同じパターンにした。加えて「小さなことでも『できた』ら『自分をほめる』のが言語学習を続ける鍵！」といったアドバイスを口頭や文字のフィードバックで随時与えた。

VOAクイズの方では「今回の動画はどうでしたか？簡単すぎましたか？There is/areの構文は使いこなせそうですか？自分の家や近所のことを話せそうですか？」のように、全体的な感想や難易度に加えて、その動画での学習ポイント（次の会話の準備）に意識を向けてもらう形にしている（2節も参照）。以下は「VOAクイズ2」の振り返りである。「勉強になった」「復習できた」のような大雑把な反応5件を除いてある⁽³⁴⁾。実際に使う場面

(33) Kolb(2015) が改訂版で補足しているように、この図の学習サイクルはあくまでも「理想化」されたものである。実際の学習プロセスは、ひとつずつ順序よく進んでいくわけではなく、CE, RO, AC, AEの全てに関わりつつ、行きつ戻りつしながら進んでいく。(Kolb, 2015, Ch. 2 Update and Reflections, The Learning Cycle and the Learning Spiral)

(34) 「かなり簡単でした」という1件も含む。

12/22 リアクションペーパー

メールアドレスは @st.cuc.ac.jp のものを入力してください。
*必須

メールアドレス*

メールアドレス

12/22の授業はどうでしたか？授業を踏まえて、分かったことや印象、コメントや質問、希望や抱負など、思いつくことを書いてください。「これが言いたかった～」と思うことがあれば教えてください。みんなで共有したら言えることが増えていきますので！*

回答を入力

図 13 「12/22 リアクションペーパー」

に言及している学生は10名（(1)～(10)）と半数未満だが、内容理解にのみ注目している学生（(11)～(13)）も、文法などの知識や「問題ができたかどうか」に注目している学生（(14)～(19)）も、前向きに考えることはできており、(11)や(12)は具体的に自分の学習をモニタリングできている。

- (1) 道端で道案内を英語で頼まれた時などに非常に役に立つ話し方で、仮に自分が道案内を英語で頼まれた時使おうと思った。
- (2) 丁度よい難易度だと思います。There is/are を使いこなして自分の家や周辺の場所について紹介できそうです。
- (3) まだそこまで難しいとは感じませんでした。この構文は道案内などで必ず使うと感じたのでいつでも話すことができるように習得したいです。
- (4) 英語を使っただけの道案内は大変ですが、海外の方に聞かれた時に答えられるようになりたいので使えるようになりたいです。
- (5) 動画を止めながらやらないとできなかった。There is/are は日常会話でよく使うので、よく使っていこうと思う。
- (6) 分からない単語が少しありました。単語では言えるけれど文章では言えないので練習しようと思います！
- (7) 授業を受けるのが初めてなので進め方に多少不安が残るが、内容自体は高校以来の英語だがそこそ覚えていたので、上手く話せるかどうかはわからないが、がんばりたい。
- (8) 聞き取るのはできた方だと思いますが、実際に話すのは難しそうです。
- (9) 少し簡単でした。／今の所は問題ありません。／話せると思います。
- (10) 使うことができそう。話せそう。
- (11) 前回よりも動画の内容を聞き取ることができた。高度なものになると出来なくなるが基礎ならできると思う。

- (12) 動画を何回も見返しながらできるので時間はかかりますが英語が苦手な私でもなんとかできました。
- (13) ゆっくりではっきりと会話しているので聞き取りやすく、頭に入りやすい。
- (14) There is, are の違いがしっかり復習できて良かった。
- (15) 長い休みで忘れていた部分はあるものの、しっかりできたと思う。
- (16) 英語は大学に入学してからあまり関わる機会が少なかったため、最初はこのくらいのレベルからどんどん難しい問題に挑戦していけばいいと思いました。
- (17) 今回も基礎をやってみて、久しぶりに基礎をやると合っているのか不安になることがあり、基礎をしっかり覚える大切さを予習を行って改めて感じた。
- (18) 動画をちゃんと見ればわかる問題でした。
- (19) 不安な要素が基礎の中でもあるため、自分でもどのくらいできるのか授業以外でも勉強していきたいと考えた。

このように初期の段階から、概ね「反省」は回避できているものの、上の回答事例から除外したような大雑把な「感想」は、振り返りとしては意味がない。学習の助けになる振り返りができるような工夫が必要である (5.2も参照)。1つには、VOA 課題などの出し方として、一定期間後に初期のクイズに再度トライさせることを最初から計画しておくことを考えている。以下は同じ「VOA クイズ2」を、自主的に12月にやってみた学生の振り返りである。早い段階でこのような実感がもてれば、どうやったら次のステップに進めるか、という思考にもつながりやすいように思う。

初期のに戻ると、あれ？あの時は難しいって思ってたのに今だとスラスラ答えられるな。と思った。(12/21 送信)

また、内容理解や知識確認について振り返るのも ((11)~(19)) ももちろん意味はある。が、それだけに注目すると「使える」ようになるための練習につながらない可能性がある。今回の実践では、学生の振り返りを受けたフィードバックとして「具体的に？」と聞き返したり「なりきり発音練習が効きます」のようなアドバイスは与えたりしていたが、フォームの指示・質問の段階で、改良する余地は大いにある。

5.2 教員にとっての有用性

通常の対面授業でも振り返りを書かせたりはしていたが、フォームの利用は2020年度の秋学期が初めてであった⁽³⁵⁾。フォームの回答は、図14のようにスプレッドシートに保存される。回答の列を Teams 投稿に貼り付け、編集しつつ教員からのフィードバックとともにクラス全体与える形にしている。

すでに触れたように、遠隔授業と相性が悪いのが教員による「授業時の観察」であり (2

(35) 技術的に難しいこともなく以前からずっと可能だったはずなのだが、2020年度秋学期開始直前まで、単に思いつかなかった。フォーム (Google Forms, Microsoft Forms) の授業利用が筆者にとっては十分に「常態化」していなかったのだろう (Bax, 2003; Bax, 2011; 山内, 2020b)。



図 14 リアクションペーパー回収用スプレッドシート

節, 3 節), フォームでの振り返り提出は, 授業時の観察不足を補う意味もあった。初回の振り返りを見て, 自分がいかに「学生の反応」に飢えていたかを自覚するとともに, 事後ではあるが「授業時の観察」を十分に補えるインプットだと実感した。

表 4 に, 初回のリアクションペーパーの回答とそれに対する教員からのフィードバックの一部を示す。「フィードバック」チャンネルの投稿で共有したものである (6 節)。個々の回答は短いのだが, 具体的な記述が多く授業計画の調整に十分役立つ。また, 表 4 に示すように, 回答をグルーピングすることで, 個別ではないが具体的なアドバイスを与えやすくなり, 何が難しく何を伸ばしたいと思っているのかなど, クラス全体についてざっくり把握するのも容易になる。

対面環境であれば, 楽しんでい様子, 英語が出てこなくてもどかしがっている様子はすぐ分かるので, 「様子を見て」その場で, 個人や全体に声をかけたり活動を調整したりと介入するだろう。表 4 のフィードバックのような声かけは, ものによっては「耳にタコ」ができるほど繰り返す。ただし, 非言語情報はふんだんに得られるとはいえ, 顔に出さずに考えていることや言語化されていない思いはやはり汲み取れない⁽³⁶⁾。対面授業時を振り返ると, 「様子が分かっている」と思い込んでいたかもしれない, と自覚せざるをえない。フォームでのリアクションペーパーは, 授業時の観察ができない遠隔授業では必須と言えるが, 通常の対面環境でも言語情報として有用である。

対面環境では, リアクションペーパーの媒体として, 紙も選択肢に入ってくる。ここでは, フォームでのリアクションペーパーの利点の一つとして, 個別の学生の振り返りを複数回分 (継時的に) まとめて見渡すことが容易だという点をあげておきたい。普通は 1 回

(36) 自己開示の度合いが高く思ったことが口から出てくるタイプの学生は, 授業中でも随時, 「単語覚えられないんですよ～」などと聞かれなくても教えてくれるが, それでも授業前後の雑談などで話さない限りは「考え」までは分からない。

表4 「10/6 リアクションペーパー」に対するフィードバック (一部抜粋)

リアクションペーパー (10/6)	フィードバック (10/7)
<p>〈全部言ってくれました。ありがとう！〉 (略) グループワークは初対面の中明るい雰囲気英語を話すことが出来ました。これから英語を少しずつ話せるように、また英語を通して少しでもコミュニケーションが取れるように英語の知識や理解を深めていきたいです。</p>	<p>英語で話すのを楽しめたようで良かったです。つたなくてもいいのでどんどん使ってください。口から出しているうちに、スツと言えるフレーズやパターンが増えていくので！</p>
<p>〈英語を伸ばしたい〉 ・私は今二か月前から英語の勉強をしています。目標は卒業するまでに、英語を話せるようになることです。自分はまだ基礎が全然できていないので、この授業で、基礎を身につけて、目標に少しでも近づけたらと思います。 ・<u>基礎力を上げれるようがんばりたい</u> ・<u>文法がよくわかっていないので、わかるようにして話せるように、質問に答えられるようにしたいです。</u>また、私は洋画を見るのが大好きなので少しでも聞き取れるようになりたいと思います。きちんと学べるよう努力します。 ・<u>英語への苦手意識を無くしていきたいです。</u></p>	<p>話せるようになりますよ！完璧は目指さないように。まずは意思疎通ができればOK、その後にもっと自然な言い方とかかっこいい言い方とかを増やしていくという感じで、頑張りましょう！ 文法や単語の基礎をやるときも必ず口に出して練習しましょう！そうすればやった分だけ会話でも使えます。聞き取りのポイントも入れていく予定です！ このクラスは英語のレベル別にはなっていないので、人それぞれ。なので授業ではさらっと流されたけどここ苦手だな~と思ったらいつでも質問・相談してくださいね。</p>
<p>〈楽しめた〉 ・(略) グループワークではみんな積極的だったので楽しくできた。(略) ・英語を使って話をするのは難しいが<u>すごく楽しい</u>。また、英語ではあるが、同じ一年生と話す貴重な時間が得られてよかったと思う。 ・英語で会議をするのが初めてで<u>できこちなかったが楽しくできたんじゃないか</u>と思う。 ・グループワーク (略) 実際にやってみて全くスムーズでは無かったけど授業が楽しかったです。(略)</p>	<p>スキルを身に付ける時は、なんでも最初は難しいですよ。チャレンジが楽しくて良かったです。皆で、使える英語をだんだん増やしていく感じでチャレンジを続けましょう。クラスの人もどんどん知り合いになってくださいね。</p>
<p>〈英語が瞬時に出てこない〉 ・最初のグループワークだったので少し緊張した。質問するときに言いたいことが出てこなかったの、その言葉を調べて、次の時に言おうと思う。 ・<u>英語を瞬時に話すのは難しかった</u>のです。 ・<u>瞬時に思ったことを英語にすることは非常に難しいのだと改めて実感した。</u>自分のスピーキング力を実感し、さらにスピーキング力を高めようと思った。</p>	<p>瞬時に口から出てくるようするには、「あ~出てこない~」という状態で話す練習が必要なんですよ。(略) 調べたり思い出したりして「こう言えばよかった!」というのを積み重ねると、言いたいことが出てくるまでの時間が短くなります。(略)</p>
<p>〈会話をつなげたい〉 ・こういう風に人と英語で会話する機会が今まで全くなかったの、いざ話してみると全然思っている風に話せませんでした。(略) 次はスムーズに会話できるようになりたいです。また、初対面のこともあり<u>あまりキャッチボールが出来なかったことが後悔</u>です。(略) ・グループワークはとても緊張したが楽しかったです。(略) 会話で誰かが発言した後、無言になるよりも<u>相槌</u>などがあるほうが話しやすいなと思いました。</p>	<p>キャッチボール、重要ですね!相槌とかリアクションも欲しいです! 見本ではできるだけキャッチボールになるように(略) してみたんですけどね...ワークの説明が不十分だったかもです。それとフリーな部分が最初は難しいですね。次からは本番なので、<u>ワーク前の説明とか練習をしてからグループに分かれるやり方</u>にしますね。</p>

分を全体的に見るだけだが、気になる回答がある時など、その個人を「検索」窓にいれ、シートを移動しながら回答をチェックしていくことがある。全回分が1つのスプレッドシートに保存されているから容易だが、紙版では、非常に小さなクラス以外では手間がか

かりすぎる。

ここで、何人かの学生をピックアップして複数回の振り返りをまとめて見ておく。例えば、学生 A は、自分ができることとできないことがきちんと対比できる学習者であることが見てとれる。2 週目は少人数グループ vs クラス全体、4 週目は「マニュアル」（サンプルとしてあげてある例文）通りの文 vs サンプルになオリジナル文、5 週目は一往復だけの Q&A vs それ以上続くやりとり、9 週目は先生の説明を理解すること vs 自力で問題を解くことが的確に対比されている。このような対比ができていると「今できないこと」を「次の目標」として把握しやすい。12 週目は、同じ教材に取り組んだ過去の自分と今の自分を対比して、伸びを実感している。

〈学生 A〉

- 2 週目 (10/13) : みんなの前で話すのは恥ずかしいし話ずらいけどグループになって少人数だから凄くやりやすかったし間違えてもあまり恥ずかしくないので発言しやすかった。
- 4 週目 (10/27) : マニュアル以外で質問するのが難しかった。Why しか言えませんでした。
- 5 週目 (11/10) : 質問して答えるはできたけど来た答えに対してさらに深掘して質問するのやりアクションをとるのが難しかった。
- 9 週目 (12/1) 最初にやったグラマーが難しかった。先生が説明している時は理解しているのにいざ自分一人でやるとなると難しい。
- 12 週目 (12/22) : 最初 VOA 難しいと思っていただけで今最初の VOA をやると結構スラスラ答えられたので英語能力伸びたなと思いました。

学生 B は、1 週目で思ったことが英語にできないことを自覚し、スピーキングを伸ばすことを目標とした。4 週目には会話練習が上達に効くと実感できており、7 週目には英文を組み立てられるようになってきたと感じている。8 週目だけを見ると、一見「英文を組み立てられない」と感じたことが目立つが、これまでの回答からの流れで見ると、単語を並べることで意思疎通はできるようになった段階で、次は「きちんとした」文法的な英文で会話をすることを目標としたことが読みとれる。

〈学生 B〉

- 1 週目 (10/6) : 瞬時に思ったことを英語にすることは非常に難しいのだと改めて実感した。自分のスピーキング力を実感し、さらにスピーキング力を高めようと思った。
- 4 週目 (10/20) : ペアワークでは普段、英語で話すことが無いので非常に練習になった。また英語力が身についたと実感した。
- 7 週目 (11/17) : 徐々に、英語で話すことを頭の中で徐々立てて組み立てることできるようになっている実感がある。この調子で英語を身につけていきたい。
- 8 週目 (11/24) : 咄嗟に英語でしゃべろうとしても、英語を頭の中で組み立てることができず、単語でその場を乗り切ろうとしてしまう。単語だけでも恐らく、

相手には伝わるだろうが、きちんとした英語の会話を交わしたい。

学生Cは、出来事描写が具体的なのが特徴的である。2週目は教員のアドバイス、6週目はカメラオンでの会話の様子、10週目は知識へのアクセスが遅いという自覚症状について具体的に言語化できている。12週目は復習をかねて4週目の活動にプラスアルファした活動を行なったのだが、それについて4週目の時と比べて難しく感じなかったことから成長を自覚できたと報告している。このように並べて見渡すと、「英語が口から出てこない」症状についてのメタ認知が向上していることが分かる。この症状は、英語の知識不足、話題のストック不足または話題選択の遅さ、知識へのアクセスの遅さ（自動化・流暢性不足）などが主な要因である。初期の段階（2週目）から、話題選択の遅さ（準備しておくことである程度可能）を分けて考えることができているが、それ以外の要因については6週目の段階でも「表現につまる」というざっくりした捉え方にとどまっている。しかし、10週目には「言いたいことや伝えたいことを知っている英語の知識から素早く取り出して話すことができる」というように、自動化・流暢性不足の問題を的確に言語化できるようになった。

〈学生C〉

- 2週目（10/13）：実際に自己紹介をするときに何を言おうか迷ってしまうので先生が教えてくださったお決まりの持ちネタを考えておこうと思いました。
- 6週目（11/10）：カメラをオンにしてやってみました。最初はカメラに慣れないのでみんな手探り状態だったのですが徐々に慣れてきて様々な種類の質問と受け答えをすることができました。英語の表現に詰まりながらもできるだけ英語で伝えようとがんばっていてとても楽しかったです。
- 10週目（12/8）：グループワークの際にもっと理由などをつけながら答えたかったのですがいざ話すときに理由を英文で置き換えることができずに話せませんでした。言いたいことや伝えたいことを知っている英語の知識から素早く取り出して話すことができるようになりたいです。
- 12週目（12/22）：この授業の最初の方に〔4週目〕カードを見てそのシチュエーションを答えるというものを行った時は難しく感じたのですが今回改めてやった時はそこまで難しく感じなかったため成長できていると感じることができました。（略）

最後に紹介する学生Dは、様々な活動についての描写や質問が具体的で、その記述は教員による授業の振り返りに直接役立つことが多い。時々大学構内からの受講になるので、チャットでのグループワークについて検討するときの情報源でもある。できたことは嬉しい、できなかったことは次はこのように頑張る（あるいは教えて欲しい）、というパターンの振り返りであり、語学学習には最適だと言える。以下は、自宅から「マイクオン」で受講した回の振り返りの抜粋である（ポジティブな部分に下線をつけている）。

〈学生C〉

- 2週目 (10/13)：皆さん初めましてで最初は緊張しましたが、徐々に相手の返答に対してリアクションができるようになりました。何度も質問を聞き間違ってしまったのですが、少し雰囲気や和やかになって良かったです。もっと自分の頭に浮かんだ言葉を英語に変換できるようになりたいです。もっとリアクションの幅を広げたいと思います。(略)
- 4週目 (10/27)：(略) グループワークでは音声が乱れていたりしてうまく他の方々の声が聞き取りづらかったりしてスムーズに会話が続きませんでした。受け答えや返答+説明や付け加えの文がもっと上手に言えるように英語をもっと身につけたいです。質問側が、回答してもらった後のリアクションについて教わりたいです。(略)
- 5週目 (11/10)：今回顔出しにしてグループワークをしました。カメラオンにして本当に良かったです！相手の表情やしぐさが目に見えるし、話している間もみんなの反応とか、うっかり忘れた単語など教えてくれたり、とても良かったです。チャットやカメラオフだと発言しにくかったり、遠慮してしまったりするのがありますが、顔を出すことでタイミングのはかり方や皆の笑顔を見てもっと楽しめます。次回からもカメラオンにしてやりたいです。今までで一番時間を有意義に使えたグループワークでした。
- 9週目 (12/1)：同じものであってもその時の形状や場面、捉え方によって単数・複数形・原形など異なることがよく理解できました。(略) グループワークでは、質問文の中に Do と is がどっちもあるので答え方に戸惑いました。自分が主語かその対象物が主語かによってどちらの動詞を使うかの使い分けを意識しながら、どっちが主語であってもすらすら答えられるように練習したいです。
- 10週目 (12/8)：ビデオオンでのグループワークはとても楽しかったです！カフートは時間制限に焦ってしまいたくさん間違えてしまいましたが、瞬時にコレだ！ってわかった時は凄く嬉しかったです。(略) have been ~ing の問題では全問正解だったのがとても嬉しいです。状態が継続しているかどうかの見極めが重要なのかなと思いました。グループワークで次こそはリアクションをしたいと思います！
- 11週目 (12/15)：can と be able to の使い分けについて意味的な違いがあることを高校の時聞いた覚えがあったんですが、忘れてしまったので教えていただきたいです。クリスマスの音楽を聴いてもうそんな時期なのか〜と季節を感じました。カフートで英文を読んで瞬時に和訳できるくらいの力を身につけたいです。短い英文からトライして練習します。〇〇のとき何しているのかについていろんな場合を当てはめてその質問と応答をスラスラ言えるようにもっと練習します。
- 12週目 (12/22) 今までで1番カフートでいい成績が取れたのが嬉しかったです。ランキングで2位に一瞬だけだけどなることが出来て凄く嬉しかったです。look at と watch のニュアンスの違いについて曖昧だったので今回問題に出てきて良かったです。グループワークは最初の頃よりたくさん会話できるようになって嬉しいです。あと数回しかないのが本当に寂しいです。

このように、フォームでのリアクションペーパーは、教員にとって、毎回の「授業時観察」にかわる（あるいはそれを補う）情報源として、また個別の学生の学習状況・姿勢を把握するツールとして、非常に有用である。

5.3 まとめ：活動Eの改善

5節では、オンラインでの「授業・学習のサイクル」（2節）において、振り返り（学習活動E）が重要な役割を果たすことを見てきた。経験を「学び」に変えるのに、学習者がその経験を振り返るステップは不可欠であり、毎回の「課題」（の一部）として取り組むことで、この重要なステップが習慣づけられると期待できる。教員にとっては、授業時観察ができないだけに、学習活動がうまくサイクルになるよう授業を計画・調整するのに欠かせない情報源となる。

ただし、現在の実践方法では、図1でも表現しているように、個人の「振り返り」活動に対する「直接」のフィードバックは与えられない。「全体向け」のフィードバックは比較的直接的だが、あとは「振り返りを受けて調整した学習活動」という間接的な形になる。また、現時点では全ての「振り返り」を一覧できるのは教員だけであり、フィードバックはその時その時の投稿を見るしかない。Teamsをプラットフォームとする授業の枠組みにおいては、これが最適解かもしれないが、「全体向けフィードバック」の他に、自分の「振り返り」が個別のフィードバックとともに一覧できる形ができればと考えている⁽³⁷⁾。

また、現在の「リアクションペーパー」は、概ね「反省」は回避できているが、5.2で紹介したような、適切な対比、具体的な描写や質問、的確なメタ認知、適度な目標設定は、全員ができるようになったわけではない。「外国語の学び方を身につける」ことも目標としている以上、学生がより効果的な「振り返り」を行えるよう、指示文やフォーマットには改善の余地があると考えている。

6. Teamsでの授業実践

最後に、Teamsをプラットフォームとした時の「授業」の実際を概観しておく。まず、この授業での、典型的な授業内外の活動・時間配分（目安）・参加形態を表5に示す。上述のように、この授業設計では、教員が全体に向けてリアルタイムで指示・解説などを与える時間は合計で30-40分程度である（3節）。補足教材としてKahootを使う場合はこれに20分加算されるが、Google Formsのクイズの場合は、進捗をスプレッドシートで確認しつつ、授業計画の調整（当該授業の時間配分や翌週の内容調整など）を行う。Cの会話練習の時間は、グループを巡視したり、当該授業時のフィードバックを投稿にまとめたり、解説部分の録画をStreamに上げ、そのリンクをオンデマンド資料Teamsに載せるといった作業に充てる。学生の質問には随時、個別対応する。

次に、Teamsの利用についてまとめると、秋学期は、図15に示すように①「一般」チャ

(37) Google Formsはメールアドレス宛に、自分の回答と自動採点の結果、自動フィードバックが送られる。このメールを整理してもらえば、学生も全体を振り返ることは可能である。また、後から個別フィードバックを加えることも可能であり、それももちろん閲覧できる。

表 5 授業内外の活動・時間配分（目安）・参加形態

	活動	所要時間	参加形態
授業外	A：VOA 課題（Form） D：Duolingo 課題	20-60 分程度 50-100 分程度	（各自）動画視聴・クイズ （各自）100XP 分の学習
授業中	挨拶＋スモールトーク	5 分	（数名）教員と英会話
	前回のリアクションペーパー・ VOA 課題へのフィードバック	10 分	（一斉）教員の話聞く ※会話練習の準備も兼ねる
	B：歌でリスニング 音声特徴のポイント解説 発音デモ	5 分 10 分	（各自）聞いてノートにメモ （一斉）教員の解説を聞く （各自）発音練習
	補足教材で語彙・文法の復習 a. Kahoot b. Form クイズ （※ a, b のどちらかまたは両方）	20-30 分 ※両方でも 40 分まで	a. （一斉）クイズ参加 b. （各自）クイズで学習（※早く終わった人は C の準備か翌週までの課題に進む）
	C：会話練習・パターン練習	30-40 分 ⁽³⁸⁾	グループ／ペアワーク＋録画
	まとめ＋挨拶	5-10 分	課題確認・質問受付など
授業外	E：リアクションペーパー	3-5 分程度	（各自）Form で回答



図 15 Teams チャンネルの使い分け

ネル，②「グループ」用のチャンネル，③「フィードバック」チャンネルに分けて使った。

①「一般」チャンネルは，毎回の授業概要（教材や資料へのリンクを含む），授業時の「全体会議」，「課題」の通知，その他「お知らせ」の投稿に使う。「授業概要」は，通常は時

(38) 最初は活動の指示にも時間がかかり，グループに移動するところでもたつく。補足教材を使う学習を行う余裕は最初はほとんどない。



図 16 授業概要 (12/22)⁽³⁹⁾

間配分と教材や資料へのリンクだけである (図 16 参照)。

①デフォルトでは「課題」を設定すると「一般」チャンネル通知が来る。上述のように、この授業の自習 (活動 A, D, E) は全て Teams 外のツールであり、Microsoft Office とも連携していないため⁽⁴⁰⁾、Teams の「課題」機能は使う必要はない。しかし、Teams の「課題」機能を通すことで、「課題」一覧に表示され「一般」チャンネルに通知も来る。外部ツールを使うからこそ、ルーティンの課題は Teams の「課題」機能を使い、期限も含めてクラスチーム内で一覧できる方がいいと判断した⁽⁴¹⁾。なお、この授業ではルーティン課題が 3 種あるため「カテゴリ」を指定するタグも利用した (図 17)。

②「グループ」チャンネルでは、学生が会議を開き、ペア/グループワークを行う。ペアワークの場合は 1 つのチャンネルで最大 3 つの会議が開かれる⁽⁴²⁾。

③「フィードバック」チャンネルでは、「リアクションペーパー」と「VOA クイズの所感」の回答部分を、名前なしで全員分公開し、教員からのフィードバックも投稿する。原則、

(39) Teams の仕様で投稿が重なってしまうので、図 16 のように「詳細表示を忘れずに」という見出しを毎回つけている。春学期「資料がありません」という質問があり、「詳細表示」や「～件の返信」をクリックして、「見えない部分を広げて見よう」という行動に移らない学生がいることに気づいたが、当初はその都度個別対応していた。その後、慣れ不慣れに関わらず、そのタイプの学生は一定数いると判断し、毎回見出しをつけることにした。

(40) Microsoft Forms を選ばなかった理由については (注 16) を参照。

(41) 「課題」機能を使うと「成績」機能も使える。これもメリットではある。

(42) 1 つのチャンネルで複数の会議を開くと、迷子が出てくる場合がある。慣れれば問題ないが、特に初期は指示を徹底する必要がある。2020 年 12 月に新しく加わったブレイクアウトルーム機能も試したが、動作は安定していないところがある。便利なことは便利だが、語学はクラスサイズが小さいので、チャンネルごとにグループ会議を開かせるやり方でも支障はなく、安全ではある。

山内真理：「ニューノーマル」時代の外国語語教育



図 17 Teams「課題」：カテゴリ別表示

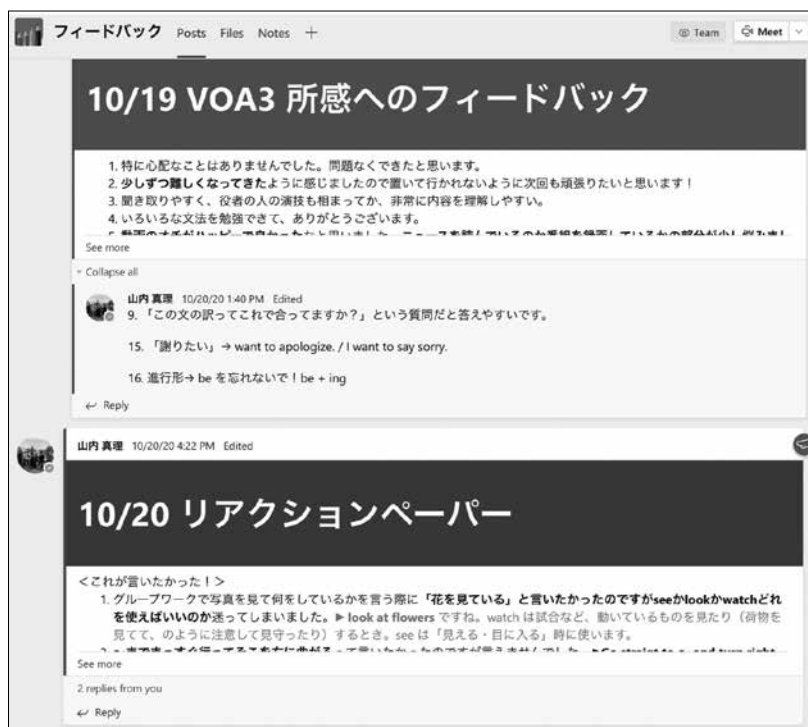


図 18 「フィードバック」チャンネル

図 18 のように VOA クイズの振り返りとリアクションペーパーでの振り返りを、それぞれ 1 つの投稿にまとめる形にしている。

ただし、教員からのフィードバックをどのように加えるかはまだ揺れている。20-30 件

の振り返りコメントに教員フィードバックをそのまま書き足すと、1件の投稿の最大文字数を超えてしまう。見やすさから言うと「返信」を使った方がいいかもしれない。いずれにせよ、この形のままだと、さかのぼって、あるいは特定のトピックについて、フィードバックを確認するのはやりにくい。「チャンネル」内検索が使いやすいよう、フィードバックのフォーマットを改良する必要がある。

以上、2節で説明した「授業・学習のサイクル」を Teams をプラットフォームとして実践した様子を概観した。Teams は LMS として設計されているわけではない分、どこで何を配信するのか工夫をする必要があり、今回の実践でも、特に全体フィードバックの与え方は「これが最善」とは言いにくい。今後も外部ツールと併用する形で Teams は利用するつもりであり、作業コストの点からもベターなやり方を検討していきたい。

7. おわりに

本稿では、2020年度秋学期開講の「基礎英語2」の実践を振り返った。2節で論じたように、この授業では「英語の音声処理・コミュニケーションのスキルと態度・外国語の学び方」の3つの側面で到達目標を設定している。この目標を達成するべく、メインの学習活動 A~E と、それをつなぐ教員の介入（指導・支援）がそれぞれに連動して「学習サイクル」を作るよう、時間配分や学習モードも考えて全体設計（図1）を行なった。事後調査の回答終了後、他の記録と合わせて詳細な分析をする必要はあるが、指導目標を達成するために設計した授業・学習のサイクルは、概ね意図通りに機能したと考えられる（2節）。

4節では、オンライン教材を活用する授業・学習サイクル（2節）を構成するオンラインでの学習活動を考察し、VOA クイズでの予習、授業時のリスニング、Duolingo アプリでの自習のそれぞれについて学習活動の目的と実施法を概観した。また、補足的に用いる教材として、Kahoot! クイズ、Google Forms のクイズ、Quizlet の学習セットを紹介した。いずれの活動についても、「英語力向上に役立った」との評価が多く、概ね意図通りに機能したと言える。これらの双方向教材作成ツール（Google Forms, Kahoot!, Quizlet）はいずれも複製・編集・共有（公開）が容易であり、個人用の教材準備だけでなく、教員間での共同教材開発の面でも期待できる。

5節で論じたように、オンラインでの「授業・学習のサイクル」（2節）において「振り返り」（活動 E）の役割は重要である。経験を「学び」に変えるのに、学習者がその経験を振り返るステップは不可欠であり、毎回の「課題」（の一部）として取り組むことで、この重要なステップが習慣づけられると期待できる。教員にとっては、授業時観察ができないだけに、学習活動がうまくサイクルになるよう授業を計画・調整するのに欠かせない情報源となる。ただし、今回の実践方法では、個人の「振り返り」活動に対する「直接」のフィードバックは与えられない（図1）など、改善の余地は大いにある。これは、プラットフォームとしての Teams 利用（6節）とも関わる検討事項である。

3節で論じたように、この授業・学習の設計は、フルオンライン環境を想定したものはあるが、他の授業方式にも十分適用できると考えている。今後も外部ツールと併用する形で Teams は利用するつもりであり（6節）、授業方式の如何に関わらず、指導と学習の目標に沿って授業の質を維持できるよう、作業コストも考慮しつつ、より良い実践方法を

引き続き検討してこうと考えている。

〔参考文献〕

- Bax, S. (2003). CALL-past, present and future. *System*, 31, 13-28.
- Bax, S. (2011). Normalisation revisited: The effective use of technology in language education. *International Journal of Computer-Assisted Language Learning and Teaching*, 1(2), 1-15.
- Greer, T. & Yamauchi, M. (2008) Pronunciation tasks for academic study skills. In K. Bradford-Watts (Ed.) *JALT2007 Conference Proceedings*, pp.553-561.
- 井上順子・浅野智 (2009) '体験' を '学び' に変える手法としてのリフレクション：'行為' の中での省察' への着目. 日本デザイン学会第 56 回研究発表大会「日本デザイン学会研究発表大会概要集」
- 石川慎一郎 (2016) 日本人学習者の L2 英語の発話量：母語話者及びアジア圏学習者との比較. *日英言語文化研究*, 15-26.
- Ishikawa, S. (2015) Learners' performance in L2 receptive skills tests and their speech fluency: A comparative study of Asian learners of English with different L1 backgrounds. 全国英語教育学会第 41 回熊本大会 (8 月 23 日, 熊本学園大学) 発表資料.
- Kolb, D.A. (2015) *Experiential Learning: Experience as The Source of Learning and Development*. 2nd Ed. Pearson Education.
- 小森清久 (2010) 2010 年度センター試験リスニングテストの分析と対策. *G.C.D 英語通信*, 47, 16-17.
- 松村明 (監) デジタル大辞泉. 小学館.
- 大木俊英 (2012) ESL/EFL リスニングにおける発話速度の役割『ことばの時間制御機構』に基づいた再考. *白鷗大学教育学部論集*, 6(1), 91-112.
- Tauroza, S., & Allison, D. (1990). Speech rates in British English. *Applied Linguistics*, 11, 90-105.
- 山内真理 (2002) 日本人学習者の英語音認識における弱点. *大阪薬科大学教養論叢・ぱいでいあ*, 26, 93-114.
- 山内真理 (2017) 【特集】学習への動機づけと ICT 利用教育：Kahoot! による学生参加の促進—ゲーム要素による学習態度の変容—. *コンピュータ&エデュケーション*, 43, 18-23.
- 山内真理 (2019) 非同期型動画交換を軸としたクラス間異文化交流：より良い活動設計を目指して. *千葉商大紀要*, 57(2), 59-84.
- 山内真理 (2020a) Active Learning in the Japanese EFL Classroom (日本の EFL クラスにおけるアクティブ・ラーニング). *千葉商大紀要*, 57(3), 71-94.
- 山内真理 (2020b) 【特集】CUC のオンライン授業：Teams の教育利用—試行錯誤の春学期を振り返る—. *CUC View & Vision*, 50, 24-33.

(2021.1.20 受稿, 2021.3.4 受理)

[抄 録]

新型コロナウイルス感染症がどうなるのか、先が読めない状況が続いており、100%「対面」の授業が可能になったとしても、授業のやり方が以前の「常態」に戻ることはないだろう。今後しばらくの間は、授業方式の切り替えにも対応することが必要になっている。

本稿では、100%「遠隔」環境を想定した授業設計が、他の授業方式にも適用できるかどうかとも検討しながら(3節)、2020年度秋学期開講の「基礎英語2」の実践を振り返る。まず、指導・学習の目標と、それを達成するために設計したメインの学習活動および教員の介入(指導・支援)を連動させる「学習サイクル」を概観する。さらに分析する必要があるが、指導目標を達成するために設計した授業・学習のサイクルは、概ね意図通りに機能したと考えられる(2節)。この授業・学習サイクルを構成する個々のオンラインでの学習活動についても、学生からの評価等に基づき、概ね意図通りに機能したと評価している(4節)。そのサイクルで重要な役割をはたす「振り返り」について、学習者にとって不可欠な活動であるだけでなく、教員にとっても授業時観察の代用、あるいは補強として、授業を計画・調整するのに欠かせない情報源であることを論じる(5節)。ただし、フォーマットや実施方式に改善の余地もある。最後に、この設計に基づいた授業・学習のサイクルの実践において、Teamsをどのように利用したのかを概観する(6節)。

〔論 説〕

法人税法と収益認識会計基準 (2)

—法人税法 22 条の 2 第 4 項の「価額」・「通常得べき対価の額」—

泉 絢 也

I はじめに

平成 30 年度 (2018 年度) 税制改正において、法人税法上の資産の売却等に係る収益の計上時期 (帰属時期) 及び計上額等に関して具体的な定めを有する法人税法 22 条の 2 が創設された。この改正は、平成 30 年 3 月 30 日に企業会計基準委員会が収益の認識に関して包括的で詳細な内容を定める企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という) 及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表したことに伴うものである⁽¹⁾。

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額であり、通常、この場合の当該事業年度の益金の額に算入すべき金額の太宗を占めるのは、当該事業年度の収益の額である (法人税 21, 22)。よって、収益をいつ、いくらで計上すべきであるかという点は、法人税法上の所得金額を適正に計算するために、極めて基本的かつ重要な論点の 1 つである。これまで、この点を規律する最も重要な規定は、法人税法 22 条という所得計算の通則規定であったが、今回の改正では、同条よりも資産の売却等に係る収益に関して明確で具体的な定めをなす 22 条の 2 がここに加えられたことになる。

本稿では、前稿⁽²⁾に引き続き、新設された法人税法 22 条の 2 の研究の一環として⁽³⁾、22 条の 2 第 4 項及び 5 項をめぐる問題を考察する。具体的には、両規定の創設の背景を整理した上で、資産の売却等に係る収益の額について時価ないし適正な価額による益金算入を定める 22 条の 2 第 4 項について、どの時点で評価 (本稿では、便宜上、文脈に応じて「収益の額の算定」の意味で「評価」という語を用いる場合がある) するか、評価の対象は何か、どのような方法・基準で評価するかという観点から考察を加える。そして、資産の売却等に係る収益の益金算入額について、移転価格税制のように、算定方法等に関する詳細な規定の導入を正面から、腰を据えて検討すべきではなかったかという、平成 30 年度改正に対する批判的見方を示す。5 項については、貸倒れの可能性や資産の買戻しの

(1) 収益認識会計基準及び適用指針は令和 2 年 3 月に表示や注記事項等に関する改正がなされた。

(2) 泉絢也「収益認識会計基準公表に伴う法人税法の改正—法人税法 22 条の 2 を巡る『別段の定め』論議を中心として—」千葉商大論叢 57 巻 2 号 71 頁以下。

(3) 泉絢也「連載 収益認識会計基準と法人税法 22 条の 2 及び関係法令通達の論点研究」プロフェッションジャーナル 314 号以降も参照。https://profession-net.com/professionjournal/corporation-article-756/。以下、本稿で引用する URL の最終閲覧日は令和 3 年 2 月 11 日である。

可能性を織り込んで対価の額が合意された場合の問題点を指摘する。

II 法人税法 22 条の 2 第 4 項及び 5 項の創設の背景と趣旨

関連する収益認識会計基準における取扱いも踏まえて、法人税法 22 条の 2 第 4 項及び 5 項創設の背景と趣旨を確認する。

1 収益認識会計基準における取扱い

法人税法 22 条の 2 第 4 項及び 5 項は、収益認識会計基準のように対価の額を基礎として益金の額を計算するような方法は採用できないことを出発点として、創設されることになったようである。以下、同基準の取扱い及び立案担当者の見解を確認する。

(1) 概要

収益認識会計基準の基本となる原則は、「約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識すること」である（基準 16）。同基準では、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に報告するために、このような基本となる原則を示している（基準 115）。この基本となる原則に従って収益を認識するために、①「顧客との契約の識別」、②「履行義務の識別」、③「取引価格の算定」、④「履行義務への取引価格の配分」、⑤「履行義務の充足による収益の認識」という 5 つのステップを適用する（基準 17）。その中のステップ 3「取引価格の算定」の概略は次のとおりである。

上記の取引価格とは、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（ただし、第三者のために回収する額を除く）をいう（基準 8）。取引価格は、変動対価又は現金以外の対価の存在を考慮し、金利相当分の影響及び顧客に支払われる対価について調整を行い、算定する（基準 17 (3)）。取引価格の算定に当たっては、契約条件や取引慣行等を考慮する（基準 47）。顧客により約束された対価の性質、時期及び金額は、取引価格の見積りに影響を与える。取引価格を算定する際には、変動対価、契約における重要な金融要素、現金以外の対価、顧客に支払われる対価のすべての影響を考慮する（基準 48）。

変動対価とは、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分をいう。例えば、値引き、リベート、返金、インセンティブ、業績に基づく割増金、ペナルティー等の形態により対価の額が変動する場合や、返品権付きの販売等がこれに該当する（基準 50、指針 23）。契約において、顧客と約束した対価に変動対価が含まれる場合、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ることとなる対価の額を見積もる（基準 50）。変動対価の額の見積りに当たっては、最頻値法又は期待値法のうち、企業が権利を得ることとなる対価の額をより適切に予測できる方法を用いる（基準 51）。

かように、収益認識会計基準では、値引き、リベート、返金、インセンティブの取決めがある又は返品権が付されているなど契約上の対価について変動する可能性のある部分を織り込んで取引価格を算定する必要がある（指針設例 2 には、「対価が契約書の価格と異

なる場合」として、貸倒れの見込みも考慮に入れて取引価格を決定する（かのうような例が示されている。ただし、収益への信用リスクの反映の可否については後述）。よって、契約上の対価の額と会計上の取引価格が一致しない場合がありうる。

(2) 法人税法の観点から注目される点

上記のような収益認識会計基準について次の点が注目される。第1に、同基準では、資産の販売等に係る収益の額（取引価格）を財又はサービスの顧客への移転と交換に「企業が権利を得ると見込む対価の額」としていることである。財又はサービスの顧客への移転と交換に流入するものに着目しているといつてよいであろう。これは、法人税法の考え方とは合わない面がある。所得税法36条や59条のような規定が欠如していたものの⁽⁴⁾、無償取引からも収益が生じる法人税法において、従来から、資産の販売等に係る収益の額は当該資産等の時価相当額で計上すべきであると解されていたからである⁽⁵⁾。第一次的には、流入するものの時価そのものに着眼するのではなく、流出するものの時価に着眼するものであったといい換えてもよい。なお、前述のとおり、「約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識すること」（基準16）を基本原則とする収益認識会計基準においては、無償取引は適用対象外である。

第2に、収益認識会計基準によれば、契約において、顧客と約束した対価に変動する可能性のある部分（変動対価）が含まれる場合には、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ることとなる対価の額を見積もるという点である。契約上の対価の金額をそのまま収益の額（取引価格）とするのではなく、値引きやリベートの取決め、返品権の存在などを織り込んで算定することになる。

場合によっては貸倒れの見込みも考慮し、貸倒れの可能性がある部分を収益として計上しないというのであれば（指針設例2参照）、法人税法の立場からするとドラスティックな印象を受けるであろう。ただし、収益認識会計基準は、企業が顧客から「受け取る」と見込んでいる金額で収益を認識するのではなく「権利を得る」と見込む対価の額で認識する（基準8, 16, 47）ものである。IFRSの「結論の根拠」の説明も参考にするならば、かかる対価の額に顧客の信用リスク（債務不履行リスク）を反映させるものではないようである。企業が顧客から回収できないおそれのある金額についての調整を反映しないという意味において、総額で収益を認識するということである（IFRS/BC259~261⁽⁶⁾）。

ただし、対価の回収可能性を評価するに当たって、企業が顧客に価格の引下げを提供す

-
- (4) 少なくとも、法人税ではシャープ勧告以前からつとにその益金概念上、当然のこととして無償又は低額取引からも益金が生ずる所得計算上の考え方とっており、同勧告後の法人税法でも、特にこれを明文化するまでに至らなかった（法人税法上の益金概念が広く解釈に委ねられていたのに対し、所得税法ではキャピタル・ゲインを譲渡所得（有償譲渡）というカテゴリーで捉えていた関係上、法文上「みなし譲渡」を明確にする必要もあった）という見解として、植松守雄「判批」金子宏編『租税判例百選〔第2版〕』87頁参照。
 - (5) 例えば、後述する南西通商株式会社事件の最高裁判決や法人税法22条が制定された昭和40年全文改正の立案担当者の解説である吉牟田勲「所得計算関係の改正」税弘13巻6号140頁参照。
 - (6) 本稿におけるIFRSの「結論の根拠」の訳出については、IFRS財団編『企業会計基準委員会＝財務会計基準機構監訳』『IFRS基準（注釈付）〔2020年版〕』（中央経済社2020）を参考にした。

る又は黙示的に価格を譲歩する可能性があるため、対価に変動性があると考えられる場合には、企業が権利を得ることとなる対価の額は契約に記載される価格よりも低くなることありうる⁽⁷⁾。この意味で貸倒れの可能性も間接的には考慮事項になりうるようである(指針設例2参照)。なお、ステップ1「契約の識別」では、「顧客に移転する財又はサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いこと」などの要件を満たす顧客との契約を識別するところ、「当該対価を回収する可能性の評価にあたっては、対価の支払期限到来時における顧客が支払う意思と能力を考慮する」こととされている(基準19, 118)。

また、法人税法ではこれまで返品権付販売については返品調整引当金を計上していたが、収益認識会計基準においては、変動対価として処理される。顧客から受け取った又は受け取る対価の一部あるいは全部を顧客に返金すると見込む場合、受け取った又は受け取る対価の額のうち、企業が権利を得ると見込まない額について、返金負債を認識し(基準53)、収益に計上しないことになる。

もっとも、見積もられた変動対価の額のすべてが直ちに収益から減額されるわけではない。見積もられた変動対価の額については、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めることになり(基準54)、それ以外の部分を取引価格に含めない、いい換えれば、収益の額から減額することになる。

いずれにしても、法人税法の立場からすれば、取引価格の算定に見積りの要素が入ると、同様の取引であっても個々の企業によって収益の額が異なることにつながり、ひいては課税の公平に反するのではないかという懸念が生じる。企業が顧客に価格の引下げを提供する又は黙示的に価格を譲歩する可能性があるという理由で収益の計上額を減額することも、法人税法としては受け入れ難いであろう。少なくとも、流出するものの時価に焦点を当てて収益を計上するのが法人税法の考え方であると理解する場合には、直接的であるにせよ、間接的であるにせよ、貸倒れや返品の見込みの影響を考慮してその分を収益の額(取引価格)から減額するような処理も直ちには認め難いであろう⁽⁸⁾。仮に、収益認識会計基準が(又は同基準の一部でも)同法22条4項の公正処理基準(一般に公正妥当と認められる会計処理の基準)に該当する可能性があることを前提とするならば、収益認識会計基準の取扱いが、同項を経由して、法人税法の課税所得計算の世界にそのまま流れ込んでく

(7) 企業会計基準委員会事務局=財務会計基準機構編『詳解 収益認識会計基準』22頁(中央経済社2020)、秋葉賢一ほか「新会計基準・改正税法から読み解く収益認識の実務論点」企業会計70巻8号30頁、IFRS/BC190~194参照。片山智裕『ケーススタディでおさえる収益認識会計基準』38頁以下(第一法規2019)の議論も興味深い。

(8) 収益の計上時期という観点から問題を観察することもできる。例えば、権利確定主義の下では、権利は確定したが事実上回収の可能性が乏しい債権についても、権利の確定した年度に計上しなければならないという指摘として、水野忠恒『大系租税法〔第3版〕』309頁(中央経済社2021)参照。「権利確定」概念の解釈如何では、所得の回収可能性に関する不確実さを権利確定時期に影響を与える事象に位置付けることも十分可能であるし、立法論として、所得の回収可能性に関する不確実さを根拠に所得の発生を繰り延べるといった取扱いも考えられるという見解として、倉見智亮「米国連邦所得税における所得の課税適状時期—全事象基準における『権利確定』概念の解釈—」税法564号24~25頁参照。ここでは、相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例を定める法人税基本通達2-1-25の存在も気に掛かる。

ることを阻止せねばならない、という改正の動因が観察されることになる⁽⁹⁾。

2 法人税法における対応と立案担当者の見解

立案担当者は、「収益認識に関する会計基準に基づく会計処理も、『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』に従った計算に該当し得る」という考え方をとり⁽¹⁰⁾、「したがって、収益認識に関する会計基準に従った収益の額の計算のうち、法人税の所得の金額の計算として認めるべきでない部分があれば、その部分を明示する必要が生ずることとなります」と説明している⁽¹¹⁾。その上で、次のとおり、資産の販売等に係る収益の額は、資産の販売等により受け取る対価の額ではなく、販売等をした資産の価額をもって認識すべきという考え方を法人税法が採用していることに言及する。

「法人税法上、資産の販売等に係る収益の額は、資産の販売等により受け取る対価の額ではなく、販売等をした資産の価額をもって認識すべきとの考え方であり、法人税法第22条第2項において資産の無償による譲渡に係る収益の額が益金の額となるとされていることや、寄附金の損金不算入制度において寄附金の額を譲渡資産の譲渡の時の価額で算定するとされていることにその考え方が表れています。

判例でも、法人税法第22条第2項について、『この規定は、法人が資産を他に譲渡する場合には、その譲渡が代金の受入れその他資産の増加を来すべき反対給付を伴わないものであっても、譲渡時における資産の適正な価額に相当する収益があると認識すべきものであることを明らかにしたものと解される』（最高裁平成7年12月19日第三小法廷判決）と述べられています。』

続いて、立案担当者は、上記の考え方からすると、「法人税法においては、収益認識に関する会計基準のように対価の額を基礎として益金の額を計算することは、方法として採用できません。一方、法人税法において『価額』すなわち時価とは、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額とされており、これは結局のところ対価の額

-
- (9) 法人税法22条の2第4項が明文化されたことにより、収益の計上時期のみならず収益の計上額についても、収益認識会計基準に影響されることがないことを指摘するものとして、渡辺徹也『スタンダード法人税法〔第2版〕〕117頁（弘文堂2019）参照。なお、鳥田眞一「新収益会計基準と法人税法との関係について」租税研究833号327、337頁は、同項について、その収益計上額は通常得べき対価の額に相当する金額、いわゆる時価である旨を明確化したものと捉えた上で、同基準の取引価格の定義と同じ内容を意味するもの又は実質的な差異がないものと理解する。また、同論稿342頁は、法人税法では「収益計上額の履行義務への配分」（同基準のステップ4「履行義務への取引価格の配分」）に対応するようなものを想定していると思われる）について、特に規定が設けられておらず、法人税法22条4項でそのまま受け入れていると解する。
- (10) これに対して、収益認識会計基準は公正処理基準に該当しないとする見解として、酒井克彦『プログレッシブ税務会計論Ⅲ〕239、290頁（中央経済社2019）参照。ただし、法人税法との部分的不適合をもって収益認識会計基準全体が公正処理基準に該当しないというべきであるかは、議論の余地があろう。
- (11) 藤田泰弘ほか「法人税法等の改正」『平成30年度 税制改正の解説〕270頁参照。https://warp.da.ndl.go.jp/infondljp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/explanation/pdf/p0265-0354.pdf.

となります。」と解説する⁽¹²⁾。値引きや割戻し、貸倒れ見込みや返品権付きの販売については、次のとおり、説明している⁽¹³⁾。

「第三者間取引における値引きや割戻しは、取引対象資産の時価をより正確に反映するための手続と考えることができます。ただし、対価の回収が見込まれないことや返品権付きの販売であることを収益の額の算定上考慮することは、譲渡した資産の時価そのものを正確に反映するための手続ではなく、別の要因により対価の額を全額受け取ることができないことを評価しているものであると考えられます。」

〔下線筆者〕

下線部分について、平成30年度改正法に明記されたわけではなく、解釈論として採用する余地はあるものの疑問も残る（後記Ⅲ3(3)参照）。最終的に立案担当者は次のようにまとめている⁽¹⁴⁾。

「以上を踏まえ、最高裁平成7年12月19日判決の趣旨が法令上明確化されるとともに、収益認識に関する会計基準のうち対価の回収可能性や返品の可能性を法人税の所得の金額の計算における収益の額の算定上考慮することを排除するため、収益の額として益金の額に算入する金額に関する通則的な規定が設けられました。

すなわち、資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に係る収益の額は、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額であることが明確化された上、①その引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、その資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供につきその対価の額に係る金銭債権の貸倒れが生ずる可能性がある場合及びその販売又は譲渡に係る資産の買戻しの可能性がある場合においても、これらの可能性がないものとした場合における価額とされました。

なお、②値引き及び割戻しについては、客観的に見積もられた金額を対価の額から控除した金額についても、『引渡しの時における価額』又は『通常得べき対価の額』に該当することになります。」

〔下線筆者〕

下線①については法人税法22条の2第5項に明記された。下線②については前述のと

(12) 藤田・前掲注(11)270頁。

(13) 藤田・前掲注(11)270頁。

(14) 藤田・前掲注(11)270～271頁。主税局の担当者は、講演においても「貸し倒れとかの分はやはり今までどおり駄目なので、いわゆる見積もりが多すぎるので、そういったものは不確定要素が高すぎるということで、これまでの税ともやはり相いれないということで、入れません」と述べている。藤田泰弘「平成30年度法人税関係（含む政省令事項）の改正について—①法人税（国際課税を除く）に関する改正について—」租税研究825号68頁。

おり条文に明記されておらず、通達レベルでの対応となっている（法人税基本通達 2-1-1 の 11 参照）。

Ⅲ 法人税法 22 条の 2 第 4 項の検討

法人税法 22 条の 2 第 4 項について、①どの時点で評価するか、②評価の対象は何か、③どのような方法・基準で評価するかという観点から考察することで、その規範内容及び問題点を明らかにする。

1 時価ないし適正な価額による益金算入

法人税法 22 条の 2 第 4 項は次のとおり定めている。

内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として第 1 項又は第 2 項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定め（前条第 4 項を除く。）があるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。

資産の販売等には有償のほか、無償によるものも含むと解されるから（法人税 22 ②及び 22 条の 2 ⑥参照）、この規定は、有償・無償を問わず、資産の販売等に係る収益の額として法人税法 22 条の 2 第 1 項又は 2 項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定めがあるものを除き⁽¹⁵⁾、「その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額」相当額と「その提供をした役務につき通常得べき対価の額」相当額となることを定めている。「第 1 項又は第 2 項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額」について定めており、3 項への言及はない。これは、3 項については、同項自体が独立して適用されるというよりも、2 項を通じた近接日基準による益金算入のために適用されるものであることに由来するのであろう⁽¹⁶⁾。

法人税法 22 条の 2 第 4 項は、22 条 2 項について、資産の譲渡が代金の受入れその他資産の増加を来すべき反対給付を伴わないものであっても、譲渡時における資産の適正な価額に相当する収益があると認識すべきものであることを明らかにした規定であると判示した南西通商株式会社事件の最高裁平成 7 年 12 月 19 日第三小法廷判決（民集 49 卷 10 号 3121 頁。以下「平成 7 年最判」という）を彷彿させる規定である。法人税法は、文脈によって、「価額」という語を「時価」という意味で使用する場合があることは、「合併及び分割

(15) 立案担当者は、法人税法 22 条の 2 第 4 項の別段の定め（22 条 4 項を除く）の具体的例示として、61 条、61 条の 2、62 条～62 条の 5、63 条、64 条などを挙げた上で、かように、22 条の 2 第 4 項の別段の定めから 22 条 4 項が除かれた趣旨については 1 項の場合と同様であると説明している。藤田・前掲注 (11) 275 頁参照。

(16) 3 項を経由して 2 項を適用する場合には、3 項を経由せずに 2 項を直接適用する場合に求められるはずの公正処理基準準拠要件及び別段の定め不存在要件をいずれも満たす必要はないと解すべきであるかという論点について、泉・前掲注 (2) 77 頁以下参照。

による資産等の時価による譲渡」という見出しを付された法人税法62条等を見ると判然とする(ただし同条は61条や61条の2のように時価評価の具体的な方法までも定めているわけではない)。よって、差し当たり、資産の販売等に係る収益の額として、1項又は2項により益金の額に算入する金額が時価ないし適正な価額であることを明らかにしたものであると見てよいであろう。法人税法では無償取引からも収益が生じることのみを規定し、その場合の収益の額がいくらになるのかを規定していなかった状況が長らく続いていたが、資産の販売等に係る収益についてこの点を明文で明らかにしたこと及び収益認識会計基準に基づく収益の額の算定を否定(条文上、22条4項経由による同基準の適用を排除)したことに法人税法22条の2第4項の意義がある。

平成7年最判から、①「譲渡時における」(どの時点の時価で評価するか)、②「資産の」(評価の対象は何か)、③「適正な価額」(どのような方法・基準で評価するか)という着想を得ることが可能である。これらの点について、法人税法22条の2第4項はどのような規範を定めているのかという点を順に検討する。

2 ①どの時点の時価で評価するか

(1) 資産の販売又は譲渡

どの時点の時価で評価するかという点について、法人税法22条の2第4項は、資産の販売又は譲渡については、「資産の引渡しの際における」価額としている。同条1項と2項は、収益の計上時期として、引渡・役務提供準と近接日基準という異なるルールを定めている一方、4項は1項を適用する場合と2項を適用する場合とで益金算入額のルールを書き分けておらず、いずれの基準を適用する場合にも同一のルールが適用される。資産の販売又は譲渡を想定すると、1項は収益の計上時期を決する原則的ルールとして引渡基準を定めており、この場合の益金算入額は、4項によれば、その資産の「引渡しの際」における価額相当額となる。よって、収益の計上のタイミングと収益の計上額に係る評価のタイミングが一致する(1項は「目的物」の引渡し、4項は「資産」の引渡しとして、用語を使い分けているが、ここでは両者に実質的な差異はないものと見ている)。1項の引渡日に近接する日で益金算入することを定める2項の適用がある場合には、その益金算入額は、4項を文字どおり適用すれば、その近接日の価額ではなく引渡時の価額となり、タイミングにズレが生じる。

引渡日より後の近接日で収益を計上するケースでは、当該近接日時点において引渡日の時価を把握できるため、当該近接日において引渡時の時価で益金算入することは可能であろう。他方、引渡日より前の近接日で収益を計上するケースでは、当該近接日時点で引渡日の時価を見積もりし、益金算入することになるだろうか。いずれにせよ、契約ないし約定時点の時価と引渡時点の時価に開差がある場合に、実際に引渡日の時価で益金算入することを徹底すべきか⁽¹⁷⁾、近接日とりわけ当事者が取引価格を確定した契約ないし約定時点の時価で益金算入することは常に認められないのか、その差が常に所得金額に影響を及ぼすことになるか、といった疑問が湧出される(後記4(2)も参照)。

(17) この点は、朝長英樹「『収益認識に関する会計基準等への対応』として平成30年度に行われた税法・通達改正の検証(3)」T&A master751号25頁も参照。

ここでは、平成 30 年度改正で規定の文言の整備が図られた法人税法 61 条の 2 第 1 項との比較によって浮上する疑問も示しておく。同項は、有価証券の譲渡をした場合に、「その有価証券の譲渡の時ににおける有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき対価の額」と「その有価証券の譲渡に係る原価の額」との差額を、原則として「その譲渡に係る契約をした日」の属する事業年度において、譲渡利益額として益金算入し、又は譲渡損失額として損金算入することを定めている。同項は損益の計上時期として約定日基準を採用しているのである。立案担当者は、同項が法人税法 22 条の 2 第 4 項の別段の定め⁽¹⁸⁾に該当すると整理している⁽¹⁸⁾。

両規定を比較すると、法人税法 22 条の 2 第 4 項には、61 条の 2 第 1 項 1 号と異なり、「有償による」という語がなく、「相当額」という語があり、「譲渡」ではなく「引渡し」という語が使用されている。用語法の相違が有意であるのか、両規定の解釈論に影響があるのか、という疑問が浮かび上がる。どの時点の時価で評価するという点について、立案担当者は、次のとおり、法人税法 61 条の 2 第 1 項は「約定時点の時価で」譲渡損益を認識するように定めたものである旨説明している⁽¹⁹⁾。

「上場有価証券の市場取引の場合には、取引価額は約定時点の時価（市場価格）となる一方、約定から引渡しまでの間に時価が変動します。しかし、市場取引は典型的な第三者間取引であり、約定時点の時価と異なる引渡し時点の時価で譲渡損益額を計算することとするのは不合理であると考えられます。したがって、約定時点の時価で譲渡損益を認識するように、上記のような規定とされたものです。また、有価証券の譲渡は株式の現物分配のように無償であることが正常な取引が比較的多く存在することから、『有償による』とされています。」

〔下線筆者〕

上記説明によれば、有価証券の譲渡損益の計上時期に関して約定日基準を採用する法人税法 61 条の 2 第 1 項は、時価の評価時点についてもいわば約定日基準を採用しているというのであるが、その法文上の根拠はどこにあるのか。同項 1 号は、譲渡利益額や譲渡損失額に係る算定要素の 1 つとして、「その有価証券の譲渡の時ににおける有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき対価の額」を定めているところ、上記説明は、その譲渡する有価証券の「譲渡の時ににおける」「通常得べき対価の額」という規定の文言から「約定時点の時価」という解釈を導いているのであろうか。

(18) 藤田・前掲注 (11) 275 頁参照。ただし、酒井・前掲注 (10) 255～257 頁は反対か。この点について、ある規定が法人税法 22 条 2 項の「別段の定め」に該当する場合、形式上、同項の「収益の額」には進まないという理解を一律に当てはめるのであれば、61 の 2 の適用がある場合には、同条が 22 条 2 項の「別段の定め」であるとして同項の「収益の額」には進まず、ひいては 22 条の 2 の適用ないし併用もないのではないか。法人税法 61 の 2 は 64 条と異なり、「収益の額」という語を使用してもいい。このように考えると、法人税法 61 条の 2 は 22 条 2 項の「収益の額」とは異なるルートで益金の額に向かう規定であるという見方も成り立ちうる。そうすると、法人税法 61 条の 2 が収益の計上額に関する規律である 22 条の 2 第 4 項の「別段の定め」であるという立案担当者の解説は検討の余地があるか、少なくともわかりづらい面がある。

(19) 藤田・前掲注 (11) 276～277 頁参照。

「有価証券の譲渡」＝「約定」という理解を前提としている可能性もあるが、いずれにせよ平成30年度改正時に「譲渡」と「引渡し」、「通常得べき対価の額」と「価額」という用語の使い分けがなされたことになる。かかる使い分けにより、法人税法61条の2第1項は約定時点の時価、22条の2第4項は引渡時点の時価という解釈の相違が正当化付けられるものとすれば、例えば、同項における時価は、資産と役務提供とで異なる内容となりうるという議論にもつながるであろうか。また、上記説明を前提とすると、有価証券以外の資産について、先に疑問として示したように、約定時点の時価と引渡時点の時価との間に開差が生じうるが、このことは想定済みであったということになる。ただし、独立価格比準法の適用における比較可能性の問題として今治造船事件の高松高裁平成18年10月13日判決（訟月54巻4号875頁）においてクローズアップされたような、最初の基本価格の見積り提示が契約書作成日から数カ月～1年前であり、その後、契約締結日直までの間に価格が変更されうる取引などを念頭に置いて、価格取決め時点から引渡時点までの期間が大きく離れており、各時点の時価に開差があり、取決め後に修正されるケースやされないケースの取扱いはどのようになるかという問題も提起しておく。

なお、無償譲渡を例にすると、取引の相手方、つまり無償で資産を譲り受けた側には、法人税法22条の2の適用はないが、譲受時にその時点の時価（適正な価額）で収益の額を益金算入すると解されている⁽²⁰⁾。そうであるとすれば、資産の譲渡をした側の収益の計上時期如何にかかわらず、無償による資産の譲渡をした側の益金算入額と資産を譲り受けた側の益金算入額は、差し当たりは一致することになる（②評価の対象と③評価方法も同一であることが前提）。無償による資産の譲渡をした側が引渡基準と近接日基準のいずれを採用していようが、資産（目的物）の引渡時＝譲受時であるとするならば、資産の譲渡をした側の益金算入額と資産を譲り受けた側の益金算入額は第一次的には一致することになる。

(2) 役務提供

上記の議論は役務提供の場合にも部分的に通用するところがあるが、ここでは、資産の販売又は譲渡と異なり、役務提供については、「その提供をした役務につき通常得べき対価の額」とされており、どの時点の対価の額であるかという点が法文に明記されていないことに着目する。法人税法22条2項とセットで考慮されることが多い寄附金の損金不算入規定である37条は、その7項において、「当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時ににおける価額又は当該経済的な利益のその供与の時ににおける価額によるものとする〔下線筆者〕」と定めている。この点も考慮すると、法人税法22条の2第4項において、資産の「引渡しの時」に相当する評価のタイミングを特定する語が役務提供の部分に付き

(20) 東京地裁平成26年5月28日判決（税資264号順号12479）及び控訴審・東京高裁平成26年10月22日判決（税資264号順号12550）、東京高裁平成28年4月21日判決（税資266号順号12848）、熊本地裁平成28年9月21日判決（税資266号順号12903）など参照。資産の無償譲受けの場合には、例えば、当該資産が譲受法人の減価償却資産に該当するときは、「その取得の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額」と定める法人税法施行令54条等や「贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする」ことを定める企業会計原則第三・五Fを手掛かりとして解釈論を展開することもありえよう。

れていないことは意識的になされたというべきであろうか⁽²¹⁾。役務提供については、提供と消費が同時であるため、提供後に残る財産というのが基本的には存在しないから、財産権の移転ということは生じないといわれる⁽²²⁾。このことから、法人税法 22 条の 2 第 4 項は、「提供の時における」と時点を明示して特定する必要がなかったことを指摘する見方もありえよう⁽²³⁾。

同項について、「役務提供時に」通常得べき対価の額に相当する金額と規定するものであるという見解が示されている。例えば、酒井克彦教授は、同項について、「収益の額は、『資産引渡時の価額』または『役務提供時に通常得べき対価の額に相当する金額』と規定する」と説明される⁽²⁴⁾。法文に明記されていない以上、何らかの補充的な解釈が施されたものと思われる。そこで、同項の下で役務提供についてどの時点の時価で評価するかという点に係る解釈論の手掛かりとしての候補をいくつか挙げておく。

- ・ 「通常得べき」対価の額という文言との関係で、役務提供がいつなされたものであるかといった時間的要素を考慮する。
- ・ 「その提供をする役務」ではなく「その提供をした役務」としていることに着目した解釈論を展開する。
- ・ 資産の販売又は譲渡の場合と整合的に解釈する。
- ・ 法人税法 22 条の 2 第 1 項の役務提供基準と整合的に解釈する。
- ・ 法人税法 37 条 7 項と整合的に解釈する。
- ・ 空白領域として、法人税法 22 条 4 項の公正処理基準等に委ねる。
- ・ 無償取引に課税する趣旨に依拠した解釈を行う。

このような手掛かりに基づいて、法人税法 22 条の 2 第 4 項は「役務提供時に」通常得べき対価の額で収益の額（益金の額）を算定することを定めたものであるという上記補充的解釈を含むいくつかの解釈の候補を導き出すことができるが、無利息融資や借地権取引などを想定すると、細かい議論がなお続くことが予想される。

(21) 「資産の販売又は譲渡に係る『収益の額』とすべき資産の『時価』に関して、時点を示して『資産の引渡し時における価額』と規定するのであれば、本来は、役務の提供に係る『収益の額』とすべき役務の『時価』に関しても、同様に、時点を示して規定するべきである」という批判として、朝長・前掲注 (17) 25 頁参照。

(22) 沖野眞已「契約類型としての『役務提供契約』概念 (上)」NBL583 号 10 頁の脚注 (10) 参照。松本恒雄「サービス契約」山本敬三ほか『債権法改正の課題と方向』211 頁 (商事法務研究会 1998) は、サービス取引の「生産と消費が同時に行なわれ貯蔵がきかない」(貯蔵不可能性)という特性について指摘する。なお、かような特性を有する役務に係るパーター取引の場面では、役務受領者が消費の時期を選択しにくい反面、金銭は消費繰延べの手段としての機能をも果たしているという見解として、中里実「所得の構成要素としての消費—市場価格の把握できない消費と課税の中立性—」金子宏編『所得課税の研究』(有斐閣 1991) 参照。もっとも、収益認識会計基準は、財又はサービスは、瞬時であるとしても、受け取って使用する時点では資産であるとし (基準 133)、顧客との契約の対象となる財又はサービスについて「資産」と記載することもある (基準 35)。

(23) 片山・前掲注 (7) 36 頁参照。

(24) 酒井克彦『プログレッシブ税務会計論 I [第 2 版]』20 頁 (中央経済社 2018)、酒井・前掲注 (10) 226 頁。谷口勢津夫『税法基本講義 [第 6 版]』378 頁 (弘文堂 2018) も参照。

(3) 見積計上

後記4の議論とも関わるが、例えば、資産の引渡し時点で当事者間において取引価格(対価の額)が合意に至っていない場合はどうなるか。この点について、資産の引渡しの時の価額等の通則を定める法人税基本通達2-1-1の10は、なお書きにおいて、「資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度終了の日までにその対価の額が合意されていない場合は、同日の現況により引渡し時の価額等を適正に見積もるものとする」としている。販売代金の額が確定していない場合の見積りについての平成30年課法2-8ほか2課共同による改正前法人税基本通達(以下「改正前通達」という)2-1-4の取扱いを平成30年度改正後も維持するということである。上記なお書きは、法人税法22条の2第4項を適用するに当たって、建前上、当事者間において合意された取引価格(対価の額)の存在は必ずしも必要ではないが、實際上、それがそのまま同項による益金算入額として通用することが多いことを前提とした定めであろう。

3 ②評価の対象は何か

(1) 流出するもの(アウトフローないしアウトプット)への着目

法人税法22条の2第4項は、必ずしも契約上の対価の額、当該取引に係るインフローないしインプットの金額を収益の額としているわけではない。益金の額に算入される時価ないし適正な価額が、単にインフローないしインプットとしての対価の額そのものではなく、アウトフローないしアウトプットとしての譲渡した資産又は提供した役務に係る時価であることを明らかにしている。流入するものの時価そのものに着眼するのではなく、流出するものの時価に着眼するものである⁽²⁵⁾。法人税法22条の2第4項は、かように現実に収受する対価の額そのものに着眼するものではないため、支払者側の支払能力等を考慮して時価を算定するような理解には結び付かないという次なる議論が視界に入ってくる。

かような法人税法22条の2第4項について、渡辺徹也教授は、平成7年最判と同じように同項においても、「法人がどれだけの対価を受け取ったかではなく、法人が譲渡により手放した資産の時価が重視されている」と指摘される⁽²⁶⁾。ここでは、資産の譲渡の文脈ではあるが、時価とは異なる概念として「対価」という語が使用されている。法人税法37条8項も、時価を指す語として、譲渡の時における「価額」又は経済的な利益のその供与の時における「価額」を使用し、当事者間で合意ないし成立した額を指す概念として「対価の額」という語を使用している。後記4ではこの点も踏まえた考察を行ってみたい。

(2) 適用対象の議論への接続

上記(1)の議論は法人税法22条の2第4項の適用対象の議論に接続しうる。同項は収益の額の規定であるが、22条2項が定める「資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供」(資産の販売等)に係る収益の計上時期の規律である1項又は2項の適用があるものに限定して適用される。同じく22条2項で定めるもののうち「無償による資産の譲受けその他の取引」には適用がない。これは、法人税法22条の2第4項が流出するものの時価に着眼

(25) ここから、有償取引と無償取引の公平が確保されるという議論にもつながる。

(26) 渡辺・前掲注(9)119頁参照。

するものであるため「無償による資産の譲受け」には馴染まないこと、あるいは「無償による資産の譲受け」には収益認識会計基準の適用がないことが影響している可能性がある。

かように、明文の定めが設けられた「資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供」と、いまだ明文の定めのない「無償による資産の譲受け」に係る各収益計上額は、前者が流出するものの時価、後者が流入するものの時価に着眼する点で相違があるといえるが、「時価」という共通項で括ることは可能である。ただし、文理解釈が選好される租税法領域において、前者に法人税法 22 条の 2 第 4 項という明文の定めができたことの影響にも関心が寄せられる。その解釈論は、程度の差こそあれ同項の文言に縛られるからである⁽²⁷⁾。よって、今後も上記の共通項が維持されるか、「資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供」と「無償による資産の譲受け」とで収益の計上額や算定方法が異なりうるか、という論点が生まれる。

(3) 値引き・割戻しや貸倒れの見込み等との関係

法人税法 22 条の 2 第 4 項は、インフローないしインプットとしての対価の額に着目するものではない。よって、資産の販売等に係る収益の額を算定するに当たり、支払者側の支払能力や信用リスク等を考慮して譲渡した資産や提供した役務の時価を算定するようなことは採用し難い⁽²⁸⁾(この点は、法人税法 22 条の 2 第 5 項によって手当てされている)。また、前記 II 2 のとおり、立案担当者の解説によれば、値引きや割戻しは、譲渡した資産又は提供した役務の時価を算定する際の考慮要素として整理されたようであるが、その法的根拠は検討の余地を残す。

値引きや割戻しとの関係について、酒井克彦教授は、「法人税法において『時価』とは、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額とされているが、第三者間取引における値引きや割戻しは、取引対象資産の時価をより正確に反映するための手続と考えることができる。したがって、課税実務においても、値引きや割戻しを控除した金

(27) ある規定が創設の規定か、確認の規定かという議論がなされることがあるが、上記の意味で多くの規定は創設の規定の側面を有する可能性があるし、いずれも論者による定義付けに左右される結果概念にすぎないという側面もあることに注意を要する。

(28) 所得税法に関して、同法 36 条 1 項が権利概念を収入金額の「算入すべき金額」たる「計上すべき金額」の要素にもち込んでいることからすれば、同法には権利確定主義を論じる実定法上の素地が一応あるという見解が示されている。酒井克彦「権利確定主義はリーガル・テストとしての意味を持ち得るか (3・完) — 法人税法に関する議論を中心として —」国士館 49 号 204 頁参照。この見解は、掛け売上の場合に同項を適用する際に、売掛債権を同項括弧書きの権利として収入すると解する立場であると思われる。そうすると、金銭をもって収入する場合に該当するのは、債権債務関係が生じないかなり限局されたケースということになりそうであるが、この立場を採用するならば、同条 2 項に照らして、支払者側の支払能力や信用リスク等(さらにいえば、売掛債権の現在価値)を収入金額の算定場面で考慮する余地も出てくるかもしれない。上記立場に対して、金銭をもって収入する場合には当該金銭を収入すべき債権(売掛債権)をもって収入する場合が含まれると解していると思われるものとして、渡辺伸平「税法上の所得をめぐる諸問題」司法研究報告書 19 輯 1 号 85 頁参照。同条について、金銭債権をも含めて収入に計上する時点で、例えば回収費用が相当かかるとか、債権の一部が貸倒れになる可能性があるとか、また現実収入までの期間が相当長期であるとか等の事由によって、その債権の財産的価値が債権額よりも相当下回るような場合に、その債権の純財産的価額で収入に計上することが許されるかどうか、という問題を提起するものとして、吉良実『実質課税論の展開』352~353 頁(中央経済社 1980) 参照。もっとも、ここでも「価額」をどう解釈するかという問題はある。

額が第三者取引価額とされているところである。」⁽²⁹⁾、「値引きや割戻しによる変動対価については取引価格に反映されているのであるからこれを無視することはしないというのがこれまでの法人税法上の実務的な取扱いであった。もっとも、これは実際の値引きや割戻しがあった場合の処理方法であって、値引きや割戻しの『可能性』のある取引においてはかかる可能性は何ら勘案されてこなかった」と論じられる⁽³⁰⁾。谷口勢津夫教授も、「平成30年度税制改正前、対価相当額の売上高がそのまま益金の額に算入される一方、値引額のうち通常の値引きに係る部分の金額は販管費として損金の額に算入され(22条3項2号)、当該金額を超える部分の金額は寄附金として取り扱われてきたが…、同改正によって、値引きについて客観的に見積もられた金額を控除した額が、時価…とされ収益の額として益金の額に算入されることとされた」と言及され、その際、改正法の参照条文として法人税法「22条の2第4項。その修正については同条7項、令18条の2第1項・2項」を示される⁽³¹⁾。

しかしながら、立案担当者による上記の整理に対しては、次のような疑問を提起しうる。

- ・ 例えば通常販売価格よりも値引販売する場合の値引後の販売価格は時価という幅のある概念の中に包摂されるのか。市場参入・浸透・防衛のため戦略的に価格を設定することのほか、集客や売上「額」の増加のために著しく低額で販売することもあることを考えると、それはケースバイケースであるかといえるか。
- ・ 値引きを「売上品の量目不足、品質不良、破損等の理由による代価の控除」、割戻しを「一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対する売上代金の返戻額等」の意味に理解した場合に⁽³²⁾、この意味での割戻しは、相手先との関係によって条件が変化しうるものであるし、販売促進費的な意味合いが強いものであることも想定される。割戻しは、資産の販売等を行った法人から流出する資産やサービスそのものの特性を反映するものではない。第三者間取引における割戻しについて、一律に、取引対象資産の時価をより正確に反映するための手続と考えることができるのか、割り切ることができるのか。
- ・ 補足するに、例えば、①割戻しは、相手方が事業者か、得意先であるか、取引高はどの程度かなど、販売する資産そのものの客観的交換価値を離れて、相手方との個別の関係を色濃く反映することがあり、時価を算定する際の考慮要素として捉えることは適切ではないという議論、②益金の問題場面ではなく費用(損金)の問題場面として捉える道は残されていないのか(あるいは、両者の棲み分けをどのように考えるべきか)という議論、③これらの点は、会計の規範に委ねるべき問題であるのか、法人税法独自の観点

(29) 酒井・前掲注(10)235~236頁。同書269頁も同旨。

(30) 酒井・前掲注(10)272~273頁。

(31) 谷口・前掲注(24)380頁。ただし、改正前は法人税法22条3項2号を挙げつつ、平成30年度改正のどの条文によって根拠規定の変更ないし絞込みがなされたと解されているのかは自明ではない。法人税法22条の2第4項を22条3項2号の別段の定めと解するの難しいであろう。

(32) 後述する通達の趣旨説明31頁。収益認識会計基準の公表に伴う改正前の財務諸表等規則ガイドライン72-1-2は、「規則第72条第1項第2号の売上値引とは、売上品の量目不足、品質不良、破損等の理由により代価から控除される額をいい、代金支払期日前の支払に対する売掛金の一部免除等の売上割引と区別するものとする。なお、一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対する売上代金の返戻額等の売上割戻しは、売上値引に準じて取扱うものとする。」と定めていた。

から決定すべき問題であるのかという議論をなしうる。

- ・ ②の議論について、より具体的には上記のような値引販売、値引きや割戻し等を行う特段の事情（その該当性が問題になるものとして、例えば、売り急ぎ、市場の開拓、関連会社間取引、流動性リスク、負担付きの契約、会計慣行などがある⁽³³⁾）を、時価ないし適正な価額（又はその幅）の問題として法人税法 22 条 2 項及び 22 条の 2 第 4 項の収益の額の問題として捉えるのか、37 条 8 項の実質的な贈与の有無や 22 条 3 項 2 号括弧書きの債務確定基準の充足の有無など損金の問題と考えるのか、この点を截然と分けることができるのか、同一の特段の事情が両場面で重複して検討される場合はありうるのか。無償又は低額譲受けの場合に、法人税法 22 条 2 項（22 条の 2 第 4 項ではないことに注意）により時価ないし適正な価額で収益計上を要請される相手方の課税関係との平仄（例えば、上記の特段の事情がある場合の割戻し等相当額に係る収益の計上に関する問題を想起）をどう考えるか。
- ・ また、従来、割戻しについては、課税実務上、収益のみならず⁽³⁴⁾、費用（損金）の問題場面としても捉えられていたし（債務確定基準が明定された昭和 40 年の法人税法全文改正に伴い同基準との関係で通達が整備された経緯があることに留意⁽³⁵⁾）、支払前の段階において損金算入することも認められていた。すなわち、改正前通達 2-5-1 は、売上割戻しについて、あらかじめ算定基準が相手方に明示され、かつ、その計算が常に行えるものについては、販売をした日の属する事業年度の損金の額に算入することとし、ただし、継続適用を条件として売上割戻しの通知又は支払の日の属する事業年度の損金の額に算入することも認めることとしていた。他方で、上記に該当しない売上割戻しに

(33) 転売特約付きの低額譲渡・譲受けに係る収益の額や寄附金の額が問題となった大阪地裁昭和 54 年 6 月 28 日判決（行集 30 巻 6 号 1197 頁）及び控訴審・大阪高裁昭和 56 年 2 月 5 日判決（行集 32 巻 2 号 194 頁）、大阪地裁昭和 58 年 2 月 8 日判決（行集 35 巻 6 号 830 頁）及び控訴審・大阪高裁昭和 59 年 6 月 29 日判決（行集 35 巻 6 号 822 頁）、時価の算定に当たっては、本件株式の各譲渡が実質上同一人格間の取引であること、本件は 14 万株と多量の株式が譲渡された場合であるから 1 株当たりの金額が通常低くなることを考慮して決定されるべきである旨の納税者の主張に対して、いずれの事情も客観的な交換価値である時価の形成に影響を与えるものではないと判示した南西通商株式会社事件の宮崎地裁平成 5 年 9 月 17 日判決（民集 49 巻 10 号 3139 頁）及び控訴審・福岡高裁宮崎支部平成 6 年 2 月 28 日判決（民集 49 巻 10 号 3159 頁）、上場株式の時価を取引日の終値としないことの特段の事情該当性などが争われた金沢地裁平成 8 年 7 月 19 日判決（訟月 46 巻 12 号 4281 頁）及び控訴審・名古屋高裁金沢支部平成 10 年 11 月 30 日判決（訟月 46 巻 12 号 4267 頁）、東京地裁平成 27 年 1 月 27 日判決（税資 265 号順号 12593）及び控訴審・東京高裁平成 27 年 11 月 18 日判決（税資 265 号順号 12753）、東京地裁平成 27 年 1 月 27 日判決（税資 265 号順号 12594）及び控訴審・東京高裁平成 27 年 7 月 16 日判決（税資 265 号順号 12698）、東京地裁平成 27 年 9 月 9 日判決（税資 265 号順号 12719）、東京地裁平成 27 年 11 月 19 日判決（税資 265 号順号 12756）及び控訴審・東京高裁平成 28 年 4 月 18 日判決（税資 266 号順号 12841）などが参考になる。少なくとも、納税者の意図や目的など資産に特有のものでない、資産の客観的交換価値に影響しない事情は、時価の算定場面では特段の事情とは認められにくい傾向にある。また、資産の譲受けに係る収益の額の場面であり、法人税法 22 条 4 項の適用場面であるという留意は必要であるが、広告宣伝用資産に係る受贈益の議論も参考になるであろうし、既に述べた無償による資産の譲受けに対して法人税法 22 条の 2 第 4 項の適用がないことの議論にも接続しうる。前者について、法人税基本通達 4-2-1、4-2-2、千葉地裁昭和 59 年 7 月 25 日判決（判時 1143 号 67 頁）及び控訴審・東京高裁昭和 60 年 6 月 10 日判決（税資 145 号 786 頁）参照。

(34) 割戻しを総売上高から控除する方法と費用として計上する方法も認められていたことについて、例えば、吉国二郎＝武田昌輔『法人税法 法令解説篇〔昭和 53 年版〕』42 頁（財経詳報社 1978）参照。

については、売上割戻しの通知又は支払の日の属する事業年度の損金の額となるが、その割戻しを支払うべきこと及びその算定基準が内部的に決定されており、確定申告書の提出期限までに相手方に通知していれば、販売をした事業年度で未払金計上を認めることとしていた。また、改正前通達2-2-16は、前期以前において収益計上した売上高等についてその後値引き等の事実が生じたため既往に計上した収益について修正を要することになった場合においては、既往に遡及して課税を修正することはせずに、値引き等を行うことが確定した事業年度の損金として計算することとしていた⁽³⁶⁾。

従来のように費用（損金）の問題として捉える場合には債務確定基準の適用が問題となるが⁽³⁷⁾、値引きや割戻しなどを譲渡する資産や提供する役務の時価そのものを正確に反映するための手続といえるかという収益の問題としてのみ捉えるならば、同基準の適用はないのではないのか。詳述は避けるが、平成30年課法2-8ほか2課共同による改正後の法人税基本通達（以下「新通達」という）と「平成30年5月30日付け課法2-8ほか2課共同『法人税基本通達等の一部改正について』（法令解釈通達）の趣旨説明」（以下「趣旨説明」という）⁽³⁸⁾を通覧する限り、収益の問題として捉えつつ、時折、費用の計上時期を決する基準である債務確定性を考慮する態度が看取されるため、上記の議論への接続は避けられない。大綱の段階では、「値引き及び割戻しについて、客観的に見積もられた金額を収益の額から控除することができることとする」とされていたが⁽³⁹⁾、この点について、法律の規定では消極的な対応をとり、通達の定めによって積極的な対応をとったことになる。従来の通達の内容も踏まえて、租税法律主義の見地からは、せめて、法律から政令に委任して、政令レベルの規定を設けるべきではなかったか。そもそも、法人税法22条の2第4項の「価額」や「通常得べき対価の額」の算定方法に関する具体的な規定が設けられなかったこと自体を問題視することもできる（後記4（1）ウ参照）。

(35) 中村平男「改正法人税法（昭和40年3月改正）等の施行に伴う法人税の取扱いについて第2回」国税速報1880号4～5頁、同「収益事業・事業年度・所得金額計算の通則関係等」税弘14巻2号21頁、栗山益太郎ほか「座談会 法人税法整理通達の問題点」税通20巻11号178～179頁、石岡富七ほか「座談会 法人税整理通達の焦点はどこか」税理8巻12号71～73頁、桜井巳津男「法人税整理通達の重点解説（上）」税理8巻12号86頁、同「法人税整理通達の解説」税理8巻13号78頁、加納清ほか「座談会 ここに新通達の重点がある」税理9巻2号26～27頁、武田昌輔ほか「座談会 改正法人税基本通達の徹底的研究（8）」税務事例2巻5号14頁以下参照。

(36) 後述する通達の趣旨説明29頁参照。

(37) 債務確定基準の観点から売上割戻しの計上の可否を判断した国税不服審判所平成11年6月21日裁決（裁決事例集未掲載・TAINSコードF0-2-085）参照。

(38) <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/180530/index.htm>。例えば、趣旨説明31頁においては、法人税では従来より別段の定めがある場合を除き、引当金や見越費用等の計上を認めないといういわゆる債務確定基準がとられていることなどを踏まえて、税務における変動対価の要因となるその他の事実の範囲は限定的に考えるべきであるという説明がなされている。

(39) 平成29年12月22日付け閣議決定「平成30年度税制改正の大綱」74頁参照。

4 ③どのような方法・基準で評価するか

(1) 「価額」・「通常得べき対価の額」・「時価」・「適正な価額」

ア 第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額

既述のとおり、法人税法 22 条の 2 第 4 項は、資産の販売等に係る収益の額として 1 項又は 2 項により益金の額に算入する金額について、「その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額」であるとしている。差し当たり、時価ないし適正な価額であることを明らかにしたものといえるが、なお検討すべき点も残されている。

上記 3 で見たように、「対価」という語が時価とは異なる概念として用いられることがあることを考慮した場合、法人税法 22 条の 2 第 4 項が、役務提供に係る収益の額として 1 項又は 2 項により益金の額に算入する金額は「その提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額」として、「対価」という語を使用していることをどのように理解すべきであろうか。法人税法 22 条の 2 第 4 項でいう「その提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額」の「対価」とは時価とは異なる概念であるという見解はありうるか。

法文に「対価の額」とある場合に、当該規定や法人税法 22 条 2 項の趣旨、平成 7 年最判の判示内容などを考慮して、当事者間で合意ないし成立した額ではなく、時価ないし適正な価額を意味するものという解釈が成り立つ余地も皆無ではないが⁽⁴⁰⁾、ここでは「対価の額」の直前に「通常得べき」という語が付加されていることに目を向けておきたい。役務提供に係る個別具体的な対価の額（契約上の対価の額）ではない。あくまで「通常得べき」対価の額となっているのである。このことから、「通常得べき対価の額」=「時価」ないし「適正な価額」という理解につながっていく。金子宏教授も、「ここに通常得べき対価の額とは時価を意味している解すべきであろう」として⁽⁴¹⁾、「通常得べき」という部分を含めて時価を意味すると解釈されている。もっとも、法人税法 61 条の 2 第 1 項 1 号は有価証券という資産に関して、「有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき対価の額」としている一方⁽⁴²⁾、22 条の 2 第 4 項は資産の販売又は譲渡については「価額」相当額、役務提供については「通常得べき対価の額」相当額としており、資産と役務提供で益金に算入する額の表現を使い分けている。用語法の相違が有意であるのか、両規定の解釈論に影響があるのか、という疑問を提起することもできる。

法人税法 22 条の 2 第 5 項柱書きを見ると、「前項の引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、同項の資産の販売等につき次に掲げる事実が生ずる可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とする。〔下線筆者〕」としている。このように条文を注意深く眺めてみると、「引渡しの時における価額又は通常得べき

(40) 東京高裁平成 26 年 6 月 12 日判決（訟月 61 巻 2 号 394 頁）及び東京高裁平成 27 年 11 月 18 日判決（税資 265 号順号 12753）参照。

(41) 金子宏『租税法〔第 23 版〕』356 頁（弘文堂 2019）。

(42) なお、空売りをした有価証券の 1 単位当たりの譲渡対価の額の算出の方法について定める法人税法施行令 119 条の 10 第 1 項、短期売買商品等の譲渡損益について定める法人税法 61 条にも「通常得べき対価の額」という文言が置かれている。

対価の額」も広い意味で「価額」という時価を表す語にまとめられていることに気が付く。そうすると、用語法の相違に大きな意味はないというべきか。

この法人税法22条の2第4項の「価額」又は「通常得べき対価の額」とは、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額のことをいうものと解されている。立案担当者は、次のとおり、このような理解を示すとともに、幅のある概念であることも正面から認めている⁽⁴³⁾。

「この『価額』又は『通常得べき対価の額』は、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額のことをいいます。

なお、資産の販売等に係る契約上の対価の額について、値引き、割増し、割戻しその他の事実…により変動する可能性がある部分の金額がある場合において、その可能性の見積りが客観的かつ合理的であるときは、その可能性を考慮した金額も『価額』又は『通常得べき対価の額』に該当すると考えられます。

『価額』及び『通常得べき対価の額』は幅がある概念であることから、第三者間の取引であれば、変動対価を考慮しない価額、すなわち、契約上の対価の額も『価額』又は『通常得べき対価の額』に該当すると考えられます。」

また、新通達2-1-1の10も、「資産の引渡しの際の価額等の通則」と題して、法人税法22条の2第4項の「販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの際における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額」とは、「原則として資産の販売等につき第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額」をいうと定めている。この通達の趣旨については、要旨次のように説明されている⁽⁴⁴⁾。

- ・ここでいう「価額」又は「通常得べき対価の額」については、判例において「法人が資産を他に譲渡する場合には、その譲渡が代金の受入れその他資産の増加を来すべき反対給付を伴わないものであっても、譲渡時における資産の適正な価額に相当する収益があると認識すべきものである」(平成7年最判)とされていることからすれば、これはすなわち譲渡した資産又は提供した役務の時価ということになる。
- ・法人税の取扱い上、これまでそうした時価について具体的に明らかにしたものはないものの、近時の裁判例において「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価額」(東京地裁平成26年5月28日判決⁽⁴⁵⁾)とされているものや、実務においても「一般的には正常な条件により第三者間で取引された場合における価額」と解されていることから、その「価額」又は「通常得べき対価の額」について、平成30年度税制改正を契機として、原則として資産の販売等につき第三者間で取引されたとした

(43) 藤田・前掲注(11)275~276頁。同解説270頁においても、「法人税法において『価額』すなわち時価とは、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額とされており、これは結局のところ対価の額となります。」という説明がある。

(44) 趣旨説明26頁参照。

場合に通常付される価額をいうことを明らかにした。

イ 時価算定の際の考慮要素と法人税法 22 条 2 項の趣旨・目的の議論

法人税法 22 条の 2 第 4 項の「価額」又は「通常得べき対価の額」とは、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額という理解に従うとしても、留意すべき点がある。第 1 に、第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額に該当しないものであっても、同項の「価額」又は「通常得べき対価の額」に該当するという例外がありうるのか。もしありうるならば、「適正な価額」など何らかの上位概念が存在するのか。その場合には、同項の「価額」又は「通常得べき対価の額」をもって単に「時価」を定めたものと称することは妥当か⁽⁴⁶⁾。

逆に、第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額に該当するものであっても、同項の「価額」又は「通常得べき対価の額」に該当しない場合がありうる。資産の販売等につき「第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額」＝「価額」又は「通常得べき対価の額」という図式で判断されるとしても、それはあくまで原則論ないし一般論である。個別の状況によっては（特段の事情がある場合には）、上記と異なる判断がなされることもある⁽⁴⁷⁾。多くのケースにおいて、上記図式が当てはまることを想定してこれを簡便的に用いるとしても、価格決定に特殊な事情や考慮が認められる限界事例においては、やはり、「資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額」の意味するところに立ち返って熟慮する必要がある。

第 2 に、試論的な整理及び呼称にすぎないが、仮に、時価を①狭義の時価（資産又は役務そのものの客観的交換価値。時価算定の際の考慮要素を資産又は役務に特有の事情に限定）と②広義の時価（より広く、狭義の時価をベースとしつつ、相手方が得意先であるか、どの程度の得意先であるか、事業者であるか、消費者であるか、取引条件や当事者の果たす機能・受けもつリスクはいかなるものかなど、上記特有の事情に限定されない種々の事情を考慮⁽⁴⁸⁾）に二分した場合に、法人税法 22 条の 2 第 4 項はいずれを採用するものかという疑問を投げかけうる。割戻しは、販売する資産そのものの客観的交換価値を離れて、相手方との個別の関係を色濃く反映することがあり、時価を算定する際の考慮要素として捉えることは適切ではないという前述の見解は、少なくとも①を前提とした場合には理解を寄せることができよう。

そもそも、上記のような広狭二概念で捉えるのは妥当ではなく、時価算定の際に考慮す

(45) 税務訴訟資料 264 号順号 12479 掲載の裁判例を指すと思われる。なお、平成 7 年最判にいう適正な価額について、「無償譲渡の場合においては、当該資産の譲渡時における時価」であると解する広島地裁平成 23 年 9 月 14 日判決（税資 261 号順号 11766）や「当該資産につき不特定多数の当事者における自由な取引において通常成立すると認められる価額」をいうものと解する東京地裁令和元年 6 月 27 日判決（判例集未掲載）などがある。

(46) 議論の参考として、確井光明「法人税法における益金の概念—法 22 条 2 項の問題点 主として無償による役務提供—」税理 21 巻 4 号 6～7 頁参照。

(47) 第三者間で付された金額でありながら、時価について問題とされた事例が存在することから、この点を注視すべきであるという指摘として、長島弘「収益認識基準対応としての法人税法 22 条の 2 の問題点」会計・監査ジャーナル 30 巻 12 号 115 頁参照。

べき事情や特段の事情の問題として整理されるべきであるという指摘もありうるし、役務の提供の場合の時価を資産と同様の枠組みで捉えることができるか、非関係者で構成される市場が存在する場合には②における諸事情の一部が市場価格に織込み済みとなるのではないかなどの問題もあるが⁽⁴⁹⁾、ひとまず上記の二分法に従って議論を進めてみたい。資産の値上がり益は、その値上がり時に当該資産を保有していた者に対して課税されるべきであり、資産を保有していた者、すなわち、資産を譲渡した者に帰属するのであって、譲渡という行為は、資産を保有していた者に対して値上がり益に課税ができる最後の機会であるから、譲渡者は、譲渡資産に係る価値変動を、譲渡を機会として清算し課税を受けるべきことになるという所得課税の論理ないし法人税法においても清算課税説が妥当するという立場⁽⁵⁰⁾をとるならば、①の見解に接近する⁽⁵¹⁾。条文の文言や法人税法37条との整合性を重視する立場（ただし、同条7項・8項の価額と租税特別措置法（以下「措置法」という）66の4第1項の独立企業間価格に開差が生じうることを否定するならば、逆の方向に進む可能性があることに注意。なお、値引き、割戻し等に係る差異調整の定めとして、措置法通達66の4(4) - 4参照）、あるいは旧法時代のものであるが「適正な価額」という語を使用しつつ純資産増加説的な益金計上の論理を展開していた相互タクシー事件の最高裁昭和41年6月24日第二小法廷判決（民集20巻5号1146頁）と平成7年最判との連続性を肯定する立場⁽⁵²⁾などの観点からも①の見解を後押しできそうである。他方、役務

-
- (48) もちろん、売り急ぎ、資金需要など、資産の販売等をした法人側の事情も考慮されるべきかなど、考慮事情の線引き又は特段の事情の中身は別途、検討を要する。あえて独立価格比準法（措特66の4②一イ）に寄せて表現するならば、①は棚卸資産の「同種」性に係る事情、②はこれに加えて「取引段階、取引数量」その他の状況を包摂する事情を考慮する場合に近いかもしれない。参考として、租税特別措置法通達66の4(3) - 2、本田技研工業事件の東京地裁平成26年8月28日判決（税資264号順号12520）参照。もっとも、金銭の貸付取引に当てはめた場合に、タイバーツ事件の東京地裁平成18年10月26日判決（訟月54巻4号922頁）を参考として、前者は通貨の種類、後者は貸付時期、貸付金額、貸付期間、金利の設定方式（固定か変動か、単利か複利か等）、利払方法（前払か後払か等）、借手の信用力等の状況とするならば、前者の通貨の種類のみで時価が算出されるかという問題もある。少なくとも、法人税法22条の2第4項の「通常得べき対価の額」という文言であれば、「取引段階、取引数量」その他の状況を包摂する事情を考慮する受け皿となりうるか。法人税法37条との関係であるが、フィリップスグループ事件の東京地裁平成12年2月3日判決（税資246号393頁）は「独立企業間において行われる同種の契約で設定される対価の水準」を基準とすることに言及していた。
- (49) 棚卸資産と固定資産で考え方が異なるという見解もありえよう。例えば、棚卸資産であれば、特価販売も時価の範疇であるという見解として、確井光明「時価との差額に係る収益認定の構造と法理」税理20巻15号67～68頁参照。
- (50) 岡村忠生『法人税法講義〔第3版〕』42頁（成文堂2007）参照。渕圭吾「所得課税における年度帰属の問題」金子宏編『租税法の基本問題』204頁（有斐閣2007）の脚注(12)は、包括的所得概念をとるならば、譲渡所得に限らずあらゆる所得について、清算課税説のような説明が妥当する可能性に言及する。棚卸資産の無償譲渡はキャピタル・ゲインに対する課税ではなく、法的に見て経済的利益に対する贈与契約の存在が認められるため、贈与という法律行為を介して、当該資産に係る経済的利益を処分したと見るものとして、松沢智『新版租税実体法〔補正第2版〕』142頁（中央経済社2003）参照。確井・前掲注(49)66頁も参照。
- (51) 参考として、確井光明「最近の税務問題としての低額譲渡」税理31巻4号5頁参照。
- (52) 両判決を通覧するとき、最高裁は、資産が社外に流出する時点において含み損益を清算するという考え方をとってきたと見ることができるといふ見解として、増井良啓「判批」中里実ほか編『租税判例百選〔第6版〕』97頁参照。

提供と清算課税説との相性の悪さ⁽⁵³⁾、所得（実体的利益）の存在と収益の額の議論は一応別のものであること（収益の額の算定場面において必ずしも上記所得課税の論理との整合性をとる必要はないという立場）や取引の実情への配慮といった観点からすると、②の見解に押し戻される可能性もある。

ここまで見てくると、無償取引からも収益が生ずることを定める法人税法 22 条 2 項の根拠や趣旨・目的に係る論争の世界に足を踏み入れていることに気が付く。それでは、この点に関する学説上の通説ないし有力説⁽⁵⁴⁾ともいべき適正所得算出説を支持する場合に①と②のどちらに進むことになるか。同説を支持する立場からは②ともいべき見解も示されている⁽⁵⁵⁾。そこで、適正所得算出説の提唱者である金子宏教授の見解をこのような観点から読み返してみたい。金子教授は次のように説明される⁽⁵⁶⁾。

-
- (53) 法人税法 22 条 2 項を収益のないところに収益を擬制したみなし規定であるという立場に立ち、この規定の根拠と目的に関する議論との関係において、かような相性の悪さを指摘するものとして、金子宏「無償取引と法人税」『所得課税の法と政策』318 頁以下（有斐閣 1996）〔初出 1983〕参照。また、清永敬次「無償取引と寄付金の認定」税通 33 卷 13 号 4 頁以下、酒井・前掲注 (28) 200 頁も参照。岡村・前掲注 (50) 42 頁は、役務提供について、金銭の貸付けを例にするものであるが、債権の時価（現在価値）の観点から清算課税説による説明を行う。岡村忠生「無利息貸付課税に関する一考察（二）」論叢 121 卷 5 号 7～8 頁も参照。この点は、無利息融資（interest-free loans）と低利息融資（below-market interest rate loans）に関して、現在価値アプローチという方法と得べかりし利息の二段階移転を擬制する方法を定める米国の内国歳入法典 7872 条との関係を研究する増井良啓「無利息融資と経済的価値の移転」金子宏編『所得課税の研究』96～97 頁（有斐閣 1991）、同『結合企業課税の理論』50 頁以下（東京大学出版会 2002）も参照。なお、所得税法には無償で資産を移転した場合の課税規定はあるが（所得税 39, 40, 59）、無利息貸付の貸付者側に直接的に課税する旨を定める明文の規定はない。
- 増井・同論稿「無利息融資と経済的価値の移転」87 頁は、無利息融資によって、サイモンズの定義の意味における所得が発生しているかどうかはともかくとして、貸主から借主に対して、一定の経済的価値が確かに移転することに言及される。親会社 A が子会社 B に対して無利息融資を行った場合に、独立の当事者間の取引であれば市場利率相当の利息を付して融資を行うことが通常であるから、この場合、利息相当額の経済的利益が A から B に対して移転していると判断してよいことを指摘するものとして、増井・同書『結合企業課税の理論』19 頁参照。金子・同論稿 344 頁、碓井・前掲注 (46) 2 頁以下も参照。この点の参考として、東京地裁昭和 57 年 6 月 14 日判決（税資 123 号 634 頁）及び控訴審・東京高裁昭和 60 年 6 月 26 日判決（税資 145 号 1020 頁）参照。
- (54) 適正所得算出説が学説上の通説であるという見解として、例えば、酒井克彦『裁判例からみる法人税法』〔3 訂版〕194 頁（大蔵財務協会 2019）、渡辺・前掲注 (9) 75 頁参照。他方、適正所得算出説は有力な学説として受容されているものの、平成 7 年最判、さらに課税実務は、22 条 2 項について適正所得算出説とは異なる見解を採用しているようであるとする見解として、瀧圭吾「適正所得算出説を読む」金子宏編『租税法の発展』209 頁以下（有斐閣 2010）参照。なお、通説や有力説という観念は曖昧なところがあり、通説とは圧倒的多数又は有力な学者の多くが支持している場合をいい、有力説とは内容的な説得力の強い少数説であることを示す場合と少数だが有力な学者が支持していることを指す場合があることについて、内田貴『民法 I 総則・物権総論〔第 4 版〕』5 頁（東京大学出版会 2008）参照。法解釈における通説の意義や機能等について、法社会学会のシンポジウム「『通説』の法社会学的考察」における報告を所収した法時 31 卷 8 号 42～65 頁の各論稿、田畑忍「通説について—法解釈に於ける通説の問題—」同法 11 卷 1 号 1 頁以下、平野竜一「法学における理論の役割」碧海純一編『岩波講座現代法 15 現代法学の方法』69～70 頁（岩波書店 1966）、伊藤正己＝加藤一郎編『現代法学入門〔第 4 版〕』63～64 頁（有斐閣 2005）、澤木敬郎ほか『ホーンブック法学原理〔第 4 版〕』147 頁（北樹出版 2015）参照。
- (55) 片山・前掲注 (7) 34 頁以下参照。
- (56) 金子・前掲注 (53) 345 頁。

「無償取引について通常の対価相当額の収益を擬制する論拠と目的は、どこにあると考えるべきであろうか。それは、結局は、通常の対価で取引を行った者と無償で取引を行った者との間の公平を維持する必要性にあると考える。すなわち、法人は営利を目的とする存在であるから、無償取引を行う場合には、その法人の立場から見れば何らかの経済的な理由や必要性があるといえようが、しかし、その場合に、相互に特殊関係のない独立当事者間の取引において通常成立するはずの対価相当額——これを『正常対価』ということにする——を収益に加算しなければ、正常対価で取引を行った他の法人との対比において、税負担の公平（より正確にいえば、競争中立性）を確保し維持することが困難になってしまう。したがって、無償取引につき収益を擬制する目的は、法人の適正な所得を算出することにあるといえよう〔下線筆者〕

金子教授は、同じ論稿の中で「通常対価」や「正常対価」ではなく「時価」という語を使用されている場合もあることに留意は必要であるが、上記説明や適正所得算出説の背後に米国の内国歳入法典482条の影響があることを考慮すると、適正所得算出説の源流からは上記②に向かう流れが続いていると解するのが自然である（法人税法22条2項は外部「取引」を対象とし、取引の相手方の存在を前提とした規定であると理解し、強調することで誘導することもできよう）⁽⁵⁷⁾。もっとも、金子教授は同じ論稿の中で、「無償取引のうち、資産の無償譲渡の場合については、未実現ではあるがキャピタル・ゲインないしロスがすでに生じており、それも理論上は所得ないし損失であるところから、法人税法22条2項は、所得税法40条および59条の規定に準じて、未実現のキャピタル・ゲインに課税し、あるいは未実現のキャピタル・ロスの控除を認めるために、時価相当額の益が生ずるものと擬制したのであると説明することが可能である。しかし、これは、無償譲渡の場合の説明とはなりえても、無利息融資を含む無償取引全体について収益を擬制することの根拠とはなりえない。」とされている⁽⁵⁸⁾。前段の資産の無償譲渡に係る説明は実体的利益存在説ともいわれる考え方であるといえ、上記の所得課税の論理ないし清算課税説に通ずるものであるから、この限りにおいて、①の見解に続く流れも可能性として残るであろうか⁽⁵⁹⁾。

そうであるとする、適正所得算出説を採用する場合に①と②の見解のいずれに向かうことになるのか、やや視界不良の事態に陥ることになりそうである。この点は瀧圭吾教授の見解が参考になる。すなわち、このような適正所得算出説について、瀧教授は、通常の対価相当額（arm's length price）を擬制することで、「適正所得」が算出されることになるという場合に、そこでいう「適正所得」とは何かという点について、適正所得算出説を提唱される金子宏教授は必ずしも明確に述べていないと指摘される。その上で、無償による資産の譲渡についていえば、資産の時価と簿価との差額が「適正所得」ということにな

(57) しかも、金子・前掲注(41)590頁は、移転価格税制の説明の箇所でも適正所得算出説に係る適正所得を参照している。また、金子宏「アメリカ合衆国の所得課税における独立当事者間取引（arm's length transaction）の法理—内国歳入法典482条について—」『所得課税の法と政策』311頁（有斐閣1996）〔初出1980・1981〕は、法人が資産を無償譲渡した場合には、法人税法22条2項及び37条により、その資産の時価相当額の収益が生じ、帳簿価額と時価相当額との差額相当額が寄附金に該当するところ、内国歳入法典482条の下では、譲渡した法人に時価相当額の収益が生ずる点は同じであるとしている。

(58) 金子・前掲注(53)343頁。

るのだとすると、無償による資産の譲渡については実体的利益存在説が維持されているのではないかとも考えられるが、無償による役務の提供についてはこのような説明が不可能であるにもかかわらず、無償による役務の提供について詳しく述べていないところに、適正所得算出説を批判する学説が登場する余地が生じていたと指摘される⁽⁶⁰⁾。

なお、金子教授は次のような見解も述べている⁽⁶¹⁾。

「適正対価は…無償取引および低価取引について益金に算入すべき収益の金額を決定するためにも不可欠のファクターである。実際の取引の世界において、一物一価の法則や利率同一の法則が妥当しているわけではなく、たとえばたな卸資産の譲渡においていろいろな幅の値引販売が日常茶飯事であること等にかんがみると、個別の取引において何が適正対価であるかについて、一義的な基準を見出すことは困難であることが少なくない。したがって、適正対価というのは、かなりゆるやかな幅をもった観念であると考え、その

(59) (所得なきところに所得を擬制するのかという観点も踏まえて) 無償取引に課税する根拠や無償取引から収益が生ずるものとする根拠、無償取引の範囲・収益計上時期・計上額をどのように理解するかという点の整理も必要であるが、上記所得課税の論理ないし清算課税説と適正所得算出説を接木するような前掲注 (33) の南西通商株式会社事件の一審及び控訴審判決の判示に従えば、上記①の見解に接近する可能性がある。また、平成7年最判は上記一審判決のような踏み込みを避けているが、①「法人が資産を他に譲渡する場合には、その譲渡が代金の受入れその他資産の増加を来すべき反対給付を伴わないものであっても、譲渡時における資産の適正な価額に相当する収益があると認識すべきものであることを明らかにしたもの」、②「当該資産には譲渡時における適正な価額に相当する経済的価値が認められる」と判示している点や③法人税法37条に言及している点に上記①の見解との親和性を見いだす余地を残す。①の判示からは、会社から社外に資産が流出する段階で未実現のキャピタル・ゲインを清算して課税するという考え方を読み取ることができるという見解として、増井良啓『租税法入門〔第2版〕』225頁(有斐閣2018)参照。平成7年最判の調査官解説は少なくとも、法人税法22条2項は、資産譲渡に際し、測定可能な実体的利益が存在していることをその前提として、反対給付を伴わない場合であっても、所得計算上これを収益として認識すべきことを求めるものであると理解するとともに、譲渡の目的・態様等にかかわらず実体的利益の存在は認められることや無償譲渡等から収益を認識すべきか否かは益金サイドの問題であって、損金サイドでそれがどのように処理されるかとは無関係であり、両者は切り離して考えるべきであるとしており、上記①の見解に接近する可能性がある。他方で、同解説は、適正な価額の認定については、ある程度柔軟に考えるべきであり、具体的に決定・收受された対価の額が実質的に見て低額と認められるかどうかという問題はありますが、それは別論であると述べている。川神裕「判解」『最高裁判例解説民事篇平成7年度(下)』1078頁、1083頁参照。

なお、平成7年最判は、適正所得算出説に近いという見解として、酒井・前掲注(54)196頁、適正所得算出説の考え方と同一線上にあるという見解として渡辺・前掲注(9)75頁。増井・前掲注(52)97頁も参照。適正所得算出説とは異なる見解を採用しているようであると見るものとして、淵・前掲注(54)210頁参照。なお、金子宏「法人の所得の意義」租税研究650号17～18頁、同「『無償取引』について」税研163号14頁も参照。

(60) 淵・前掲注(54)218頁参照。淵教授は、同論稿において、無償による役務の提供を行う法人について、提供される役務の時価相当額の帰属所得を認識することができ、この帰属所得を収益として益金に算入することを、法人税法22条2項が裏付けていると考えられるとされた上で、適正所得算出説については、所得の存在しないところに所得を擬制するという考え方としてではなく、既存のキャピタル・ゲインという未実現の利益に対する課税及び帰属所得に対する課税を行うことによって無償取引を行う法人の適正な所得を算定する考え方として理解することを提案されている。また、対応関係にある費用と収益が同一の納税義務者によって計上されるという意味でのマッチングを確保するということが、適正所得算出説のいわんとするところなのではないかという仮説を提示されている。なお、無償取引と帰属所得について、村井正『租税法〔3訂版〕』84～85頁(青林書院1999)、増井・前掲注(53)「無利息融資と経済的価値の移転」85～86頁も参照。

(61) 金子・前掲注(53)345頁。

判断に当っては柔軟な態度をとることが、私的自治を尊重し法的安定性を維持するために必要であると考え。たとえば固定資産については、複数の専門家の意見の平均値をとることが適当である場合が多いであろうし、たな卸資産の値引販売の場合には販売価額をもって適正価額と考えるべき場合が多いであろう。」

ここで言及されている「たな卸資産の値引販売」とは、筆者が前記3(3)で述べたような通常販売価格よりも値引販売するような場合⁽⁶²⁾を想定するものであり、「売上品の量目不足、品質不良、破損等の理由による代価の控除」という意味での値引きを想定しているものではないであろう。

ウ 平成30年度改正に対する批判的見方

このように考察を進めてくると、収益認識会計基準と決別する道を進むことは明らかにされたものの、次のような見解が示されていたにもかかわらず、平成30年度改正においてもなお問題は残されたままではないかという、同改正に対する批判的な見方が生まれてくる。すなわち、無利息融資の場合に法人税法37条と22条2項のどちらを適用するかという問題があり、法文上は無償取引からも収益が生ずる旨が定められているだけであるから、益金の額に算入すべき金額をいかなる基準によって決めるべきかなど両規定をめぐって種々の問題が惹起される。こういった問題に対する一貫した解答を示すためには、そもそも22条2項が無償取引から収益が生ずる旨を定める趣旨は何かという基本に立ち返って、論理を構成する必要があるが、この根本の点について、上記の適正所得算出説以外の説明の立場も存在し、議論が分岐し、複雑な解釈問題が存在する、という見解である⁽⁶³⁾。

課税要件法定主義や課税要件明確主義に加えて、法的安定性・予測可能性の確保、恣意的行政の排除といった見地からは、資産の販売等に係る収益の益金算入額について、移転価格税制のように、収益の額の算定方法等に関する詳細な規定の導入を正面から、腰を据えて検討すべきではなかったか⁽⁶⁴⁾。その際には、第三者間取引における通常得べき対価の額（通常成立する取引価格）を把握することが困難である場合や、そもそも（フィリップスグループ事件の東京地裁平成12年2月3日判決・税資246号393頁でも述べられていたように）市場取引や第三者間取引が想定しえない場合があることに配慮して、同税制においてしばしば問題となる比較対象取引の実在性の緩和（仮想取引の許容）を認めるべきか、法人税法独自の観点から規範的な益金算入額を算定する規定を導入すべきか、関連会社間における所得配分としての側面を重視すべきか、これらに対応する形で納税者保護

(62) この点は、村井・前掲注(60)141頁、谷口・前掲注(24)387頁も参照。

(63) 増井・前掲注(53)『結合企業課税の理論』20～21頁参照。

(64) 参考として、金子・前掲注(53)347～348頁、増井・前掲注(53)「無利息融資と経済的価値の移転」97～98頁参照。移転価格税制との関係で有益な示唆を提供するものとして、金子宏「移転価格税制の法理論的検討一わが国の制度を素材として一」『所得課税の法と政策』364頁（有斐閣1996）〔初出1993〕、岡村忠生「移転価格税制」村井正編著『国際租税法の研究』109頁以下（法研出版1990）、同「判批」民商116巻3号426頁以下、中里実『国際取引と課税』（有斐閣1994）の第2章・第3章、同「移転価格課税と経済理論—実務における経済理論の利用可能性—」同ほか編『移転価格税制のフロンティア』21頁以下（有斐閣2011）、増井・前掲注(53)『結合企業課税の理論』236頁以下、藤井保憲「移転価格税制の国内取引への適用」税大ジャーナル3号12頁以下、矢内一好「移転価格税制の国内取引への適用可能性」租税研究758号143頁以下参照。

の制度を整備すべきかという点に加えて、中小法人にも適用すべきか、算定方法の要件化の弊害（時価や経営判断に基づいて決定される価格との乖離、私人間における対価の決定への影響等）等をどう考えるかといった検討視点をもつことも必要であろう。

(2) 時価と異なる価額を対価の額とする取引が行われた場合の取扱い

時価と異なる価額を対価の額とする取引が行われた場合の取扱いはどうなるか（評価のタイミングのズレに関する議論については前記2(1)及び(2)参照）。立案担当者は、無償又は低廉取引のように時価と異なる価額を対価の額とする取引が行われた場合には、法人税法22条の2第4項により、「いかなる場合にも『価額』又は『通常得べき対価の額』に修正して益金の額を計算する必要があることとなります。」と説明している⁽⁶⁵⁾。

法人税法22条2項は、無償による資産の譲渡の場合も収益の額が発生し、益金の額に算入されることをわざわざ定めた規定であり、益金の額（収益の額）に算入すべきものの範囲を規律している。（有償又は無償による資産の譲渡等の取引に係るものなど）収益の発生原因、あるいはいかなるものを益金の額に含めるべきであるかということや、益金の額に算入すべき金額に収益の額が含まれることは法人税法22条2項が規律しているのである。上記説明は、法人税法22条の2第4項のみを根拠規定として示しているが、かような22条2項による規律を前提としていると見てよいであろう。

また、立案担当者は、資産の販売等に係る対価の額と「価額」又は「通常得べき対価の額」との差額に相当する金額について、当該差額が「損金算入されない金額（寄附金、交際費、繰延資産等の資産の増加、負債の減少、利益又は剰余金の分配等の額）に該当しない場合には、移転価格税制のようにその差額を損金不算入とする規定がないため、その差額は損金の額に算入されることとなり、結果として対価の額を益金の額とした場合と結果が同様となります。このように結果が同様となる場合にまで益金の額を時価で計算する手続（同額の加算・減算をする申告調整）を要することとするものではありません。」と解説する⁽⁶⁶⁾。

なお、時価よりも高額で譲渡する場合における時価と実際の対価の額との差額については益金算入額に含まれないのか、という疑問も惹起されるが、条文操作はどうであれ、この場合にも法人税法22条2項でいう収益の額があるのは明らかであって、別段の定めがない限り、当該差額部分も当然に益金の額に算入される。

IV 法人税法22条の2第5項の検討

1 貸倒れや買戻しの可能性がないものとした場合における価額

法人税法22条の2第5項は、4項の資産の引渡しの際における価額相当額又は提供をした役務につき通常得べき対価の額相当額は、その資産の販売等につき、①当該資産の販売等の対価の額に係る金銭債権の貸倒れ（1号）又は②当該資産の販売等（資産の販売又

(65) 藤田・前掲注(11)276頁

(66) 藤田・前掲注(11)276頁。法人税基本通達2-1-1の10(注)2も参照。上記解説からすると、立案担当者は、法人税法22条2項に関して、いわゆる無限定説を前提としているように思われる。

は譲渡に限る)に係る資産の買戻し(2号)という事実が生ずる可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とする旨定めている。同項は、貸倒れや返品の見込みの影響を考慮してその分を収益の額(取引価格)から減額する(かのような)収益認識会計基準のステップ3は受け入れ難い面があるという法人税法の立場を表明したものといえよう。

同項については、将来起こりうる不確実な事実を収益の認識に反映させると、収益の認識が客観性を欠いたものとなるため、定められたものであるとの指摘がある⁽⁶⁷⁾。会計側からは客観性を欠いたものではないという反論もあるかもしれないが、元来、法人税法は見積りによる費用又は損失計上については慎重な姿勢をとる傾向がある。ただし、同項の規定に問題がないわけではない。上記①について、収益認識会計基準では、顧客と約束した対価に変動対価(顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分)が含まれる場合、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ることとなる対価の額を見積もることになるところ(基準50)、かかる見積りとしてではなく、貸倒れの可能性や資産の買戻しの可能性を織り込んで対価の額が合意された場合の取扱いはどうなるのか、という問題がある。

例えば、金銭の貸付けを例に考えると、その貸付けが第三者間取引であれば、当然、債務者の貸倒れの可能性等を約定金利に反映させることとなるわけであって、貸倒れの可能性がある場合とない場合とで取引価格が異なるのは、当然のことである、という指摘がなされている。金銭債権の貸倒れや資産の買戻しがあるということであれば、時価はそれらの可能性があるものとした場合における価額であると認識するはずであるから、法人税法22条の2第5項は、本来、設けてはならない内容の規定であるという⁽⁶⁸⁾。

金銭の貸付けと貸倒れの可能性の例では、同項が対象としているのは元本債権ではなく収益たる利息債権である(1号は資産の販売等の「対価の額」に係る金銭債権の貸倒れと規定していることに注意)。金銭消費貸借契約において、元本債権のみならず利息債権の貸倒れの可能性も考慮して金利を設定している場合に、同項がかかる金利部分を「通常得べき対価の額」の算定上考慮しないことまで定めるものであるか、という問題を提起しうる。少なくとも、これを肯定することは立案担当者が述べる同項の趣旨(前記Ⅱ2参照)にそぐわないように思われる。この点については、その趣旨に合わせた解釈ないし適用が行われる可能性がある。流入する取引価格をベースとする収益認識会計基準と、流出するものの時価をベースとする法人税法では、収益の額の算定に係るベースが異なることを考慮した規定振りにすべきであったのではないか。

上記②の買戻しについて、立案担当者は、収益認識会計基準においては、買戻しに関する取扱いとして、(企業に商品等を買戻す義務や権利がある場合等に関連して)収益を認識するかどうかという観点からの規定も設けられている(指針69~74, 104)が、法人税法22条の2第5項は価額又は通常得べき対価の額の算定上考慮しない事実を定めた規定であることから、返品権付きの販売が該当すると説明している⁽⁶⁹⁾。かように「当該資

(67) 金子・前掲注(41) 356頁参照。

(68) 朝長・前掲注(17) 25頁以下参照。

(69) 藤田・前掲注(11) 276頁参照。

産の販売等（資産の販売又は譲渡に限る。）に係る資産の買戻し」が返品権付きの販売であることについて、買戻しと返品権付きの販売という用語法の不一致が問題となりうる。

この点については、買戻しは、いったん売買されたものが再売買されるものであるところ、返品は元の売買がなかったものとなるものであるにもかかわらず、法人税法 22 条の 2 第 5 項 2 号の「資産の買戻し」に返品を含むものと解すべきなのか、という疑問が提起されている⁽⁷⁰⁾。ただし、返品調整引当金に係る旧法人税法 53 条 1 項は、当該販売の際の価額による「買戻し」に係る特約その他の政令で定める特約を結んでいるものが、当該棚卸資産の当該特約に基づく「買戻し」による損失の見込額として、各事業年度終了の時に於いて損金経理により「返品」調整引当金勘定に繰り入れた金額という表現を採用していたことを指摘しておく。とはいえ、今後、法人税法 22 条の 2 第 5 項 2 号の「買戻し」の意義、同号の対象範囲と収益認識会計基準上の返品権付販売の対象範囲（指針 84）の同義性が問題になる可能性がある。

2 貸借対照表項目のズレの調整

法人税法 22 条の 2 第 5 項によって、収益認識会計基準を適用した場合の会計処理と法人税法上の処理にズレが生じうる。これは、「売上高」のようにいわば損益計算書項目におけるズレである。会計上、貸倒れの見込みを考慮して「売上高」を減額することにより、これに対応する「売掛金」も減額されるのであれば、貸借対照表項目におけるズレも生じる。このようなズレへの対応として、会計上、収益の額から控除し、金銭債権の帳簿価額を構成しないこととされた金額について、税法上は金銭債権の帳簿価額を構成するように手当てがなされている（法人税令 18 条の 2 ④）。貸倒引当金との関係においても同様の調整規定が置かれている（法人税令 99）。なお、平成 30 年度改正により、廃止理由について説明不足の感があるものの⁽⁷¹⁾、収益認識会計基準の導入を契機として返品調整引当金が廃止された一方⁽⁷²⁾、貸倒引当金は存置されている（ただし、新通達 9-6-4 により、返品債権特別勘定の設定は引き続き認められることとなった⁽⁷³⁾）。

V 結びに代えて

本稿では、法人税法 22 条の 2 第 4 項及び 5 項をめぐる問題を考察した。以下、整理と補足を行う。

Ⅱでは、立案担当者によれば、収益認識会計基準のように対価の額を基礎として益金の額を計算するような方法は採用できないことを出発点として、両規定が創設されるに至ったものと整理した。

Ⅲでは、法人税法 22 条の 2 第 4 項の検討を行った。法人税法では、無償取引からも取

(70) 長島・前掲注 (47) 116 頁参照。

(71) 平成 8 年の政府税制調査会法人課税委員会報告に従って、引当金を縮減していくという方向性が確認されていたとしても、なぜ、その縮減が返品調整引当金の廃止を意味するのか、法人税法に特有の問題があるから返品調整引当金を廃止したのだという積極的な説明が必要であるという指摘として、酒井克彦『プロGRESS 税務会計論Ⅱ〔第 2 版〕』186 頁（中央経済社 2018）参照。

益が生じることのみを規定し、その場合の収益の額がいくらになるのかを規定していなかった状況が長らく続いてきたが、資産の販売等に係る収益についてこの点を明文で明らかにしたこと及び収益認識会計基準に基づく収益の額の算定を否定したことに同項の意義がある。同項について、①どの時点で評価するか、②評価の対象は何か、③どのような方法・基準で評価するかという観点から考察を加える。

①について、収益の計上のタイミングと収益の計上額に係る評価のタイミングの一致・不一致の問題がある。例えば、契約ないし約定時点の時価と引渡時点の時価との間に開差が生じうるが、立法に際しこのことは想定済みであったといえよう。また、資産の販売又は譲渡と異なり、役務提供については、「その提供をした役務につき通常得べき対価の額」とされており、どの時点の対価の額であるかという点が法文に明記されていないが、法人税法22条の2第4項は「役務提供時に」通常得べき対価の額で収益の額（益金の額）を算定することを定めたものであるという補充的解釈などを思案する手掛かりはある。

②について、法人税法22条の2第4項は、必ずしも契約上の対価の額を収益の額としているわけではなく、アウトフローないしアウトプットとしての譲渡した資産又は提供した役務（流出するもの）に係る時価で益金算入することを明らかにしたものであり、資産の販売等に係る収益の額を算定するに当たり、支払者側の支払能力や信用リスク等を考慮して譲渡した資産又は提供した役務の時価を算定するようなことは採用し難い。この点は5項によって手当てされている。また、立案担当者の解説によれば、値引きや割戻しは、譲渡した資産又は提供した役務の時価を算定する際の考慮要素として整理されたようであるが、その法的根拠について検討の余地を残す。割戻しは、相手方が事業者か、得意先であるか、取引高・取引歴はどの程度かなど、販売する資産そのものの客観的交換価値を離

(72) 平成30年度改正において、返品調整引当金を廃止した結果、法人税法の「第二編 内国法人の法人税」第一章 各事業年度の所得に対する法人税、「第一節 課税標準及びその計算」第四款 損金の額の計算の「第七目 引当金」に格納されていた引当金規定は貸倒引当金（法人税52）のみとなった。このことに伴い、同改正においては、「第七目 引当金」から「第七目 貸倒引当金」に目名が改められた。このことは、引当金（繰入額）が損金不算入となることの根拠として、引当金に係る別段の定めのある存在をもち出すことの妥当性に関する議論にも通じる。

「引当金」という目名は、同改正により返品調整引当金が廃止されるまでは2つ以上の引当金に関する規定が「第七目」に格納されていたことから、用いられたにすぎない。このことは、上記目名は同改正で返品調整引当金が廃止されたことにより、唯一存置された貸倒引当金を表現する「第七目 貸倒引当金」に改められていることから裏付けられる。そうであるとする、引当金」という目名をもって債務確定基準抜きに単独で引当金繰入額を損金不算入とする確たる根拠とすることは困難となる。そもそも、文理解釈に従うと、法人税法52条は貸倒引当金を一定のルールに従って「損金の額に算入する」規定であり、「損金の額に算入しない」規定ではなく、貸倒引当金以外の引当金を「損金の額に算入しない」規定でもない。仮に、貸倒引当金の規定も廃止された場合には、企業会計上の引当金のすべてが損金算入を認めることになるような解釈論は採用し難い。債務確定基準の意義については、泉絢也「法人税法における債務確定主義（債務確定基準）」国土館法研論集16号47頁以下、同「債務確定主義（債務確定基準）のレゾナントール」税務事例47巻2号39頁以下参照。原価性のある引当金の存在を考慮すると、債務確定の要件を22条3項柱書きに設けるべきであるという岡村・前掲注(50)65頁の見解に賛意を示しておく。武田隆二「税務会計の基礎(6)」會計114巻3号100～101頁、同『法人税法精説〔平成17年版〕』123頁（森山書店2005）も参照。

(73) 返品債権特別勘定の対象となるものは、雑誌の中でも週刊、旬刊、月刊誌等の定期刊行物であってかなり限定的であるため、返品調整引当金そのものは事実上の廃止であることには変わりがないという指摘として、四方田彰「変動対価概念の導入による税務上の課題—返品調整引当金の再考—」税務会計研究30号294頁参照。

れて、相手方との個別の関係を色濃く反映することがあり、時価を算定する際の考慮要素として捉えることは適切ではないという議論、益金の問題場面ではなく費用（損金）の問題場面として捉える道は残されていないのか（あるいは、両者の棲み分けをどのように考えるべきか）という議論、これらの点は、会計の規範に委ねるべき問題であるのか、法人税法独自の観点から決定すべき問題であるのかという議論がありうる。

③について、試論的な整理及び呼称にすぎないが、仮に、時価を①狭義の時価（資産又は役務そのものの客観的交換価値。時価算定の際の考慮要素を資産又は役務に特有の事情に限定）と②広義の時価（より広く、狭義の時価をベースとしつつ、相手方が得意先であるか、どの程度の得意先であるか、事業者であるか、消費者であるか、取引条件や当事者の果たす機能・受けもつリスクはいかなるものかなど、上記特有の事情に限定されない種々の事情を考慮）に二分した場合に、法人税法 22 条の 2 第 4 項はいずれを採用するものかという疑問を投げかけうる。割戻しは、販売する資産そのものの客観的交換価値を離れて、相手方との個別の関係を色濃く反映することがあり、時価を算定する際の考慮要素として捉えることは適切ではないという上記見解は、少なくとも①を前提とした場合には理解を寄せることができよう。

清算課税説等の立場をとると①の見解、役務提供と清算課税説との相性の悪さや取引の実情等を考慮すると②の見解に接近する。適正所得算出説⁽⁷⁴⁾を起点にすると基本的には②の見解に向かう。ただし、場合によっては①の見解に到達する可能性も皆無ではない。このように考えてみると、法人税法 22 条の 2 第 4 項の「価額」や「通常得べき対価の額」を、説明の便宜上、簡単に、「時価」や「適正な価額」に置き換えることにも一定の慎重さが求められる⁽⁷⁵⁾。第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額は「価額」、「通常得べき対価の額」、「時価」あるいは「適正な価額」の一例、主たる例という整理や、法人税法 22 条の 2 第 4 項は「適正な価額」による収益計上を求めるものという整理も検討

(74) 適正所得算出説に対して、無償取引についてのみ適用されるべきであって、有償取引については、原則として法人税法 22 条 4 項にいう公正処理基準に従った処理によるべきであるという見解が示されている。酒井克彦「法人税法 22 条 2 項にいう有償譲渡と無償譲渡の界限（下）—公正処理基準か法人税法に内在するルールによるべきか—」税務事例 52 巻 3 号 126 頁参照。法人税法 22 条の 2 第 4 項ができたことでこのような議論にどのような影響があるかという視点と、逆に、このような議論が同項の解釈にどのような影響を与えるかという視点を提供するものであり、興味深い。

(75) 清算課税説の立場を貫徹しようとする、所得税法 59 条 1 項との関係で、株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、譲渡所得に対する課税の趣旨（清算課税説）に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきである旨判示したタキゲン事件の最高裁令和 2 年 3 月 24 日第三小法廷判決（集民 263 号 63 頁）の理解に近づく。なお、相続税法 22 条の「時価」と所得税法 59 条 1 項の「価額」の相違について、酒井克彦「取引相場のない株式の評価—所得税法 59 条 1 項 2 号の低額譲渡該当性が争点とされた事例を素材として—」経理研究 60 号 38 頁以下、同「取引相場のない株式と低額譲渡（上）」税務事例 51 巻 5 号 99 頁が参考になる。本稿との関係でいうと、南西通商株式会社事件に関する論稿の中で、同「法人税法 22 条 2 項にいう有償譲渡と無償譲渡の界限（上）—公正処理基準か法人税法に内在するルールによるべきか—」税務事例 51 巻 8 号 106 頁は、「時価よりも低い対価で譲渡をすることを低額譲渡というが低額譲渡に係る収益の額について、譲渡した資産の譲渡時の価額とする規定はない」と表現されている。同「法人税法 22 条 2 項にいう有償譲渡と無償譲渡の界限（中）—公正処理基準か法人税法に内在するルールによるべきか—」税務事例 51 巻 9 号 105、108 頁も参照。

の対象になるかもしれない⁽⁷⁶⁾。他方、(上記の試論的な整理をする場合も含めて)資産と役務提供とで規範内容が異なる、あるいは時価算定の考慮事情の範囲に相違が出てくるといった議論も一考の価値がある。なお、法人税法22条4項と割戻し等があった場合の課税処理の問題、同項と無償取引による収益の計上額の問題、同項と措置法66の4(移転価格税制)との関係⁽⁷⁷⁾などを踏まえると、法人税法22条の2第4項が22条4項の適用を排除したことの意義に関する考察を深めることにも意味がありそうである。

いずれにせよ、課税要件法定主義や課税要件明確主義に加えて、法的安定性・予測可能性の確保、恣意的行政の排除といった見地からは、資産の販売等に係る収益の益金算入額について、移転価格税制のように、収益の額の算定方法等に関する詳細な規定の導入を正面から、腰を据えて検討すべきではなかったかという、平成30年度改正に対する批判的見方を示すことができる。生煮えの改正となった感は否めない。もっとも、移転価格税制との関係では、関連会社と非関連会社とのタックス・パリティの確保という共通の問題意識で捉えることはありえても、同税制の分野で広がる価格ないし個別の取引から利益に着目する潮流、あるいは簡素化のみならず、局所的であれ独立企業原則を超越し(go beyond)又は同原則から逸脱(deviate from)していく潮流を目前に⁽⁷⁸⁾、法人税法22条の2第4項は、国家の課税権の競合・配分、所得の国外移転が問題となるような取引や少なくとも形式上は関連会社間取引のみを対象とするものではないなどの相違点の考慮が求

(76) 議論の素材になる裁判例を示しておく。平成7年最判との関係では、「適正な価額」とは、「原則として」譲渡時における当該財産の客観的な交換価値、すなわち時価相当額を意味すると判示する東京高裁平成20年2月20日判決(税資258号順号10898)がある。他方で、「適正な価額」について無償譲渡の場合にはこれを時価と解するほかないことは明らかであるし、低額譲渡の場合であっても、譲渡の対象となった資産には譲渡時における適正な価額に相当する経済的価値の収益が認められるから、無償譲渡と低額譲渡を区別して、適正な価額は時価に限られるものではないとか、不当、不合理な低額譲渡の場合にのみ法人税法22条2項が適用されるものと限定的に解すべき理由はないと判示する広島地裁平成23年9月14日判決(税資261号順号11766)がある。示唆に富む論稿として、川端康之「アームズレングスの周辺問題」民商101巻6号848~850頁参照。

(77) 上記規定を法人税法22条4項の別段の定めと解する見解として、小松芳明「トランスファー・プライシングに対する税法上の規制について—今次わが国の特別立法をめぐって—」亜大21巻1号21頁、同「所得課税の国際的側面における諸問題—国際租税法のあり方を考える—」租税21号17頁、同『国際取引と課税問題』156頁(信山社出版1994)[初出1991]参照。法人税法22条4項が収益の計上額を規律するものであることを前提とすることに対して無償譲渡等からも収益が生ずることなどに依拠した反論もありうる一方、文理解釈の観点のほか、収益認識会計基準に対応する形でわざわざ22条の2第4項を創設したこと及び資産の譲受けの場合の解釈論を念頭に置いた再反論も可能である。上記規定は、少なくとも、21条、22条2項・3項、22条の2第4項又は37条等との関係においても捉えうる。この論点に関して、矢内・前掲注(64)156頁、伊藤雄二「無償取引と移転価格税制—無償取引を巡る移転価格税制と寄附金規定の関係について—」税大ジャーナル2号76頁、藤枝純=角田伸広『移転価格税制の実務詳解[第2版]』229, 233, 235頁(中央経済社2020)も参照。なお、措置法が22条の別段の定めと該当するか否かという議論について、広く法人税法本法と措置法の規定が競合する場面を想定するならば、措置法は「別段の定め」というよりも「特例(特別法)」である(よって措置法が優先する)と説明する方が腹に落ち、かかる議論をすることの意義も説明しうる。措置法は22条の別段の定めと該当するという見解として、伊豫田敏雄「法人税法の改正(一)」『昭和40年版 改正税法のすべて』102頁(国税庁1965)、吉牟田・前掲注(5)140頁、酒井克彦「租税特別措置法は法人税法22条にいう『別段の定め』か」中央ロー・ジャーナル12巻2号153頁以下、該当しないという見解として、伊藤義一『税法の読み方・判例の見方[改訂第3版]』233頁(TKC出版2014)参照。

められるため、問題は単純ではない。

IVでは、法人税法22条の2第5項の検討を行った。同項は、貸倒れや返品の見込みの影響を考慮してその分を収益の額（取引価格）から減額する（かのような）収益認識会計基準のステップ3は受け入れ難い面があるという法人税法の立場を表明したものである。同項については、貸倒れの可能性や資産の買戻しの可能性を織り込んで対価の額が合意された場合の取扱いはどうなるのか、例えば、金銭消費貸借契約において、元本債権のみならず利息債権の貸倒れの可能性も考慮して金利を設定している場合に、同項がかかる金利部分を「通常得べき対価の額」の算定上考慮しないということまでを定めるものであるかといった問題がある。実務上は、同項の趣旨に合わせた解釈ないし適用が行われる可能性がある。

(2021.1.21 受稿, 2021.3.4 受理)

(78) See OECD, *Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy – Policy Note* (2019); OECD, *Public Consultation Document: Secretariat Proposal for a “Unified Approach” Under Pillar One* (2019); OECD, *Tax Challenges Arising from Digitalisation – Report on Pillar One Blueprint: Inclusive Framework on BEPS, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project*, OECD Publishing (2020). 江波戸順史「研究ノート プラットフォーム企業と課税」千葉商大論叢 57 卷 3 号 199 頁以下, 浅妻章如「国際的な課税権配分をめぐる新たな潮流と展望について—国際連盟時代以来の伝統を踏まえて—」ファイナンシャル・レビュー 143 号 95 頁以下, 栗原克文「デジタル経済への課税—実施上・執行上の論点—」同号 172 頁以下のほか, Itai Grinberg, *Stabilizing Pillar One: Corporate Profit Reallocation in an Uncertain Environment*, 23 FLA. TAX REV. 130 (2019); Mihaela Tofan, *State Right to Rule Tax System vs. Multilateral Regulation on New Nexus and Income Allocation*, 2019 CLUJ TAX F.J. 7 (2019); Reuven S. Avi-Yonah & Kimberly A. Clausing, *Toward a 21st-Century International Tax Regime*, 95 TAX NOTES INTERNATIONAL 839 (2019); Reuven S. Avi-Yonah, *A Positive Dialectic: BEPS and the United States*, 114 AJIL UNBOUND 255, 258 (2020) (“partially abandoning the arm’s length principle (incorporated in Article 9 of the tax treaties)”; Michael Kobetsky, *The Transfer-Pricing Profit-Split Method After BEPS: Back to the Future*, 67 C.T.J. 1077, 1103 (2020) (“involve the use of the residual profit-split method in circumstances that call for deviations from the arm’s-length principle”) も参照。

〔抄 録〕

新設された法人税法22条の2の研究の一環として、22条の2第4項及び5項をめぐる問題を考察する。具体的には、両規定の創設の背景を整理した上で、資産の販売等に係る収益の額について時価ないし適正な価額による益金算入を定める4項について、どの時点で評価（本稿では、便宜上、文脈に応じて「収益の額の算定」の意味で「評価」という語を用いる場合がある）するか、評価の対象は何か、どのような方法・基準で評価するかという観点から考察を加える。そして、課税要件法定主義や課税要件明確主義に加えて、法的安定性・予測可能性の確保、恣意的行政の排除といった見地からは、資産の販売等に係る収益の益金算入額について、移転価格税制のように、収益の額の算定方法等に関する詳細な規定の導入を正面から、腰を据えて検討すべきではなかったかという、平成30年度税制改正に対する批判的見方を示す。また、貸倒れの可能性や資産の買戻しの可能性を織り込んで対価の額が合意された場合の取扱いに関して5項が抱える問題点を指摘する。

〔研究ノート〕

千葉県における強雨発現特性と経年変化傾向

山 本 和 輝
杉 田 文

1. はじめに

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第5次報告書 (AR5)^{*1}は「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とし、陸域と海上を合わせた世界平均気温は1880年から2012年の間に0.85℃上昇していることを報告している。日本国内においては、気象庁 (2019)^{*2}によると年平均気温は1898年から2014年で100年あたり1.15℃の割合で上昇傾向にあるとされ、世界平均気温より速い速度での気温上昇が生じている。

気温の上昇は海域・陸域からの水の蒸発量を増大させ、蒸発した水は降水となるため、降水量の増加をおこすと考えられる。日本の年降水量については1898年の統計開始以降、年毎の変動が大きくなっている^{*2}ことが報告されているが、その総量について増加傾向は報告されていない。一方、地域別では、過去40年間の降水量の分析に基づき、関東や九州で増加傾向にあり、北日本の日本海側から近畿地方では減少傾向にあるなど、地域によって異なる増減傾向を呈することが報告されている。また、降水強度別においては、アメダスで観測された1時間降水量50mmおよび80mm以上の「短時間強雨」には増加傾向がある^{*2}など、地域スケールや降水強度については経年変化傾向がみられる場合がある。

降水は地形、風向等の影響を強く受けるため地形が複雑なわが国においては同じ地方内や短い距離にある地点間においてもその量、パターン (頻度、強度) に大きな違いが生じやすい。山本 (2003)^{*3}は関東及び周辺地域における夏季降水強度の頻度分布の特徴を解析し、平野内において降水パターンが異なる地域特有の降水形態があることを明らかにした。また、澤田 (2014)^{*4}は関東平野の夏季における降水の詳細な特性格発現頻度を解析し、降水の突発性や継続などに地域性があることを報告している。さらに、岡ら (2019)^{*5}は東京都と埼玉県を対象とし15年間の夏季 (6~9月)における、強雨 ($\geq 20\text{mm/h}$) 発現の地域的な特性を解析し、全強雨に占める局地的強雨の頻度割合、総降水量への寄与度にも地域性があるとしている。したがって、南と東を太平洋、北と西を山地に囲まれる関東平野内においても近年においては降水のパターン (強度、頻度) に地域特性があることがわかっている。一方、それらの近年の経年変化傾向についてはまだ報告例は多くない。

降水は地域においては水循環の供給源であり、人間生活・活動に密接に結びついていて、その地域特性および変化傾向を知ることは地域の将来の水資源管理、防災といった面で重要である。特に強雨は温暖化による気温上昇よりむしろ地域住民への直接的影響が大きい。降水強度や頻度の増加は、水循環を活発化させるため、水資源増加につながる一方、洪水リスクを増加させる。平野と大楽 (2014)^{*6}は、降水頻度を考慮することにより、より正確な洪水予測が可能になるとしている。地表面に到達した降水が蒸発、地下浸透、または

表面流出のいずれのパスへ移動していくかは、降水量、降水強度のほか降水頻度にも大きく左右されると考えられる。

関東平野の東南端に位置し複雑な地形を有する千葉県は、地域によって年降水量が異なることが知られるが、土地利用や市街化率も地域差が大きく都市化の影響も地域によって異なる。さらに千葉県は人口約627万人（日本の人口の4.95%）が暮らし、降水パターンおよびその変化の人間生活への影響が特に大きい県の一つである。

本稿では千葉県において地域別に降水パターンの特性および、近年における変化傾向を明らかにすることを目的として気象庁HPで公開されている千葉県内4地点の過去31年間のアメダスのデータを吟味した。

2. 調査地点および調査項目

関東平野の東南端に位置する千葉県は南北に長い房総半島にあり、東と南は黒潮が流れる太平洋、西は東京湾および江戸川、北を利根川と、海と河川に囲まれる。地形は、おもに北部の北総台地とそれを囲む低地、南部の東西方向に200m～400mの山が連なる丘陵地帯、および太平洋に面して長さ60kmにおよぶ九十九里平野に区分できる(図1)。土地利用においては、東京湾岸の北部から江戸川に沿った地域が市街化区域となっていて、都市化が進行した地域である。南部の丘陵地帯とその南、および北東部には山林と農地が広がる。

調査地点は千葉県内のアメダス測定地点18点のうち、都市域にあたる船橋、東端に位置する銚子、南部丘陵地域の中心にある坂畑、および南端に位置する館山と地形・地理条件の異なる4地点とした(図1)。

各調査地点の位置、標高を表1に示す。船橋は東京湾最奥部に位置し、都市化の影響が大きいと予測される

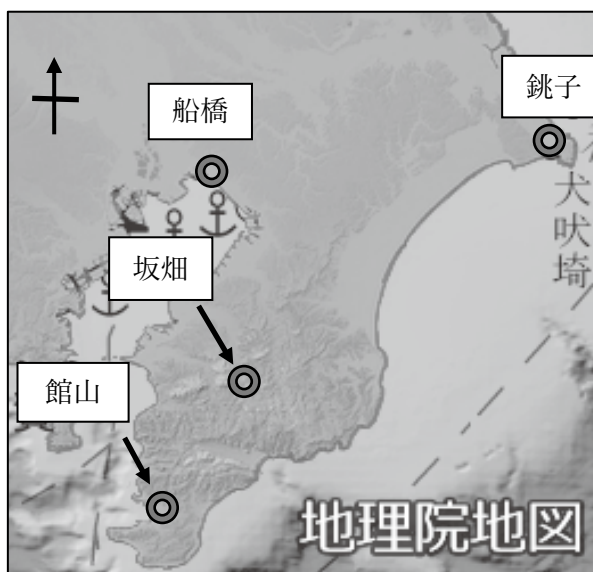


図1 調査地点

表1 調査地点

地点	緯度	経度	標高
船橋	北緯 35 度 42.7 分	東経 140 度 02.6 分	28.0m
銚子	北緯 35 度 44.3 分	東経 140 度 51.4 分	20.1m
坂畑	北緯 35 度 14.1 分	東経 140 度 05.9 分	120.0m
館山	北緯 34 度 59.2 分	東経 139 度 51.9 分	5.8m

地点である。

銚子は日本の年平均気温偏差を求める際に用いられる 15 地点の一つに選定されており、長期間にわたって観測が継続されている都市化による影響が小さいと推定される地点である。坂畑は県内の観測点の中で最も標高が高く、丘陵地帯を代表する地点となっている。また、館山は最南端に位置し、南からの低気圧等の影響を最も受けやすい地点である。

関東平野における降水量の傾向分析で、由井 (2013)*⁷ は約 100 年前からの傾向と 30 年前からの傾向が異なる結果となることを報告している。また、過去 40 年間に関東平野内において降水パターンに変化傾向が報告*² されており、本論では最近における傾向を明らかにするために調査期間は 1989 年から 2019 年の 31 年間とし、年平均気温のほか年降水量、月別降水量および日別降水量について調査した。

3. 年平均気温の地域特性と経年変化

図 2 に 4 地点の過去 31 年間の年平均気温を示す。いずれの地点も上昇傾向を示しており、線形最小二乗近似式の係数より、それぞれ 100 年に船橋では 4.7℃、銚子では 3.3℃、坂畑では 2.6℃、館山では 1.9℃の割合 (4 地点とも信頼度水準 99% で統計的に有意) で、上昇傾向にある (図 3)。過去 31 年間にお

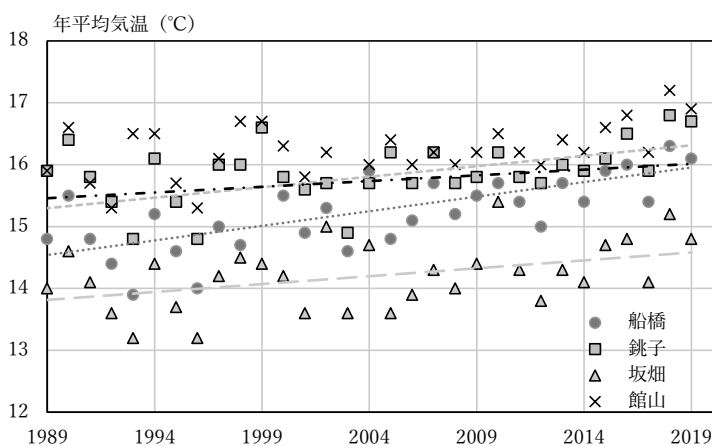


図 2 年平均気温の経年変化

いては、いずれの地点においても世界平均気温および国内平均気温の上昇傾向より速い速度で気温が上昇してきたことがわかる。ただし、31 年間という観測期間は長期的な変動を推定するには短すぎるため、これらの結果は次の 100 年でそれぞれの上昇速度に従い気温が上昇することを意味するわけではない。過去 31 年間においては都市熱の影響を受けないと推定される 3 地点でも気温が上昇傾向にあることから千葉県はほぼ全域で温暖化の影響を受けており (100 年に 1.9~3.3℃)、船橋においては都市熱の影響がさらに付加されたものと推定される。

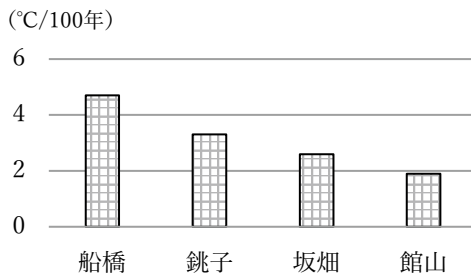


図 3 気温経年変化傾向 (°C/100 年)

4. 降水パターンの地域特性と経年変化

4.1 年降水量と月降水量

31年間の年降水量の平均は船橋が1403mm、銚子が1717mm、坂畑が2048mm、館山が1832mmと千葉県内において地点差が大きい。東京湾奥の船橋で最も少なく、標高の高い坂畑では船橋の1.5倍近い降水量がある。図4に4地点の年降水量の経年変化を示す。標高の高い坂畑を除く船橋、銚子、館山ではわずかな増加傾向様を呈するが、いずれも統計的に有意な傾向は認められなかった。したがって千葉県内においては気温上昇から生じると推定された年降水量の増加傾向はこの31年間では認められない。この結果は全国の降水量と同様で、年降水量には気候変動の明らかな影響は千葉県においても出現していないことになる。降水量の標準偏差は坂畑で317mmと大きく、船橋、銚子、館山では262~282mmでほぼ同程度であった。年ごとの変動は丘陵域で大きく、標高の低い地点では東京湾岸と太平洋沿岸でほぼ同程度に変動が小さいことがわかった。

1mm/日以上降水があった日を降水日とし、4地点の降水日数をカウントした。31年の平均日数は船橋で109日、銚子で113日、坂畑で123日、館山で109日と各地点とも降水日数は1年の3分の1弱であり、大きな地域差は認められない。

船橋の約1.5倍の降水量をもつ坂畑の降水日数は船橋の約1.1倍に過ぎず、1降水日当たりの平均降水量は船橋で12.87mmであるのに対し、坂畑では16.65mmと30%程度多く、平均的に降水強度が強いことがわかった。

一般的に、関東平野南部に位置し、太平洋に面する千葉県では梅雨前線、秋雨前線や台風が通過する6月、9月、10月に降水量が多く、冬季の12月、1月には少ない傾向がある。31年間の1月から12月までの月別降水量の経年変化を4地点について吟味した。48本の月別降水量の経年変化グラフの内、12月の銚子、坂畑および館山の降水量に信頼度水準98%で統計的に有意に増加傾向が認められた(図5)。それぞれの増加速度は銚子が+2.4mm/年、坂畑が+3.0mm/年、館山が+2.9mm/年である。12月は1月と並び、1年の内で最も降水量の少ない月である。この傾向が続いた場合、冬季において10年で24mm~30mmという月降水量の増加は、12月の平均降水量が86.3~91.8mm/月であるため、26.7~37.6%の増加となり、地域の水循環・水環境に顕著な影響をおよぼす可能性がある。人間生活および野生動物にとって少雨月の降水量増加は好ましい傾向であるかもしれない。一方、同月船橋の降水量には経年変化傾向は認められなかった。船橋以外の太平洋側および南部丘陵で認められたため、近年の12月には、気温上昇の直接的影響ではない南部地域への水蒸気供給の増加傾向があると推定される。

3月の銚子および館山の3月の降水量にはわずかな減少傾向(銚子は信頼度水準95%で統計的に有意、館山は信頼度水準85%で統計的に有意)が認められた(図6)。減少速度はそれぞれ、-2.8mm/年、-1.6mm/年である。4地点のその他の月の降水量の経年変化に明らかな傾向は認められなかった。年降水量に変化傾向が認められないのは、ほとんどの月の降水量にも変化傾向が無いことのほか、12月と3月の変化傾向が互いに相殺している可能性もあることがわかった。

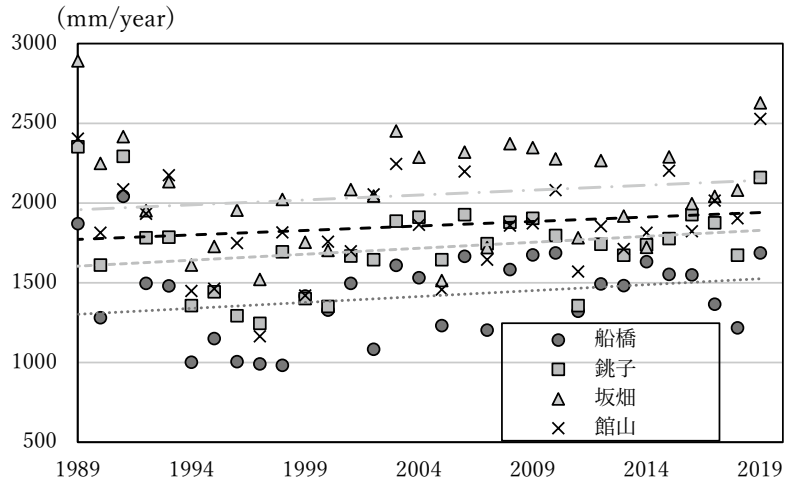


図4 年降水量の経年変化

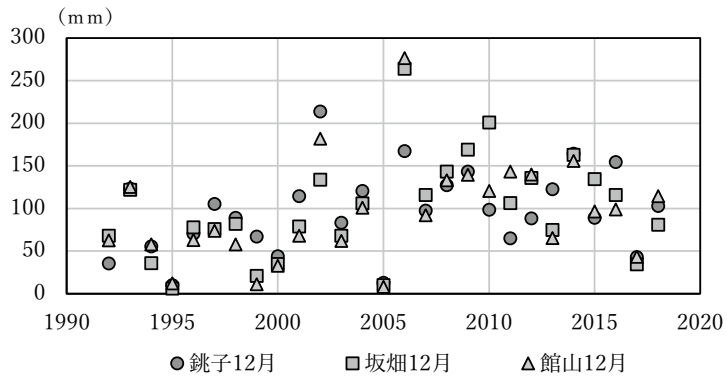


図5 12月の降水量経年変化

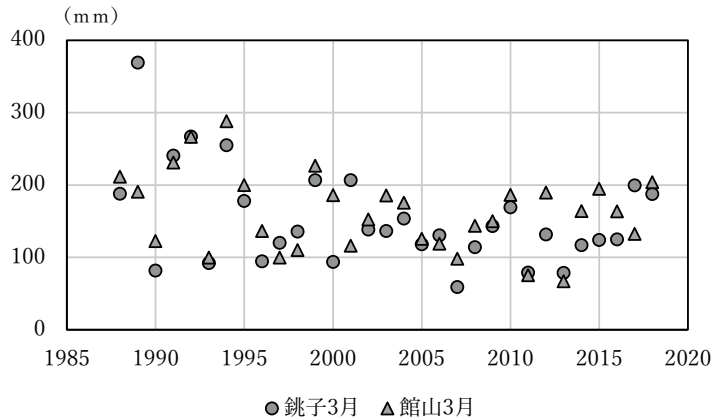


図6 3月降水量の経年変化

4.2 降水強度別降水量

気象庁(2019)^{*2}は日本全国のAMeDASデータの解析から、「1976～2018年において、年最大24時間及び48時間降水量はそれぞれ10年あたり3.7%、3.9%の割合で上昇(信頼度水準95%で統計的に有意)、年最大72時間降水量は10年あたり3.6%の割合で上昇している(信頼度水準90%で統計的に有意)」と報告している。

降水強度は地表に到達した降雨の次のパスを決定する上で重要な要因の一つである。気温や風速等の気象条件に大きく左右されるが水面や水分を有する地表面からは常に水の蒸発が生じており、気温20℃では水面から蒸発により一日あたりおよそ6～7mmの水を失う。地表面においても直接蒸発のほか植物体をとおした蒸散が生じるため、一般的には水面からの80%程度の蒸発量があるといわれる。調査した4地点の年間降水日数は平均で113日であることから平均すると降水の発現は3日に1回未満である。したがって平均的に降水が発現した場合には、およそ日降水量20mm未満の降水は地表近くに保持されると、蒸発散によりすべて失われ、地下浸透や表面流出が発生しない。土壌より透水性の大きい細砂を用いた人工降水実験でも、72時間間隔の場合26mm/時以上の降水時のみに地中への降下浸透がおこることが報告されており^{*8}、人間生活と深いかかわりを持つ地下浸透、表面流出などのパスへ移動する水は土壌特性に依存するが、およそ20mm/日以上の降水によって生じるといえる。一方、強度が極度に強い降水は地中が飽和したり、降水強度が地表面から地下への浸透能を超えると、地中や地表に保持されずに表面流出し、災害につながる可能性がある。したがって、20mm/日以上降水強度を有する降水の特性をその降水強度別に明らかにすることは水資源管理、防災の観点から重要である。

調査した4地点、31年間の日降水量を20～50mm、50～80mm、80～100mm、100mm以上の4段階の強度別にその発現回数をカウントした(図7)。

1988～2018年の平均では20mm/日以上強雨発現回数は船橋が最も少なく21.6回/年、坂畑が最も多く32.8回/年であった。標高の高い坂畑では降水総量ばかりでなく、強雨の発現回数も船橋より1.5倍近く多い。強雨による降水は船橋では平均して16.8日に1回、坂畑では11.2日に1回の頻度で発現していることになる。全ての強雨強度段階において坂畑における発現回数が最も多いことがわかった。

全強雨回数に占める20～50mm/日降水の割合は船橋で81%であるが、銚子では76%、坂畑と館山で72%と船橋のそれより少ない。一方、100mm/日以上降水日数には船橋、銚子、館山で4%、坂畑で5%と地域差は認められない。したがって、50mm/日以上100mm/日未満強度の降水が銚子、坂畑、館山では船橋より多い割合で発現する(図7)。

図8(a)(b)(c)(d)に20mm未満を含めた全降水日に対する降水強度別の発現日数の割合を示す。4地点すべてにおいて20mm/日未満の降水回数が最も多く、船橋では80%を

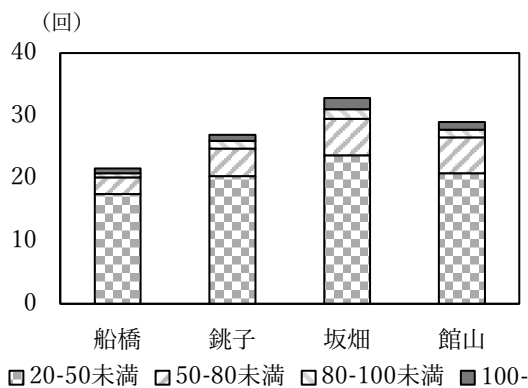


図7 20mm/日以上降水の年平均発現回数

占める。最も割合の少ない坂畑でも73%となっている。20mm/日未満の降水はほとんどが蒸発散により大気に帰する可能性が高く、73~80%の降水日に降る降水が地下浸透、表面流出といった水循環に寄与しないことになる。逆に20~27%の降水日に降る降水が地域の水循環に寄与する。

図9(a)(b)(c)(d)に調査地点における降水強度別の降水量の割合を示す。降水日数の73~80%を占める20mm/日未満の弱い降水による降水量は、船橋で39%を占めるが、銚子では36%，坂畑と館山はそれぞれ32%，30%と小さい比率となっている。したがって全降水日の20~27%が年間降水量の70~61%の降水を地域にもたらしめている。さらに20mm/日未満の降水がほとんど蒸発散に失われるとすると、地域の水循環に直接結びつくであろう降水頻度の少ない強雨の地域水循環への寄与はさらに大きいと推定される。

一方災害を引き起こす可能性が高い100mm/日の降水によりもたらされる水量は船橋と銚子で8%であるのに対し、坂畑で12%，館山で10%と多い。房総半島南部において非常に強い強度の降水による降水量が多いことが明らかとなった。

- -20
- ▣ 20-50
- ▤ 50-80
- ▥ 80-100
- ▧ 100-

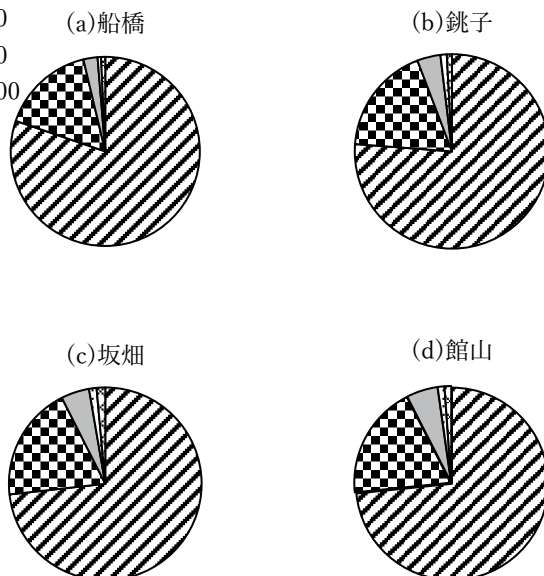


図8 降水強度 (mm/日) 別発現回数の割合

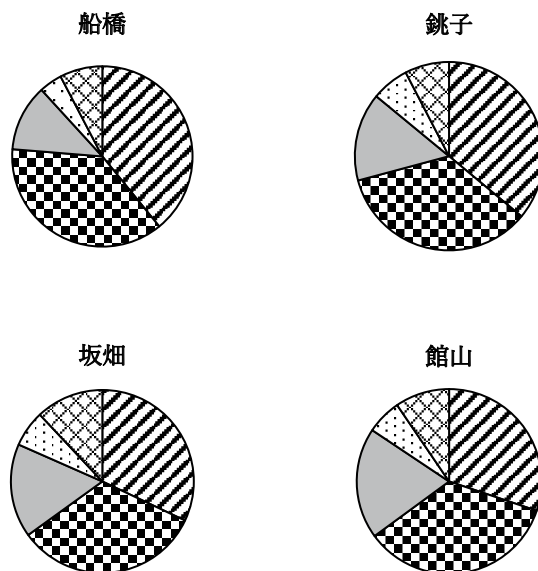


図9 降水強度別降水量の割合

4.3 強雨発現の経年変化傾向

図10に4地点の20~50mm/日の降水発現回数の経年変化を示す。いずれも増加傾向様を呈するが、館山のみで信頼度水準85%で統計的に有意な増加傾向が認められた。増加率は0.24回/年で大きくはない。千葉県南部では強雨がわずかに増加傾向にあるとみられる。20~50mm/日の船橋、銚子、坂畑、および4地点の50~80mm/日、80~100mm/日、

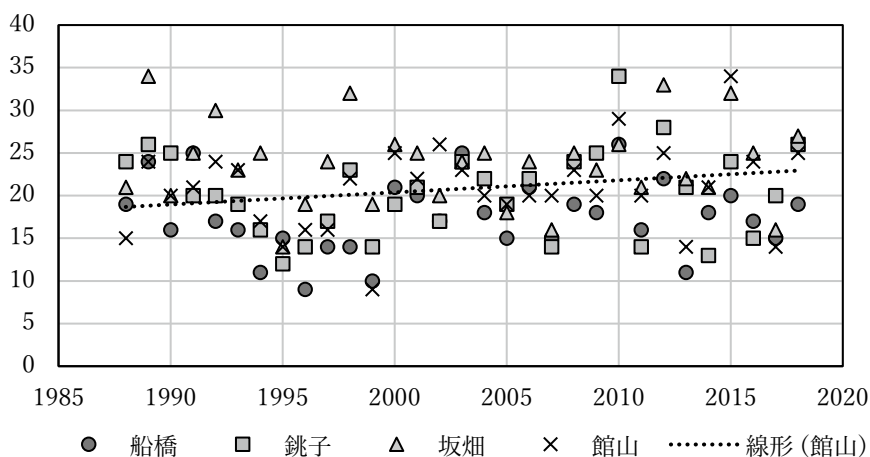


図10 20~50mm/日強雨発現回数の経年変化

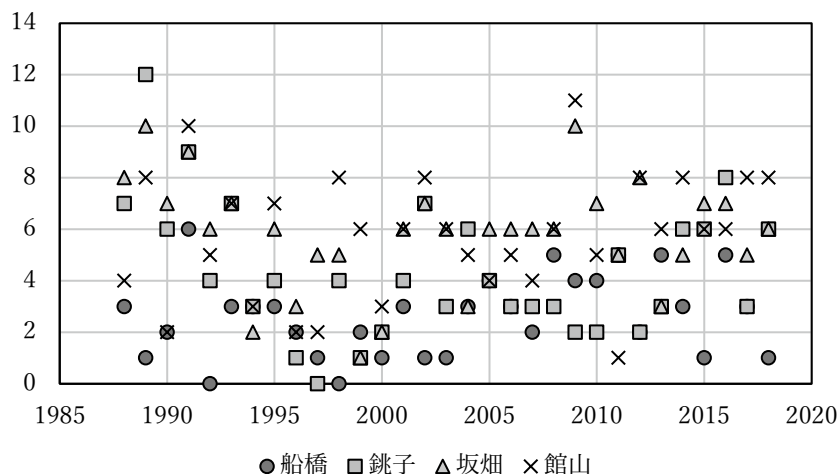


図11 50~80mm/日強雨発現回数の経年変化

100mm/日以上 of 降水回数には統計的に有意な傾向は認められなかった (図10, 図11)。

4.4 連続強雨の発生回数

強雨が短期間に連続して発生すると洪水や土砂崩れといった災害発生の危険性が高まる事が知られる。地面に到達した降水の挙動には降雨時の先行土壌水分量の影響も大きい。高い土壌水分状態時にさらに降水が発生すると、水は短時間で地表面下を飽和させ、早い地下浸透を起こす。また一部の降水は浸透できずに表面流出となる。20mm/日以上 of 降水が10日以内および3日以内に連続して発現する回数について調査した。

20mm/日以上 of 降水が10日以内連続して発現する回数の経年変化を図12に示す。31年間の平均で船橋が10.7回/年、銚子が16.2回/年、坂畑が21.4回/年、館山が18.1回/年の頻度で、連続強雨が発現している。年毎の変動が大きい、顕著な経年変化傾向はなく、

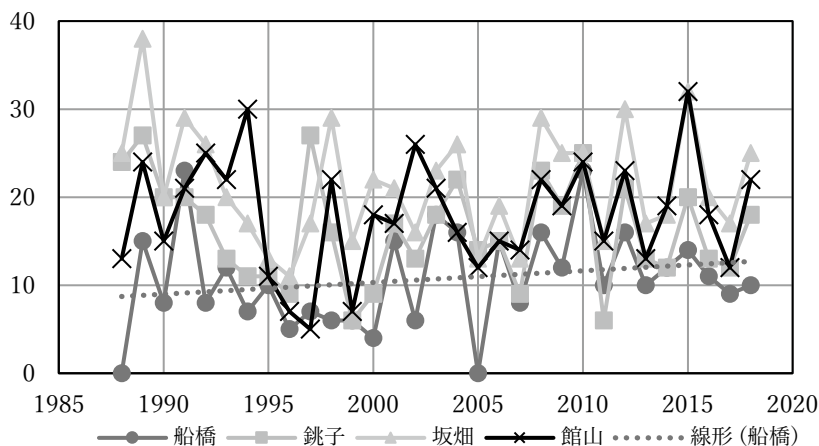


図 12 20mm/日降水が 10 日以内に連続発現した回数

船橋の回数にのみがわずかな増加傾向を呈した。船橋では全 20mm/日以上強雨の 50%，銚子，坂畑，館山では 60%以上が 10 日以内に発生していることになる。連続強雨は地下浸透量を増加させ，地中の土壤水，地下水ともに流速が非常に遅いためその影響は長く続くため，地域の水環境への影響は大きい。10 日以内連続降水による降水量の平均は船橋で 423.9mm/年，銚子で 659.3mm/年，坂畑で 641.0mm/年，館山で 800.3mm/年となり，年間降水の 30.2～43.6%に相当し，地域の水循環に大きく寄与していると考えられる。

一方，3 日以内の短期連続強雨の発生回数は，31 年間の平均で船橋で 4.6 回/年，銚子で 5.5 回/年，坂畑で 7.9 回/年，館山で 5.8 回/年と地点間の違いは小さい。降水は台風，温帯性低気圧，前線，気圧の谷のほか雷雨，冬の季節風などさまざまなメカニズムで発生する。短期連続強雨を発生させるメカニズムはスケールが大きく，千葉県全体に影響するためかもしれない。

5. まとめ

複雑な地形を有する千葉県において地形・土地利用が異なる船橋，銚子，坂畑，館山の 4 地点において気象庁 AMeDAS のデータも用い，過去 31 年間の降水特性およびその変化傾向を吟味した。4 地点ともに年平均気温に上昇傾向がみられることが確認されたため，気候上昇によって生じると予測されている強雨の頻度，強度の増加について詳細に調査し，以下の結果を得た。

- ① 年降水量は東京湾奥に位置する船橋で 1403mm/年，標高の高い坂畑で 2048mm/年，太平洋に面した銚子，館山はそれぞれ 1717mm/年，1832mm/年と千葉県内の地域によるばらつきが大きい，いずれの地点でも明らかな経年変化は認められなかった。
- ② 月別においては 12 月の降水量が銚子，坂畑，館山で増加傾向が認められ，銚子，館山の 3 月の降水量は減少傾向が認められた。年降水量に経年変化が認められない理由の一つとして 12 月と 3 月の経年変化傾向が相殺している影響があることが示唆された。

- ③ 強雨 (20mm/日以上) の年間発生回数は平均では坂畑が 32.8 回/年と最も多く、船橋が 21.6 回/年と最も少なく、千葉県内では約 11~17 日に 1 回の割合で強雨が発現していると推定された。
- ④ 船橋では年間降水回数の 19%、その他の地点では 24~28% が 20mm/日以上 の強雨である。19~28% で発現する強雨が年降水量全体の 60% 以上を供給していることがわかった。
- ⑤ 強雨強度別においては館山の 20~50mm/日の発現回数にわずかな増加傾向が認められたが、他の地点では明らかな増加傾向は認められない。
- ⑥ 3 日以内に連続して強雨が発現する回数に大きな地域差は認められず、4.6~7.9 回/年であった。短期間連続強雨の発現メカニズムのスケールが大きいことによると考えられる。
- ⑦ 10 日以内に強雨が繰り返し発現する回数は船橋で 10.7 回/年、坂畑で 21.4 回/年と地域差が認められ、年降水量の 30.2~43.6% を供給していると推定できる。

弱雨に比すると発現回数があるかに少ない強雨は年降水量の 60% 以上を供給し、地域水循環の原動力である。その半分以上が 10 日以内に連続して発現する強雨によってもたらされており、千葉県内においてその頻度には地域差が認められた。一方、3 日以内の極短期間に連続して発現する強雨には大きな地域差はなかった。強雨は、水循環を通して人間生活に密接にかかわり、その強度、頻度によっては災害に直接関連する。地球温暖化に伴い強雨の発現特性にも変化が生じる可能性が高い。今後、本論で吟味した強度別発現特性の経年変化傾向については注視していく必要がある。

[参考文献]

- * 1 IPCC, 2014: Climate Change 2014: Synthesis Report. IPCC, Geneva, Switzerland, 151 pp.
- * 2 気象庁 (2019) 気候変動監視レポート 2018 (<https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/monitor/>)
- * 3 山本奈美 (2003) 関東及び周辺地域における夏季降水強度の頻度分布の特徴とその地域性, 2003 年度日本地理学会秋季学術大会
- * 4 澤田康徳 (2014) 毎時および日降水資料による関東地方の夏期における降水量の階級別発現頻度の地域性 2014 年度日本地理学会秋季学術大会, セッション ID: 406
- * 5 岡暁子, 高橋日出男, 中島虹, 鈴木博人 (2019) 降水域の広がりに着目した東京とその周辺域における夏季強雨発現の地域特性, E-journal GEO 14 巻 (2019) 1 号
- * 6 平野淳平, 大楽浩司 (2014) 降水量頻度分布を考慮した水害リスク評価手法の開発, 土木学会論文集 B1 (水工学) 70 巻 4 号
- * 7 由井秀隆 (2014) 気候変動に関する利根川上流域の水文観測への影響に関する考察 (https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000105713.pdf)
- * 8 Sugita, F., T. Kishii, M. English (2014) Laboratory experiments on solute transport in a variably saturated macro-porous medium. 千葉商大紀要 42, 3, 221-234.

(2020.11.11 受稿, 2021.3.5 受理)

〔抄 録〕

千葉県において地形・土地利用が異なる船橋，銚子，坂畑，館山の4地点において気象庁 AMeDAS のデータを用い，過去31年間の降水特性およびその変化傾向を吟味した。年降水量はいずれの地点でも明らかな経年変化は認められず，12月の増加傾向と3月減少傾向が相殺している地点があることがわかった。強雨（20mm/日以上）の平均年間発生回数は坂畑が32.8回/年と最も多く，船橋が21.6回/年と最も少なく，千葉県内では約11～17日に1回の割合で強雨が発現している。20～28%の頻度で発現する強雨が年降水量全体の60%以上を供給し，地域水循環の原動力となっている。また，その半分以上が10日以内に連続して発現する強雨によってもたらされており，千葉県内においてその頻度には地域差が認められた。一方，3日以内の極短期間に連続して発現する強雨には大きな地域差はなかった。強雨は，水循環を通して人間生活に密接にかかわり，その強度，頻度によっては災害に直接関連する。地球温暖化に伴い強雨の発現特性にも変化が生じる可能性が高く，今後，強度別発現特性の経年変化傾向については注視していく必要がある。

2020年学外研究活動報告

(2020年1月～2020年12月)

本報告は会員から報告のあったものを掲載してあります。——◇運営委員会

〔学会報告〕

報告者名	題 目	学 会 名	月
師 尾 晶 子	ペルシア戦争の記憶と《ヘレネス》意識の創造と展開	2020年度西洋古代史サマーセミナー	9

〔寄稿〕

執筆者名	論 文 名	掲載誌名その他	月
川 崎 知 巳	学校における「チーム」をどうつくるか	教職研修 2020年3月号 〈特集：かけ声だけの「チーム学校」からのステップアップ〉教育開発研究所	2
中 村 元 彦	IT会計帳簿活用によるIT精査に基づく深度ある監査の実現	『産業経理』第80巻第1号	4
師 尾 晶 子	地中海の〈競技〉11 松明競走	『地中海学会月報』429号	4
師 尾 晶 子	極右政党「黄金の夜明け」の台頭と極左連合政権下のギリシアにおける古典教育と古代史の再定義	『歴史学研究』997号	6
川 崎 知 巳	社会全体で、頑張る教員応援	PRICIPAL 月刊プリンシパル8月号 特集：働き方改革は実現しているか 学事出版	7
田 中 信一郎	新しい野党第一党の「綱領」を読み解く—「保守二大政党論」に終止符を打つ日本政治の転換点に	『論座』朝日新聞社	8

〔著書〕

執筆者名	書 名	発行所	月
田 中 信一郎	政権交代が必要なのは、総理が嫌いだからじゃない—私たちが、人口減少、経済成熟、気候変動に対応するために	現代書館	1

安藤 崇	『環境マネジメント・コントロール：善行の内省と環境コスト・マネジメント』	中央経済社	2
師尾 晶子 [㊦]	『論点・西洋史学』	ミネルヴァ書房	4
土屋 清人	持続可能な建物価格戦略	中央経済社	7
吉田 敦	アフリカ経済の真実 資源開発と紛争の論理	筑摩書房	7
MOROO Akiko [㊦]	The City Basilica of Tlos	Istanbul: Koç University Press	10
中村元彦 編著 [㊦]	中小上場会社の内部統制—実務上の課題と提言—	同文館出版	11

〔抄録〕

源氏物語と古事記神話（五）

杉浦 一雄

『源氏物語』のいわゆる〈玉鬘十帖〉は、玉鬘を中心に六条院を舞台としてくりひろげられる〈玉鬘求婚譚〉を本旨としている。〈玉鬘十帖〉の掉尾をかざる「真木柱」の巻には、鬘黒大将が光源氏の目を盗んで玉鬘を自邸へと奪い去る〈六条院逃走の物語〉が描かれている。

これまでに私は、『源氏物語』の根底には〈記紀神話〉が深く関与し、『源氏物語』は〈記紀神話〉を源泉として執筆されたのではないかと考えてきた。もしもその発想に基づくならば、六条院を舞台とする〈玉鬘十帖〉の結末にも、その根底に〈記紀神話〉が踏まえられている可能性が高いのではないか。そこで、ここでは『源氏物語』のなかから玉鬘と鬘黒大将とのかかわりを中心に取り上げ、鬘黒大将による〈六条院逃走の物語〉が、『古事記』における大國主神による〈根之堅州国逃走の神話〉を源泉として造型されたことを明らかにしてみたいと思う。

玉鬘をめぐる『源氏物語』と『古事記』との共通点について以下論述する。

⑩ 男主人公がどちらも天下を統治する立場にあった点。

⑪ 男主人公がどちらも短時日のうちに天下の統治から退いている点。

⑫ 巻名「真木柱」にちなみ、どちらも柱に「刺し挟む」として共通している点。

〈J〉

ということとは、〈玉鬘求婚譚〉の結末が『古事記』上巻の神話を〈源泉〉として創作されただけでなく、そもそも「真木柱」という巻名自体が『古事記』の神話に由来していたことがわかるのだ。

このように、「真木柱」という巻名の由来もまた『古事記』の神話にもとづいているのである。

注

- (1) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注・訳『源氏物語』④〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九六年。
- (2) 北山谿太『源氏物語辞典』平凡社、一九五七年、四七九頁。
- (3) 『國史大辭典』第九巻、吉川弘文館、一九八八年、一七三頁。
- (4) 『日本史大事典』第四巻、平凡社、一九九三年、五一二頁。
- (5) 『日本歴史大事典』二、小学館、二〇〇〇年、八六七―八六八頁。
- (6) 山口佳紀・神野志隆光校注・訳『古事記』〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九七年、八五頁。
- (7) 『本居宣長全集』第九巻、神代八之巻根堅洲国の段、担当編集・大野晋・筑摩書房、一九六八年、四六一頁。
- (8) 植松安・大塚龍夫『古事記全釋』広文館書店、一九二五年、九〇頁。
- (9) 倉野憲司・武田祐吉校注『古事記 祝詞』〈日本古典文学大系〉、岩波書店、一九五八年、九〇頁。
- (10) 尾崎暢映『古事記全講』加藤中道館、一九六六年、一三〇頁。
- (11) 荻原浅男・鴻巣隼雄校注・訳『古事記 上代歌謡』〈日本古典文学全集〉、小学館、一九七三年、九二頁。
- (12) 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・藏中進・毛利正守校注・訳『日本書紀』①〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九四年、九五頁。
- (13) 山口佳紀・神野志隆光校注・訳『古事記』〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九七年、七四頁。
- (14) 伊井春樹編『花鳥餘情』〈源氏物語古注集成〉、桜楓社、一九七八年、一一頁。伊井春樹編『花鳥餘情』〈源氏物語古注集成〉巻一七、桜楓社、一九七八年、二〇八頁。
- (15) 『源氏物語注釈』六、風間書房、二〇〇六年、二九三頁。
- (16) 柳井滋・室伏信助・大朝雄二・鈴木日出男・藤井貞和・今西裕一郎校注『源氏物語』三〈新日本古典文学大系〉、岩波書店、一九九五年、一二七頁。
- (17) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛校注・訳『源氏物語』三〈日本古典文学全集〉、小学館、一九七二年、三六五頁。
- (18) 堀淳一「家を祀る童女——真木柱姫君詠歌の意味(その二)」仁平道明編『真木柱』〈源氏物語の鑑賞と基礎知識〉、至文堂、二〇〇四年、一〇一頁。
- (19) 柳井滋・室伏信助・鈴木日出男・藤井貞和・今西祐一郎編『源氏物語索引』〈新日本古典文学大系〉別巻、岩波書店、一九九九年。

(二〇二一・一・二八受稿、二〇二一・三・九受理)

〔現代語訳〕さて、あの八上比売は、先の約束のとおり大穴牟遲神と結婚なさった。それで、その八上比売を連れて来たけれども、正妻の須世理毘売をおそれて、自分の生んだ子を木の叉にさし挟んで帰った。それで、その子を名付けて木俣神という。またの名は御井神という。

〔古事記〕上巻「大国主神」、八五頁ここに久かたぶりに「八上比売」が登場している。大穴牟遲神が八十神の従者として稲羽に出向いたのはもともと八十神たちが「八上比売」のもとへ求婚に出かけたからである。それゆえ、大穴牟遲神が須佐之男の住む「根の堅州国」を訪問することになったのもひとえに「八上比売」求婚譚の途上にすぎなかつたといえよう。

これによれば、大穴牟遲神すなわち大国主神は須勢理毘売と結婚する以前にすでに八上比売と結ばれ、二人のあいだには子宝にも恵まれていたことがわかるのである。ところが、大国主神には須勢理毘売という「正妻」がいたために八上比売がそれにおそれをなして、みずから生んだ子どもを木の叉にさし挟んで本国へと帰ってしまったというのだ。

この神話を『源氏物語』に移し変えてみると次のようになるであろう。

大穴牟遲神すなわち大国主神をモデルとした鬚黒大將は、須勢理毘売をモデルとした玉鬘と結婚する以前にすでに八上比売ならぬ北の方とむすばれ、子宝にも恵まれていたのだという。ところが、北の方は鬚黒大將が若い玉鬘に夢中になっていたために夫に愛想がつき、子どもが詠んだ歌を柱の隙間に挿し挟むのを待って実家へと戻ってしまったということになるのである。

すなわち、両者は、いずれも離別の場面であることで共通し、いずれも夫の愛想づかしに業をにやした妻の方が怒って離別している点でも一致している。

『古事記』の神話では生んだわが子を「木の俣に刺し挟む」という異様な記述となっているのを、『源氏物語』では子どもがみずから詠んだ歌を「柱のひび割れの隙間に筭の先でお差し入れになる」という行動へと変化して表現されている。すなわち、八上比売が大穴牟遲神との間に生まれた子を木の叉にさし挟んだという乱暴ともいえる神話的表現が、鬚黒との間に生まれた子が別離の歌を柱のひび割れの隙間に筭の先でもって差し入れるという話へと文芸化されているということができよう。

いづれにしても、『古事記』の神話をもとに『源氏物語』の物語が生み出されたのである。

夫が若く高貴な身分の女性にうつつを抜かし、妻として長年夫に仕えてきた女性が追いやられるというさまは、『源氏物語』〈第二部〉を想わせるに充分である。ちようど「北の方と玉鬘」の関係は、「紫の上と女三宮」の関係に似ているといえよう。若いうえに身分の高い女三宮が光源氏のもとに降嫁することによって、これまでだれよりも愛され特別あつかいを受けてきた紫の上は、「妻の座」をおびやかされ深い懊悩へとたたき落される結果となる。

そうした『源氏物語』〈第二部〉の根幹となるべき設定の（原点）にもやはり『古事記』の神話が踏まえられていたということができるとはなからうか。

「真木柱」の巻に踏まえられている神話がすべてそうであるように、この神話もまた『日本書紀』には一切記されることなく、『古事記』にしか伝えられていない。

な気がなさるのもせつなくて……。

今はとて宿離れぬとも馴れきつる真木の柱はわれを忘るな

〔源氏物語〕「真木柱」の巻 三三三頁

〔現代語訳〕今はとて……（今はかぎりど、このお邸を離れていってしまったても、これまでなれ親しんできたこの真木の柱は、私を忘れないでくれ）

つまり、ご自分がいつも寄りかかっていらつしやる東面の柱、それをこれからは他人に譲ってしまうことがせつなくて、そうした日常的な慣習が断たれ、それが別の人に取って代わられてしまうことへの言いようのない寂寥感がこの歌の背後にはあるといえよう。

そのように考えるならば、この「真木柱」もまた（家ほめ）〈室ほぎ〉などではなく、日常的愛着の象徴的表現と理解してよからう。少なくともここでは、姫君が生まれ育った家をあとにすることへの悲哀を日常的愛着を奪われることへの愛惜から歌を詠んでいるものとみてよいのではなからうか。

第三項 「刺し挟む」という行為

むしろ、この場面で着目しなければならぬのは、真木柱の姫君が詠んだ歌をみずから柱の割れ目に「刺し挟む」としている行為そのものなのだ。

姫君、檜皮色の紙の重ね、ただいささかに書き、柱の乾割れたるはさまに、笄の先して押し入れたまふ。

〔源氏物語〕「真木柱」の巻 三三三頁
〔現代語訳〕檜皮色の紙を重ねたのに、ほんの一筆書きつけて、柱のひび割れの隙間に笄の先でお差し入れになる。

ここで真木柱の姫君は、みずから詠んだ歌を紙に書きつけ、その紙を柱のひび割れの隙間に笄の先でもって差し挟んでいるのである。

歌を柱に書きつけるといふ行為は「手習」の巻（三五九頁）にもみられるが、ここではみずから詠んだ歌を柱の割れ目に「刺し挟む」というきわめて特異な行動に出ているのである。それは、ほかの「柱」「真木柱」の用例にはけっして見ることのできないこの場面独自の表現なのである。

では、いったいなぜ作者は真木柱の姫君に詠んだ歌を柱の割れ目に「刺し挟む」などという行為におよばせたのであろうか。

そう考えた時、やはり参考となるのは『古事記』の神話ではなからうか。

じつは、この条りには次のような神話が踏まえられているように思われるのである。

大国主神が須勢理毘売を背に負って黄泉ひら坂を逃げ去り、一段落したのちの場面である。そこには次のような記述がみられる。

故、其の八上比売は、先の期の如くみとあたはしつ。故、其の八上比売は、率て来つれども、其の適妻須世理毘売を畏みて、其の生める子をは木の俣に刺し挟みて返りき。故、其の子を名づけて木俣神と云ふ。亦の名は、御井神と謂ふ。

〔現代語訳〕（尼君が）中の柱に身を寄せてすわり、脇息の上きわでに経巻を置いて……。

柱に寄りゐたまへる夕映ゆふばえいとめでたし。

〔源氏物語〕「薄雲」の巻、四五九頁

〔現代語訳〕（光源氏が）柱にもたれてすわっていらつしやるお姿が、夕暮の薄明りに映えているのは、まことにのみごとである。

御几帳きざう引きやりたまへれば、母屋もやの柱に寄りかかりて、いときよげに、心恥こぢづかしげなるさましてものしたまふ。

〔源氏物語〕「若菜上」の巻、一二五頁

〔現代語訳〕御几帳をお引きのけになると、（明石の）御方は母屋の柱に寄り添って、じつさいかにも美しく、気のひけるほどのみごとなご様子をしていらつしやる。

柱に寄りゐたまへるをも、若き人々はのぞきてめでたてまつる。

〔源氏物語〕「椎本」の巻、二二二頁

〔現代語訳〕（薫が）柱に寄りかかってすわっていらつしやるお姿を、若い女房たちはのぞき見ておほめ申しあげている。

常よりも昔思ひ出でらるるに、えつつみあへで、寄りゐたまへる柱もとの簾すだれの下したより、やをらおよびて御袖ごそでをとらへつ。

〔源氏物語〕「宿木」の巻、四二七頁

〔現代語訳〕（薫）中納言はいつにもまして亡き姉君のこと

を思い出さずにはいられないので、もうこらえきれなくて、寄りかかっていらつしやった柱のそばの御簾の下から、そつと身をのばして女君のお袖をとらえた。

寄りゐたまへりつる真木柱まきばも褥じふも、なごり匂におへる移り香、言へばいとことさらめきたるまでありがたし。

〔源氏物語〕「東屋」の巻、五四―五五頁

〔現代語訳〕（薫）大將が寄りかかっておいでになった真木柱まきばにも褥じふにも、あとに残りただよう移り香が、いままらそれを言うのもわざとらしいくらいに無類のかぐわしさである。

このように、『源氏物語』における「柱」あるいは「真木柱」の用例には「寄りゐ」「寄りゐたまふ」「寄りかかる」という表現とともに述べられていることが少なくなく、「柱」や「真木柱」が日常寄りかかり、もたれかかるものとして機能していることがわかるのである。すなわち、『源氏物語』における「柱」あるいは「真木柱」という用例には常日頃寄りかかり、もたれかかる日常的愛着の象徴的表現があると考えてよいのではなからうか。

当該歌もこの流れのなかに位置しているように思われる。いま一度、『源氏物語』の本文をみてみよう。

常に寄りゐたまふ東面ひんがしの柱を人に譲る心地したまふもあはれにて……。

〔源氏物語〕「真木柱」の巻、三三三頁

〔現代語訳〕姫君は、いつもご自分が寄りかかっていらつしやる東面の柱を、これからは他人ほかのひとに譲ってしまうよう

「立派な建築用の材木」(16)をいい、「真木の柱はわれを忘るな」と絶唱しているように、「柱への執着によって家や父親への執着を表現」(17)しているものとみてよからう。

第二項 「寄りゐたまふ」柱

ところで、「柱」や「真木柱」の語に〈家ほめ〉〈室ほぎ〉があるとこの歌にそれらの意図があったとする見解がある。

「真木の柱は」と詠む姫君は、御巫みかみおよび忌部の役割を担い、自身が去る邸において「大殿祭」の形式をなぞるごとく、「家ほめ」「室ほぎ」を柱に向かって行っているのではないか。「真木柱」という語そのものが、柱に象徴される家への「称辞」であり、そこには「家ほめ」「室ほぎ」という行為が凝縮されている。

堀淳「家を祀る童女——真木柱姫君詠歌の意味(その二)」(18)

これによれば、真木柱の姫君は御巫や忌部の役割を担い、「大殿祭」の形式をなぞることで柱に向かって〈家ほめ〉〈室ほぎ〉の行為が凝縮されているというのだ。

しかし、少なくともここに詠まれた歌に、それらを読みとろうとするのは不可能ではなからうか。

たとえば、『源氏物語索引』(19)によれば、『源氏物語』における「柱」の用語例は十四例、「真木柱」「真木の柱」の用語例は十例にのぼるが、このうち〈家ほめ〉〈室ほぎ〉を詠んだと思われるものは皆無である。

それどころか、『源氏物語』の「柱」や「真木柱」の用例の多くにはきわめて特徴的な表現が共通してみられるのである。その一例をあげてみよう。

出で入りたまひし方、寄りゐたまひし真木柱などを見た
まふにも胸のみふたがりて……。

〔現代語訳〕君のお出入りなさっていたあたりや、もたれ
てすわっていらつしやつた柱などをごらんになるにも、
お胸がふさがるばかりで……。

須磨に退去した光源氏のことを都にとり残された紫の上がしのお場面である。紫の上は、源氏が入りしていたあたりや常日頃もたれかかってすわっていた真木柱などを見ては、源氏が今ここにいないというまぎれもない事実を痛切に感じ取っているのである。

ここに詠まれた「真木柱」は、源氏が常日頃もたれかかっていた日常そのものを表象している。

しかも、そうした「柱」や「真木柱」に対する感覚は、この用例に限ったことではない。

『源氏物語』をみると、「柱」あるいは「真木柱」の用例には「寄りゐ」「寄りゐたまふ」「寄りかかるといった表現がからみついている場合が少なくないのである。それらを例挙してみよう。

中の柱に寄りゐて、脇息けふそでの上に絛けふそでを置きて……。

〔源氏物語〕「若紫」の巻、二〇六頁

結び——「真木柱」という巻名の由来

第一項「真木柱」という巻名

⑫巻名「真木柱」にちなみ、どちらも柱に「刺し挟む」とで共通している点。

しかしながら、『源氏物語』が『古事記』の神話を踏まえて造型されていたということは、物語の展開や人物造型だけに限ったことではない。「真木柱」という巻名そのものの由来についても『古事記』神話からの影響をみとめることができるのではなからうか。

そもそも『源氏物語』の巻名について、一条兼良は『花鳥余情』のなかで次のように述べている。

凡五十四帖の巻の名に四の意あり一には詞をとり二には歌をとる三には詞と哥との二をとる四には歌も詞にもなきことを名にせり

（伊井春樹編『花鳥餘情』〈源氏物語古注集成〉（14））

つまり、これらをまとめてみると、一条兼良は『源氏物語』五十四帖の巻名を、

- ① 詞からとったもの
 - ② 歌からとったもの
 - ③ 歌と詞の両方からとったもの
 - ④ 歌にも詞にもよらないもの
- の四つに分類し、「真木柱」の巻名については②「歌からとったもの」としているのである。

巻名の由来となった歌は次の歌である。

今ほとて宿離れぬとも馴れきつる真木の柱はわれを忘るな

（『源氏物語』「真木柱」の巻 三三七三頁）

〔現代語訳〕今ほとて……（今はかぎりど、これまでなれ親しんできたこの真木の柱は、私を忘れないでくれ）

このときの姫君は、この場面から作者によって「真木柱離れがたくしたまひし君」（「紅梅」の巻、三九頁）「真木柱の姫君」（「若菜下」の巻、一五九頁）「竹河」の巻、八九頁）あるいは単に「真木柱」（「竹河」の巻、六五頁）と呼称されるにいたっている。作者にとってもきわめて印象的な場面だったのである。

鬚黒大將が玉鬘に夢中になり、北の方をないがしろにするのをにがにがしく思っていた式部卿宮は、娘である北の方とその子どもたちを不憫に思つて実家へと引き取る決心をする。北の方は父が差し向けたむかえを受け入れ、幼い男君たちを集めて観念する。

ところが、このとき姫君だけは父である鬚黒大將にたいそうかわいがられてきたためもあつてか、とてもこのまますぐに立ち去ることができない。せめてもう一度逢つていとま乞いなどを申しあげてからと父の帰りを待ちつづけていた。しかし、日も暮れようとし、雪も降つてきそうな空模様になつたにもかかわらず、一向に父が帰ってくる気配がない。姫君は母親に急かされ、諦めるようにうながされたうえで、馴れ親しんだ家を去るにあつて一首の歌を詠みあげた。それがこの歌なのである。

歌にいう「真木の柱」とは「檜や杉の柱」（15）のことで、

あらためて『源氏物語』と『古事記』神話との共通点をまとめよう。

- ①女主人公とその父親との親子関係にどちらも疑念を有する点。
- ②男主人公がどちらも武器とかかわりを有する点。
- ③男主人公がどちらも特異な容姿容貌を有する点。
- ④男主人公がどちらにもすでに正妻がいる点。
- ⑤男主人公がどちらも火難に遭遇している点。
- ⑥男主人公の妻が、男主人公のもとをみずから訣別している点。
- ⑦男主人公がどちらも女主人公を掠奪している点。
- ⑧重要な小道具としてどちらにも「琴」が登場している点。
- ⑨女主人公がどちらも「正妻」となっている点。
- ⑩男主人公がどちらも天下を統治する立場にあった点。
- ⑪男主人公がどちらも短時日のうちに天下の統治から退いている点。

これらによれば、『源氏物語』における「真木柱」を中心とする〈玉鬘求婚譚〉の源泉が『古事記』上巻の日本神話にあったことが理解されてくるはずである。

『古事記』の神話は、物語の主要な展開だけでなく、玉鬘や鬘黒大将さらには鬘黒の元の北の方や真木柱の姫君といった人物たちの人物造型にも大きく影響していたことがわかる。

須佐之男命	↓	光源氏
須勢理毘売	↓	玉鬘
大穴牟遲神(大国主神)	↓	鬘黒大将
稲羽の八上比売	↓	元の北の方
木俣神または御井神	↓	真木柱の姫君

光源氏は須佐之男命をモデルとし、鬘黒大将は大穴牟遲神(大国主神)、玉鬘はその妻となった須勢理毘売をもとに人物造型されているのである。

求婚に関しては、もともと大穴牟遲神(大国主神)と須勢理毘売二人だけの問題だったものを世間へと広げ、競争相手を付加することによって〈玉鬘求婚譚〉を形成することになったと考えることができよう。

鬘黒が玉鬘を自邸へと連れ出す突然の行動には、大穴牟遲神(大国主神)が須勢理毘売を連れ出して須佐之男命のもとを逃げ去るといふ『古事記』の神話がもとになっていたと考えるべきであろう。この結末は、『竹取』や『宇津保』などではなく、明らかに『古事記』の神話を踏まえていたということができるのである。

太政大臣であった鬘黒が突然亡くなったのち、世間の風向きがまったく変わったためになんか何かと苦労する鬘黒家の実情については、『源氏物語』(第三部)「竹河」の巻へと記述がつけられているといえよう。

すなわち、『源氏物語』「真木柱」の巻は『古事記』における大穴牟遲神(大国主神)の神話を源泉として成立したと結論することができるのである。

国土を支配する最高権力者となりながらも、短時日のうちに追いつかれる結果となってしまったからである。

大穴牟遲神が「大国主神」となって、日本の国家の運営を任され国作りに進進していた矢先、出雲国の伊耶佐の浜に天照大神の使者として建御雷神が降り立ち、「この葦原中国は天つ神の子孫が支配する国である。お前の心はどうか」と尋ね、大国主神に「国譲り」をせまったのである。

これに対して、大国主神はみずからは何も答えず、後継者である八重事代主神に答えさせる。すると、八重事代主神は受諾の意向を伝えた。ところが、大国主神のもう一人の重要な息子である建御名方神が千引の石を差しあげながら登場し、力くらべを要求。しかし建御名方神は、建御雷神の靈威と怪力に負けて信濃国まで逃げ去ることとなった。

こうして、再び出雲に立ちもどった建御雷神はあらためて大国主神に意向を問いただし、正式に天照大神に服属するむねを承諾、ここに晴れて「国譲り」がなかったのである。

大国主神にはほかにも多くの男子があるものの、後継として重要と判断されていたのは、「八重言代主神」と「建御名方神」という二柱の神である。

『源氏物語』では鬚黒には元の北の方との間に「真木柱の姫君」を頭に男の子が二人おり、「正妻」となった玉鬘とのあいだにも立てつづけに男子が誕生している。

つまり、鬚黒にもまた大国主神と同じように、後継者となるべき男子が複数いたことがわかるのである。

大国主神は誓っている。

僕が子等二はしらの神が白す随に、僕は、違はじ。此の葦原中国は、命の随に既に献らむ。

〔古事記〕〈新編日本文学全集〉、一一一頁）
〔現代語訳〕私の子ども二柱の神が申すことに従い、私は背きません。この葦原中国は、仰せのままにすっかり献上いたしますしよ。

こうして大国主神は、「国譲り」を承諾し、出雲に立派な殿舎を建てて鎮座したというのだ。

もちろん、死ぬことと鎮座することでは意味が異なるであろう。しかし、これまで国土の主宰神としてふるまってきた大国主神が「国譲り」を受け入れ、服属したうえで、それまでの権力を行使できなくなるということは死と同等の価値があることとらえることもできよう。

地上の支配者である大国主神が「国譲り」によってたちまちのうちに支配権を奪われ、鎮座したという『古事記』の記述は、「太政大臣」の地位にまで昇りつめたにもかかわらずまたたくまに没してしまったという鬚黒の物語の原点だったのではなからうか。

すなわち、『源氏物語』のなかで、鬚黒が臣下として最高の位である太政大臣に就任したことも、また、せっかく太政大臣の地位に就任したにもかかわらずあつてなく没してしまったことも、すべて『古事記』における大国主神の神話を踏まえたうえで構想されていたということができるのである。

十八 まとめ

以上、『源氏物語』〈玉鬘十帖〉の掉尾を飾る「真木柱」の巻を中心に『古事記』上巻の大国主神をめぐる神話との比較をこころみてきた。

地位にまで昇りつめたことと同等なのではなからうか。

つまり、『源氏物語』において鬚黒が「太政大臣」となり全盛をむかえるという物語展開には、『古事記』において須佐之男命が発した命令が大きく作用していたということができるのである。

もちろん、結果的に鬚黒を「太政大臣」の座につかせるにあたっては、そうなるべきさまざまな設定があらかじめ施されていたの言うまでもあるまい。

たとえば、右大臣の子として生をうけ、光源氏や内大臣(昔の頭中将)に次いで冷泉帝からの信望があつく次代の権勢家として囑望され、実妹である承香殿女御が朱雀院の女御となつて春宮を生んだため、四年後、冷泉帝が讓位するにおよんで今上帝の治世となるや今上帝の伯父にあたる唯一の外戚となつて、「太政大臣」の座へと駆けのぼるなど。

こうした設定の背後には『古事記』神話において大穴牟遲神が「大国主神」となれと言挙げされたことが踏まえられていると考えられるのである。

十七 国讓り

⑩男主人公がどちらも短時日のうちに天下の統治から退いている点。

こうして鬚黒はついに「太政大臣」の地位にまで昇りつめることとなったのだが、それにもかかわらずまたたくまに亡くなつてしまったため、太政大臣の座をすぐにも明け渡すことになつてしまったというのである。

『源氏物語』(第三部)の「竹河」の巻には次のように記されている。

尚侍の御腹に、故殿の御子は男三人、女二人なおはしけるを、さまざまにかしづきたてむことを思しておきて、年月の過ぐるも心もとながりたまひしほどに、あへなく亡せたまひにしかば、夢のやうにて、いつしかと急ぎ思しし御宮仕もおこたりぬ。

〔『源氏物語』「竹河」の巻、五九一六〇頁〕

〔現代語訳〕尚侍の御腹に、故殿の御子は男三人、女二人がいらつしゃつたのだが、その方たちを、それぞれたいせつに育てあげようとお心がけになつて、年月のたつのももどかしく思つておられるうちに、殿はあつけなくお亡くなりになつたので、あとに残された尚侍の君は夢のような心地になられて、早く早くとそのご用意をととのえていらつしゃつた姫君のご入内のこともそれなりになつてしまった。

ここにいう「尚侍」とは玉鬘のことであり、「故殿」とは亡き鬚黒のことである。

鬚黒があつけなく亡くなつてしまったので、あとに残された玉鬘は夢のような心地になり、ととのえていた姫君ご入内の準備もそのままになつてしまったというのである。

じつさいに、鬚黒がいつ「太政大臣」の任を拜命し、いつ没してしまつたのかについては正確な時期を明らかにすることはできないが、鬚黒は「太政大臣」という異数の地位にまで昇りつめながらもあつけなく没してしまい、その座をすぐにも明け渡してしまつたというのだ。

こうした鬚黒の最高権力者としての短さについても、やはり大国主神について記す『古事記』の神話が大きく関与しているように思われる。それというのも実は、大国主神もまた

「則闕の官」とも称され、一〇世紀以降は名誉職的な地位になったという。

鬚黒はついに「太政大臣」の地位にまで昇りつめ、人臣を極めたのである。

鬚黒が「太政大臣」の地位にまで至り、人臣を極めるといふ『源氏物語』の物語展開には、少なからず『古事記』神話が影響しているように思われる。

『古事記』の神話によれば、大穴牟遲神を追って黄泉ひら坂までやってきた須佐之男命は、はるかかなたへ逃げ去ろうとする大穴牟遲神にむかって次のように呼びかけている。

「……おれ、大國主神と為り……」

（『古事記』〈新編日本古典文学全集〉）（6）

〔現代語訳〕「……きさまは大國主神となり……」

大穴牟遲神は須佐之男命から「大國主神」となるよう強く命じられているのである。

「大國主神」について、諸注は次のように記している。

名義は、天下を伏へて、宇志波久神と云意なり、

（本居宣長『古事記伝』）（7）

此の国土を平定してこれを統治し給ふ神と云ふ意……

（植松安・大塚龍夫『古事記全釋』）（8）

大は美称、國を支配する神。政治的立場からの神名。

（倉野憲司校注『古事記』〈日本古典文学大系〉）（9）

「大」は讚称の語。「國主」は國土を支配する魂の所有者の義。

（尾崎暢映『古事記全講』）（10）

偉大なる國の主宰神の意。出雲によつて代表される葦原中國の支配する神として現われている。後出別名の出雲の神々を統合して、後代の政治的な立場から命名された神。

（荻原浅男校注・訳『古事記』〈日本古典文学全集〉）（11）

偉大な、國の首長。記はこの名を五つの名をもつ「大穴牟遲おほち神」が國作りをしたことによつて最終的に獲得した最高の名としている。「偉大な、國土の君主」という名で、この業績と美名のために、天孫降臨にあたって國土を譲らされる運命となる。

（『日本書紀』〈新編日本古典文学全集〉）（12）

偉大な、國の主の意。國（地上の世界）の統括者をいう。後に続く物語が示すように、大國主としてのこの神が、葦原中國を完成した。

（『古事記』〈新編日本古典文学全集〉）（13）

要するに、「大國主神」とは偉大なる國土の主宰神ということ、この地上におけるもつとも偉大な神という意味である。大穴牟遲神は須勢理毘売とともに現世へもどつて、地上におけるもつとも偉大な國土のあるじとなれと須佐之男命に命じられているのである。

このことは、玉鬘と結ばれた鬚黒がついに「太政大臣」の

〔論説〕

源氏物語と古事記神話 (五)

杉浦 一雄

目次

十六 天下の統治

十七 国譲り

十八 まとめ

結び——「真木柱」という巻名の由来

第一項「真木柱」という巻名

第二項「寄りゐたまふ」柱

第三項「刺し挟む」という行為

十六 天下の統治

⑩男主人公がどちらも天下を統治する立場にあった点。

『源氏物語』によれば、玉鬘を奪い去った鬚黒大将はその後つきつきと出世を重ね、「右大将」から「左大将」(「若菜上」の巻、三七頁)(1)、さらに今上帝が即位されるや「右大臣」(「若菜下」の巻、一六五頁)に昇進して政務をお執りになり、ついに「太政大臣」(「紅梅」の巻、三九頁)の地位にまで昇りつめていたのである。

「太政大臣」について辞書類は次のように記している。

太政官の長官。左右大臣の上に居る。定まれる職掌とは無く、天皇の御師範となり、四海に儀表たる人にして、最も重任たり。

(北山谿太『源氏物語辞典』(2))

律令制で太政官の最高の官。

(『國史大辭典』第九卷)(3)

律令官僚機構の頂点に位置する太政官の筆頭長官である

(太政官の長官は太政大臣と左右大臣の三名)。

(『日本史大事典』第四卷)(4)

律令制において国政の最高機関である太政官の首席の大^だ臣。「だじょうだいじん」ともいう。定員は一名で、品・正^{しょう}従一位相当。適任者がなければ欠員でもよく、則^{すなは}闕の官と称された。(中略)基^き経のときには職掌をめぐ^める議論がなされ、令文の本意は太政官の首班として国政を統括する地位とされた。当初は関白と密接にかかわるものであったが、一〇世紀以降名譽職的になった。

(『日本歴史大事典』(2)) (5)

すなわち、「太政大臣」とは「律令官僚機構の頂点」に位置し、「国政の最高機関である太政官の主席の大臣」であり、「国政を統括する地位」にある「太政官の最高の官」をいうのである。「定まれる職掌とは無^ないにもかかわらず、「最も重任」であったといい、定員は一名だが欠員でもよいいた

千葉商科大学国府台学会

運営委員会委員

(ABC順)

-
- 荒川敏彦(商経学部)
藤井紘司(人間社会学部)
藤田輔(国際教養学部)
五反田克也(国際教養学部)
平原隆史(政策情報学部)
○小杉亮一朗(商経学部)
久保田俊介(基盤教育機構)
松原日出人(人間社会学部)
仲野友樹(サービス創造学部)
西井真祐子(商経学部)
新田耕平(商経学部)
小川亮(商経学部)
大下剛(サービス創造学部)
◎相良陽一郎(商経学部)
田中信一郎(基盤教育機構)
戸川和成(政策情報学部)
土屋清人(商経学部)
山内真理(商経学部)
趙軍(商経学部)

◎委員長

○副委員長

©

2021年3月31日発行

千葉商大紀要 第58巻 第3号

(通巻第190号)

編集発行者 千葉商科大学
国府台学会

発行所 千葉県市川市国府台1-3-1
(〒272-8512)
電話 (047) 372-4111(代)

印刷所 株式会社 CUC サポート
ドキュメントセンター
千葉県市川市国府台1-3-1
(〒272-8512)
電話 (047) 710-4672

CHIBA SHODAI KIYO

(The Journal of Chiba University of Commerce)

Vol. 58 No. 3 March 2021

Articles

- Tension in the Midst of Constancy
—From a Comparison of the 2006 and 2020 Surveys of People’s Attitudes toward
Everyday Life in Tokyo’s 23 Wards—
..... *ARAKAWA, Toshihiko* (1)
- Study on Effective Training Methods Before / After the Educational Practice
—Parenthood of Students Required in the Practices— *SAGARA, Mari* (15)
SAGARA, Yoichiro
- Aquatic Environments of Pond Junsai, Ichikawa, Chiba Prefecture
—Towards Restoration and Protection of the Pond *SUGITA, Fumi* (35)
- Foreign Language Education in the New Normal
—Designing a Learning Cycle— *YAMAUCHI, Mari* (51)
- Corporation Tax Law and Accounting Standard for Revenue Recognition (2)
— What Is “Value” as Defined in Article 22-2 (4) of the Corporation Tax Act?—
..... *IZUMI, Junya* (87)
- The Tale of Genji* and Myth Records of Ancient Matters Vol.5
..... *SUGIURA, Kazuo* (144)

Notes

- Characteristics of Heavy Precipitation Events and their Long-term Trend in Chiba
Prefecture, Japan *YAMAMOTO, Kazuki* (119)
SUGITA, Fumi

News

- Reserch Activities outside the University (131)

KONODAI INSTITUTE

Chiba University of Commerce

Konodai, Ichikawa, Chiba, Japan